

令和 3 年

# 6 月熊取町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 9 日開会

令和 3 年 6 月 22 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和3年6月定例会会議録目次

(6月9日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 令和2年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	4
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
1. 田中圭介議員	10
1) ゼロカーボンシティ(カーボンニュートラル)について	
①「ゼロカーボン宣言都市」登録経緯について	
②脱炭素に向けた主な取組・施策について	
(1)2050年CO <sub>2</sub> 実質0に向けた取組内容について	
(2)現時点での取組や考えている今後の施策について	
2) 町立小・中学校、町立保育所内の安全管理・防犯・不審者侵入防止対策について	
①現在の具体的な対策について	
②防犯カメラの設置状況について	
3) 町有施設における自動販売機について	
①自動販売機業者の選定方法について	
②災害時対応自動販売機「災害バンダー自動販売機」の設置について	
4) 消防団員処遇改善について	
①「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を受けた進捗状況について	
2. 江川慶子議員	21
1) コロナ対策について	
①ワクチン接種状況と今後の予定について	
②PCR検査の拡充状況について	
③無症状感染者を早期発見し保護する体制について	
2) 女性への健康支援について	
①「生理の貧困」についての認識について	
②小中学校の女性用トイレへの生理用品の設置について	
3) プラスチックごみについて	
①宣言までの経過と現状について	
②住民のプラスチックごみ分別の現状について	
③町のプラスチックごみの処理負担額の分別を始めた年からの状況について	
(資料提出)	
3. 坂上巳生男議員	32
1) 宅地開発と安全な町づくりについて	

①開発指導要綱の見直しについて	
「雨水流出抑制について開発指導要綱の中に規定すべきでは」と提案した 検討結果について	
②開発住宅地の「地盤変化」への対応について	
町域全体の点検と安全対策の検討内容について	
2) 新型コロナ対策としての、住民生活を支える追加支援策について	
①国・府の支援策の対象外となる町内事業者への支援策の検討について	
②アルバイト減少などで困窮する学生への支援策について	
③現在実施中のひまわりバス、小中学校等給食費の無償化を10月以降も継続 することについて	
4. 坂上昌史議員 .....	40
1) 熊取町の行政D X推進について	
①熊取町の行政手続きのオンライン化について	
(1)オンライン手続きの割合について	
(2)利用率、住民満足度について	
(3)窓口の混雑度合い、待ち時間について	
(4)マイナンバーカードの保有率、今後の見通しについて	
(5)マイナンバーカードを持たない層や、いわゆるデジタル弱者への対応に ついて	
②自治体D X推進計画をふまえた全庁的な計画について	
(1)誰が、いつまでに、何をやるかについて	
2) 中学校のクラブ活動について	
①令和5年度以降、休日の部活動が段階的に地域移行される方針を受けた熊 取町の進め方について	
5. 浦川佳浩議員 .....	46
1) 熊取町教育方針について	
①各小中学校の学校経営方針へのE S D教育の位置付けについて	
②E S D教育について、どのようにして学び、学ぶことで何ができるように なるのかについて	
③ユネスコスクールへの加盟について	
④E S Dカレンダーへの取り組みについて	
2) ゆめの森公園および永楽墓苑の指定管理について	
①ゆめの森公園の直近3カ年の「月別利用者数」および「月別駐車場利用料 金」の推移について (資料提供)	
②指定管理者が説明した「前回のプレゼン内容」と「今回のプレゼン内容」 の比較等について	
③奥山雨山自然公園一帯の管理者等による広域的な会議開催について	
 (6月10日)	
出席議員 .....	59
議事日程 .....	59
一般質問 (続き) .....	60
1. 大林隆昭議員 .....	60
1) 教育分野での外部人材の積極的な活用について	
①I C T支援員、G I G Aスクールサポーターの配置の現状について	

- ②プログラミング学習など、教員にも一定のスキルが必要とされる学習への対応について
- ③ICT教育推進のための外部人材の登用について
- 2) 循環型社会を目指しての取り組みについて
  - ①ゼロカーボンシティに関する施策について
  - ②学校や地域、家庭にコンポストを設置、生ごみの排出量を減らす取り組みについて
- 3) 「企業版ふるさと納税」での財源確保について
  - ①先の2つの事業に「企業版ふるさと納税」を活用しての財源確保について
- 4) 農業問題について
  - ①農業従事者の高齢化に伴うため池の整備、水路の整備への手厚い支援について
  - ②農作業の効率化、省力化のための補助金の拡充について
- 2. 鱧谷陽子議員 ..... 69
  - 1) 第4次総合計画第2次計画のSDGsとの関連について
    - ①基本計画に関連するSDGsの実施計画の中での位置付けとその効果について
    - ②第4次総合計画第2次実施計画中のターゲットに関する表記を言葉に変えることについて
    - ③コロナ収束後、SDGsを町民に理解を求める活動について
  - 2) 「介護保険計画」「地域共生社会」について
    - ①コロナ禍でのプラットフォームづくりの進め方について
    - ②熊取町のモデル事業について
      - (1)どのように進めたのかについて
      - (2)今年度の継続について
    - ③いきいきくまとり高齢者計画について
      - (1)不十分な取り組みとして挙げられた第2層生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議が進まなかった理由について
      - (2)第1層の配置・会議について
    - ④介護施設の利用料減免について
  - 3) 北小学校でのコロナ感染について
    - ①PCR検査が十分に行われたかについて
    - ②休校3日の根拠について
    - ③オンライン授業の準備について
- 3. 文野慎治議員 ..... 78
  - 1) 「熊取町公共交通会議」について
    - ①従前設置した同様の会議体との違いについて
    - ②近隣市町の「法定協議会」の性格を持った「交通会議」との違いについて
    - ③今年度の到達目標と、その後の展開について
  - 2) 「自治会問題」について
    - ①町内の自治会の現状で、町が把握している問題点について
    - ②解決策について
- 4. 渡辺豊子議員 ..... 88
  - 1) 災害対策について
    - ①避難情報について、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化された

この住民への周知について	
②個別避難計画作成について	
(1)個別避難計画の作成状況について	
(2)災害弱者の支援強化への取り組みについて	
2) ペット同行避難について	
①避難所での受け入れ体制について	
②ペットを同行した避難訓練について	
③ペット同行避難についての住民への周知について	
しつけや備えを記載した「ペット防災手帳」を作成しての周知について	
3) 切れ目のない子育て支援について	
①産後ケア事業の拡充についての取り組み状況について	
②産後ヘルパー事業についての検討状況について	
4) ウイズコロナの図書館運営について	
①コロナ禍での図書館利用状況について	
②本の消毒や脱臭ができる書籍消毒機の導入について	
5. 田中豊一議員 .....	101
1) 熊取町中長期財政シミュレーションに対する評価と対応について	
①熊取町中長期財政シミュレーションに対する評価について	
②将来に向けての財源対策として今取れる対策について	
(1)行財政改革プランアクションプログラムの進捗状況について	
また、どう仕上げるのかについて	
(2)更なる広域連携の取組みはどうするのかについて	
(3)熊取町公共施設等総合管理計画の見直し予定について	
2) 教職員の働き方改革について	
①熊取町の教職員の働き方改革で、今取り組んでいる内容とその効果について	
(1)学校ICT化を教職員の働き方改革にどう生かそうとしているのかについて	
(2)中学校での残業で多くを占めるクラブ活動の指導の土曜日、日曜日の対外試合を含めての対策について	
(3)令和3年度で予算化している「校務支援システム」の導入の進捗状況と取り組む項目について	
6. 矢野正憲議員 .....	110
1) ヤングケアラー支援について	
①町内のヤングケアラーを早期に発見・把握するための実態調査や支援策をどのように考えていくかについて	
 (6月14日)	
出席議員 .....	119
議事日程 .....	119
一般質問(続き) .....	120
1. 河合弘樹議員 .....	120
1) 新型コロナウイルスワクチン接種について	
①今後中学校等で、集団接種を行う可能性について	
②ワクチンは、ファイザー社製のみかについて	

③保管方法について	
④協力医療機関での保管方法について	
⑤歯科医師など研修を受けて新たな打ち手となる方への協力依頼について	
⑥接種後の副反応の状況について	
⑦64歳以下の基礎疾患を有する者で通院または入院している方への問診の方法について	
2) 町制70周年記念について	
①これまでの経緯と今後の取り組み	
②協力事業者について	
提案理由説明	
議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について	132
質 疑	133
採 決	135
提案理由説明	
議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上3件一括付議	135
質 疑	135
採 決	136
提案理由説明	
議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	136
質 疑	137
総務文教常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第38号 工事請負契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))	137
質 疑	138
総務文教常任委員会付託	138
提案理由説明	
議案第39号 工事請負契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事(3-1))	138
質 疑	138
総務文教常任委員会付託	138
提案理由説明	
議案第40号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校大規模改造工事(1期))	138
質 疑	139
総務文教常任委員会付託	139
提案理由説明	
議案第41号 工事請負契約の締結について(西保育所修繕工事)	139
質 疑	140
総務文教常任委員会付託	140
提案理由説明	
議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第3号)	140

質 疑 .....	142
総務文教常任委員会付託 .....	143
提案理由説明	
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号） .....	143
質 疑 .....	144
事業厚生常任委員会付託 .....	144
 (6月22日)	
出席議員 .....	145
議事日程 .....	145
委員会報告 .....	146
議会運営委員会報告 .....	146
議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、議案第38号 工事 請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））、議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））、議案第 40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））、 議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）、議案第42号 令 和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）、以上6件一括付議 .....	146
総務文教常任委員会委員長報告 .....	147
質 疑 .....	147
採 決 .....	147
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号） .....	149
事業厚生常任委員会委員長報告 .....	149
質 疑 .....	149
採 決 .....	149
提案理由説明	
議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例の件 .....	149
質 疑 .....	151
採 決 .....	152
提案理由説明	
委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例 .....	152
質 疑 .....	153
採 決 .....	153
提案理由説明	
委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例 .....	153
質 疑 .....	154
採 決 .....	155
提案理由説明	
議員提出議案第1号 「こども庁」設置を求める意見書、議員提出議案第2号 小 学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や 入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書、 以上2件一括付議 .....	155
質 疑 .....	157
採 決 .....	157

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....	157
--------------------------------	-----



6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

## 令和3年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和3年6月9日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之	兼 道 路 課 長	永橋 広幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子	教 育 次 長	原田 哲哉
		教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について  
議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））  
議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））  
議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））  
議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）  
議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）  
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和3年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされま

してご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開式の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、マスクをつけたまま、起立の上発言していただきますようお願いいたします。

日程に入るに前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和3年第2回熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、5月20日から27日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和3年4月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

令和2年度分

一 般 会 計	3億5,520万	237円
国民健康保険事業特別会計	1億2,095万	813円
介護保険特別会計	3,190万4,113円	
墓地事業特別会計	11万1,083円	
後期高齢者医療特別会計	288万4,457円	

令和3年度分

一 般 会 計	7,412万2,159円	
国民健康保険事業特別会計	1億 387万 199円	
介護保険特別会計	1,405万2,438円	
墓地事業特別会計	563万3,575円	
後期高齢者医療特別会計	554万5,397円	
下水道事業会計	1億5,873万9,568円	
歳入歳出外現金	2,928万6,602円	

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和3年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

5月22日より新型コロナワクチン集団接種もスタートし、医療従事者をはじめとした関係者の皆様方のご努力、ご協力により、おかげさまで事故なく順調に高齢者の皆様への接種が進んでいるところでございます。

緊急事態宣言の再延長により窮屈な自粛生活が続いておりますが、住民の皆様へ寄り添った行政サービスの提供に鋭意努めてまいりたいと存じます。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、緊急事態宣言下で

ありますがご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げますが、専決処分報告につきましては令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について、人権擁護委員候補者の推薦が3件、条例制定につきましては押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、契約の締結につきましては工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事）ほか3件、補正予算につきましては令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）ほか1件でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

---

議長（二見裕子君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和2年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。  
東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 令和2年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和2年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

令和2年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は12件でございます。

まず最初に、款 民生費、項 社会福祉費の青葉台老人憩の家他耐震補強事業でございます。青葉台老人憩の家ほか4か所の耐震補強工事につきまして、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、12月補正予算にて1億2,364万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1億748万6,280円となり、財源につきましてはくまとりふるさと応援基金繰入金5,865万1,900円を既収入特定財源とし、国庫補助金3,092万円を未収入特定財源とし、残り1,791万4,380円が一般財源でございます。

次に、老人憩の家耐震補強事業でございます。五月ヶ丘老人憩の家ほか8か所の耐震補強工事につきまして、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、3月補正予算にて1億8,442万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億8,442万4,000円となり、財源につきましては、くまとりふるさと応援基金繰入金1億2,876万8,000円を既収入特定財源とし、国庫補助金5,565万6,000円を未収入特定財源とするものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の熊取駅西整備事業でございます。熊取駅西側の市街地形成を図るため、交通広場の整備及び熊取駅から交通広場へのアクセス整備を行うものでございますが、関係地権者との協議に時間を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難であるため、12月補正予算にて9億2,385万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は9億1,959万8,400円となり、財源につきましては、国庫補助金、雑入及び町債の合計5億6,948万8,718円を未収入特定財源とし、残り3億5,010万9,682円が一般財源でございます。

次に、道路舗装修繕事業でございます。幹線町道等の舗装工事を実施するものでございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用しての事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて7,173万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の7,173万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計5,960万円を未収入特定財源とし、残り1,213万円が一般財源でございます。

次に、道路維持事業でございます。路面下空洞調査を実施するものでございますが、当該事業も国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて540万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の540万円となり、財源につきましては、国庫補助金202万1,000円を未収入特定財源とし、残り337

万9,000円が一般財源でございます。

次に、町道久保高田線歩道拡幅事業でございます。東小学校の通学路対策として歩道の拡幅工事を実施するものでございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて2億7,500万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2億7,500万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計2億2,495万円を未収入特定財源とし、残り5,005万円が一般財源でございます。

次に、項 都市計画費の公園整備事業でございます。長池オアシス公園施設更新工事を実施するものでございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて6,800万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の6,800万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計5,200万円を未収入特定財源とし、残り1,600万円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の東小学校大規模改修事業でございます。東小学校大規模改修工事を実施するものでございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて1億4,959万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億4,959万9,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計1億917万4,000円を未収入特定財源とし、残り4,042万5,000円が一般財源でございます。

次に、小学校感染症対策等支援事業でございます。各小学校における感染症対策に係る経費でございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて680万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の680万円となり、財源につきましては、国庫補助金340万円を未収入特定財源とし、残り340万円が一般財源でございます。

次に、項 中学校費の熊取南中学校トイレ改修事業でございます。熊取南中学校体育館のトイレ改修工事を実施するものでございますが、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、9月補正予算にて897万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の897万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計816万136円を未収入特定財源とし、残り80万9,864円が一般財源でございます。

次に、熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業でございます。熊取北中学校及び熊取南中学校のトイレ改修工事を実施するものでございますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて8,088万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の8,088万9,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計7,358万5,864円を未収入特定財源とし、残り730万3,136円が一般財源でございます。

最後に、中学校感染症対策等支援事業でございます。各中学校における感染症対策に係る経費でございますが、これも国の令和2年度第3次補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて360万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の360万円となり、財源につきましては、国庫補助金180万円を未収入特定財源とし、残り180万円が一般財源でございます。

以上で、報告第1号 令和2年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件をご報告願います。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和2事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和3事業年度熊取町土地開

発公社予算でございます。

まず、令和2事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

7ページをお開きください。

令和2事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要につきまして、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他管理を行っています。

本事業年度の事業概要ですが、土地の取得については本事業年度はありませんでしたが、土地の処分については、町道五門七山線道路改良用地595.49平方メートルを8,055万2,679円で熊取町に譲渡する事業活動を展開しました。

8ページをお願いします。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書につきましては、本事業年度中に新たに取得した土地はございませんので、各保有用地に係る本事業年度の利子のみとなっております。

次に、(2) 公有用地譲渡調書でございます。

町道五門七山線道路改良用地を熊取町に譲渡いたしました。

9ページをお開きください。

令和2事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益、町道五門七山線道路改良用地売却収益8,055万2,679円と、節 受取利息、預金利息1,443円と、節 土地使用料、町道整備用地等電柱等敷地地使用料5,721円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地地使用料12万7,200円の合計13万2,921円で、収益的収入の合計は8,068万7,043円でございます。

10ページをお願いします。

次に、2、収益的支出につきましては、節 公有用地売却原価、町道五門七山線道路改良用地売却原価8,045万2,679円と、節 公課費、法人府民税2万円と法人町民税5万円、合計7万円で、収益的支出合計が8,052万2,679円でございます。

11ページをお願いします。

令和2事業年度の資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入につきましては、節 借入金6,597円は、各事業用地に係る利子支払分に充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、12ページをお願いします。

2、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料6,597円は各事業用地に係る借入金利子でございます。また、目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料8,045万2,679円は、本事業年度において熊取町へ譲渡いたしました用地に係る熊取町への借入金償還金で、資本的支出合計は8,045万9,276円でございます。

資本的収入から資本的支出を差し引いた額8,045万2,679円の収入不足につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

以上により、(1) 収益的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が8,068万7,043円、下段、支出の決算額合計が8,052万2,679円、(2) 資本的収入及び支出の上段、収入の決算額が6,597円、下段、支出の決算額合計が8,045万9,276円となるものでございます。

5ページをお願いします。

まず、上の表、損益計算書でございます。

先ほど9、10ページの収益的収支明細書でご説明いたしました収益的支出、事業原価8,045万2,679円と一般管理費7万円が左の欄の費用の部、また収益の部、事業収益8,055万2,679円と事業

外収益の（１）受取利息1,443円と（２）雑収益13万2,921円が右の欄の収益の部の合計となり、その差額が左の欄の費用の部の３、当期純利益16万4,364円となるものでございます。

その下の表、貸借対照表をご覧ください。

まず、左側の資産の部でございます。

１、流動資産として、（１）現金及び預金が1,955万9,454円、公有用地が６億3,855万3,102円、資産の部合計として６億5,811万2,556円となるものでございます。

次に、右側、負債及び資本の部の負債の部でございますが、１、固定負債として借入金６億3,762万1,504円、その下、資本の部でございますが、１、資本金として（１）基本財産500万円、２、準備金の（１）前期繰越準備金1,532万6,688円、当期純利益16万4,364円、資本の部の合計といたしましては2,049万1,052円になるものでございます。

次に、６ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

Ⅰ、事業活動によるキャッシュ・フローの公有地取得事業収入は、町道五門七山線道路改良用地の売却収入として8,055万2,679円、その他事業収入13万2,921円は土地使用料、その他業務支出マイナス7万円は公課費、小計として8,061万5,600円の増でございます。

次に、利息の受取額1,443円となっており、事業活動によるキャッシュ・フローでは現金で8,061万7,043円の増でございます。

次に、Ⅱ、財務活動によるキャッシュ・フローでございます。長期借入による収入6,597円は塵芥埋立管理用地等既取得用地の本事業年度の利子の借入金で、次の長期借入金の返済による支出につきましては、同利子分の支払い6,597円と町道五門七山線道路改良用地償還金8,045万2,679円の合計で、8,045万9,276円のマイナスでございます。以上、合計いたしますと8,045万2,679円のマイナスでございます。

その結果、Ⅲ、現金及び現金同等物増加額は16万4,364円の増となり、Ⅴの現金及び現金同等物期末残高は、Ⅳの現金及び現金同等物期首残高から16万4,364円増の1,955万9,454円となり、５ページの貸借対照表の左側、資産の部、現金及び預金と一致するものでございます。

13ページをお開きください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,455万9,454円は、内訳のとおり各金融機関の定期預金等として預けてございます。

次に、土地につきましては、面積で7,225.86平方メートル、金額で６億3,855万3,102円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

預金と土地を合わせた運用財産は６億5,311万2,556円となり、財産合計では６億5,811万2,556円となっております。

次に、14ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

借入金６億3,762万1,504円につきましては、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、３ページにお戻りください。

令和２事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和３年５月13日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、岸野、中谷両監事からご意見をいただいているところでございます。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、令和３事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

まず、19ページをお開きください。

事業計画書をご覧ください。

まず、上の表、公共用地の取得でございますが、令和３事業年度予算は新たに取得する土地はご

ございませんので、塵芥埋立管理用地ほか既取得用地等借入金利子7,000円を計上しております。

次に、20ページをお願いします。

予算説明書でございます。

収益的収入につきましては、節 受取利息といたしましては預金利息1,000円、節 土地使用料といたしましては世代間交流センター建設用地内の電柱等敷地使用料4,000円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料として12万7,000円を計上しており、収入合計13万2,000円とするものでございます。

次に、下段、収益的支出でございます。

節 旅費として8,000円、需用費として1万4,000円、役務費として4,000円、負担金、補助及び交付金として3万6,000円、公課費として7万円をそれぞれ右の説明のとおり計上しており、支出合計が13万2,000円となるものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

上の表、資本的収入につきましては、節 借入金として、既取得用地に係る利子の借入金7,000円を計上しております。

次に、下の表、資本的支出でございます。

節 償還金、利子及び割引料7,000円は、既取得用地に係る借入金利子でございます。

17ページにお戻りいただけますでしょうか。

令和3事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,795万5,192円となるものでございます。

18ページをお願いします。

令和2事業年度の予定損益計算書でございます。

表左側の費用の部、右側の収益の部とも、それぞれ8,068万8,000円となるものでございます。

その下、令和2事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,794万8,192円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、令和2事業年度予算に基づき、令和3事業年度予算編成上の予定として調製しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

15ページにお戻りいただけますでしょうか。

これまで説明させていただきましたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、支出それぞれ13万2,000円となっております。

次に、第3条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入、資本的支出それぞれ7,000円となっております。

16ページをお願いします。

第4条 借入金の限度額につきましては、当該事業年度は公共用地の取得予定がありませんので、利子借入金の7,000円を限度額とするものでございます。

以上、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（二見裕子君）ただいまの行政報告2件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）13ページの財産目録についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、土地のところ、その場所です。塵芥埋立管理用地というのはあそこのほうにあるのは分かるんですけども、熊取町世代間交流センター建設用地と町道五門久保小谷線歩道設置用地の場所について、3か所とも説明をお願いします。

議長（二見裕子君）林総務部長。



総務部長（林 利秀君）まず、世代間交流センター建設用地といいますのは、図書館の外環側といいますか、臨時駐車場に使ってごきます土地なんです。外環沿いの土地でございます。外環から見えるちょっと小高い土地のところでございます。

それから、町道五門久保小谷線歩道設置用地といいますのは、東保育所の道の真向いの敷地でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。熊取町世代間交流センター建設用地というのは以前から上がっていましたか。電柱が4本そこにあるというところなんですか。以前から上がっていましたか。そうですか。分かりました。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）繰越明許費繰越計算書ですけれども、2ページの表で一番上と2番目が両方とも憩の家耐震ということで、これ若干工期が違うということを理解しているんです。上のほうは青葉台老人憩の家ほかということなんですけれども、ここで一般財源が1,791万円入ってまして、下のほうの五月ヶ丘ほか4か所ですか、こっちが一般財源がないんです。これはどういう意味か教えていただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）1行目のほうの事業は既にもう契約済み、2行目はまだ契約していないということで、今後また変更契約とか出たときのことを考えて、1行目のほうはほぼ経費が決まっている分で、変更が出たときには一般財源で一旦埋めるという考え方をしております、2行目についてはまだ未契約でしたので、落札減等でもし変更が一部生じたときにはその範囲内で対応できるということを想定して、一般財源を入れずに財源はふるさとと、あと国庫補助金という形を取りました。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）大体理解したんですけれども、工事をやっていったら工事の関連で悪いところとか追加とかというのが出てくるというのは建築工事なんて理解できるんです。これ、また前の年、2年度からスタートしているものもあると思うんで、ある程度契約もできて工事も完成したら、広さとかみんな若干違うんであれなんですけれども、耐震診断、設計から全部合わせて1件当たりどのぐらいかかったのか教えていただければありがたいんです。全部終わってからで結構です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）はい。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）教えていただきたいんですけれども、繰越明許費のところの教育費の小・中学校です。小学校感染症対策等支援事業、いろいろやられていると思うんですが、この繰越しされた事業内容についてどんなものだったか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）2年度も途中で補正予算を取らせてもらいましたけれども、大きなところでいいますと、子どもらが手の消毒をしたりする消毒液であったりとか、学校のほうで感染予防対策で教室の例えば扇風機であったりとか、そういうふうな感染予防対策に必要な消耗品あるいは備品等が対象の費用になっています。国のほうが補助の制度ができたのが3月末やったので、当然それでは買えないということで、令和3年度に繰越しさせていただいて買わせていただく。内容的には2年度でも買わせてもらったような、学校で感染予防に対して使う消耗品、それから備品というふうなことをご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。3月末に予算が国から出たということで、執行がそういうふうに繰越明許になったということで理解しました。

それと、土地開発公社の件なんですけれども、町道五門七山線の用地というのはどこかで説明があったと思うんです。これ、場所はどこでしたかしら。教えていただけたら。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）紺屋地区町道五門七山線、昨年度橋梁工事、道路拡幅事業をさせていただきまして煉瓦館周辺、歴史公園部分の買戻し用地となっております。町道として拡幅整備をさせていただいた部分となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

あと、東保育所の真向いの土地というご説明が先ほど土地のところであったんですけれども、保育所の駐車場の今使っている場所の件でしょうか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）駐車場用地とはまた異なった部分で、現在更地にして囲いをしている部分となっております。道路事業として将来的に歩道整備を予定している部分の先行取得という土地でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）家があったところを撤去されて、今ちょうど囲いをされていますよね。これ、何に使うのかなという感じで様子を見ていたんですけれども、そこは歩道拡幅のために置いてあるということで理解していいですか。はい、ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席4番 坂上昌史議員、議席5番 文野議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月3日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月9日から6月22日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月9日、10日、14日及び22日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月17日に、事業厚生常任委員会を6月16日に開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を6月16日に、議員全員協議会を6月17日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月9日から6月22日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月9日から6月22日までの14日間と決定いたしました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、冒頭町長からもお話がありましたように、大阪府下では緊急事態宣言が6月20日まで延長になり、さらなる経済負担が増し、国民・府民の我慢、ストレスの限界が来ている中、唯一の頼みになる切り札、新型コロナワクチンの接種が全国一斉に開始され、熊取町におきましてもスムーズに、順調に大きな問題もなく接種が進んでいるように聞いております。藤原町長はじめ担当課の皆様におかれましては、休日出勤や現場への対応にご尽力いただき、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

また、二見議長になられての1番バッター、ありがとうございます。頑張ってください。

まず、1点目、ゼロカーボンシティについてです。

先日、担当課のほうに、6月議会の一般質問で本町もゼロカーボンシティ宣言都市に登録をしたらどうかという質問をしますよと投げかけました。そしたらすぐに、それはちょっとできないという答えがありまして、数日後、僕のほうにまた電話がかかってくるまで、ゼロカーボンシティ宣言都市に登録することになりましたという報告がありましたが、なぜ急に登録する方向になったんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、「ゼロカーボン宣言都市」の登録経緯につきましてご答弁申し上げます。

本町では、令和2年5月25日に熊取町気候非常事態宣言を発出し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを指すとしております。一方、ゼロカーボンシティの登録要件でございますが、2050年CO<sub>2</sub>実質排出量ゼロを目指すという表明が必要となることから、熊取町気候非常事態宣言がその内容に合致しているものでございます。

田中議員が窓口に来られたとき、同じような宣言を重ねて行う必要性は低いと考えておりましたので、その旨をお答えさせていただきましたが、議員より、ゼロカーボンシティの表明が補助金申請の要件になるとのご指摘もあり、環境省に問い合わせたところ、それぞれの内容が合致しているためゼロカーボンシティの登録ができるとの回答をいただいたことから、令和3年5月18日付で当該登録の手続を済ませたところでございます。

以上が登録に至った経緯でございますが、議員よりお問合せいただいたとき、まずは環境省に確認してからお答えすべきであったと反省してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ありがとうございます。

なぜ僕がゼロカーボンシティ宣言をしたらどうかという提案をしたのは、さっき理事からも言わ

れたとおり、500億円の補助金を用意しているという情報を先に得ていたので、それをいち早く熊取町も宣言をして、宣言すれば宣言するところしか補助金は下りないというレクチャーも受けてきているので、ぜひそこに登録して、例えば避難所になる体育館の今、水銀灯ですよ。あれをLEDに替えることによって電気代が浮くと。そしたら二酸化炭素の排出量も減るというのをちゃんと関電とかからの資料を取って提出すれば、もしかしたらそこに補助金の下りてくるというような話も聞いてきているので、それを率先してやったら、500億円のパイというのは、皆さんもご存じのように、後から後から行ったらだんだん少なくなっていくんですよ。一番最初、早めにやったところにどんと出てくるから、そういう方向でまずゼロカーボン宣言都市の名のりを得なければいけないということも聞いてきたので、ゼロカーボンシティ宣言についてはそんなに難しい概要だの取組だのと特に書かなくてもいい、今のところ町長が手を挙げて、宣言で概要と取組、施策というのをホームページ上とかにアップするだけで登録になるので、あのときは明松部長に言いに行って、そのまま環境課のほうに行ったら、もう即、いやそれはちょっとというのをやっていたら、なかなかもらえるものももらわれへんと。そこをちょっと見直していただきたいなど。すぐ何でも断る。

今回はたまたま後で僕のところへ電話があって、加入することになりましたと言ってくれたのでいいんですけども、担当課と話をしているときに、脱炭素は急に自民党が今言うてきたことやとか、環境課はそれ以外でも仕事があるやろとか、中核都市の状況を見てから、そこに補助金の下りてきたのを見てからしますとか、何かもうあまりにもやりたくないモード満開に出してきて、こんなことしてたら全く先に進めへん。中核都市というのは能勢町も登録しているんで、うちより人口が少ないんで中核都市なんか見なくてもいいんじゃないんですかと、特に住電もあるし大学も3つあるんで、そういうところにも熊取町からこういうことをCO<sub>2</sub>削減とかカーボンニュートラルにしたらこれぐらいのお金の下りますよという助言もしてあげられる立場だと思うんで、そういうふうなことをやっぱり熊取町としても進んでやっていただきたいなど、できるだけそれで補助金を取れるような形でやっていきたいと思って言ったんですけども、あまりにも急に、ああもう嫌や嫌やみたいな、もう嫌な仕事を増やさんといってくれみたいな、これはちょっとね……。

やっぱり一旦ちゃんと整理して、我々はこういう非常事態宣言ですか、去年つくってちゃんとしておりますと。それはそれで分かりますと。それをそのままスルーしたら宣言都市になるんじゃないかということも言うたんですけども、なかなか聞き入れてもらえなかったというのが正直なところで、これは質問というか経過報告と、やっぱり職員も僕に勉強してきてくださいねとか言うんですけども、理事者の方も勉強していただきたいなというふうなことを思います。

そしたら、2点目にいきます。

環境省のゼロカーボンシティ取組一覧の中にある2050年二酸化炭素実質ゼロに向けた取組の中に、脱炭素に向けた主な取組、施策で本町の新たな施策を検討しながら2050年のCO<sub>2</sub>実質ゼロを目指すと記載されていますが、2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロをどのような形で取組していくのかと、今現時点で取り組んでいることややっていることはあるか、教えていただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、2点目の2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロに向けた取組内容について、現時点での取組や今考えている今後の施策につきましてご答弁申し上げます。

まず、どのような形で、そして現時点における取組内容についてでございますが、第4期地球温暖化対策実行計画・事務事業編の中でお示しさせていただいております、温室効果ガスの排出抑制の具体的な取組としまして、ごみの減量化、エネルギー設備の運用改善、エネルギー消費効率の高い設備の導入、再生可能エネルギーの導入などを掲げ、現在、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。

加えて、令和2年度には熊取町エコプロジェクトを策定し、エコバッグの普及啓発やイベント時におけるリユース食器の活用などといったプラスチックごみの削減施策、また、「毎週月曜日は食ベマンデー」の展開と啓発、家庭で不要となった食材を回収し、必要とする方に提供するフード

ライブの実施など、食品ロスの削減施策などを積極的に展開することにより、廃棄物の発生抑制に努め、ひいてはCO<sub>2</sub>削減に向け取り組んでいるところでございます。

次に、今後の施策についてでございますが、現在取り組んでいる様々な事業・施策を発展的に継続していくことはもとより、国等から示される新たな施策等についても注視してまいります。

また、引き続き、広報紙やホームページ等を通じて省エネルギーやCO<sub>2</sub>削減に関する情報を発信し、住民の皆さんや町内事業者の皆さんのご協力を得ながら、さらには明日を担う子どもたち世代に対しましても、自身で気づき、考え、行動できるような啓発、情報の発信を行うことにより、熊取町全体で地球温暖化対策の推進に係る機運を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら、フードロスとほかは一応目標みたいな形は今聞かせてもらいましたが、実際にこれをしているということはありますか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）まず、実際にたくさんやっているんですけれども、例としまして、地球温暖化対策の実行計画の中で示させていただいておりますように、その中で例えばLED化も一つでございます。できるところから施設の修繕計画に沿いながら併せてやったら工事効率がよくなるということで、そういうことのお取組であるとか、また、例えば補助事業を何年か前に活用をやりまして、ニューディール基金事業でありましたでしょうか、基金事業を活用しまして、小学校、中学校の避難所のほうに、僅かな電力供給であるんですけれども太陽光発電を取り入れたりだとか、また、身近なところで、先ほど議員言うていただいたように食品ロスの取組、食べマンデーの啓発であって、その実行をやるであるとか、フードドライブとって、ちょっとご家庭で余っている食材、食品を集めて困っている方々にお配りしたりだとか、そういった身近なところからまたちょっと引いて大きなところまで、いろいろ実際にやっております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その一番最初、まさしくLED化ですよ。これこそさっき言った補助金500億円の中に該当してくる可能性があると思います。どんどん予算取りにいくとか、もしくは勉強会を環境省としたいというのなら僕らがセッティングをいたします。そしてまた、僕らも環境省とかからレクチャーを受けて、できるだけ情報というのは早いほうがいいと思うんで、一応宣言したものの何もやれへんかったら全然意味がないんで、何か得るものを僕たちと、また理事者の皆さんで考えていけたらいいかなと思います。

そしてまた、一番この間のレクでも話になったのが、今脱炭素、脱ガソリン、脱化石燃料となっているんですけれども、その中でも実際に僕たちに関わってくるというのは車、30年代半ばには日本車の新車販売を全て電動車にすると、これはもう言い切っています。電動車といっても4種類ありまして、電気自動車、ガソリンと電気の両方を使うハイブリッド車、外部充電もできるプラグインハイブリッド車、水素で発電しながら走る燃料電池自動車、この4種類が主となると。今のところハイブリッド車とプラグインハイブリッド車というのは結構街中でも見受けられるかなと思うんですけれども、電気自動車と水素の自動車というのが今のところばか高いんです。多分、皆さんもお知りと思うんですけれども、例えば安いので日産のリーフ400万円、日産アリアという車、これが660万円です。トヨタの水素自動車のMIRAIというのが700万円以上の額がするから、こんなもの低所得者の人は買えないじゃないかという質問もあった中で、この価格も間違いなく半額にすると。トヨタのMIRAIとかでももう300万円台で売るようにしますというのは、何を根拠に言っているのか知りませんが、胸を張って言っていました。

そやから、300万円台ぐらいやったら何とかローンを組んで買えるぐらいかなと。700万円、600

万円して、高級車なんで、一般の人はなかなか買えないというのがかなり不安なところですけど、この10年間で走行距離をもうちょっと延ばしたいと。まだ今のところ500キロぐらいとかそれぐらいが限界なんで、あとはインフラ、ガソリンスタンドに代わるものというのがもう全くないんで、インフラの整備も同時にやっていくというふうな形でおっしゃられていました。僕らはそれを聞いて、300万円台とかやったら普通の車、今プリウスとかやったら200万円台とかで走っていますので、そういう情報とかも得てきて、ぜひ今後もカーボンニュートラル、2050年に向けて熊取町も排出量ゼロに向けて共にいろいろ頑張っていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、続きまして2番目にまいりたいと思います。

町立小・中学校、町立保育所内の安全管理・防犯・不審者侵入防止等の対策についてお聞きしたいと思います。

現在、町立小・中学校、町立保育所内の安全管理・防犯・不審者侵入防止対策は具体的にどのような取組をしているかということをお聞きしたいんですけれど、皆さんも昨日のニュースでご存じかと思います。大阪教育大附属池田小学校で発生した残酷な事件から昨日でちょうど20年の月日がたちました。テレビ等で見ていたら、ヘリコプターの上からグラウンドを映して、児童たちがもうグラウンドに何十人、何百人と集まっているという映像を見たら僕もちょっとフィードバックしてきて、すごく残忍な事件だったなとつくづく感じています。

あの事件以来、大阪府下全小学校の校門に警備員の部屋みたいな、多分今、中央小学校とかでも残っていると思われていまして、当時警備員を在駐させていたと思いますが、本町におかれましては今は活用されていないように見られます。その中で、やはり学校、保育所内では子どもたちの安心・安全をまず第一に確保して、子どもたちが安心して学校生活をできるような環境をつくらなくてはならないのではと思ひまして、この質問をさせていただきました。回答のほどよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、まず町立小・中学校内の安全管理・防犯・不審者侵入防止対策について、具体的な対策についてご答弁させていただきます。

安全管理・防犯・不審者侵入防止対策としましては、各学校に備えている危機管理マニュアルを毎年度見直し、児童の安全を脅かす事件や事故、災害を未然に防ぐとともに、事件や事故、災害が発生した場合を想定し、被害を最小限に抑え、再発防止と学校生活再開に向けた対策を講じることとしています。

また、この危機管理マニュアルを適切に運用するため、施設面においては防犯カメラの設置をはじめ、インターホンによる来校者確認、電子ロック等を活用した校門の開閉運用等を備えるとともに、不審者対応訓練を適宜実施している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）続きまして、町立保育所内の現在の具体的な対策についてご答弁申し上げます。

町立保育所におきましては、国の保育所保育指針に定められている安全対策の方針にのっとり、安全管理危機管理マニュアルを作成しており、日常の安全管理対策や非常時の連絡体制を整備してございます。

具体的に申し上げますと、保育時間中における門扉の施錠の徹底や施設内外の定期的な安全点検に加え、不審者侵入対応に係る避難訓練におきましては、泉佐野警察署の防犯担当の協力を得て実践的な訓練を計画的に実施するなど、関係機関と連携を図りながら防犯対策に取り組んでいるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、まず小学校のほうからお聞きしたいと思いますが、危機管理マニュアルの設定や、具体的に先生とかよく見かけるのが、さすまたの正しい使い方とかというのは、泉佐野警察からの指導とかで毎年訓練をやっているんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、警察のご協力も得ながらそういうふうな訓練についてもやっているというふうに学校のほうからは聞いております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）保育所のほうは意外と防犯カメラもついてそうな感じで、門の施錠も結構厳しいような感じに見受けられます。でも、やっぱり民間の保育所と比べたらかなり緩いと言ったら怒られますけれど、今の民間の保育所といたらそれこそピンポンと押しても鍵が開かない、中から自動で鍵が開くというような感じですか。町立保育所はそういうセキュリティーをなかなかつけられないものなのでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）町立保育所につきましては、今、議員ご指摘のとおり、保育時間中、具体的には午前10時半から午後3時半までにつきましては門扉は施錠しているという状況でございます。当然、保育所の施設内の玄関の鍵も施錠しているという状況となっております。

後の答弁にもなるんですけども、防犯カメラも設置してございます。今期は北保育所の具体的にはちょっと話があるんですけども、北保育所はなかなか事務所から、駐車場のところからの出入口が直視できない状態になってございますので、そこにつきましてはインターホンで電子ロックで鍵を施錠するような形にしてございます。その他の東保育所、あと西保育所につきましては、事務所から直接門の出入口が見られるということで、そういった電子ロック的なものはなしに、目視してその上で開閉していると、そんな状況でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、東保育所と西保育所は先生の事務室みたいなところが門のところにあるからオーケーやという感じですね。分かりました。

そしたら、続いて2番目の町立小学校、中学校、町立保育所の防犯カメラ、記録型の設置状況を教えてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2点目のご質問、記録可能な防犯カメラの設置状況についてご答弁させていただきます。

町立小学校においては、全校において録画機能のある防犯カメラを設置しています。また町立中学校においては、防犯カメラは設置していますが、現状録画機能はついていないという状況です。背景といたしましては、先ほど議員からもありましたように、池田の事件を受けて小学校では学校安全管理員というふうな者をまず置きました。ただ、その後、安全管理員を人から機械へというふうに変った中で、小学校については学校防犯システム「ミマモルメ」というのが入ってございます。ICタグを持った児童が校門を通過した記録が、学校や希望する保護者の携帯電話等に通知されるというシステムでございます。この「ミマモルメ」の運用と併せて当該児童の校門通過の様子を録画し、必要に応じて録画映像を確認できるように運用してございます。

一方、中学校のほうですが、中学校の「ミマモルメ」の運用については、希望する保護者に対して校門をくぐった際のメール配信サービスのみを行っており、小学校のような防犯カメラの録画との一体運用は行っていないのが現状となっております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、ハード面、ソフト面、両面にわたり学校の状況に応じた適切な防犯対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）続きまして、町立保育所の防犯カメラの設置状況につきましてご答弁申し上げます。

町立保育所においては、平成14年度より各保育所の出入口付近などに防犯カメラを設置しておりますが、さらなる防犯対策のため、令和元年度には中央保育所に記録可能な防犯カメラを増設、令和2年度には東保育所及び北保育所の防犯カメラを記録可能な機器に更新したところでございます。また、西保育所につきましては今年度、記録可能な機器に更新の予定でございまして、全町立保育所におきまして従前より防犯カメラの設置を行っている状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）先に、そしたら町立保育所のほうは全保育所に防犯カメラ、記録できるようなものをつけたという認識でよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）最後にご答弁申し上げましたように、西保育所につきましては現在、防犯カメラというか防犯モニターのような形になっておるんですけれども、ご承知のとおり、もう本議会にも西保育所の大規模改修の議案を上程させていただいてございます。その大規模改修に合わせて記録可能なカメラに更新を予定してございます。現時点で早期となりますと二重投資のような形になってございますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、まず小学校については全校に記録つきのカメラが設定されているという認識でいいですか。そしたら、次は中学校については記録カメラはついていないと。モニターだけですよね、あれは。となったときに、例えば不審者が入ってきて何かした、器物破損した、自転車の盗難があったとかというときはどうするんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的には、正門を通過すると職員室でピンポンと鳴るシステムというのを備えている学校が北中と南中というふうな状況でございます。熊取中学校については、現在そういうふうなシステムがないということで、来校者が来られた場合には記帳いただくであるとか、そういうふうな形での対応を現在している状況でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ピンポンと鳴っても、大体先生は授業中とかは教室に行って、数人おるかおれへんかの状況ですよね。そのときにずっとモニターというのを見ているんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的にはモニターは見られていないと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）じゃ全然意味がないんじゃないですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）確かに記録はしていないということで、不審者が入られたときには現状的にはモニターには録画されていないので、その部分については確認はできないという状況になります。ただ、職員室に授業中に誰もいないかというのはそうではないんで、一定ブザー等では、来校者が来られたときには確認できるというふうに現時点では考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）大阪府の教育庁教育振興室保健体育課に問い合わせたところ、大阪府下に、政令都市を除くんですけれども、記録用の設置率、60%いっているらしいです。教育庁としても、この設



置率を上げていたきたいとの回答もいただきました。

そして、近隣市町で見ますと、貝塚市は全小学校にさっき言うた受付員を常駐させております。これは用務員と別です。だから、校舎内に入るときには受付員を通さなければ入れない。泉佐野市については、全小・中学校に記録型防犯カメラを設置し、また全小学校にも貝塚市同様受付員を常駐させています、用務員とは別に。

これを聞いて、熊取町のセキュリティーはすごく甘くないですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど議員おっしゃった府内の市町村で60%、それから貝塚市、泉佐野市の状況については本町の教育委員会のほうでも確認してございます。

ただ、今後の管理員については、貝塚市は小学校のみかなというふうにごっちは確認しておるんですけども、確かに若干、外部からの侵入者の管理については甘いかなと言われると、今のお話等々を聞くと若干甘いところもあるのかなというふうにご考えてございます。ただ、正門等については当然授業中については施錠されていますので、そこはどこの学校も一緒やと思うんですけども、そのあたりについては学校のいろんな教室配置の問題、いろんな部分も含めまして学校の先生方とも相談しながら、安全対策については今後検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）提出資料の1をご覧くださいませ。

これ、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」という文部科学省が本を出しているものがありまして、100ページ以上あったのかな。その中の第3章の5番というところの不審者侵入防止の観点からの安全管理という欄があります。学校への不審者侵入防止の観点から、校門、校門から校舎への入り口まで、校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があるというのが文部科学省の答えみたいなものですね。

いろいろ調べたんですけども、やはり記録付防犯カメラを門のところに設置しているというところは、先ほど言いました大阪府下は60%だと、その中、校門から校舎内に入る、そして廊下につけているところとかというのは、例えば荒れている学校だったりしたらガラスを割るのを防げたり、そしてまたいじめが軽減された。最近熊取町にはおられないと思うんですけども、児童に対するわいせつ行為、そういうのも防げるんじゃないかなと。これがついているのとついていないのだったら全然多分違うと思うんですよ。全部につけるとは僕も言いませんけれども、やはりまず校門には記録付防犯カメラというのを設置しなければいけないんじゃないかなと、このご時世。

よく熊取町内に通学路に100台つけました、この間も報告がありました。それはもう全然やっていただいてありがたいなと思いますけれども、一番肝腎な児童や生徒が集まる場所に記録付カメラが、小学校についてはあるんであれですけども中学校に関してはない。僕も小学校、中学校に行くことがありますけれども、意外と門をがらがらと開けてすぐ入れますよ。貝塚市、泉佐野市はもうそこに門番の人がおるから、こういうあれで学校に来させてもらいましたと言うてから入れているんですけども、熊取町の場合はそれすらないと。

さっき教育次長がおっしゃられましたが、やはりそこまで言われたらちょっと甘いかなと思っていろいろやったら、そこはきっちり、もう今そんなにビデオカメラは高くないですよ。それを設置しようかなとかという考えはありますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）確かに、一部の学校からは記録つきというふうなご相談も受けています。ですので当然小学校と同じように、ただ、校内についてはやっぱりいろいろ問題がある。子どもたちのプライバシーという部分もあります。ただ、議員おっしゃられるように入り口というのは防犯の要になるところやと思いますので、そちらについては、熊取中学校なんかは職員室が校門から結構先

にありますので、ほかの北中、南中については割と校門を見渡せる位置に職員室がございます。先生方、授業中は全ての先生がいるわけではないんですけども、やっぱりその辺は気をつけて職員室におられる先生は見ています。

ただ、学校のいろんな状況がありますので、そのあたりは学校のほうと相談しながら、実際、熊中のほうはちょっと職員室まで距離があるんで、ちょっと心配だなというふうな声もいただいております。そのあたりはまた積極的に、費用面とカメラの向き等々も近隣のおうちが映るといような若干クリアせなあかん条件もありますので、その辺をクリアしながら設置に向けて学校のほうとも検討してまいりたいなというふうに考えてございます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ぜひ、中学校にも記録つきカメラの設置を強くお願いいたします。

そしたら、続きまして3番目の町有施設における自動販売機についてお聞きしたいと思います。

町有施設に設置している自動販売機業者の選定方法を教えてください。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問いただいております自動販売機業者の選定方法について答弁申し上げます。

町有施設である役場庁舎の事例で申し上げますと、役場庁舎には飲料水の自動販売機を1台設置しておりますが、設置業者の選定につきましては、町有財産の有効活用を図り、より多くの自主財源を確保するために、一般公募により決定しているところでございます。

平成29年度に実施した公募方法につきましては、役場やふれあいセンターなど7施設8台の自動販売機を一括して、町のホームページ等を通じて広く設置事業者の募集をしたところでございます。募集条件ですが、使用料については、物件ごとに設置業者が提案した額のうち最大の価格で募集申込みをした事業者を設置事業者として、使用許可の期間については1年ごとの更新により、最長5年間継続して自動販売機を設置することができる条件で募集したものとございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その金額は、高いところというのはどういう金額が高いところになるんですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）29年度に、今さっき申し上げた募集の関係で申し上げますと、役場の1つの自動販売機があります。それに対していろんな8つの事業者が入札をしていただいたんですが、要は1年間でこの金額をお支払いしますということで金額提示をしていただいたんです。その金額が一番高いところに決めたというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは、電気代は差し引いた金額なんですか、それとも電気代込みの金額でしょうか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）電気代は一旦町が払ってということになるんですが、後で一括して頂きますので、それも込みの金額でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、1回契約したら5年間その業者でという考えでよろしいですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりでございます。要は行政財産の使用としての扱いでございますので、規定上は1年更新というのがベースでございます。ただ、1年だけですと事業者が手を挙げにくいというのがございますので、5年間の契約ということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、今8台ある中で町の業者が設置されているのはありますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）町内の事業者は、8社のうちはありません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは、町内業者の方から応募がないからないということですよ。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）公募するときにはホームページで募集をいたしまして、それに対して応募していただけるという方法でしかやってございませんので、そのような結果でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、29年ということは次は何年度に募集するんですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）5年ですのでちょうど今年度更新の時期になりますので、新たに公募するということになります。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは何月ぐらいにホームページに載る予定ですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）29年度は令和4年3月31日までを限度に使用許可ということになってございますので、来年度の4月からに向けてということで、時期的には来年の2月ぐらいから手続に入るかと思えます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）分かりました。

先ほど町内業者がいないというのは、ちょっと僕からすると残念かなと。やはり町有の施設に置くんやったら町内の業者も手を挙げてぜひ入れてもらえるように、僕ら商工会のほうからも、そういうふうな扱っている業者にぜひ手を挙げてもらえたら、公募なんで設置できるできひんは分からないですけども、そういうふうにしていこうと思えます。

次に、そしたら2番目の災害時対応自動販売機、災害ベンダー自動販売機の設置はしていますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）災害ベンダー自販機につきましては、大規模な災害が発生した際に商品の無償提供が受けられるなど、一時的に飲料を提供するライフラインとしての役割を担うことができる自動販売機になります。

災害ベンダー自販機の設置状況でございますが、現在ひまわりドームに指定管理者が設置しているものが1台、煉瓦館に商工会が設置しているものが1台ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ごめんなさい、煉瓦館の前をもう一回言ってください。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もう一度言います。ひまわりドームに指定管理者が設置しているものが1台、煉瓦館に商工会が設置しているものが1台、合計2台でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、役場内、公民館のほうの向こうの入り口も合わせて3か所になるんですか、目に見えるところで。そこの自動販売機を災害ベンダー自販機に切替えはできないものですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）災害の対応という観点でご答弁申し上げます。

まず、災害時に災害ベンダーが何の役に立つかといえ、飲料水の提供という意味でのメリット

かなというふうに思います。飲料水の提供という面においては、一定量我々は災害の対応という意味の備蓄という意味で6,600本の飲料水の確保であるとか、あるいは災害時の飲料水は広域連携で水道事業者が給水車を配置するとかというような対応は、最低限少なくともやっております。だから、そういう意味では災害ベンダーというのは、さらに住民にとっておいしいものを飲めたりとかというような意味での副装的な意味での対応なのかというふうに考えております。

今現状では、答弁申し上げたようにひまわりドームと煉瓦館に1台ずつあるということで、ひまわりドームにおいてはその他の避難所という指定もあり、煉瓦館においては歴史公園ということで避難場所という位置づけになっておりまして、そういう意味で、災害の一定の位置づけのある施設に一部は対応がされているのかという理解をしております。

ご質問の役場において災害ベンダーを置いてはどうかということについては、今申し上げたとおり、備蓄という意味では一定量は確保しているものの、さらにそれを補完するという意味でメリットはあろうかということで、次回例えば選定の際に、そういうものを仕様に入れてベンダーに災害ベンダーの機械を置いてくださいというような仕様を入れるべきかということについて、これは担当部署との調整になろうかというふうに現時点では理解をしております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）本町でも、2018年の台風21号の際にふれあいセンターのほうに避難された方もおられたかと思います。やはり役場、ふれあいセンターというのは災害時の本部的な役割も果たし、避難所の役割も果たし、さらに言えば中央小学校も指定避難所の近くにありということで、ぜひこれは、自動販売機は大体500本くらいストックが可能なんです。僕も自動販売機を扱っている者なんで、停電したら、もちろんその飲料は出すことができません。でも、さっきから言う災害ベンダーというのはバッテリー式型とハンドル充電式型とワイヤー型という3つの種類がありまして、どのタイプでも停電時に取り出すことが可能という、災害時にとっては東日本大震災のときには温かいものを取り出すことができ、非常によかったということもありますし、また備蓄の水もありますけれども、自販機からずっと出せたら水があれば粉ミルクを作ったりもできますし、夏場ではスポーツドリンクを飲めば熱中症予防対策にもなるかなと。いいところづくしなんですよね、ベンダーは。ただ、値段が高い、1台に対して。

僕もアサヒの業者に問い合わせたところ、役場とかそういうところに対してやったら設置はできると思います。これはちょっと余談ですけど、大東建託という皆さんご存じの全国規模の業者はコカ・コーラと提携して全国の建築現場に展開させていこうということで、その建築現場がさらに地域貢献できるようにということで、全部を災害ベンダーにしていると。何かがあったときには誰でも飲んでくださいという形を取っているらしいです。なので、業者自体は社会貢献からしたら多分、協力してくれると思います、今の世の中では。

そやから、今設置している業者の方に、こっちとあっちの2台だけでもいいんで、2台あったら1,000本確保はできるんで、災害ベンダーに替えてくれへんかと1回投げかけをしていただきたいなど。それがすぐに無理やということやったら、先ほど総務部長が言われた令和4年に更新時期ということなので、その時期に災害ベンダーというのを入れていくとしたら、皆さんやっぱり水だけやったらあれなんで、お子様とかはジュースとかがあったほうが喜ばれますし、冬やったらぬくのが飲めたほうが絶対いいと思いますので、その辺ぜひ業者のほうと1回連絡を取っていただきたいなと思いますけれど、それは可能ですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘といたしますか、その点につきましては担当部署と連携して一度、ある意味、現状は現契約があるので、よくご存じのとおり、今の条件の下にベンダーに置いてもらっているということがあって、それをさらに泣いてもらうという部分については協力を得られるかどうかということは言うてみないと分からん部分でもありますので、まずその辺については、一定

何かしらのアクションというものは考えさせてもらいたいなと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）よろしく願いいたします。

それでは次、4番目の消防団員の処遇改善についてお伺いいたします。

毎回毎回うるさいなと思うかもしれませんが、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告が4月に発表されたと思いますが、それを受けての今の進捗状況を教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、消防団員の処遇改善について、中間報告を受けた進捗状況について答弁いたします。

総務省消防庁では、令和2年12月に消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討会を設置し、これまでに会議を4回開催しており、令和3年4月にはご指摘のとおり中間報告がなされました。また、当該報告を踏まえ令和3年4月13日付で消防庁長官から非常勤消防団員の報酬等の基準を定めた旨の通知が発出されたところです。

これによりますと、まず消防団員の年額報酬について、団員の階級にある者は3万6,500円が標準と定められたところで、令和3年3月議会での答弁のとおり、本町は5万3,000円とこの標準額以上の金額であり、また団員のみならず全ての階級において国の基準を上回り支給している現状であることから、見直しの予定はございません。

次に、消防団員の出勤報酬額について、特に水火災・地震等の災害に関する出勤について、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、訓練等に比較して活動時間が長くなることや事前に活動時間を予測することが難しいことから、7時間45分の活動を基本として1日当たり8,000円が標準と定められたところです。

本町におきましては、前述の通知や中間報告書の結果を踏まえ、火災等の活動時には、消防団が泉州南消防組合の指揮下に入ることを勘案し、同様の体制により活動する泉州南消防組合、構成市町である3市2町との連携を模索しているところで、ほかの府内市町村の動向も注視しながら、何より消防団の高い士気を堅持し、団員の確保に資するため、消防団と協議の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）資料2の1ページの一番下のほうをご覧くださいませか。

「各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること」と総務省消防庁からの通知があったと思うんですけれども、もうこれについてはやらないということですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いえ、答弁申し上げたとおり適切に対応してまいりたいというふうに考えておまして、予算措置であったりとか条例改正も必要になるということも通知に出ていることですので、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）続きまして、2番目の⑤における市町村の対応、これも同じなんですけど、「①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべき」ということで、ぜひ消防団員の方とやっぱり協議をしていただきたいなと。団長、副団長、そしてまた分団長も含めていただきたいなと。来年の4月1日までに、やはり金額をもう少し報酬を上げるなり何なりというのを今からしていただきたいなと思うんですけれど

も、そういう考えはありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）我々内部でも、火災等の出動報酬を見直して上げるに当たって、例えば1日は8,000円だけれども実際は何時間も出るとはそんなに年間ないので、半日単位の設定もしてみたりとか、あるいは大きな話で、現状では建物火災があれば全団出動というのが我々の一定ルールとして今やっておりますけれども、その辺も消防署、それから消防団と協議をきっちり行って適切な対応という、要するに全部出なくてもいい場合もあるんじゃないかとかということも含めて協議を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）また、そしたら進捗状況とか変化があったら教えていただけるようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時41分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問をさせていただきます。

コロナ禍の中、毎日厳しい環境の中で対応に当たってくださっている皆様、本当にありがとうございます。

まず、1つ目は、新型コロナから国民の命と暮らしを守るため、コロナの封じ込めのためのPCR検査の拡充とワクチン接種の同時並行でと3月議会の私の質問で提案してまいりました。その後、資料の4ページのグラフなんですけれども、激しい感染拡大となった第4波で大阪では医療崩壊と命の危機が今も続いています。死者は299人、5月30日現在です。人口当たりの数は全国平均の約3倍です。ピーク時の療養者数は第3波の3倍以上、自宅療養や入院調整中の患者が激増していました。先日の議員全員協議会でご報告がありましたので、その資料もおつけしました。その後の対応も踏まえてのご説明をよろしくお願いいたします。

1つ目に、ワクチン接種の状況と今後の予定はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目にご質問のコロナ対策についての1点目、ワクチン接種状況と今後の予定についてご答弁申し上げます。

まず、接種状況でございますが、現在65歳以上の高齢者の方への接種が進められており、6月の昨日8日時点でございますが、1回目の接種が済まれている方が6,799人、うち約1,700人が2回目の接種も済まれていると、そういう状況でございます。高齢者約1万3,000人に対しましての割合は1回目接種済みが52.3%と、町内の各協力医療機関の皆様のご協力の下、十分な接種体制が確保され、その推進が図られている状況であるというふうに考えてございます。

また、今後の予定につきましては、接種に係る実施計画の変更をはじめ、高齢者の方の予約困難者への対応あるいは予約申込時の混雑緩和としてコールセンターの増席等を5月26日の議員全員協議会におきましてもご説明申し上げたところでございます。

64歳以下の方への対応等につきましては、ファイザー社のワクチンの接種対象者の引下げに応じまして、12歳から64歳の方へ、まず基礎疾患を有する方の接種券取得方法や年齢区分ごとの接種券の発送時期を記載いたしました、いわゆる大判はがきを今週末をめどに発送をする予定で、現在、鋭意作業中でございます。また、接種券につきましては、年齢区分に応じ国の要請を受けまして、

予定を早めまして6月下旬から7月上旬にかけて順次発送してまいります。

最後に、接種を取り巻く状況は、市町村が実施する個別接種や集団接種に、国や府あるいは企業等が実施する接種も選択肢に加わるなど日々変化しておりますが、今後とも、国の動向を踏まえつつ、さらに速やかに、しかも安心して接種できる体制整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。日々お休みもなく返上していただいて、本当に感謝申し上げます。

熊取町は個別接種を推奨しているということで、最初には医療機関の申込みで大変混雑しました。もうびっくりするほど長蛇の列ができて、どうなるのかなど。密になっていたし、病院のほうも対応が取れなかったということで反省されている動画も拝見したんですけども、そういった部分というのはもともと想定されていなかったんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）予約の受付状況につきましては、いわゆるコールセンターというのを設置して集団接種の受付を、そして各医療機関はそれぞれが皆様方、いわゆるかかりつけの方が予約を受付に来られるだろうという想定の下、大きな混乱というのは想定してございませんでした。

ところが、やはり一定大きな規模のところには集中して予約を取りに来るという状況がございまして、急遽我々も、その状況を踏まえまして町としてもできる限りの対応をさせていただいたという状況となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご高齢で足の悪い方だとか大変な方々が長時間並んだという経験、皆さんこれを経験して、ああすごいことが起こったなと思っています。これをもう二度と起こらないような配慮というのを今組み立ててくれて、コールセンターの増設だとか、病院のほうもそれぞれ対応を考えて今やってくださっていると思うので、もうあのようなことは二度とないと思いますが、そうならないように事前に対応をぜひお願いしておきます。

それと、高齢者の予約難民についてもうちちょっと具体的にどう対応されるのか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢者の方は、どうしてもいわゆるネットが不自由であったり、あるいは電話をかけるにもどのような対応をすればいいのかなかなか難しいというような、そんなお話も伺っております。そういったことで、特におひとり暮らしであったりご高齢のお二人であったり、そういった方への支援ということで、日常的にそういった方々を支援いただいております民生委員の方であったり地域包括の職員であったり、あるいは高齢者を支援するそういう方々を通じまして、その方々に対しまして予約の受付、これを支援させていただきますよという通知を配らせていただこうと考えております。

それを受けまして、町のほうで予約受付のコーナーを設置いたしまして、そちらのほうで直接支援をコールセンターにかける、あるいはネットが難しい場合はネットを横で一緒になって入力すると、そういった作業をする予定となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

かかりつけの先生がいて診察を受ける場合のケースは、先生からお声がかかる場合もあると思うんですけども、本当に自分が受けることに対してのやり方が分からないという人がもしおられたら、それぞれに議員のほうも、私もアンテナを張って対応していきたいなと思っています。職員の

皆さんもそれで対応してくださっていると思いますけれども、予約難民が出てこないようによく配慮をお願いいたします。

今後、64歳未満の方については大判のはがきですか、送ってこれられるということなんですが、議員全員協議会の資料の3ページ目には、基礎疾患を有する者に対して事前に接種券が送付されるのかなというふうに見てしまったんです。これは全員に一旦はがきが来て、本人が基礎疾患であるのかどうかとか年齢とかを書いて返送して順番が決まるというようなものなのかなと、今聞いてちょっと分かりにくかったんで、その辺もう一度教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実はこれが実物の大判のはがきなんですけれども、カラー刷りにして分かりやすく作成しております。これを今現在、宛名につきましては、もうここに直接ダイレクトに印字していると時間がないんで、シールを作って貼り付けるという作業を人海戦術で今やっております。週末をめどに全員、64歳以下の約2万6,000件ぐらいを想定しております。発送予定としております。一旦64歳から12歳まで、ワクチンは12歳以上というふうになっておりますので、その範囲の方全員に大判のはがきを送付させていただきます。

大判のはがきの目的は何ぞやといいますと、まず次の優先順位というのが基礎疾患を有する方というふうになってございます。もう皆様方、テレビ等報道でご存じやと思うんですけれども、基礎疾患は何ぞやというのが一定示されております。一つ要件とすれば、通院あるいは入院している方、それからいわゆるBMIを越す方、大きくこの2つになっております。いずれも基本は自己申告ということになりますので、その方々をまず拾い上げる作業をさせていただくということで、基礎疾患を有する方の優先接種というのは事前申込みが必要なんですということで、このはがきでご案内をさせていただいております。

このはがきの中身に詳しく書かせていただいているんですけれども、こういった要件を自ら確認していただいて、通院あるいは入院しているという方が条件になりますけれども、それに該当するなという方は町のコールセンターに電話をしていただく、あるいは基本は通院、入院ということになりますので、かかりつけのお医者の方にご相談いただいて、基礎疾患を有する者として予約をしたいんやけれどもまずは接種券が必要になりますので、接種券を送るリストをかかりつけのお医者で作成していただくように、これはもう既に依頼しております。お医者の方で基礎疾患を有する者としてのリストに載せてくれというふうに申告していただきますと、お医者の方でそのリストを作ってください、1週間なら1週間まとめて町のほうに送っていただくことになります。町のほうはそのリストを基に接種券、それを送らせていただくと、そういうような形で、まずは基礎疾患の方を拾い上げる作業をさせていただきたいなと思っております。

それと同時に、国のほうはもう早く対象者のほうに接種券を送れという話になっておりますので、次の優先順位となります60から64歳の方についても同時に6月25日には接種券を発送いたします。それから、あとそれ以降、年齢に応じまして何回かに区分を分けまして接種券を順次送らせていただくと、そういう順序になります。

このはがきでは、基礎疾患を有する方は事前申込みをしていただくという手順が要りますよということと、それから、あと一体いつになったら接種券が届くんやという問合せが結構ございますので、大体、自分は基礎疾患がないから、そしたらこれぐらいの時期やなということをご承知いただくために大判のはがきをあらかじめ送らせていただくという、一手間をかせかせていただいております。というような、そんな状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）丁寧ありがとうございます。今回のはがきが接種券ではないということは理解しました。その中で、早く受けたほうがいいと思われる基礎疾患を有する方の拾い上げのための一つのはがきの段取りなんだということですね。それがまたコールセンターやかかりつけ医に連絡、こ



のときにまた同じようなことが起こらないような配慮は心がけてほしいんですけども、そういった手順で、接種券はその後順番に送られると。事前に申し込んだ人が接種券、二重になるというようなことは起こらないと思っていいですね。分かりました。

じゃ、基礎疾患を有する方々で先行される方、希望される方がまずははがきで、自分で自己申告をします。自己申告がなければふだんの接種どおりになってしまうので、希望される方、早く受けたい方ははがきが来たときに申告、申請してほしいということですね。ちょっと何かうまいこと伝えなあかななど。私もいろんな人の顔が浮かんだんですけども、分かってもらうために努力が必要かなと思いました。でも、皆さん受けたい方は待ってられるんで、それにのっとなって行おうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

そしたら、2点目の質問に入ります。

PCR検査の状況は今言ってくれたのかな。いかがでしょうか。答弁を一応聞いていいですか。  
議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。2点目と3点目は、いかがいたしましょうか。無症状者の町独自のという。

（「じゃ一緒に」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）併せてということで、分かりました。

それでは、1つ目のご質問のコロナ対策についての2点目、PCR検査の拡充状況はいかがでしょうかにについてご答弁申し上げます。

関西医療大学との連携協定の下実施しておりますPCR検査熊取モデルにつきましては、5月26日の議員全員協議会において説明をさせていただきましたので詳細につきましては割愛させていただきますが、1件当たりの検査委託料を今年度より引き下げることに関西医療大学にに応じていただき、その引下げに伴い自己負担額も併せて引き下げ、また、町内保育所、学校関連施設等への対象者の拡充も図り、クラスター防止に努めているところでございます。なお、令和3年1月より開始以降5月末までの検査数でございますが、行政検査については102件、クラスター防止対応での検査数については150件実施したという状況でございます。

続きまして、3点目の無症状感染者を早期発見し保護する体制は整っていますか、熊取町独自でも行うべきですについてでございますが、3月議会においてもご答弁申し上げましたとおり、大阪府では新規入所者等の検査や高齢者施設等の従事者への検査の集中的実施計画等において、感染拡大防止対策としてのPCR検査を実施しているところであり、本町におけるPCR検査熊取モデルにつきましては、クラスターを防止するための必要な検査を迅速に対応できるよう体制を構築したものでございますので、一定、検査体制については充足されておると、充実しておるといふふうに考えております。

議員ご質問の無症状感染者を早期に発見するための検査については、医師会及び関西医療大学のご助言を受けまして、現在のところは考えてございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

PCR検査については、熊取モデルという画期的な、地域の医療大学のご協力を得て熊取町独自の検査ということで、とてもいいことだなと思っているんですが、費用の件も当初は4,000円だったのを1,000円に減額ということで、これもとても現場の声を聞いて臨機応変に、すぐに対応していただけてよかったなと思っています。引き続き、熊取モデルが拡充されますようお願いしたいなと思います。

ここで大阪府の状況ですが、資料の5ページを見ていただけますか。

グラフなんですけれども、第4波の前、大阪府は2月19日に緊急事態宣言の解除要請を決定し、3月1日の解除とともに病床確保数を引き下げました。運用していた重症病床の223床を4月1日

には156床にまで減らし、同月13日に重症患者数が実運用数を超えました。吉村知事は、これまでにない変異株の拡大スピードで重症患者が増えたことで病床削減を正当化しましたが、現実には超えたということであります。

また、資料6ページは高齢者施設等の集中的検査実施の状況のグラフですが、大阪府の検査実施件数は全国の24%です。その中の陽性者数は58%にも上っています。安心して介護を受けられるためにも、PCR検査の社会的検査は重要だと思います。保育所や学校などで職員の定期検査や、感染者が発見された際の児童・生徒を含む全員検査も求めたいと思っていますが、先ほど、医師会や大学の助言を受けて、無症状患者については早期発見については考えていないようなご意見言われたんです。その辺、もう少し具体的になぜなのかというのを教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大阪府のほうも、高齢者施設で1人がもし出て陽性者ということになれば、それはもう無条件で施設内全員を実施いたします。そういったことで、もう既にそのあたりの対策というのは講じられておるといのが現状でございます。

それから、無症状の方を無差別に、要はどこか通りがかりのところにPCR検査をするようなブースを設けてというような、そういったことまでは考えていないという意味合いでございます。

それともう一点は、熊取モデルのほうも関西医療大学のご協力の下ということになります。関西医療大学の学生の教育機関、研究機関というのがやはり第一義でございますので、一定、PCR検査を受けていただくキャパというのも当然でございます。通りがかりの人を無差別に無症状の方をと、これはもう到底できる話ではございません。

ただ、一定濃厚接触者が出て、ただし濃厚接触者でないけれども、やっぱりその施設全部をしておいたほうがいいのか、あるいはあるクラブで陽性者が出て、やっぱり全員しておいたほうがいいのか、そういったことには熊取モデル、もう既に有効に活用しております。その辺の対策については十分今後も講じていくつもりでおりますので、その点についてはご安心いただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）言っていることは同じだと思って聞いています。通りがかった人に無差別にというのは私たちも思っていないんですが、それは国や府が今、何かそういった活動を駅とかでやっていますよね、繁華街とかで。ですので、そのことではないんですけども、熊取町の中で独自で、濃厚接触者にはなっていないけれども近い存在の人たちもおられるんで、そういう人たちが検査を受けて、きちんと発見された場合には保護できるような姿勢を取っていただきたいという要望で入れさせてもらいました。

コロナの封じ込めには、無症状の陽性者を見つけ出す、そして保護することが何よりも重要です。しかし現在は、濃厚接触者に近い人が安心して検査を受けられない、受けられる体制づくりになっていません。もし陽性が出たらまるで犯罪者のように扱われるので、怖くて検査を受けられないのご意見もお聞きしました。そのため、検査の抑制が働かないように徹底していただきたいなと思います。そこには熊取町独自で何か工夫できないか、ご検討をお願いしたいと思います。町全体の住民の命と健康を守る視点で引き続き取組をよろしく願いいたします。

それでは、次の2点目の質問に入らせていただきます。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるという生理の貧困についてどのように認識しておられますか。また熊取町でも、先日の女性議員のご意見で、防災備蓄で期限が来たと思われる生理用品の無償配布が行われました。状況はいかがでしょうか。そして、町内の小・中学校の女性用トイレに生理用品の設置を求めますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子

がいるという生理の貧困につきましてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮されている世帯が増加している中で、特に生理用品さえ買えず、日常生活に支障が出るほどに困窮されている世帯が増加しているということは深刻な問題であるというふうに考えております。

本町でも、既に渡辺議員からのご指摘、ご要望を受けまして、令和3年4月13日から防災備蓄品の入替え時期を迎えている生理用品150パックをホームページ等で周知し、無償配布を行っております。これまでに31パックを受け取りに来られております。

また、災害備蓄品を活用した生理用品の無償配布を実施している近隣自治体におきましても、本町と同程度の配布状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続きまして、町内の小・中学校の女性用トイレへの生理用品の設置についての質問にご答弁申し上げます。

小学校では、4年生で「体の成長」の単元において2次性徴について学習しています。学習後には女子児童に向けて、養護教諭等から月経時の対応について実際の生理用品を使いながら指導しています。同時に、在校時に生理用品が急に必要になった場合は、生理用品が置かれている保健室を利用できることを周知しています。

中学校においても同様に、必要となった場合に保健室を利用できることを生徒に伝えています。児童・生徒が保健師に生理用品を求めて来室し、養護教諭から児童・生徒に手渡すときに個別の関わりが生まれます。関わりの中で、養護教諭は体のことや心のことの相談に乗ったり、生理用品の使い方等個別に保健指導をしたりすることができています。また、児童・生徒一人一人と養護教諭が関わることで、会話や相談時の様子や相談内容から、校内のことだけでなく、家庭の状況等も併せて把握することができています。また、養護教諭が得た情報を校内で共有することで、支援を必要としている児童・生徒に多くの教職員で関わることをできています。

小・中学校の発達段階を考慮し、児童・生徒との関わりの中で必要な指導や支援を学校全体で行っていくことが重要であることから、今後も生理用品につきましては保健室での対応をと考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

最初の配布した分なんですけれども、先着順で100パックというふうにホームページには書かれていまして、そのうち31パックが利用、活用されたということなんですけど、これ、役場の生活福祉課窓口実際に来られた方が31名おられたということで理解してよろしいですか。はい。

伝えづらい場合は、総合案内窓口と生活福祉課のカウンター設置の引換専用カードをお渡しいただくか、スマートフォン等でこちらのページをお見せくださいということも書いてありましたが、取りに来られた方というのは若い方も含めておられたのか、それともちょっと年配の方が代表して取りに来られたのか、ちょっと勇気が要ると思うんですよね、結構。その辺、このやり方でいいのか、今後改善の余地はないのか、どのようにお考えかお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、議員のほうからご指摘のとおり、ちょっと気後れして取りに来づらいということも想定されましたので、窓口案内のほうに引換カードあるいはスマートフォンのページを見せていただくというような、可能な限り簡便な方法でご利用いただけるように配慮をさせていただいたつもりでございます。

また、ホームページの投書欄等でも、非常にありがたかったというような感謝のメールも届いておりますし、ご利用いただけた方はかなり喜んでいただけたのかなというふうに思っております。

また今後も継続して、その備品がある分につきまして対応はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

資料をつけさせていただきました。内閣府男女共同参画局の資料なんですけれども、ちょっと多岐にわたっています。7ページから表が入っています。生理の貧困に係る地方公共団体の取組ということで、2021年5月19日時点の表なので熊取町の取組は反映されていないのかなと拝見して見ましたが、熊取町は4月だったんですね。反映されていないと。泉大津市が結構評価されているんですが、実施したか、また、実施を検討していることも含めて、把握した地方公共団体の数は255団体、調達元として防災備蓄が184件と最も多く、予算措置されているところも55件あります。企業や住民からの寄附なども44件、調達結果としてこの表の中で出されています。

生理の周期というのは、予想がつきそうでなかなか分かりにくいものなんです。ですので、急に始まったときに生理用品がなければトイレットペーパーを重ねて当てるなど短時間のしのぎをして対応することしかできません。それは学校の授業に集中できるはずがありません。

今ご答弁ありました保健室です。私が子どもの頃から変わっていないんだなど。私が子どもの頃もそう言われて保健室に行く指導がされていたんですけれども、やはりそうなったときに、実際に行っていないです。行けなかったというか、一度や二度は行けても毎月起こることなんで、また起こる、またなのと言われそうな感じで叱られそうで行けなかったというのが実態なんです。確かに私が子どもの頃やから45年、その前から指導が変わっていないという現状が本当にそれでいいのかなと考えます。女子トイレにもふだんからトイレットペーパーと同じような感じで置いていただく。そういえば昔はトイレットペーパーもなかったかなというのも思うんですけれども、そういったことも考えていただいて、女子でも安心して授業が受けられるようにぜひお願いしたいなと思います。

品川区教育委員会事務局の課長の記事が出ていて紹介したいんですけれども、生理用品はこれまでも保健室に用意していましたが、トイレに置いたことで、本当は必要だけと言い出せなかった生徒にも届くのではないかと思います。生理をめぐる不安を一つ取り去ることで、子どもたちの学びの環境整備になると思いますと述べられております。

全国の表も出しております。小・中学校に限らず、煉瓦館だとかひまわりドームだとか、役場もそうなんです、そういった公共施設にもぜひ置いていただくような、女性に優しい支援をお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

それでは、3点目のごみの問題について質問に入りたいなと思います。

熊取町は、平成31年2月5日にくまとりプラスチックごみゼロ宣言を行っています。1つ目に、宣言までの経過と現状をお聞きします。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、プラスチックごみについての1点目、くまとりプラスチックごみゼロ宣言までの経過と現状につきましてご答弁申し上げます。

平成31年1月28日に、大阪府と大阪市が2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地としてSDGs先進都市を目指し、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチック資源循環の推進などを盛り込んだおおさかプラスチックごみゼロ宣言を共同で行い、これをきっかけに本町としましても、従前より4R運動を推進していた経緯から、当該宣言の趣旨に賛同し、くまとりプラスチックごみゼロ宣言の表明を行ったものでございます。

次に、現状でございますが、小学4年生向けに実施している環境教育セミナーの内容にレジ袋を食べているウミガメの映像を取り入れ、海の生態系を守ることの重要性を子どもたちに発信し、また、G20大阪サミット開催直後に配布されたプラスチックごみの削減等に向けた取組についてのお願いというチラシをより多くの町民の皆さんに、その趣旨の理解と行動変容を促すため、全地域に

回覧しております。

さらには、イベント等の記念品としてオリジナルエコバッグの作成や、マイボトルを普及啓発するため、町内公共施設における自動販売機のペットボトル販売抑制など、プラスチックごみの削減に向け様々な取組を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

宣言までの経過もちょっとお聞きしたんですけれども、これというのは大阪市がしたから熊取町も前向きにやろうということを決まったのかなど。住民参加ではなかったように思うんです。議会でも賛否を問うようなこともなかったと思うんですけれども、それはどうだったか、確認のために聞かせてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）その以前からプラスチックの削減に向けての取組を熊取町として独自でやっておりました。そういう経緯から、タイミング的に合わさりまして、大阪府と大阪市が行ったゼロ宣言の趣旨に賛同したというものでございます。行政主導で行ったという経緯でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）名前がプラスチックごみゼロ宣言とあって、ゼロにするんだみたいなイメージがあるんですけれども、結局、町としたのは、買物のときに要ったレジ袋の削減と会議のときにペットボトルを出さなくなったという、そういう印象しかないんです。行政がそのことでゼロ宣言をしたという表現として、その2つをやったということの認識でよろしいのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）いや、様々なプラスチックごみ削減に向けての取組を行ってございまして、答弁にもあったかと思うんですけれども、エコプロジェクトの策定を行いまして、それもプラごみのゼロに向けての取組と考えております。

実際に子ども向けにそういう重要性を発信したりだとか、町民の皆さんの参画の下で町全体でその機運を高めていく、これがまず第一義かなというふうに思っております。これとこれだけやるために宣言したというふうな考えでは全くないので、そこは誤解していただかないようお願いしたいなと思っております。

まずは機運を高めて、ささやかな努力かも分かりませんが、入り口として宣言をやってプロジェクトを策定して、一つ一つそういう取組を取り組んでいるというふうな理解をしていただければなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）いや、別に誤解しているわけではないんですけれども、表立ってゼロ宣言したときに始まったことというのがその2つだったかなということで表現させてもらったんです。いっぱいすることはありますもんね。それは理解しております。

それで、2つ目、住民にプラスチックごみ分別の徹底を求めています、現状はいかがですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）次に、2点目のプラスチックごみ分別の現状についてでございますが、直近の令和3年2月22日に実施した家庭から排出された可燃ごみにおけるごみ質分析調査の結果によりますと、ペットボトルにつきましては、可燃ごみのうち混入率が1.1%と、ほぼ混入されていない状況でございます。

また、プラスチック製容器包装につきましては7.6%の混入がございましたが、これは汚れのあるものは可燃ごみとして排出していただいておりますので、ある程度の混入は……

(「ごめん、何かちょっとよく分からへんかった。何、何パーセントとは何のことやったかな」の声あり)

住民部理事(山本浩義君) 可燃ごみの中の混入率が7.6%、プラスチック製容器包装があったということです。よろしいでしょうか。

(「はい、可燃物の中に。ごめんなさいね、議長。分かりにくかったので」の声あり)

住民部理事(山本浩義君) 排出していただいておりますので、ある程度の購入は認識想定内ということでございます。

全体的に申し上げますときちんと分別していただいております、今後も引き続き、プラスチックごみ分別の徹底につきましては「ごみの分け方・出し方マニュアル」に沿った対応の啓発をしっかりと行っていくことにより、住民の皆様の協力を得ながらプラスチックごみゼロに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君) すみません、ちょっと途中聞き取りにくかったんで聞かせてもらったんですけども、可燃物にプラスチックごみが混入している率をおっしゃっていたんですね。プラスチックとペットボトルとですか、ちょっともう一回そこを教えてください。

議長(二見裕子君) 山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) 再度申し上げます。

ペットボトルにつきましては、可燃ごみの中の混入率1.1%です。プラスチック製容器包装につきましては、可燃ごみの中で混入率7.6%です。

以上です。

議長(二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君) ありがとうございます。

分別にすごく努力されている方々のお話をよく聞くんです。大変なんですよ、結構。汚れていたら使えないということで、ホームページで書いた資料の表を2枚つけさせてもらったんです。これはかなり前の分別のときにできた表なのかなと思うんですが、これ、実際に現在もこのような形で今も行われているのでしょうか。

議長(二見裕子君) 山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) 議員ご指摘のとおり、現在も同じような形で行っております。

以上です。

議長(二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君) 分かりました。再生する分と可燃ですか、燃やして原料にする分ということで大きく2つ書かれています。

最後の資料の中では、汚れているものから異物の除去を、これは手作業でされるということなんではないでしょうか。これ、とても大変な作業なんですよ。その辺ちょっと苦勞をお聞かせ願えたらありがたいです。

議長(二見裕子君) 山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) 収集をやってきたやつにつきまして、手作業になるんですけども、委託をして実施しております。

以上です。

議長(二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君) 清掃センターですか環境センターですか、の仕事というのは特殊な業務が結構あるんで、焼却の部分でも分別の部分でも。ほとんど委託業者にお願いするという形になっていますので、処理経費もかさんできているのではないかなと思ひまして、3つ目の質問をさせていただきます。

した。町のプラスチックごみの処理負担額を、分別を始めた年から状況が分かる答弁資料をつけてご説明をお願いしたいということで通告を出しております。よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）次に、3点目、町のプラスチックごみの処理負担額の分別を始めた年からの状況につきまして、提出させていただいた資料に基づき答弁させていただきます。

この資料は、ごみの有料化とともにプラスチックごみの分別を開始した平成21年度以降における処理経費につきまして、ペットボトルとプラスチック製容器包装に分けて記載したものでございます。

まず、ペットボトルの処理経費でございますが、その内訳は選別委託経費のみとなっております、ご覧のとおり、平成21年度以降、資源化量、処理経費ともに増加傾向となっております。

次に、プラスチック製容器包装の処理経費でございますが、この内訳としましては、容器包装リサイクル協会への再資源化費用市町村負担金と選別委託経費となっております。資源化量、処理経費ともにごみ有料化の初年度である平成21年度が最高の数値となっております、以降、平準化してみますと減少傾向にありましたが、平成29年度から現在にかけて増加傾向に転じております。これは、消費税率のアップやコロナ禍による影響があるものと推測できます。

今後におきまして、プラスチックごみのさらなる削減の啓発を図りながら、処理経費面の動向も注視していく必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

プラスチック製容器包装のところの日本容器包装リサイクル協会ですか、これは、うちこれだけあるということで数字を見たらよろしいんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）この表で、ちょっと括弧書きしてしまっているので見にくかったかも分かりませんが、処理経費と容リ協への負担分と足して経費合計額を出していただいておりますので、内訳ではなしに外出しでさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

先ほどもちょっと聞きそびれたんですけど、分別を一生懸命やっている方が、調理したものを買ったときにサランラップで、幾らで何が原材料で使われていてとやったやつ、それを剥がして洗って紙を外して分別するのが大変だとおっしゃる方がいまして、でも、それをしないと環境に悪いんだしたら、私がそうやって努力すればみたいに頑張ってはる人がいるんですけども、それはどうなんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）きれいな状態で取れて、ラップみたいなものが汚れていなかったらやはりプラごみになろうかと思ひます。2つ目の質問の答弁にもちょっと触れさせていただいたんですけども、やっぱり汚れていたりしたら、それは資源化にはならないので可燃ごみのほうに入れていただいていると。

ですので、なかなかそういう上にかぶせているラップ状のものなんかは、一定何でラップをやっているかといったら、やっぱり汚れるからラップをやっているんであって、基本はなかなかプラごみに分別していただく努力というのはもう非常に我々にとってはありがたいことなんですが、ちょっと無理かなというのが、予測の範囲ですけれどもそういうふうにお思ひしております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。汚れているけれどまあいいかと思って入れてしまうと後で分別で大変なことになっているんだよということが分かれば、そこで入れずに燃えるごみに入れていいんだよということも含めて理解してよろしいですね。とても熱心な人ほどそこですごく悩まれているというのが現状なんです。ですので、それもちよっと気になったんでお聞かせ願いました。ありがとうございます。そこはちょっと臨機応変に、主婦の判断でやらせていただいているいいですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。  
住民部長（巖根晃哉君）プラ容器の分別につきましては、平成21年でしたか、有料化に向けて分け方・出し方を作ったときにも私も非常に議論したところでございます。

プラスチックを再利用するということで、今おっしゃっていただいたようにその住民の方のようにきれいにやっていただければ、行政としては非常にありがたい。じゃ行政としてそこまで求めるのかというところでございまして、分け方のところにも書いて、今、山本理事も説明したように、一定の努力はさせていただくことも書いておるんですけども、軽くすすいでいただいて、取れるものはそれでプラ容器として出していただいて、軽くすすいでいただいても汚れが取れないものについては可燃ごみで出していただく。

要は、再利用するのに、資源化するのに、じゃ汚れているものを洗剤を使って、水も大量に使ってきれいにやって出していただく、そこまでやっていただくのは逆に環境に一定、川の水も汚れたりとかという負荷がかかるということも踏まえまして、最低限の水道水で軽くすすいでいただく、油污れとかはティッシュとかで取っていただいた上ですすいでいただくとか、そういうところを求めていますので、議員おっしゃっておられるような住民の方がおられましたらそういうふうなご説明もしていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私から住民の皆さんにお願いということも関連するんですけども、先ほど部長が申し上げましたとおり、これはもう住民の皆さんの判断によるんですけども、今、世界的にはSDGsという皆さんで決めた持続可能な開発項目17項目の達成を目指して、各自治体、各国政府共々鋭意努力しているところです。

将来にどのような社会を伝えていくか、申し渡していくか、そういったところの大変な時期だと思います。そんなことを考えますと、できれば地球環境、自然環境、海の環境、そして将来世代のことを考える中で、住民の皆さん方にはそれぞれできる範囲の中でそういったプラスチックごみなんかの処理についてはご協力を願いたいというふうに思いますので、これも皆さん方の活動の中でも広めていただければ、これはもう町全体としてそういった運動に発展していければというふうに思います。

これは熊取町だけのことではありません。もう地球的なことでもありますので、10年、20年、100年先、今のこういったサービスが次の世代に渡せるかどうかという本当に重要な項目となっております。その辺ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）町長からお言葉いただきましてありがとうございます。

午前中に田中圭介議員も質問されていたんですけども、国は2050年に温室効果ガスの実質ゼロ宣言を発表して、さらに地球温暖化対策推進法によって2050年までに脱炭素社会の実現と、国も脱炭素に向けた取組が進められています。従来から分別回収していた家庭の容器包装プラスチックごみに加えて、これからは玩具や食器、日用品のプラスチック製品についても分別の対象になってくるようです。これ、質問するときに調べたんですけども、今は燃えるごみの中に入れてありますカセットとか洗面器の割れたやつとか、何かそんなものも一定、市町村が一括回収する仕組みに変えられていくと思います。

プラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄が海洋ごみの大量発生など危機的な環境破壊を招



く原因になっているということを今、町長からもお話がありました。マイクロプラスチックや、さらに顕微鏡でしか見ることができない超微粒子のナノプラスチック、あと紫外線防止や難燃効果を上げるためにプラスチックに添加された有害な添加剤などによる汚染が深刻だと、また、最近では河川や海洋のみならず、空気中にも拡散しているという微小なプラスチックの粒子なども出てきて、プラスチックごみをもたらす地球環境の破壊が進んでいると言われてきております。ですので、未来の子どもたちに地球の生態系を守るために、早期にプラスチックをゼロにすることが今生きる私たちに課せられた大きな責任であり、義務であると思います。

熊取町でも、国の動きが始まりましたら流れに沿ってまたそういったことも行われると思います。町財政負担が今以上に大きくなっていくことも予想されるので、大量に製造する企業に対して在り方を見直し、プラスチック製品の企業責任も明確にすべきではないかなと思います。予算措置も含めて国への要望をその場その場で求めているとさせていただきます。

住民側としては、大量消費をやめて住民の分別に理解と協力をいただき、環境問題として意義を持った取組が必要だということを述べまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな項目の1番目は宅地開発と安全なまちづくりということですが、その第1項目目として、開発指導要綱の見直しについてお尋ねいたします。

開発指導要綱は、環境保全、交通安全等の観点から宅地開発を規制し、住環境を守るための開発指導の基準として重要な役割を担っています。この間私は、接続道路の規定や雨水流出抑制など開発指導要綱に関わる質問を何度かしてまいりました。昨年9月議会において豪雨対策のテーマで質問した際に、雨水流出抑制について開発指導要綱の中で規定すべきではと提案したところ、指導要綱の見直しも含めて検討するとの答弁がありました。その検討結果をご報告願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、宅地開発と安全なまちづくりについての1点目、雨水流出抑制について開発指導要綱の中に規定すべきではと提案した検討結果について答弁申し上げます。

雨水流出抑制について、開発指導要綱に規定されている事例につきましては、全国的には主にいわゆる都市型水害へのリスク軽減のために導入されているという事例がございます。

熊取町域につきましては、全体的に丘陵地であり、比較的容易に河川へ排水することができます。町内の一部の地域に浸水が想定される区域がございますが、町域全体では内水氾濫等の可能性は低いものと考えております。

また、雨水流出抑制施設の浸透ますや透水性の側溝など浸透性製品につきましては、地質条件によっては期待どおりの効果には至らず、また、時間の経過とともに目詰まりが生じるなど、適切な維持管理が必要などの課題もございます。

しかしながら、近年の集中豪雨等、洪水・浸水リスクの増大に対しまして効率的、効果的に雨水対策を進めていく必要があると考えております。引き続き、開発指導要綱への規定につきまして、検討を進めてまいりたいと思います。

以上、開発指導要綱の見直しについての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）前回といいますか昨年9月議会で質問した際には、指導要綱の見直しも含めて検討するとの答弁であったわけですが、ただいま答弁いただきました回答では、熊取町ではさほど雨水の氾濫によるそういう被害の可能性が低いと、確かに雨水流出抑制ということで明確な規定を設けておりますのは、関東地方とかそういうところに多いということも私も承知しております。

しかしながら、近年では豪雨による災害というのも非常に多発しておりますし、かなり状況が変

わってきているのではないかというふうに思います。大阪府下におきましても、主に寝屋川水系といえますが、大阪市及びその周辺部におきましてこういったことをきちんと規定している自治体が増えてきております。

熊取町の近辺では、私、資料にもつけましたように、岸和田市が開発指導要綱の技術基準の中で雨水流出抑制という項目を設けて規定しております。流出抑制というのは、具体的には貯留施設を設けるということと、一方で浸透施設、浸透ますとか浸透性の側溝とかそういうものを設けるという2つの方向性があるって、そして実際、それを設けることによる効果というものなかなか検証しにくいというふうな面もあるということも聞いてはいるんですが、一方で関東地域では、かなり大規模に地域を決めてそれを実施することで効果が想定されると、そういうような報告も現れております。様々な手法を総合的に駆使して、雨水流出抑制というのはぜひやっていく必要があるかと思っております。

開発指導要綱というのはあくまで指導のための目安でありますので、ここで規定したからといって開発業者側がそれをきっちり守っていただけるとも限らないと、そういう面もあるわけなんですけれども、そういう方向性を示して、自治体のほうが積極的に雨水による被害を軽減していこうという姿勢を積極的に示していくということが大事だと思います。

そして同時に、雨水貯留タンクや浸透ますの設置などに助成金制度を設ける自治体も増加しておりますが、大阪府下でも雨水貯留タンクの助成金とか、あるいは浸透ますの設置に対する助成金、そういったものも設けている自治体もございます。そういう点については、特に検討の余地はございませんか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）議員おっしゃっていただいたとおり、本町の場合は特に、理事も申し上げましたが、河川氾濫という部分ではそれほど大きな、たしか平成5年以降は起こっておらないような、それ以前は大久保の地区の一部ところで一定あったかと思っております。

現状でいきますと、議員おっしゃっていただいたときの大量の水、これが水路等も含めて浸水までいかなくてもかなり氾濫するような部分が出てくるというようなところも含めて、岸和田市の要綱、資料を頂いていますが、こういったものへの記載の方法も含めた上で、まず検討したいというところです。

その上で、ツールの一つとして補助制度はどうかというのは当然検討すべきだろうというところで、今考えておりますのは都市整備部内での雨水も含めた浸水対策、こういったものをやったり総合的に考えよう。下水道課が都市整備部内になったというのも一つのタイミングでありますので、一定、道路排水、農業の水路、ため池も入ってくるかと思っております。河川も、そういったものも含めて水関係の対策というのをやっぱり今年じっくり考えようというのが一つのテーマになっておまして、その中のツールの一つになってくるのかなというふうなところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

昨年9月議会で質問させていただいた折に、その際の答弁で、大阪府のほうでも総合的な治水対策ということで、調整池の排水の仕方を調整するといったことや、あるいはため池の余水吐に切り口を入れるとか、そういった工夫をしていただいているということをおも答弁の中で教えていただきました。そういう点は大阪府も各自治体と協力しながらそういう努力を続けていただいているということは、よく分かります。そういう中で、引き続き開発指導要綱の見直しにつきましても検討をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の開発住宅地の地盤変化への対応についてお尋ねいたします。

宅地開発により造成された住宅地が、年月を経て地盤に変化が生じてきております。先般も報告がございました美熊台のケースはその典型的な事例と言えますが、豪雨災害の危険性も増大している昨今、町域全体の点検と安全対策が必要と思われます。検討している、あるいは対策しているこ

とがあればご説明願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、宅地開発と安全なまちづくりについての2点目、開発住宅地の地盤変化への対応について、町域全体の点検と安全対策の検討内容について答弁申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災並びに平成16年の中越地震では、大規模な盛土造成地において広範囲にわたる被害が発生し、宅地の耐震化の重要性が認識され、平成18年に宅地造成等規制法の改正により、国による宅地耐震化推進事業が創設されました。

この宅地耐震化推進事業では造成宅地の滑動崩落防止対策を推進するものであり、大規模盛土造成地マップを作成し住民への情報提供を図るとともに、将来的には必要に応じて滑動崩落防止工事を実施し、宅地の耐震性を向上させるものであります。

宅地耐震化推進事業については、国の指導の下、大阪府と各市町村が協力して事業を進めておりまして、平成19年に大阪府が、地形図等を活用いたしまして大規模盛土造成地の現状を調査する第1次スクリーニングを実施いたしました。大阪府内各市町村の基礎調査をこれにより完了しており、平成27年には各市町村のどのあたりに大規模盛土造成地があるかという大規模盛土造成地マップを公表しております。本町としましては、それらの結果を受けまして令和2年11月に大規模盛土造成地の造成年代調査を実施いたしまして、大阪府に結果報告したところでございます。

今後の予定ですが、現地調査を伴います第2次スクリーニング計画を作成することになっており、宅地の安全性については重要であるということをお町も認識しているため、今後も引き続き、国や大阪府と協力して宅地耐震化に努めてまいります。

以上、町域全体の点検と安全対策の検討内容についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

宅地耐震化ということで、国、そして大阪府、各自治体が協力して様々な角度から調査研究をされていると。そのための対策を講じるということで、取組を始めていただいているというご報告をいただきました。私もこの質問を提出するに当たって事前にあれこれ調べてみたんですが、国土交通省のほうで大規模盛土造成地防災対策検討会ということで、様々な議論をした上で昨年3月に報告書が提出されているということを知りました。

そして、ただいまも答弁の中にありましたように、大規模盛土造成地マップというのは各都道府県で作成されて公表されているということで、これは国土交通省のホームページにおいても、あるいは大阪府のホームページにおいても見られるようになっております。熊取町のものも資料として添付しておきましたが、他の自治体に比べて熊取町はいかに盛土による造成地が多いかということが非常によく分かる、そういうマップになっております。

本町の地域防災計画や国土強靱化地域計画の中にも大規模盛土造成地マップの公表ということが明記されております。このことについてご説明願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）大規模盛土造成地マップにつきましては、作成主体が大阪府の事務であるため、大阪府のホームページで掲載されております。

大規模造成地マップにつきましては、過去の地形図を見比べましてどこに盛土があるかということをお明記した図面でございます。直ちに危険な箇所を示した図面ではありません。そういった図面をお府のホームページで掲載しているというのが今の現状でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それはよく分かりましたが、大阪府のホームページ以外でも各自治体のホームページにおきましても、例えば熊取町のホームページであれば、熊取町のホームページの中にこういうマップを公表しましたということが何かどこかに告知されておって、そこから閲覧できる、あるいは大阪府のホームページにリンクしているとか、そういうことが本来は必要ではないかなと思う

んです。だから、大阪府としてこういうマップを公表したといっても、そのことが大々的にお知らせされたとかいうことでもない限り熊取町民は一切知らないということになると思うんです。私も、今回この質問をするに当たって初めて気づいたわけなんです。

もちろん、今、理事もおっしゃいましたように、これが直ちに危険箇所を示すというわけではないんですけども、やはりこういったものを公表して、自分自身が住んでいる場所の安全性について住民自身も関心を持っていく必要があるということ、それを周知していく、そういうことが大切だということも国土交通省の報告文書の中にも書かれております。やはりそういうことをよく知った上で、自分が住んでいる住宅地にそういう変化が生じていないか、それをきちんと住民自身が日常的に監視していく、そういうことが必要な時代になってきているのかなと思います。

国土交通省の防災対策検討会の報告書の中におきましては、地震や豪雨による被害を未然に防ぐために、危険箇所が見つかった場合の事前対策工事についても、実際に行われた例えばこの近辺で言いますと岬町の事例などを示して、事前対策ということを推奨しております。岬町の担当課にお聞きしたところ、府道に隣接する住宅地法面のブロックに亀裂が生じ、その地域の自治会から要望があって調査したところ、これは非常に危険であるということ町当局が判断して、いろいろと検討していく中で国の大規模盛土造成地の関連で防災対策の補助金を使えるということが分かって、工事を実施したというふうなことをお聞きしました。

熊取町の美熊台の事例につきましても、これは結果論になるわけなんですけど、ひょっとしたら事前の対策工事をしておけば防げたというケースであったかもしれないというふうな気もしております。岬町の場合は府道の隣接地ですので、熊取町に比べれば工事も極めてやりやすい、そういう場所であったかなと思いますが、熊取町内の開発住宅地の安全点検は早急に実施して、その対策を講じるべき時期に来ているかと思っております。

先ほどの答弁の中では、これから第2次スクリーニングをしていくと、そういう計画なんだということもお聞きしましたけれども、そういったことにつきましてもぜひ我々議員のほうにもきちんと報告していただいて、やはり今問題となっている美熊台の事例とも密接に関係してくるかと思っておりますので、その辺のところはぜひしっかりと本腰を入れて調査、対策していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）先ほどの大規模盛土造成地マップにつきましても、坂上巳生男議員ご指摘のとおり、町民の皆様にご造成された大規模宅地が身近に存在することを日頃から知っていただいて、防災意識を持って宅地の状況や周辺の擁壁や斜面の状況を見ていただくということはすごく大事であると思っておりますので、町のホームページでも直接見ていただけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ぜひ、町のホームページにも何らかの形で住民に周知できるようにお願いしたいと思っております。

それでは、大きな2番目の新型コロナ対策としての、住民生活を支える追加支援策についてお尋ねいたします。

熊取町ではコロナ対策の第3弾の独自支援策が実施されており、多くの住民に歓迎されておりますが、緊急事態宣言が延長され、住民の生活は大変厳しい状態が続いております。

そこで、1点目として、緊急事態宣言の下で国・府の事業者への支援策が出されておりますが、それは対象がやはり限定されております。その対象外となる事業者への支援策を改めて検討すべきではないでしょうか、答弁願います。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、新型コロナ対策としての、住民生活を支える追加支援策についての1点目、国・府の支援策の対象外となる町内事業者への支援策の検討につきまして答弁申し上げ

げます。

ご存じのとおり、4月25日に3回目の緊急事態宣言が発令されまして、大阪府では2度の延長がなされ、6月20日まで約2か月間もの期間、宣言下に置かれることとなりました。この間、飲食店を含めた事業者に対し時短営業や休業の要請が実施され、ご協力いただいている町内の事業者におかれましては多大な打撃を受けているものと推察しております。

現在、緊急事態宣言に伴い営業時間短縮などの要請にご協力いただいている飲食店などへの支援でございますが、国と大阪府の共同で営業時間短縮協力金を第2回目の緊急事態宣言の発出に合わせて支給する形で、第1期、第2期は1店舗当たり1日6万円を、第3期、第4期、第5期では1店舗当たり1日4万円を支給することとなっております。

国は第2回目、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様には、緊急事態宣言影響緩和に係る一時支援金といたしまして、中小法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を支給するとし、3月8日から5月31日まで申請を受け付けしておりました。

また、国は第3回目、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様には、緊急事態措置・まん延防止等措置の影響緩和に係る月次支援金といたしまして、中小法人は月上限20万円、個人事業者は月上限10万円支給するとし、今月中旬から申請を受付予定でございます。

さらに、大阪府では感染拡大防止のため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて飲食される施設において必要な備品を設置した事業者を対象に、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金といたしまして1店舗当たり上限10万円を支給するものとし、7月30日まで受付中でございます。

今回の緊急事態宣言に伴うこうした支援策の情報も早期から出されており、商工会に対して支援等の問合せも多く、影響を受けている事業者の方々の多くは国や大阪府の支援策の対象となっているものと考えております。

また、本町では、前回緊急事態宣言が発令された際、国や府の支援策から外れた事業者向け支援策として、困きゅう事業者特別定額給付金制度を創設し取り組みましたが、想定を大幅に下回る結果となりました。下回った要因は幾つか考えられましたが、町では現在、この結果を踏まえ、業種や収益の減少率に関係なく、基本的に全ての事業者を対象とした地域振興券事業を国の地方創生臨時交付金を活用して進めているところでございます。

当該地域振興券事業により、ご提案の国・府の対象外となる事業者を含めた町内全事業者はもとより、大きな影響を受けている住民生活も併せて支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）いろいろと詳しくご答弁いただきましたが、府の施策あるいは国の施策で様々な形で支援策が打ち出されていると。それで多くの方が救済されているということで、町としての独自の支援策は必要ないかなという、そんな感じかと思うんですが、困窮事業者への給付金を熊取町で創設した際に、そのときの利用者が非常に少なかったと、たしかお聞きしたとき60数名、60数件でしたか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）一応予算としましては810事業者を予定しておりましたが、実際活用されたのは61事業者ということでございました。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）以前実施した困きゅう事業者給付金の利用が61件だったと。だから、せっかく用意しても利用が少ないではないかと、だったらもっと全体に公平に行き渡るような施策がいいということで、地域振興券ということになってきたのかなと思います。

ただ、地域振興券で恩恵を受ける事業者というのは、言わば商品を販売する事業者が中心ですよ。地域振興券を事業者自身からもらうからそれで助かるという面も若干はありますけれども、主には地域振興券を利用する方があって、お店の売上げアップにつながると。そういう意味でいえば商店を営む方への救済策ということにはなろうかと思えますけれども、個人向けの商品販売ではない製造業とか、あるいは建築関係とか、いろんな業種で様々な影響が出ておりますので、町の困きゅう事業者の定額給付金が61件と利用が少なかったのは、それはいろんな事情があるのかも分かりませんが、それでも61件の利用があったわけですから、61件の方々には一定の対策としては効果があったというふうに考えるべきだと思います。

ちなみに、泉州地方の岬町では国の一時支援金の対象外となる事業者に一律20万円を支給するというのを直近の臨時議会で決めたというふうに聞いております。こういったことを熊取町でも検討してはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まさに今一例で挙げていただきました岬町の対応というのが、前回私どもが取った対応、一律10万円という形でさせていただきました。その際にも、プレミアム商品券であったりとかというようないろんな案があった中で、できるだけ速やかに手間もかからないような形で行き渡るといってという形で実際取らせていただいたんですけども、先ほど来答弁でもありましたように、実際、利用者が少なかったと。一定、議員おっしゃるように少なくとも61事業者の方は利用があったのだからということのご意見は当然あるかと思えますけれども、第3弾の要は臨時推進交付金、声が出たときに、この下回る結果を踏まえまして、できることなら交付金をできるだけ有効活用したいというような中で、議員の皆さんのご意見等も頂戴した中で地域振興券という形に今現在至ったところでございます。そこはご理解いただけますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）どういう方法が一番いいのかというのはなかなか頭を悩ますところかと思えますけれども、実際、多くの事業者がまだまだ大変厳しい状況に置かれているのは事実であります。ぜひとも、商工会ともいろいろと相談していただいて、また必要に応じて追加の困きゅう事業者定額給付金の第2弾を検討するという事も視野に入れていただきたいと思います。

国会での議論の中でも、個人事業者は100万円、法人で200万円という国の持続化給付金の再支給というふうなことが度々議論されておりましたけれども、それと同じように熊取町が実施するそういう定額給付金についても再度それを……。利用者が61件と少なかったということの背景には、確かに持続化給付金やら、あるいは大阪府の支援金やら、そういったいろんな支援策に乗っかっていて熊取町の対象とはならなかった方が意外と多かったということもあるのかも分かりませんが、また一方で、町の困きゅう事業者定額給付金の基準が、まだそれでも申請に当たって手続きが煩わしいとか、そういったことがあったのも分かりません。その辺は再度いろいろと調べていただいて、引き続き、今後の状況に応じて再度事業者向けの定額給付金を検討していただきたいと思いますというふうにお願ひしておきます。

続きまして、2番目ですけれども、新聞報道でいろいろと学生の問題も報道されておりますが、コロナ禍の下でアルバイトの減少などで生活に困窮する学生もたくさんおられます。熊取町は、他の自治体に比べても町内に在住する大学生が非常にたくさんおられます。そういった困窮する学生への支援も必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、続きまして2点目、アルバイト減少などで困窮する学生への支援策につきまして答弁申し上げます。

ご質問のとおり、コロナ禍により大学生が生活困窮に陥っているという事例があることにつきましては、新聞報道などで承知してございます。

本町におきましても、現在、アルバイト減少などで困窮する学生を含めた支援策といたしまして、

住民活動団体によります食料などの支援を行うフードバンク事業が実施される予定となっております。このフードバンク事業の現時点の概要は、協力事業者や個人から提供された食料品や日用品などの物資を定期的に配付するとともに、可能な生活相談を実施するものと伺っております。町としましても、この取組を支援するとともに、町内大学と住民活動団体との連携が円滑に進められるよう情報共有してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今答弁いただいた中で、フードバンクが熊取町内でも予定されているということが報告されました。私もそのことについては聞いておりますが、緊急事態宣言が延長される中で、予定していた煉瓦館が使えなくなって、フードバンクの実施が延長、延長で延びているというふうなことも聞いております。

熊取町として、そういう町の施設を利用させていただくということで協力していただいているようではありますが、その一方で、町に住民票のある学生と住民票のない学生とでそういう一定の不公平感といいますか、そういうのも生じてきているのではないかなという気がします。

先ほどもお話の中にありました地域振興券ですけれども、地域振興券は熊取町に住民票のある方に支給されるということになっておりますが、住民票のない学生などへの支援も必要かと思うんです。それはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）確かに学生なんですけれども、国のほうでは日本学生支援機構というところ、こちらのほうで新型コロナウイルス感染症対策助成事業ということで食と住に対する支援を行っております、それぞれ町内の大学におかれましてはこの制度を活用して、例えば大阪観光大学なんかでしたら食料品を配付されると、大阪体育大学なんかにおきましては、要は学食の食券450円分、これを配付するといったような、こういった活用をなされております。また、あるいは文部科学省からの要請を受けまして3大学とも授業料の延納または分納あるいは延納の期間の再延長といったような取組もなされております。さらに、文部科学省のほうなんですけれども、本年5月からアルバイト収入の減少にお悩みの学生、これはまさにご質問の中心的なお話になるかと思うんですけれども、それに対する緊急特別無利子貸与型の奨学金とか、あるいは休業支援給付金などを創設されているといったところで、各大学にも確認したんですが、これらを積極的に活用されているということでございます。

ただ、さらに町独自にそれに上乗せするという考え方なんですけれども、特に町内の学生のほうから、学生をお持ちの親御さんからも含めて、そういった支援を町のほうにそういったお声は今現時点でございませんので、現時点では、先ほどおっしゃいましたけれども、地域振興券、こちらは議員、先にちょっとご指摘されたんですけれども、住民票を置いていらっしゃる学生が対象となってこられますので、町内3大学に通われている住民票を移されていない方は対象にはなりません、こちらのほうでそれらの国の制度等を補完していただきたいというふうに、このように考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）住民票を移す移さないはその学生の自由なのかも分かりませんが、恐らく、4年間大学生として熊取町で生活しておったとしたら、かなりマンションの家賃やら、あるいは毎日の食事の費用でありますとか、熊取町に対して結構な消費支出で、ある意味で貢献していると、そういうことが言えるかと思うんですよ。住民票がある学生も、住民票があるからといって学生ですから恐らく住民税は払っていない、非課税であると思います。だから、税金は払っていないけれども、ただ住民票があるということで一定の恩恵を受ける。住民票がないとそういう地域振興券その他の恩恵も受けられないということになってくると思います。

そういう点は、こういうある意味で非常時ですので臨機応変に対応して、住民票を持っていない学生に関しては、住所は分かりませんが、大学に案内して住民票がない方でも例えば大学を通じて配布するとか、あるいは役場の窓口へ来ていただいたら地域振興券をお渡ししますよとか、そういう方法で住民票のない学生へもそういう配布をするということも可能かと思います。どれだけの人数の方が住民票がないのかあるのかよく分かりませんが、そういうきめ細かい対策をしていただきたいと思います、それはできませんか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）住民票を異動していただいている学生、されていない学生につきましては、全体6,000人のうち約900人程度が住民票を異動されていないということで、過去から住民票を異動していただけるような取組を数年間にわたり取り組んでまいりました。最終的に、いろんなインセンティブをつけまして対応してきたんですが、結果としてはさほど効果がなかったと。つまり、学生にしてみますと、住民票を異動さすメリットがさほど感じられなかったといったところが原因であったのかなというふうに考えております。

先ほどありましたとおり、確かに地域振興券、同じ学生寮に住んでおきながら住民票を移されている方は3,000円配られて、移されていない方は3,000円配られないということで、学生間の中においても多分波紋があるかと思いますが、少なからずとも。これをきっかけといたらおかしいんですけども、住民票を異動していただくきっかけにつながればなということ、これは直接的なあれではないんですけども、そんなことにつながったらなというふうに思っているんです。

ただ、考え方としましては、異動されていない学生というのには必ず地元の自治体、住まれている自治体がございます、その自治体も例の交付金を使いまして様々な支援策をされているかと思いますが、もしかしたら3,000円を配られている以上の何かメリットを受けられている可能性もないことはないと思います。そこにつきましては、一定住民票を置いていない学生にも配るという考え方は現時点、ないものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）考えによったら僅か3,000円ですけども、たとえ3,000円の地域振興券であっても住民票のない学生の方々へも熊取町は配布したということになれば、恐らく熊取町の評判も上がるのではないのでしょうか。また長い目で熊取町の転入・定住策にもつながるかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

最後の質問ですが、3点目に、現在実施中のひまわりバスの運賃や、そして小・中学校、保育所等の給食費無償化は大変効果的だと思われま。現在のところ9月末までとなっており、10月以降はこの無償化がなくなってしまいます。現在のコロナの感染状況や経済状況等からしてぜひとも10月以降も継続することを検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、3点目、現在実施中のひまわりバス、小中学校等給食費の無償化を10月以降も継続することについて答弁申し上げます。

ご質問の町内循環バス運賃無償化事業、町立保育所等副食費無償化事業及び町立小中学校給食費無償化事業につきましては、国の令和2年度第3次補正予算により増額されました地方創生臨時交付金を活用して実施しているものであり、約2億円の交付限度額に対して、地域振興券事業などを合わせて約2億7,500万円の規模の熊取町版緊急生活・経済支援（第3弾）として期間を限定して実施しているものでございます。

ご提案の10月以降の当該事業の継続の是非につきましては、現時点、未定ではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びワクチン接種の進捗状況を見極めながら、しかるべき時期に適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。



議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現在のところはまだ未定であるけれども、コロナの感染状況やワクチン接種の進行状況を見て、またしかるべき時期に判断したいということのようです。一定、含みのある答弁でございましたけれども、ぜひとも、現在進行中のこの施策につきましては多くの住民の方々から大変好評いただいております。もちろんそれはコロナに関係なくありがたいというふうな面もあるかも知れませんが、一方で、コロナによって経済的に大変打撃を受けて生活が非常に厳しくなっている、そういった家庭の方々も多数おられます。

また、高齢者におきましてはコロナによって外出が困難になっているということの中で、一方でひまわりバス運賃無償化で応援をしていただくということは、高齢者を励ますという施策でもあろうかと思えます。

しかるべき時期に検討するとおっしゃっていただきましたが、ぜひとも前向きに判断していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時10分まで休憩いたします。

---

（「14時50分」から「15時08分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、熊取町の行政DXの推進についてお伺いさせていただきます。

まず、その1点目、熊取町の行政手続きのオンライン化についてということで、熊取町でオンラインでできる手続きの割合はどれくらいですか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まず、議員に、オンライン化の分と次の利用率の分と併せて答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ご答弁申し上げます。

まず、オンライン手続きの割合、利用率、満足度を併せて答弁させていただきます。

現時点におきまして、膨大な行政手続きの全てについてオンライン化の割合やその住民満足度について把握できておりませんので、現在実施できているオンライン手続きの利用率につきまして、令和元年度時点でご報告させていただきます。

現在、オンライン化済みの手続きといたしましては7手続きございます。それぞれの手続きとそのオンライン手続きの利用率を順にご説明いたしますと、図書館の図書貸出予約が2万7,631件中2万5,977件で74.5%、スポーツ施設の利用予約が10万6,428件中2万2,524件で21.2%、地方税電子申告手続き（eLTAX）が4万6,852件中3万1,717件で67.7%となっており、また、町ホームページからオンラインで受付を行っている手続きといたしましては、粗大ごみ収集の申込みが1,817件中197件で10.8%、公民館講座、がん検診予約、人権講座の申込みが、この3つの手続きの合計で3,969件中625件の15.7%となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）では、満足度というのは分かっていないということによろしいですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）個別に評価できるような形での満足度調査みたいなものが現時点ではございませんので、感覚的なお話になりますが、利用できる方はある意味もう分かっているらっしゃ

るので普通に使っていらっしやると。ただし、利用の全然気持ちのない方はもうその興味もないというような、二極化というのが我々の率直な感想でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）熊取町のスマートシティの推進計画でもこの辺が漠っとしていて分からなかったんで、一応聞いておこうかなということで今回の質問させていただいています。

それでは、次の現在の窓口の混雑具合です。役場に來られて、いろんな手続があると思うんですけども、混雑具合、待ち時間のデータはありますか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、続きの窓口の混雑具合、待ち時間についてのご質問ですが、こちらにつきましても、現時点では各窓口において客観的なデータを把握しておりませんでして、担当者の感覚でのご報告となりますが、各窓口でそれぞれの手続により様々な状況でありまして、比較的混雑が生じやすい住民異動手続で3月、4月の混雑時期に最大30分程度の待ち時間が生じており、また、マイナンバーカード交付手続では1年を通じて混雑することが多く、休日明けなど待ち時間は最大40分程度生じております。また、公民館などの貸館受付手続では受付時間の数時間前から並ぶ場合もございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）僕も、見る限りそこまでいららするほど混んでいる状況というのはあまり見かけないですけども、そういったこともこういうオンライン化とか行政DXの一環で解消できることもあると思いますので、考えに入れておいてほしいなと思うところです。

では、次のマイナンバーカードの保有率、今後の見通しのご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の熊取町の行政手続のオンライン化についての4点目、マイナンバーカードの保有率、今後の見通しについてご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの保有率ですが、まず、これまで議会におけるマイナンバーカード関連のご質問につきましては、全国や大阪府、また近隣市町村との比較が可能な交付率で答弁させていただいておりますことから、交付率で答弁させていただきます。令和3年5月23日時点で36.9%となっております。

次に、今後の見通しについてですが、まず現在、受け取りを待つマイナンバーカードが役場の住民課に約1,500枚、率にして3.4%ございます。これらのカードの受け取りにおいては、本年4月から予約制を導入し、窓口の密回避、住民の利便性の向上に努めているところでございます。

また、国のマイナンバーカード普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針では、令和5年3月末にはほとんどの住民がマイナンバーカードの保有を想定しており、本年3月から本格運用が始まっている健康保険証の利用や、今後は運転免許証の利用など幅広い分野での活用が予定されていることから、さらなるカードの申請が見込まれてございますので、引き続き円滑な交付に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）交付率でいいですとそんなに遅れてもいないし、極端に進んでいるというわけでもないと思いますけれども、これは全国的な取組なので、熊取町だけ突出して進んでいますよねという話にはならないと思います。行政DXを進めていく上でマイナンバーの交付というのはポイントになってくると思いますので、頑張っていってほしいなと思います。

次に、その中でもマイナンバーカードを持たない層、いわゆるデジタル弱者への対応のご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、いわゆるデジタル弱者への対応につきまして答弁申し上げます。

今後、次のご質問にもございます国の自治体DX推進計画に示されておりますとおり、厳密な本人確認を必要とするオンライン手続については、マイナンバーカードの利用を前提とした手続が増えていくものと考えられます。マイナンバーカードを持たない方は、引き続き紙による本人確認書類等が必要となり、当該本人確認書類を役場窓口で申請せざるを得ないケースなどオンライン申請ができないため従来の申請方法を継続していくこととなりますが、マイナンバーカードの利便性並びにオンラインの効率性を丁寧に情報発信して理解を求め、取得率の向上に努めてまいります。

また、いわゆるデジタル弱者の方への対応としましては、今後オンライン化が進むにつれ、こうした方々が個々の手続についての操作方法などに戸惑い、職員への問合せも増加していくことが考えられます。当然ながら、こうした方々を取り残すことなく、各窓口の職員による丁寧な対応が求められるところで、オンラインによる申請件数が少ない間は職員での対応も考えられますが、増加するにつれ対応が困難となることも想定されます。国においても、デジタル社会を目指していく上でこうしたいわゆるデジタル弱者への対応を重要視しており、国による支援策をしっかりと注視して活用を図るとともに、本町の対応として将来的には同対応を委託することなども併せて検討していく必要があると認識しております。

また、他方でこうしたデジタル弱者の方を減らしていくためのインターネットやスマートフォン等の利用方法などの啓発については、熊取ゆうゆう大学や公民館で実施しているIT関連講座を引き続き実施するとともに、国においても民間の大手キャリア業者による講座を実施しており、こうした事業の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そういった苦手な方に対する対応というのは丁寧な対応が必要になってくると思いますが、やっぱりできない方が毎回毎回窓口に来られるとなると、そこに対する職員をあてがわないといけないということにもなると思いますので、2回目以降は自分でオンラインでできるようにというふうなことを考えていていただきたいなと思います。

2番目の自治体DXの推進計画を踏まえ、全庁的な計画は誰がいつまでに何をやるか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、全庁的な計画について答弁申し上げます。

令和2年12月25日に総務省が策定した自治体DX推進計画は、計画期間が令和3年1月から令和8年3月までとされており、本町におきましても当該計画期間に併せて取組を進める必要がございます。

総務省においては、地方自治体の業務がこれまで個別にシステム化され、効率的なデジタル化を阻害していることを踏まえ、地方事務のシステム標準化を進めることとしており、その進め方について業務改革も含めた（仮称）自治体DX推進手順書として、本年度の夏をめどに提示される予定となっております。

ご質問の本町の全庁的な計画については、当該手順書を基に既存のスマートシティ戦略構想や第4次熊取町情報化推進計画との整合を勘案しつつ、計画策定をしております。

また、誰がいつまでに何をやるのかという点につきましても、この計画策定を通じて定めていくこととなりますが、自治体行政DX推進計画の重点取組項目として、自治体の情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6項目が掲げられており、本町におきましても重点的に検討を行う必要があると考えております。とりわけ、当該推進計画において自治体の情報システムの標準化につきましては令和7年度末までに実施することが目標とされており、また、自治体の行政

手続のオンライン化につきましては令和4年度末を目標に原則、全地方公共団体で特に国民の利便性向上に資する手続について、国が整備しているマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能としていくことが記載されております。セキュリティ対策の徹底につきましては、令和5年度末までに既存のセキュリティ対策機器の更新を行い、セキュリティ対策の徹底に努めてまいります。

このほか、本町のデジタル化については、スマートシティ熊取プロジェクトチームの行政手続電子化作業部会において協議、検討を進め、有効性や費用対効果を検証しつつ、着実に進めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）国の指針に沿って進めていただけたらそこはいいんですけども、熊取町は結構いいシステムが入っていてもみんな知らないみたいなことも多々あったりしますので、そこはぜひ周知に力を入れていただきたいなと思っています。

今でも全部のどんな手続があるかというのは分かっていないけれど、令和4年にしますと断言していませんけれども、その計画に沿ってやっていくということなんです。今現時点でどんな申請とか作業が紙でなされているか、オンライン上じゃないところで窓口でされていたりとか、紙でやられているというのが分かっていないのに、どうやってそれをオンラインに切り替えますとすることができるのかなというのがこの質問をしたきっかけです。だから、全部の事務を100%把握するというのは無理なのかもしれないですけども、全体的にこんな申請とか作業があるよねというのは、もうこの時点でできたら知っておいてほしかったなというのが実情です。なので、これからでも遅くないと思いますので、どういう作業があつてこれだったらオンラインでしやすいよねとかというのも絶対出てくると思うので、そういうのは1回整理していただいて国に先んじてやっていただくというのも手かなとも思いますし、議会に説明していただける段階で、途中途中でも構わないので説明していただきたいなと思います。

ぜひ、国の計画に沿ってということですけども、遅れないように、それとあと、熊取町の住民が使いやすいようなシステムにしていただきたいと思います。

現状を聞いて、町長は今、行政DXの進み具合をどうお考えですか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）行政事務に関しましては多種多様な事務事業がございます。一点一点項目を上げていくと大変な作業になるんですけども、その中で、DXに向けてどの項目ができるかというふうなことにしましては、これは参考文献を参照に述べさせていただきますけれども、単純作業であること、もしくは判断を必要としない、そういった事務事業については行政DXに適しているというふうなことが述べられておりますので、そういったところからできる範囲で進めていく必要があるかなと思います。

今の段階で全て網羅した上での話となりますと、今の段階では私なりにはちょっと難しいかなと。できるところから担当部局が努力して進めていただいておりますので、皆さん方からいただく情報も含めてまた鋭意進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）遅れないように、ぜひ使いやすいようなシステム入れていただきたいと思います。

次、大きな2つ目にいかさせていただきます。

中学校のクラブ活動について質問させていただきます。

令和5年度以降で休日の部活動を段階的に地域移行される方針を受けて、熊取町はどう進めていきますか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上昌史議員の中学校のクラブ活動についてのご質問にお答えします。

学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと規定されています。

部活動は、参加する生徒にとって、スポーツ、芸術文化等幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技術の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会となっています。

一方で、文部科学省による学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、部活動は教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師にとっては大きな負担となっていると指摘され、令和5年度以降の休日の部活動を段階的に地域移行される方針が出されました。

熊取町では、従前より熊取町部活動支援事業による地域人材による外部指導者派遣、平成31年度より大阪体育大学とのDASHプロジェクトにおける大学生スポーツ指導者派遣を実施しています。地域人材による外部指導者の活動内容としましては、当該クラブ顧問の技術指導補助を行っています。また、大学生スポーツ指導者は、スポーツ技術指導の補助だけでなく、安全・傷害予防、用具・施設の点検や管理等も併せて行っています。

今後、DASHプロジェクトの拡充も図りながら、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、人材の確保や費用負担の在り方について、国や大阪府、また近隣市町の動向を注視していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）これ、令和5年から段階的にということなんでちょっとだけ先の話なんですけれども、現状のまま地域に、じゃこのクラブ活動お任せしますというふうにしていくのか、何かしら今の形態を変えてお願ひしますと言ってやっていくのか、その辺、どういう現状、話になっているのかというのはありますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど答弁の中でも申し上げさせていただいたとおり、文部科学省から部活動改革プランというのが改革についてということで昨年の9月1日に出されています。その中で、持続可能な部活動と先生の負担軽減、この両方を改革していくということが書かれています。方向性としては3つ出されていて、部活動は必ずしも先生が行う業務ではない、だから先生が携わる必要がない環境をまずつくってしまおうということ、あと2つ目は、ただ、希望する先生は休日に指導ができる仕組みも構築しましょうねということ、3つ目は、休日はもう学校部活動ではなく地域の部活動というふうにつまえるので、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境、この3つの方向性ということが出されています。

去年方向性が出された中で、町としてどの方向でいくのかはまだ研究しているところです。ただ、この方向性の中でやはり人材確保ということが課題やと言われていています。休日の部活動を段階的に地域に移行するんだけど、当然、休日の指導であったり大会の引率があります。そのときにどのように人材が確保できるのか。退職した先生であったりとか、あと地域でスポーツされている方、また、熊取町で言うたらスポーツ協会の方、あと今、DASHプロジェクトで進めている大阪体育大学の学生と、いろんな人材がおられるかなというふうに思っています。

体育大学では、実はスポーツ庁の委託事業で、運動部活動改革プランというのを受けて今、鋭意研究なされています。その中で人材確保ということで、今後、やっぱり地域のスポーツを担う人に事前に研修したほうがいいだろうというふうなことが国の方向性でも出されています。大阪体育大学では、そういった研修も充実させていくということと、あとマッチングです。学校のクラブと人

材のマッチング、その仕組みについても体大ではこの2つが大事だろうということで、今研究されています。まさにその一つがDASHプロジェクトということで、今、中学校の部活動、今はまだクラブが始まったばかりですので来ていただいていませんけれども、やっているところです。

体大だけではなく、地域人材の方にもご協力いただいていると思っておりますけれども、一つ足かりとして大阪体育大学のお力も借りながら、何かできるところから、休日、段階的に移行できないかなというふうに思っているところです。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）人材というのが一番ネックになってくるのだろうと僕も想像しています。

そこで、熊取町は3つ中学校あって、同じ種目のクラブ活動もあると思うんですよ。例えば野球部がそれぞれの学校にあったりとか、吹奏楽はあるのかな。そうやっていろんなクラブでそれぞれの中学校にあったりするクラブとか、そういうところを合同で実施するというの、これは以前から提案していて、そのときはこの指針が出ていなかったんであれやったんですけども、この指針が出てから、そういったほうがいいんじゃないかという思いはより強くなったんです。その辺はどうお考えですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）以前ご答弁させていただいたときには、休日が地域に移行するという話が多分出る前なので、学校の部活動としてというお話で多分ご答弁させていただいたかなというふうに思っています。

今の段階では、例えば休日、地域の方が部活動をやってくださって、そこに合同で、いろんな学校の子どもたちがその部活に参加するということは可能な形になっていくんだろうなというふうに思っております。ですので、学校にないクラブでも、その地域の方が担ってくれることによって子どもたちがその競技をすることができるという可能性も広がっていくなというふうに思っています。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そういうふうな方向が自然なのかなと思いますし、人材の有効な活用にもなると思います。ただ、平日、学校でのクラブ活動という中で、週末は野球できるけれども平日できないという子がそれだと出てくるんです。その中でも、週末だけ野球をやって平日できない、じゃどこどこ中学校の子は平日も練習してどんどんうまくなっていくけれども、どこどこ中学校の子は週末じゃないとできないからその差が生まれるというの、また考えていただきたいところであります。

こういう指針を出されているいろいろな課題はあるんですけども、ぜひその辺もいろいろクリアしていただいて、町域も狭い町でそんなに移動距離もないところですので、ぜひ何とか考えていただいて、熊取町の中学校に通う生徒の方々にクラブ活動の選択肢を増やしていただけたらなと思っています。

今よりクラブ活動を衰退することなく発展していった形で盛んに行われるようになることを期待していますけれども、何か最後にどうしていきたいなとかがあったら。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上昌史議員おっしゃってくださったとおり、本当に課題の一つとして、平日と休日のクラブ活動をどう連携させるかというのはすごく大きな課題の一つだろうな。同じクラブにいても、平日のクラブは学校のクラブ、休日は地域の方というふうに指導者が変わる場合もあります。その場合、どんなふうに連携してやっていくのか。方針が全く変わることではないと思うんですけども、そこも国の事業で先行的にやっておられる市町もありますので、その市町の取組も参考にしながら、子どもにとって人間形成ができるクラブの場面というのはとても大事なものであるというふうに考えていますので、納得できる形は何なのかということの研究してまいりたいなというふうに思っています。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひその辺、盛んに行われるように慎重に進めていただきたいなと思います。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、E S D教育についてお伺いします。

SDGsの17の達成すべき目標に対する取組が、ようやく本町でも各事業の指針にひもづけられ、併せて令和3年度の熊取町教育方針として、従来の方針に加え、今年度から質の高い教育とSDGs達成のための教育環境の取組を推進するため、持続可能な開発のための教育、E S Dを進めていくことが重要だと新たに明記され、言わば本町におけるE S D教育元年とも言える今年度の取組について質問してまいりたいと思います。

1点目ですが、令和3年度熊取町教育方針にのっとり、各小・中学校の学校経営方針にはE S D教育をどのように位置づけられているのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の熊取町教育方針についてご答弁申し上げます。

まず、学校教育におけるE S Dの位置づけについてご説明します。

平成28年12月に発表された中央教育審議会の答申には、持続可能な開発のための教育（E S D）は、次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念であるとあります。この答申に基づき策定され平成29年3月に告示された学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、持続可能な社会の創り手の育成が掲げられております。

1つ目の各小中学校の学校運営方針へのE S D教育の位置付けについてですが、新学習指導要領の全面実施に伴い、本町においてその理念を教育方針に明示するとともに、各学校においてもそれに即して学校教育目標や学校運営方針を定めております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）小学校では2020年度から、中学校では今年度からということで新学習指導要領が全面実施と、先ほどご答弁いただいたんですけども、持続可能な社会の創り手を育成しないといけないというような形で、今、各小・中学校、全国的に非常に取り組み始めてきているところだと思うんです。

今回から熊取町教育方針に、先ほど冒頭で申し上げたようにE S D教育を進めていくことが重要だという形で文言が追加されたんですけども、これは教育委員会から発信されて学校現場に落としているのか、学校現場からこれは必要だよねというふうに上がってきたのか、どちらからの発信ですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）教育方針は、当然、教育大綱も参考にしながら策定させていただいております。当然、学校の取組のほうも、学習指導要領の本格実施は去年、今年からですが、移行期間、学校のほうも取り組んでおります。その状況を見まして、このように教育方針に明示させていただいたということになります。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）SDGsとE S D教育の関係が最初、よく分からなかったんです。E S D教育とはどういうところなのかなというので私も一から勉強して、なかなか聞き慣れない言葉だったんですけど、特にE S D教育自体は新しいものじゃなくて、先ほどからのカーボンニュートラルの件であったりとかウミガメの先ほどのプラスチック、ごみ袋のみ込んだウミガメの話を子どもたちとした、そういったようなことも含めて、本当に環境問題とかであったりとか国際的な文化理解とか人権とか命の教育とか、こういうことというのは昔から単発的に学習してきたことだと思うんです。

僕も小学校の頃、例えば戦争・平和、世界平和について、そういうことをテーマにした美術の創作であったりとかやってきました。それだけで終わってしまうと、これはE S D教育にならないということなんですよね。だから、そこをE S D教育と結びつけていくことが重要であって、私も小学校、中学校の子どもがいますので、やっぱりこういう話をするんですね、どういうことをやっているのか。じゃやっぱり美術の時間とか図工の工作で世界平和をテーマにした創作をしたとか、ウミガメの話も子どもはしていました。やっぱりプラスチックを捨てたら駄目だよねということまでは理解できるんです。だけど、そのこととE S D教育がどう関わってくるのかまでは、まだ子どもたちには落とし込めていなくて、ここが非常にE S D教育を進めていく肝なのかなというふうに思っています。

2点目の質問なんですけれども、E S D教育を子どもたちはどういうふうにして学んで、学ぶことで何ができるようになるのか、ご答弁お願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目のE S D教育について、どのようにして学び、そして学ぶことで何ができるようになるかというご質問についてお答えします。

各学校では、学校教育目標にE S Dによって育む能力・態度とされるコミュニケーションを行う力、他者と協力する力、進んで参加する態度等を掲げ、目標達成に向けて各教科や総合的な学習の時間、人権教育等において特色を生かしながら教育課程を実施しております。また、体験活動や調べ学習等を効果的に取り入れ、子どもたちが主体的・対話的に学ぶことで学びを深めることができるよう取り組んでおります。そのような教育活動を通して、持続可能な社会づくりに必要な違いを認め合うことや一人一人を大切にすること、互いに関わり合うことなどの理解を深め、批判的に考える力や多面的・総合的に考える力、他者と協働して問題を解決する力等を育てているところです。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）進んで参加する力、いろんなコミュニケーションの力もそうなんですけれども、いろんな力を育む、他人を認め合う力もそうなんですけれども、そういったことで、例えば国際的な文化理解であったりとか人権とか、そういうところにつながってくるのかなと。

E S D教育をいろいろと調べるに当たって、各いろんな小学校、中学校が今取組を始めていて、そこに2つの課題というのが上がってきています。それは、一つはまず、子どもたち、冒頭で申し上げましたけれども、一つ一つのことは理解できるんだけど、それをどう自分事のようにマッチングするとか変えていくか、そこがなかなか難しいんだということが一つと、そしてもう一つの課題が、学校現場の先生方がこれを同じようにE S D教育と結べて、先ほど総合的な学習の時間というご答弁もありましたけれども、そこを併せてどう教えていくか、いわゆる学校の子どもたちにどう火をつけていくか、ここが非常に難しいというようなことを挙げられている学校が非常に多いんだということが調べていって分かりました。

これは特にその小・中学校だけじゃなくて、やっぱり本町でも同じような課題があるんじゃないのかなと。学校の先生方も、先ほど言ったようにそれぞれ個々の問題については専門であったり得意なことを教えていくことなんでできると思うんですけども、それを総合的に子どもたちにどうE S D教育と結びつけて話していった子どもたちの腑に落とすというか、理解を深めてもらうかということまではなかなか難しいよねということがやっぱり起こっているんじゃないのかなと思うんですけど、その辺のところはどうですか、本町では。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）まさに、つなげて考えていく力というのはこれからの持続可能な社会をつくる担い手として必要な力であるんだろうなど。特にまた、いろんなことを自分の知識をつなげていって活用して、それを友達と一緒に話をしながらインプットしたりアウトプットしたりする中で、こんなふうにしたらいいん違うかなと心揺さぶる中で自分事として捉えて行動する、まさにE S D教育というのは、環境問題とか人権問題とかいう現代社会の問題を考えるんですが、



身近なところから自分事として捉えていくということがすごくポイントだろうなと。だから、学んだことをそのまま学んだままではなく、それを使って何ができるようになるのか、何をどう解決していくのか。解決できてうれしかったな、この子と話をして、自分では分からんけれど、この子の意見を聞いてこんなふうにとったらええんちゃうとか、それがうまくいったなというような経験を授業の中であったり総合的な学習であったり行事の中で、今までもやっていたところではあるんですが、より子どもたちが主体的にできるように、特に新学習指導要領になった中でそこがすごく大事やなというふうに思っているところです。

そのために、やはり先生方の頭の中でつながって教科指導をやってくれへんかったら、国語でやっていることと算数でやっていることと社会でやっていることがばらばらだったら駄目になる。先生の中でもそこをつなげながら、それをカリキュラム・マネジメントという言葉、後ほど話をさせていただくんですが、それも大きなポイントであるだろうなと。まず先生がつながりながら指導する。その中で子どもたちも、ああ算数でやったこのグラフは社会で出てきてるわ、こんなふうに取り上げればいいんやなというふうに、また新しい発見にもつながっていきますので、指導者にとってもやっぱりそういった視点をまず持っていただくというところが今、授業づくり等をしていただいているところであります。

まだまだ勉強していかなあかんな思っているような状況です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）まさにほかの学校と同じようなことが熊取町でも起こっているということで、持続可能な社会の創り手の育成が重要だと。我々大人もSDGsの17の目標の達成に向けて、午前中の田中圭介議員のカーボンニュートラルもそうだと思いますし、先ほどの環境のごみプラスチックの問題についてもそうですし、我々大人ができることと、10年後ですから、今の例えば小学校6年生であればもう22歳なんで、大学を卒業してまさにこれから社会に出ようとしているとき。中学生であれば、もうある程度社会に出て第一線で活躍しているときですよ。だから、今の子どもたちが大きくなっていく過程において、これからの世界を自分たちがつくっていくんだ、じゃどういうふうにして地球環境をよくしていく、自分たちができることはどんなことなのかということ子どもたち自身が主体的に考えて実行していくことによって、持続可能という形でつながっていくわけですよ。だから、それを子どもたちにどうやって火をつけていくのかというところがやっぱり難しいという面と、学校の先生方がどこまで横のつながりというか、各科目のものを横断的につなげていって、それを子どもたちに伝えていく、ここが非常に重要なのかなと。

各学校でも、どういう形でESD教育を自分たちの市町に広げていって子どもたちに教えていくかを考えていったときに、ユネスコスクールに加盟していって、そこで進めているという学校も非常に多く出てきています。

そこで、次の質問になるんですが、ESD教育を進めていくに当たってユネスコスクールへの加盟を検討してみたいかというご質問をさせていただきました。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）次に、3つ目のユネスコスクールへの加盟についてですが、ESDはユネスコの理念を基盤としており、加盟校はESDの推進拠点として位置づけられています。本町からの加盟校はありませんが、各学校におきましても新学習指導要領を着実に実施することにより、ユネスコスクールと同様の理念を持って取り組んでいます。また、教育課程推進事業により、各学校が総合的な学習の時間等において特色を生かしながら取り組めるよう今後も支援を行ってまいります。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）同様の理念で進めていく、これはまさにそのとおりでと思うんです。

私、添付資料でつけさせていただいたので、そちらをご覧くださいと思います。

1枚物になっていますが、これは文部科学省と日本ユネスコ国内委員会が出されている「ユネス

ユネスコスクールで目指すSDGs「持続可能な開発のための教育」ESDというものから抜粋させていただいた1ページを添付させていただいたんです。それを簡単にご紹介させていただきますと、ユネスコスクールに加盟するとどんな効果が現れるのかということがこの1枚に載っているんです。

まず、その1として、「世界的な学校間ネットワークの一員となります!」、これは2019年ですか、国内約1,100校、世界約1万1,000校の世界的な学校間ネットワークの一員になります。子どもたちや学校の先生方に対していろんな情報を共有することができますよとか、このネットワークを活用した活動はグローバル人材の育成にもつながります。これは、同じように日本国内の小・中学校を含めた1,100校以上の学校がもう既にユネスコスクールに加盟していて、同じような年齢層の子どもを持つ、運営している世界の学校1万1,000校とのネットワークが構築されますよと。当然ながら、そういった自分たちと同じ目線の子もたちが相手の国の子もたちと交流を深めていくことでグローバル人材の育成にもつながる、これは物すごく僕は大きな一歩かなと。

というのは、我々会派未来はグローバル人材の育成について教育委員会の皆さんとよくお話しさせていただくんですけれども、熊取町は小さなまちですから、そこだけの話でいくと、例えば世界平和、戦争のことをテーマにしたことでも、日本は戦争がないんで自分事にはならないですよ。だけど、実際に戦争を経験してきたある国、日本もそうですけれども、直近までやっていたとかそういったような子どもたちと話すことによって、世界とつながっていくことにつながるわけですよ。だから、何も世界のことというのはインターネットだけの世界じゃないんだと、自分が世界の一員だということを認識して初めて自分事につながってくる、ここが非常にユネスコスクールに加盟する一つメリットなのかなと。

その2として、「学校の意欲に応じて、ESD実践のための人・モノ・情報が得られ、教育手法の変革と児童生徒の変容につながります!」、どういうふうな変容になるのかというのは、下段でデータで見るユネスコスクール、ユネスコスクールに加盟し、ESDの推進拠点となったことによる効果ということで、子どもたちの変化であったり、それから学校の先生方もこんな変化があったというような効果がもうここに出ているわけです。

だから、どういう形でESD教育を進めていくか分からないというところは、まずユネスコスクールに本気で、もちろん取り組もうという意思が始まって加盟するというに至るわけですが、だから、熊取町もESD教育に前のめりでやっていくんやという気持ちがあれば、ユネスコスクールに加盟しないというか、もうメリットしかない僕は感じているんです。その辺のところはどうですか。難しいでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ユネスコスクールについてはただいま説明いただいたとおりで、グローバル人材の育成につながる、これは大事な視点でもあるのかなと。違いを認め合いながら、共にいろんなことを意見しながら問題解決していくというようなところの力をつけていく、それがグローバル人材の育成につながっていくんだらうなというふうに思っています。

本町では、ユネスコスクールには加盟していないんですが、学校によっては例えば田尻町にある国際交流センターからゲストティーチャーとして来ていただいて、一緒に書道、日本文化を楽しんだりする機会も設けております。そういった学校については当然、人権であったり国際理解であったり福祉教育とあるんですが、国際理解教育を大事にしていきたいという学校についてはそのような取組をされておられるところもあります。

ただ、学校によって例えば環境教育、里山保全に力を入れてやりたい学校ということで、当然学校のそれぞれの目指す教育目標があって、それを達成するためにどのような活動をするのかというのを様々学校で今考えていただいているところです。

実際、いろんな学校と交流できるというのがユネスコスクールのやっぱりメリットでもあるかなと。ただ、実際取り組んでおられる学校に聞くと、なかなか時差とか、ちょっと言葉の壁があって難しい面もあるんだというようなことも聞いております。ただ、こういったものがあるということ

は、各学校には情報提供しながら選択肢の一つとして考えていただけるように、そこはお伝えしていきたいというふうに思っているところです。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）このグローバル人材、前日も子どもたち目線でグローバル人材を進めてほしいというお話をさせていただいた中で、本町にはALTの先生方が6名いますという話の中で、毎回同じ話をさせていただくんですけども、先ほどの田尻町の、それはそれでやっていただくにこしたことはないですし、ALTの先生が熊取町には6人も配置していただいているというのは本当にありがたいです。けど、グローバル人材の育成を育てようと思えばやっぱり子ども目線で同じ年齢の子ども同士で話すことが、非常に僕はスピードを加速度的に子どもたちがもっと話したい、伝えたいと思うことにつながると思うんです。ALTの方、それから田尻町のご紹介いただいたところも、どっちかというやっぱり先生なんですよ。だから先生と子どもの会話になってしまっていて、そこではなかなか難しい。僕のもちろん個人的な考えですけども、だから、もっと加速度的にこのグローバル人材を進めようと思ったら、子どもたちがもっとしゃべりたい、もっと知りたい、もっと仲よくなるよ、友達になろうよ、ここからのスタートにつながってくると思います。

入っているところもあるけれど、なかなかうまくいっていないところもあるみたいですよ。確かにそれは報告書の中でもありました。僕も読みました。その2のところに書いていますけれども、学校の意欲に応じて人・モノ・情報が得られますよと。だから、学校の熱量に応じてユネスコスクールを活用できるかどうかは決まってくるんです。だから、中途半端にやるんやったらもう別に僕もやらないほうがいいと思いますし、通常のカリキュラム、総合学習の時間を使ったやり方でもいいと思いますけれども、本町は、先ほど町長もSDGsのお話をされてましたし、カーボンニュートラルの話も進めていくということであれば、もっと前のめりになっていいと思うんです。だから、前のめりになって、もちろんユネスコスクールに申請してすぐ通るわけじゃないです。やっぱり時間もかかりますし、申請するまでのステップというのを踏まえてようやく加盟ということになりますので、時間もかかりますし労力のご負担もあると思いますけれども、先ほど申し上げたように、10年後、自分たちが世界をつくっていくんだという子どもを一人でも多くつくっていくという学校の先生方の思いがあれば、ぜひともユネスコスクールに加盟していただきたいというふうに思います。

ESD教育の在り方について教育長にもぜひお話を聞かせ願えたらなど。赴任したばかりで申し訳ないんですけど、個人のお考えでも大丈夫ですので、ぜひその辺のところを教えてくださいませんか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）ESD教育についてということですが、今までご議論いただいていた中で議員のほうからご指摘をいろいろいただいている点があるんですけども、おっしゃられるように、ESDというのは持続可能ということで、SDGsの中にも教育という観点の一つ、4番目に、17の目標の中の一つにあるんですが、その一つの要素だけではなくて、要は17全部に関わってくるんやと。その一番基礎になるのが教育のところやと。その教育が持続可能な考え方で、要は激変していく世の中でもいろんなことを自分で考えて課題解決できていけるような、そういう人材を育てていかなあかんという観点で成り立っていると。それは国連のほうでもそこはもうセット物やというふうな形になっております。その考えを、要は今回の新学習指導要領の改訂のポイントと。肝になって新学習指導要領が改訂されたと。

その移行期間中に、今、理事からも説明がありましたけれども、各学校で各学校の特色に応じた取組を徐々にやっていっているところですので、先ほど加速していかなあかんの違うかというところは当然認識としてはあるんですけども、今まできっちりやってきている要は教育大綱、教育方針で、新学習指導要領に基づいた教育というのは全一通でという、ちょっと言葉がすみません、べたな言い方になりましたが、要は全てそれは一体的に、根本的には同じ考えに基づいて動いてい

るのかなというところをしっかりと現状の取組を押さえまして、そこから各学校の特色、状況に応じた取組がどういったものかというのをしっかりと学校現場の意見も聞きながら議論して、もう一段次のステップへといえますか、どこまで加速できるかというのはあるんですけども、やはりSDGsですとかそういった観点に基づいた教育というのを少しでも色濃く出していければなどというふうに考えております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

もう全く同じ意見というか、ぜひとも力強く前進していただきたい。本当にそれぞれの考え、環境問題についてで人権、何度も申し上げますけれども、やってきていないわけじゃないんですよ。これまでもずっとやってきたことなんですよ。だけど、それをESD教育というところで、SDGsとのひもづけももちろんながら関連してきますので、そこを子どもたちが主体的にどう考えていくか、そこはもう本当に学校の現場の先生方が子どもたちにどう熱く訴えていくかというか、子どもたちがどれだけ自分事として捉えられるか、ここが本当に肝になっていまして、加速度的にとあえて申し上げたのは、やっぱり期間がないんですよ。一日でも早くそういう子どもたちを育てていけないといけない。子どもたちはあつという間に本当に大きくなっていってしまうので、僕らの大人の時間軸よりもすごいスピードで、あつという間にもう10年来てしまいますから、なので、できるだけ早くできる方法として私はユネスコスクールというのを、まだこれ始まったばかりなんで、次の質問にも関わってくると思いますけれども、ぜひともお考えいただいて、また時間を空けてこの件について進捗等伺いたいなというふうに思います。

同じようにESD教育を進めていくに当たって、後ほど町長にもESD教育についてのお考えを伺いたいんですけども、まずはESDカレンダー、ここにも出てくるのかなと。先ほどのお話を聞かせていただいたらそれを横断的にやる動きというのが出ているんやと思うんですけども、その辺のところ、現在のお考えを聞かせていただいてもいいですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）最後に、4つ目のESDカレンダーへの取組についてお答えします。

新学習指導要領にはカリキュラム・マネジメントの重要性が明記されています。カリキュラム・マネジメントとは、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を評価し改善することにより、教育活動の質の向上を図っていくことです。ESDカレンダーは、ESDの視点に立ち、カリキュラムをマネジメントしていくために教科・領域のつながりが見えるように、単元配列表または重点単元指導計画として作成・活用されます。各学校においても、同様の趣旨で年間指導計画を作成するなど教育目標の実現に向けてカリキュラム・マネジメントに取り組んでおりますが、社会に開かれた教育課程の視点を持ち、年間指導計画等の工夫改善についてさらに研究してまいります。

新学習指導要領については、小学校が昨年度から、中学校が今年度からの全面実施となっております。これまで大切にしてきたことを持続しながら、今後も熊取町の子どもたちが多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となれるよう教育活動の改善・充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いしましてご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）まさに今までの話の集大成というか、結果がここなのかなと。各教科をくっつけていく作業というか、横断的に見える化ですよね。1年間の行事とかも含めたものをカレンダーに落とし込んでいって、それを時間軸として1年間の中でどういったことを体験し、学び、共有していくか、これがESDカレンダーの作業になるのかなと。

いろいろESD教育を勉強していくと、ESDカレンダーに必ずぶつかるんです。ESDカレンダーとは何なのかなというところで、いろいろ文部科学省とかでも調べると、文部科学省の中で江

東区立八名川小学校というところが推進している学校ということで紹介されていて、非常に面白い取組というか、こういう学校で育つ子どもというのは、もう早くから主体的に考えて、世界で活躍していく大人に成長するんだろうなというふうに思ったわけです。

八名川小学校のことを調べていくとある一人の元校長先生の話が出てきまして、手島先生という元校長先生なんですけれども、その方がどういうふうにして日本に、まず八名川小学校でE S Dカレンダーを進めていったか、学校の先生方をどのようにして教育していった、どう子どもたちの学びに火をつけるようになったのか、子どもたちと学校の先生も一緒になってE S Dカレンダーに取り組んでいった子どもたちが主体的に取り組めるようになった、その経過がいろいろ載っていて、私、子どもたちに火をつけるのもそんなんですけれども、私自身も火がついて、その方の本まで取り寄せて読んだんです。「学校発・E S Dの学び」ということで教育出版から出ています。

私もこれを読んで面白かったんですけれども、この中には、先ほど申し上げたように何にもない、もう10年以上前からE S D教育について取り組み始めているということで、今はもう政府と一緒にE S Dの推進に当たってやられているという方なんです。だから、どういうふうにして子どもたちに火をつけて主体的に取り組んできたかというような経緯が書かれていて、だから、本当にそういうところで育つ子どもというのはいち早く環境問題、それから世界をよりよくしていく、自分が10年後、世界を動かしていく一人になるんやという意識も、やっぱりそういう教育を受けているところと受けていないところでは違うと思いますし、だから、その辺のところをまずはE S Dカレンダー、先ほどもいろいろやってきたことをここに落とし込む作業をこれからということもお話がありましたけれども、ぜひ一日でも早くそういうことに取り組んでいただいて、子どもたちが主体的にこの問題について、教育について取り組めるように、ぜひともお願いしたいと思います。

町長にもぜひE S D教育のお考えについてお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。  
議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来からの議論を聞かせていただく中で、私が思っている熊取町の教育、これについてどのような質を求めていくかというふうなことをずっと思っているんですけれども、SDGsに関してのE S D教育ですか、これについては本当にまだまだ分からない点もあるかと思えます。先ほど来の議論を聞く中では、これは一度チャレンジしなければいけないなというふうな思いが募ってまいりました。

全ては熊取町の子どもたちの幸せと、これからの熊取町の未来に向けて何ができるかということ考えたときには、やはりSDGsの第4項目であります質の高い教育、これを求めていく必要があるかなと思います。そのために、これは先生も子どもたちも教育委員会も大変な勇気と努力が必要かなと思いますけれども、先ほど来の資料の中で、先生も変わることができた、子どもたちも変わった、そういったことが現実に成果としてあるのであれば、私は熊取町においてもE S D教育を鋭意進めていく必要があろうかなというふうに思います。

今、我々は、21世紀の世界を満喫とは言いませんけれども、豊かな生活を送っています。これが20年先、40年先、こういった生活が送れるかどうか、保証はありませんよ。だからこそ40年先、そこから考えて、今我々が何をすべきかということ求めていく必要があろうかなと思います。

こういう形で皆さん方と議論するのも一つのそういった作業でありますけれども、その中にあっても子どもたちの教育、これは本当に重要なことだと思います。大賛成です。これを熊取町も勇気を奮って前へ進めていただけるように、教育委員会にまた申入れをしたいなというふうに思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

本当に力強いお言葉というか、まさに子どもたちものことを思って進めていくというのはもう皆さん共通の認識というか、思いは同じやと思うんです。ただ、やっぱり時間がないんですよ。2030年、2040年、2050年、この先ずっと今と同じ状況でいられるか、ここがみんなで取り組んでいかな

いといけない。この小学校だけがやっていたらいいという問題でもなくて、熊取町だけがやっていたらいいというものでもなくて、けどもう日本全国には1,100を超える学校がユネスコスクールに加盟して、本気で前のめりになって進めていこう、そんな中で大阪府ではまだ自治体、小・中学校合わせて5つしかなくて、まだまだ全国的に見たら大阪府は遅れているんですよ。僕はいろいろ見て、何で大阪府は教育問題はあまり進まんなかなと思うんですけども、そういうことを抜きにしても、熊取町は教育のまちですから、そこら辺を僕は、E S D教育元年というところも先ほど申しましたけれども、教育のまちというのはこの自治体もうたっているんですよ、実は。だから、もうそれこそE S D教育のまち熊取町でも僕はいいと思います。

先ほど、いろんな議員が環境問題についてお話しされている中で、プラスチックの掃除の話、清掃して分別しましょう、これらは我々大人がやっていくことで、それを子どもたちが見て、あっやっぱりそういうことって重要なんだなということも認識するというのも一つだと思いますし、そこだけの発信じゃなくて、例えば、E S D教育について熊取町はこんなに力を入れているんですよということを子どもたちの例えば手紙とかいろんなところに書くことによって、親がそれを見たら、ああ熊取町ってこういうこともやってるんやということにもつながっていく。だから、いろんなところからこれを発信していくことによって、まさにSDGs、E S Dに向かっている、取り組んでいる先進的なまちなんだなということアピールしていく、それぐらい本気になって僕はいいと思っています。

もちろん体力的、労力的には本当に大変なことばかり申し上げるんですけども、でもやっぱりやらんとあかんことなので、これはぜひとも前のめりになってご再考いただきたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）教科書の内容も全て主体的に学ぶような内容になっております。

いろんな人権課題を考える場合に、ふだんの授業の中でいかに主体的に子どもたちが学べるようにしていくのか、友達どう考えるのか、そしてどうやって解決するのか、そのふだんの授業もとても大事なことであるというふうに思っています。そして、人ごとではなく、誰かがやってくれるではなく、自分が何をせなあかんのかというふうに思える子ども、それは今までも大事にしていますが、これからもそこを大事にしながら、E S D教育をどんなふうに進めていくのかというのを研究しながら進めていきたいなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

方法はいろいろあると思いますし、現場の先生方が一番よくご存じだと思います。ただ、時間がないというところ、一日でも早く子どもたちが主体的に、子どもたちに火をつける方法、これが見つかれば僕は何でもいいと思うんですけども、とにかく前のめりにやっていくという形でお願いしたいなと。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の大きな質問の2番目に移りたいと思います。

ゆめの森公園についてです。

平成27年11月に開園された本町が誇る永楽ゆめの森公園、永楽墓苑であります。その公園を管理いただいている指定管理者の期間が本年3月で終了し、4月からもこれまでの事業者が再度選定されました。

まず、直近3か年の月別利用者数及び月別駐車場利用料金の推移について、一覧表でのご提示をお願いしておりました。作成いただきありがとうございます。ちょうど指定管理期間の3年間に当たるかと思うんですが、これについてご答弁あればお願いします。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）お手元にお配りしているとおりでございますが、一定特徴といいますか、分析でいうとそういうことになるんですけども、大きく3か所、せっかくの機会でございますの

で、先ほど議員おっしゃいましたように、平成27年11月に開園しております。来園者数の総数は、ちなみに28年度は21万8,495人、29年度が16万8,240人、そして30年から指定管理者制度が導入され、お手元の一覧表のとおり16万4,000人、そして令和元年度が19万、令和2年度は17万7,658人で、マイナスの1万3,281人になった。

これは何なんだというところが大きく2点目になってまいりまして、やはりコロナの影響でございます。4月から7月の間、遊具の全面使用禁止ですとか一部使用禁止、またスケートボード場の閉園というようなことをやっております、4月から7月の間で令和2年度は前年比で1万6,590人の減ということになっております。併せて3月、こちらはコロナの影響でさくら祭りを中止したというところで9,870人の減というところで、この2つの影響で約2万7,000人の減になっておるが、全体としては1万3,000人の減にとどまっている。

これはまた何でなんだということになってくるんですが、これは3つ目でございます、いわゆる夏場と冬場のところでございます。7、8月が令和2年度、トータルで1万3,704人、これは前年比で1,008人の増、12月から2月の冬場が令和2年度4万6,809人ということで7,133人の増というところで、いわゆるオフシーズンは、イベント等はなかなかできなかったんですがご来園いただくことはできたというようなところで、何とか頑張ったかなというところが大枠での漠とした分析でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。本当に分かりやすい資料で一目瞭然なんです。

僕、ここに立つとゆめの森公園の話をするといつも申し上げるのが、水遊び場の話です。これは、2018年、2019年、開園当時はすごくたくさんの方、想定を上回る方が来られて、渋滞等頻繁にあって近隣住民の方にもご迷惑をおかけするような形にもなったわけです。2018年、2019年、2020年と大体17万人前後ぐらいは来られていて、その間、コロナで閉園している期間もありましたけれども、非常に多くの方に来園していただいているということが分かりました。

先ほどオフシーズン、オンシーズンの話もありました。見ていただくとすぐに分かるんですけども、やっぱり6月からの夏場が通常の月よりも少ないということ、それから12月、1月なんかも少ないという、これは今後の計画についてお伺いしたいんですけども、ずっと17万人前後で計画されている公園でいくんでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）3点目の質問とも関連するところがあるんですが、いわゆる提案もそうなんですが、自主事業をどんどんやっていただいて、自主事業をやっていく中で来園者数を増やしていただきました。これは何に跳ね返ってくるかというと、本町の場合駐車料金の収入増、これが指定管理料の減になるという形になっておりますので、ここにつきましては、一定もともと我々、今回の募集では1,500万円の駐車料金があるだろうという見込みの基に指定管理料をはじき出しています。この1,500万円を例えば上回る1,700万円の収入がありましたというときは、200万円当初より増になっていますので、この半分の100万円が指定管理者の収入となるようにインセンティブを出しております。ただ単に金額だけじゃなくて、その前にハードルがありまして、いわゆる前3年間の入園者数の3%を上回ってください、入園者数が増になることをハードルとして設けておるといふようなところで考えておるといふところなんです。

ただ、人数的にはというと、やっぱり20万人というところは、あの駐車場の規模でいくといいバランスなのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そのバランスです。先ほど駐車料金の話もあって、1,500万円を想定しているというような中で、2018年、2019年と比べて2020年は倍になっているんです。これが本来の計画値1,500万円になっていると思うんですけども、これは何か理由があるんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）令和2年4月1日から駐車料金の改定をいたしておりまして、町内の住民の方は2時間半まで無料、2時間を超えると100円と。町外の方につきましては、平日1日当たり300円、休みの日は500円という形で、それがもろにこちらのほうに跳ね返ってきたというところになります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうですね。料金改定ですね。そうすると、2020年の1,500万円というところがベースになってくるのかなというふうに思います。

利用者数が先ほどの20万人前後を目標にというような話もあって、今でいくと大体、月当たりの平均の来園者というのが1万5,000人なんです。今、1万5,000人の月ベースでいくと、それが年間18万人ぐらいになっているんです。本来であればもうちょっと伸ばしていきたいなと。それが自主事業にも関わってきますというようなご答弁だったと思うんですけども、だからこれは、1万5,000人を下回る月というのが実は半年あります。これは3年間の平均値を今取っているんであれですけども、半年はにぎわっているけれど半年は平均値よりも下回っている。いわゆる閑散している。特に夏場なんかはそうだと思います。それが直結して駐車場の利用料金にも関わってくるんです。

だから、これはもちろん今後、熊取町もこの公園の維持修繕、改修していくための費用としても財源として持っていかないといけない部分なんで、駐車料金で特に他市から来てくれている人たち、そういう人たちにもたくさんお金を熊取町で落とさせていただいていると思うんですけども、その辺のところを取り組んでいただくことによって駐車場の利用料金に跳ね返り、それが歳入にもつながるというふうに思っているんです。

水遊び場を設置すれば、これは当初から僕、言っているんですけども、夏場の閑散期というのは圧倒的になくなるんです。財源の話なんかもあるんですけども、財源は、駐車場の利用料金も見いただけたら分かるように、すぐに二、三百万円ぐらいやったら年間、増えるわけですよ。この辺について、水遊び場の設置というのはお金があってももうやらないという計画なんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今ちょっと手元に水遊び場のデータはないですが、以前から申し上げているとおり、一定のコストが当然かかってくるよねという部分があって、今指定管理者がやっているのは、水遊び場と言っていいかどうかは別にしまして、去年は大きなプールというのはできなかったんですけども、子ども用の小さなプールを複数置いて水遊びしていただいていると。本来はもっと大きな、子どもが中に入って遊べるぐらいのものを想定していたんですが、いろんなことがあってできなかったんで、そういうことをやりながら水遊びはさせていただくと。一方でミストファン等も当然やりながらというところで、一定コストをかけずにできることをやってみましょうかというところで今、動いているというところでございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）小さなプールというか、大きなプールなのか分からないですけど、そのプールを造って、非常に小さなお子さん対象ですよ、きっと。そういうことをまずはお金をかけずに実験的にやっていく。もしそれが駄目やった場合は、本格的な水遊び場の設置というのを検討されるというような手はあるんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今のところ、そこまでは考えておりません。

ただ、1点、先ほどのプールを置きながら水遊びする中では、ウォーターサバゲーなんていういわゆる水鉄砲を使ったサバイバルゲーム、子どもたちがするものです。こういうイベントなんかもさせていただいて、去年はコロナでできなかったというのがあるんですけども、そういうイ



ベントを絡ませながらやることで来園者数は増えていただく面があるかと思えます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでいくと、私、先ほど月平均1万5,000人が平均値ですよというふうに申し上げましたが、その水遊び場、ウォーターサバゲー、水鉄砲ですか、それをすることによって、例えば7月でしたら今プラス1万人していかないといけない。いけないというわけじゃないんですけども、駐車利用料金に直結しますのでね。だから、僕からすると非常にもったいないんですよ、今これは。半年間、言うたら活用されていない期間があって、半年は利用されています。だけど半年間は利用されていないわけです。これは当初、僕はこの公園ができる前からずっと言っているんですけども、こういうことになりますよという話がもう5年間、同じように続いているんで、これは利用者数なんで、ひいては住民サービスの向上にもつながってくると思うんです。本当は行きたいけれど暑過ぎて行かれへんわと。常に夏場に公園に行くというのは熱中症との戦いになるわけで、子どもも入ってきたりしますけれど、もうそれこそ10分ぐらい走り回ったら顔が真っ赤になって出ていきますよね。だからそういう公園になります。

この公園ができる前から私もいろんな公園を調べに行って、夏場のむちゃくちゃ暑いときに閑散としている公園とにぎわっている公園の違いというのはひとえに水遊び場ですよ、それも泳ぐとかじゃなくて、それこそ膝下ぐらいの本当に水遊び場があるところ、そこを起点としてすごくたくさんの方の来園者でにぎわっている公園、でも水遊び場がないことによって今、熊取町と同じようなことになってしまっている公園がありますよということを申し上げてきたんです。もちろん財源の問題が出てくるんで仕方がないのかなと思っていたんですけども、駐車利用料金がこれぐらい多い月と少ない月があるのであれば、すぐに回収することだってできますし、当然3,000万円、4,000万円のお金をかけて造るべきかどうかということも、今後のこの公園が10年後、20年後、30年後に残していけるかどうかということに関わってくる。だから、利用者数というのは減ってきたらもう減る一方で、増やしていくのは難しい。

今の指定管理者の方は、本当に非常によくやっていたと思っています。これ、少ないのは指定管理者の怠慢とかでも全くなくて、やっぱり公園のポテンシャルやと思うんです。だから、そこら辺を活用してあげることによって当然利用者数というのは勝手に増えますし、その増えた利用者数で自主財源も生み出すことができるので、計画の中にこれは検討していくべきだと常々申し上げるんですが、また改めて申し上げたいと思います。

次の質問をそうしたらお伺いします。

指定管理に応募するときに事業者からプレゼンがあったと思うんですけども、前回と今回で何か大きな違いというのはありましたでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ご質問の2点目、指定管理者が説明した前回と今回のプレゼン内容の比較について答弁申し上げます。

プレゼン内容の比較につきましては、両施設とも管理体制、事業計画の基本方針などは募集要項に基づくもので、同内容となっておりますが、コロナ禍の中、感染拡大防止の取組といたしまして、マスク、消毒液の設置、備蓄を新たに追加してございます。

また、ゆめの森公園の自主事業でございますが、前回は遊び道具等の販売・レンタル、休日の飲食物の販売、スケートボード広場の活用などを提案されておりましたが、今回は指定管理期間3年間の実績から、前回に加え、キッチンカーを活用した休日の飲食物の販売の充実、ふだん気軽にご参加いただけるヨガ教室や昆虫採集、より多くの来園者を見込んだ秋のワンダーフォレスト、夏のウォーターサバゲーなど、年間を通しての自主事業が提案されてございます。

次に、永楽墓苑の自主事業でございますが、前回と同様、ライター・線香の販売、供花の代行サービスなどを継続していく提案となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これまでの取組を引き続き継続するというような内容かなというふうに今、説明を聞いて思ったんですけれども、なかなか自主事業を増やすというのも限度があって、今いろんな取組をやっているというのは本当に感謝したいと思いますし、それが住民サービスの向上にもつながりますので、今後の指定管理者の取組に大いに期待したいところであります。いろんな努力をしていただくというのはもちろんなんですけれども、先ほど来から申し上げたような水遊び場を設置することによって劇的にこの公園というのはやっぱり変わります。

これは、いろいろほかの他市の公園見ていただいて、この公園を造る前にいろいろ見てきましたというご答弁もあったんで、であればもうよくご存じだと思いますけれども、計画の中に入れていかないと、すぐに来年これを造りますなんてことはできないわけですから、ぜひ、まず検討していただく。それが何年後かは分かりませんが、検討していただく。駐車利用料金も無料から有料になったわけですから、当然ながら公園の質が上がっていかないと、利用者もせっかくお金を払っているのになということにもつながりますし、私自身は、もともとこれは受益者負担の観点で、駐車場は利用が少なくてもいいから利用料金として頂くべきだと。その頂いたお金というのは、今後、その公園を有効に、快適に使っていただくための財源として充てるべきだというようなことを従来から申し上げてきたんです。

そこら辺のところも含めて、今後、今までの閑散としている時期が1年間のうち半分、半年間あるわけですから、そこを変えていくための大きな取組ということを期待していきたいというふうに思います。

最後の質問になるんですが、公園ができて以来、従来から野外活動ふれあい広場も含めた奥山雨山自然公園を一帯的に考えて、さらなる公園の有効活用についてご提案してまいりました。本町の交流人口、関係人口も増やしていくということが目標に掲げられていますので、その取組を促進させていく意味でも、奥山雨山自然公園の一帯としての公園の在り方をぜひとも検討していただきたいなというふうに思います。

今後、管理者同士で向かい合って、この公園を一体的に人を回していくという言い方は語弊があるかも分からないですけれども、交流人口、関係人口の取組に寄与していくような会議の開催はめどが立っているんでしょうか、方針として。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）3点目の答弁に入ります前に1つだけ、ご理解いただいていると思うんですが、変な誤解があったらあきませんので、駐車料金収入はそのまま町の収入になるものではないというところだけ、そごがあったらあきませんので、そこだけご確認させていただきます。すみません。

ご質問の3点目、奥山雨山自然公園一帯の管理者等による広域的な会議の開催について答弁申し上げます。

奥山雨山自然公園一帯につきましては、町有林、自然公園、ゆめの森公園に今年度より永楽ダムも追加し、水とみどり課の所管となっており、このほか、野外活動ふれあい広場、和田山ベリーパーク及び和田山につきましては産業振興課が所管し、土丸・雨山城跡を含んだ文化財は生涯学習推進課が担当しております。

このうち、いわゆる奥山雨山自然公園につきましては、平成30年度から令和4年度までの5か年計画により、永楽ダム周回の老木化した桜を今後も町の財産として継続させるために桜の植栽を実施し、また、行政提案型の住民提案協働事業として、自然公園内の芝生広場に向かうハイキングコース沿いに紅葉の植樹など、樹木の整備を実施しているところでございます。

また、今年度完了予定の長池オアシス公園の施設更新に引き続き、令和4年度、5年度の2か年で自然公園ハイキングコースの施設更新を行い、令和6年4月のリニューアルを予定しております。

一方では、平成27年11月にオープンした永楽ゆめの森公園につきましても、一部の遊具、特に人

気のあるふわふわドームが耐用年数10年であるなど、令和7年度の開園10周年のタイミングで遊具更新も含めたリニューアルについて今後検討してまいりたいと考えております。

このように、各施設の節目となるタイミングを考慮し、まず奥山両山自然公園エリアのリニューアルを含めた一体利用等について検討しながら、並行して一帯の連携案について、関係所管課をはじめとした関係団体と検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）一帯をいろんな所管が担っているということもあって、なかなか一つの所管だけじゃなくて、和田山ベリーパーク、野活、それぞれ分かれているということもあって、今現時点ではやっていないと。だけれども今後、そういうことも含めてやっていくというような答弁でよかったですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今までもやっていなかったわけじゃなくて、やっておるんです。なかなかやっぱり組織が違うとというか、縦割りじゃないですけども、ぎくしゃくするところはございました。それが一部でできることによって弾力的に動けるようになった。ただ、このエリアとこのエリアの役割分担とかも含めると、ここは連携しながらやっていかなあかん、これはそれぞれの魅力を上げることと役割分担も含めた全体の魅力を上げる、これを並行してやりましょうよというようなところで考えておるところです。

1点だけ、すみません。先ほどの答弁の中で申し忘れた部分があって、これも今までも大きな課題の一つなんですけれども、ゆめの森公園の芝生につきまして、部分的に養生しても一定17万、18万人の方が来られるとなかなかやっぱり難しいというのがあって、養生期間も必要だよねという部分を一方で持っておる。この悩ましさもあるということだけご報告させていただきたいなど。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）時間になったので終わりますけれども、いち早くこれはもうそれぞれ頑張っていたいですから、それらをうまく活用して、みんなで連携を取ってもっとにぎわうように、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時37分」延会）

---

6月熊取町議会定例会（第2号）

## 令和3年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和3年6月10日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之	兼 道 路 課 長	永橋 広幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子	教 育 次 長	原田 哲哉
		教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について  
議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））  
議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））  
議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））  
議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）  
議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）  
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君）改めまして、おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の教育分野での外部人材の積極的な活用についてということなんですが、昨日もいろいろお話が出ていましたが、熊取町は全く外部人材が入っていないんかと言われるとそんなこともなくて、DASHプロジェクトで大阪体育大学の学生たちが部活動を見に来てくれたりとか、学習支援ボランティアの方もおられます。

そんな中、去年、1人1台ずつクロムブックを配備していただきました。そういうことで、今回、外部人材をということについては、ICTに秀でた方というかICTの技術を持った方について外部人材ということに入っていただける方を見つけたほうがいいんじゃないかなという中で質問させていただきたいと思っています。

まずは、1つ目のICT支援員、GIGAスクールサポーターの現状の配置の状況というのを教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、大林議員の教育分野での外部人材の積極的な活用についての1つ目、ICT支援員、GIGAスクールサポーターの配置の現状についてご答弁申し上げます。

ICT支援員については、令和3年1月から会計年度任用職員2名を直接雇用し、各小・中学校におよそ4日に1回のサイクルで巡回配置を行い、学校におけるICT機器の準備や操作、メンテナンスの支援、学校の先生の授業づくりに関わっています。

また、GIGAスクールサポーターについては、令和2年8月から人材派遣を利用し、1名を教育委員会に配置し、機材管理、機器についてのセキュリティなどの技術的助言や学校における環境整備の初期対応をしていただきましたが、令和3年3月末の人材派遣の契約満了を機に、令和3年度からは会計年度任用職員1名を直接雇用し、昨年度に引き続き、学校ICT全般についての技術的助言や機器管理の対応に当たっていただいているところです。

以上、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

一応、国の基準を満たしながらということなんです。感覚的に分からないんですけど、学校の現場の教員の方とか、あと教育委員会の中で今の人数でしっかり賄えているなという感覚的なものはどんな感じですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）3名を配置ということで、ICT支援員についてはもう各学校に張りつきで行っていただいています。ただ、8校に2名ですので4校に1名、4日に1回ということになっています。それで今、学校のサポートを去年の1月からやっているの、随分先生方もそういった機器の扱い方の技術的なもののスキルのアップもしているという状況ですので、賄えているかなというふうに思っています。

ただ、急遽配置のない学校で何か機器のトラブルがあった、あるいは急遽授業に関することでサポートが欲しいといった場合は、役場に勤務しておりますGIGAスクールサポーターのほうで対応いただくということになっておりますので、今の時点では、特に学校のほうからもっと来てほし

いんやけれどというお声は多くはいただいております。現状で今、十分サポートできていることになっているかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

学校でのサポートもしていただいて、2つ目の質問なんですが、一定デジタル教科書に変わったりとかプログラミングの授業が始まったりという中で、教員の皆様にも一定パソコンを扱うスキルというか、上手に教材を作ったりというところも必要になってくると思うんです。その辺も先ほどちょっと答弁していただいたかなと思うんですが、もう一度すみません。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、2つ目の質問へのご答弁ということでよろしいでしょうか。はい。

それでは、質問の2つ目、プログラミング学習など、教員にも一定のスキルが必要とされる学習への対応についてご答弁申し上げます。

小学校は昨年度より、中学校は今年度より新学習指導要領が全面実施となりました。学習指導要領において、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、その育成を支えるプログラミング教育は、各教科等の特質に応じて、プログラミングを体験しながら論理的思考力等を育成することを目的としています。中学校の技術家庭科の技術分野においては、実際のプログラミングを通し、プログラミング的思考等の育成を行っております。

教員によるスキルにつきましては、GIGAスクールサポーター1名とICT支援員2名による授業支援や、授業で使える機能や教材の提案、放課後等のミニ研修等により向上を図っているところです。また、プログラミング教材であるScratchやViscuitの操作につきましても、ICT支援員が授業や操作の支援に当たっております。また、ドリル教材を導入した業者による各校への操作研修も行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。しっかりとフォローもしていただいているみたいなんです。

もう3つ目の質問になるんですが、4日に1回、間に合わないときには教育委員会に配置している方が向かうということだったんです。理想といえば学校に1人おられるのが一番いいのかなというふうに思います。

そこで、ICT活用だとか、今これから導入していただけるはずの校務支援ソフトだとか、そういうものの管理とか、いろんなところで活躍できる方を1校に1人ぐらいの感覚で活用できていけばいいのかなと。そんな方が1人ずつおられると、中学校になるかなと思うんですけど、例えばeスポーツ部と言え言過ぎですけど、パソコンを使ったクラブとか、もっとやっぱり触りたいという子が多分たくさんおられると思うので、せっかく1人1台ずつあるので、こういう発展的なパソコンの使い方とかそういうのもできればなというふうに思うんです。そのあたりについてはどう思われますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、質問の3つ目、ICT教育推進のための外部人材が必要だと考えるがどうかについてご答弁申し上げます。

ICT支援員をはじめとした外部人材、例えば大学や民間企業、地域人材等の力も借りながら、どの学習場面でどのように活用することが児童・生徒のICTを活用した学びを効果的に進めることができるのかについて、先行事例を参考に、各校のICT教育を推進する教員とともに教材研究を進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。なかなか、いろんな問題があつてすぐにはというふうなことは分かるんですけども、ぜひとも積極的に、子どもたちのためにも、パソコンが使えるようにこれからはならないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問にいかせていただきます。

2つ目、次に循環型社会を目指してということなんです。昨日の田中圭介議員の質問とも一部かぶってくるんですが、これを考えているとき、5月18日ですよ。ゼロカーボンシティへの登録というお知らせが来まして、今現状、昨日もちょっと聞かせていただいたんですが、今の時点で何かこんなことをやろうかなと、今やっていることも含めて、すみませんがもう一度お願いいたします。議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、循環型社会を目指しての取組についての1点目、ゼロカーボンシティに関する施策につきましてご答弁申し上げます。

本町では、昨年5月25日に熊取町気候非常事態宣言を発出し、その中で2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すとする表明を行いました。この表明の内容が環境省が推奨するゼロカーボンシティの登録要件と合致しているため、本年5月18日付で登録を行ったものでございます。

ご質問のこれから考えている施策でございますが、第4期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中でお示しさせていただいておりますとおり、温室効果ガスの排出抑制としまして、ごみの減量化、エネルギー設備の運用改善、エネルギー消費効率の高い設備の導入、再生可能エネルギーの導入などに対し、現在全庁挙げて取り組んでいるところでございます。

加えて、令和2年度には熊取町エコプロジェクトを策定し、エコバッグの普及啓発や町イベント時におけるリユース食器の活用などといったプラスチックごみの削減施策、また、「毎週月曜日は”食バマンデー！”」の展開と啓発、家庭で不要となった食材を回収し必要とする方に提供するフードドライブの実施など、食品ロス削減施策などを積極的に展開しているところでございます。

そして、今後の施策についてでございますが、現在取り組んでいる様々な事業施策を発展的に継続していくことはもとより、国等から示される新たな施策等についても注視してまいります。

また、引き続き広報紙やホームページ等を通じて省エネルギーやCO<sub>2</sub>削減に関する情報を発信し、住民の皆さんや町内事業者の皆さんのご協力を得ながら、さらには、明日を担う子どもたち世代に対しても、自身で気づき、考え、行動できるような啓発、情報の発信を行うことにより、熊取町全体で地球温暖化対策の推進に係る機運を高めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。これから取り組んでいただくこともこれまで取り組んでいただいていたこともお聞かせいただきましたが、これまでの取組でゴミ袋の有料化だとかいろんなことをやっただけでいるんです。ゴミ袋の有料化が始まったときはやっぱりぐっと減少傾向に向いたんですが、ここ最近ちょっと横ばいになってきているのかなというふうに思います。

環境課のほうで生ごみの処理機とかコンポストの購入の助成金というのもやっただけでいるみたいなんですけれども、去年の実績を聞かせていただいたら、去年10件ぐらい補助金を出しましたということでした。ごみを減らさないといけないというのは皆さん思っていると思うんですが、なかなか実行に移すとすると難しく、昨日の江川議員の質問のあんなのもそうなんです。やろうとは思いますがなかなか難しいと。電気もまめに消さないといけないとかそういうのもそうなんです。人に言われてやるというより自分たちで思わないと、なかなか人間、前に進んでいけない。

そんなことを思っている中で、これから熊取町でこんなことをしてはどうかなということなんです。2つ目の、例えばざっくり言うと、コンポストとか生ごみの処理機とかは今助成金やっただけでいるんですけども、もっと熊取町全域で、学校とか自治会とかもご協力をいただい



ろんなところでコンポストを設置して、熊取町は学校で給食を作っていたので、その途中ですぐ生ごみだとか、子どもたちが食べ残した残食だとか、そんなのをコンポストに入れて生ごみを堆肥にして、その堆肥をどう使うかというあれなんですけれど、もしそれが可能であるならば堆肥をブルーベリーのところへ持って行ってブルーベリーにあげるとか、熊取町は水ナスが盛んですので、水ナスのところには優先的にやっていただいて、農林水産省もこれから有機栽培の農場を増やしていきましょうという方向で進んでいくみたいなので、それに乗っかって熊取町で取れる水ナスは有機栽培ですよという付加価値がつけられれば役にも立つかなと。

これから作っていく堆肥、なかなか臭いが出たりとかいろんな問題があるので、じゃその堆肥をどこに集めるねんということになるんですけど、ちょうど大原衛生公苑がもう使わなくなりますので、あの一部を借りてそこに集める。それから、地域のコミュニティ農園をやっている方だとかそんな人たちにどんどん使ってもらって、熊取町の有機栽培とかというそういう取組をしていくとか、実際クラウドファンディングで見たことがあるんですけど、堆肥を混ぜた土を、要はSDGsに乗った運動ということで土と種を売っているというのもあるんですよ。コンポストとかで有機堆肥を作るのに対してのクラウドファンディングということで、そういう運動をしている方たちもおられて、ふるさと納税の返礼品とかで例えば熊取町の土と種とかというのもお返しにできれば、家で循環型社会に貢献しましょうみたいなので出せるようなところまでいければ、熊取町全体で循環型社会を目指しているところですよというような、熊取町のイメージアップにもつながっていくかなというふうに思うんです。

今ずっとしゃべらせていただいたんですけど、ざっくり聞いてどんな印象ですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）大林議員のお話の前段で私が今から述べようとしたことをほとんどおっしゃられてしまって、答弁するのちょっとおこがましいようですけども、まずは2つ目の答弁をさせていただきます。

続きまして、2点目の学校や地域、家庭にコンポストを設置、生ごみの排出量を減らす取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

現在、本町では熊取町エコプロジェクトに基づき食品ロスの削減に向けた取組を実践しており、食べ切り、食材の使い切りに対する啓発を行うとともに、生ごみの排出に際し水切りをお願いするなど、生ごみの減量化に取り組んでおります。それでも家庭から排出される分につきましては、減量化・リサイクルをより一層進めるため、生ごみ処理機等の購入費用に対し補助金を交付しております。これらの補助内容でございますが、電動式生ごみ処理機の場合は1世帯1台、非電動式生ごみ処理機の場合は1世帯2台まで申請でき、いずれも購入金額の2分の1の補助で上限額は2万円となっております。

なお、当該事業につきましては、広報やホームページをはじめ、環境関連のイベントで広くPRをさせていただきます。

また、学校、地域へのコンポストの設置につきましては、管理方法など解決すべき課題が多いと考えておりますが、とりわけ学校における生ごみ減量化の取組として、今年度、中央小学校において生ごみ処理機を試験的に設置し、給食残渣の減量について実証実験を進める予定と聞いております。

今後におきましても、引き続き生ごみの減量化に向け、その方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ちょっとかぶっているところはあるんですけども、感想ということなんです。やはり循環型社会を目指す熊取町としましては、SDGsの考えの下、非常に共感できる部分も多々あるかと思えます。いろいろセクションもまたがる話なんですけれども、いい話です。またいろいろ協議しながら、進めていけるところはやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。ちょっと一気にしゃべってしまったんですけど、もちろんSDGsとか世界的な流れがそういうふうになっていますし、国の方針としてもこういう方向で進んでいくよというところには、大まかには外れていない動きやと思います。

最終的に学校とか地域の単位でごみを減らしていくというのはすごく大切やと思います。それをやっていった先に、この中では最終的にはふるさと納税の返礼品にできないかというところなんです。熊取町で作った堆肥と土と野菜の種なり何なりというのをそこまで製品化できないかというところが一番思っているところなので、できればそういう取組をしていただいて、その取組の中からそういうふるさと納税の返礼品が生まれましたとか、積極的にそういうふうな取組をしていただきたいなというふうに思っています。

有機栽培とかにしてもそうですし、水ナスとかにしてもそうですし、いろんなものにこれから有機栽培という動きが出てくると思うので、ぜひとも積極的に何かしら、今回中央小学校でやってただけということなんですけれども、生ごみの処理機で止まってしまうのか、堆肥にして、子どもたちの総合授業は3年、4年ぐらいですよ。総合の授業とかで堆肥作りをすると循環型社会というのを自分たちで感じることもできるでしょうし、そういう1個の授業じゃなくて、ずっとそれが続いていく授業にしていきたいなというふうに思いますので、ぜひともお願いいたします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）様々な提案ありがとうございます。今もおっしゃっていただいたようなところは私どもも十分感じて、何かしら取り組んでいかないといけないというのは、これはもう町長のほうもそういう方針でございます。

今回、小学校にまず生ごみ処理機、堆肥化できるものを一旦実証実験ということで、デモという形で入れさせていただきます。それは当然、食品ロス等というところも踏まえまして、まず生ごみの量を減らすことはもちろんなんですけれども、議員もおっしゃられたように、その先に堆肥化して循環化ができないかという取組になります。

一方で、私ども産業振興課のほうでは、小学生相手に環境教育でありましたりとか農業の体験学習というものをやってございます。もう体験学習なんかは私が小学校のときからやっていたのではないかなと思うんです。それは、食につながる農業の大切さ、そういった食育というところでやっておったんですけども、単に苗つけから最終収穫までというだけではなくて、今後そういうふうな自分らが食べ残した給食の残渣から堆肥ができて、それが自分らが農業体験学習で使う圃場に肥料として使えるというふうになれば、おっしゃるように循環型社会にも十分資するものになるかと思えます。

ただ、一つは、有機肥料という形になるんですけども、作物によって、なりわいとしている農業の方であればやっぱり肥料に何かこだわりがあって、どの要素が多い肥料であれば甘みが出るかとか、そういったこだわりというのはあるかと思うんです。だから、まずはデモ機で作った肥料の成分というものも一定調査しないとイケないのかなと思いますし、学校だけではなくて地域のということをおっしゃられていましたけれども、コンポストを置いて、例えば実際、私の家なんかでも家庭菜園をするのに電動のコンポストを置いて、自分のところでやる分にはそれでいいと思うんです。地域で例えば公園に花壇を造られているとか、そういう活動をされているのは私も認識していますので、そういったところで例えばコンポストを設置していただいて、そのできた肥料というのが花壇に資するようなものであれば、そういうのはまたそれで循環型というのもできると思います。

ただ、先ほど答弁でも言わせていただいたように、やはりコンポストを置いた場合の管理をどうしていくのかとか、実際その肥料の成分もそうですし、実際にできた肥料と使われる量、その辺のバランスというのも必要になってくるかと。単に肥料ができてしまって、それが目的であって使われることがなかったらこれはもうただのごみでしかございませんので、そういったところも含めまして、今後のデモ機の結果も踏まえまして施策をいろいろと考えていきたいと考えております。よ

ろしくお願いしておきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。ぜひとも進めていっていただきたいなというふうに思っています。

次の質問にいきたいと思うんですが、今2つ、学校の話とコンポストの話をしていただいたんですけど、新しく何かするとなると結局お金が必要になってくるという話で、この2つを企業版のふるさと納税で人材なりお金なりというのを確保して進めていってほしいなというふうに思っています。今回、企業版のふるさと納税、昨年、令和2年に税制改正があって、令和6年度までは減税の効果が増えたりとか、制限とか手続きが簡素化されたりとか、いろんな改正があったので、再生計画とかいろいろつくっていただかないといけません。今年、令和3年度に申請がもしできれば4、5、6年度というふうにチャレンジできるタイミングが出てくるので、ぜひともチャレンジしていただけないかなというふうに思っています。

1つ目の学校の現場にICT人材の確保というのは、要は人材の派遣型というか、そちらの企業版のふるさと納税でICTの企業だとか、どこまでの企業に声をかけられるかというのはちょっと難しいところがありますが、GIGAスクール構想とかそういうところは国の進めているところですので、不可能ではないなというふうに思っています。

次も一緒に聞いたほうがいいですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）そしたら、3点目の質問への答弁という形でさせていただきます。

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を進化させることを目的として、平成28年度に創設された制度です。その後、令和2年度税制改正において税額控除の上限引上げなどの特例措置が行われ、企業のふるさと納税を活用した寄附額に対し、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げるとともに、令和2年10月には、寄附と併せて専門的な知見を有する企業の人材を地方公共団体が受け入れることができる企業版ふるさと納税（人材派遣型）が創設されるなど、大幅な見直しが図られております。

ご質問の企業版ふるさと納税を活用しての財源確保については、当該制度が地方創生の枠組みに基づくものであって、当該寄附金を活用するための条件として、地方創生に資する事業であることを前提とした地域再生計画の認定を得ることが必要となります。これらの条件を考慮の上、当該事業の財源としての活用の可能性についてこれまでどおり積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それと併せて、人材派遣という意味での学校へのICT教育等の支援に係る人材派遣ですけれども、方向としては、今申し上げた再生計画が認められれば制度上、手を挙げることはもちろん可能なんです。一つは、ご存じやと思いますけれども、一定その計画の認定を得て何をしたいかということを明らかにした上で、企業に対してその寄附を呼びかけるということが必要になってきて、今、いわゆるICT企業におかれては、まさにGIGAスクール構想等々も影響していますけれども、もう人材が非常に枯渇といいますか、もう競争のようになっていまして、これが必要な人材というか、誰でもいいというわけでもないでしょうし、教育の現場に見合う人材をうまく我々の教育に対して支援が得られるように手当てしてもらうのは非常にハードルが高い部分があるかと思っております。ただ、制度としては可能であるので、その辺は教育委員会との調整も当然経ながら、可能性という意味では検討していくべきではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

学校の人材についてはなかなか、ICT企業というのも難しいところはあると思うんですけども、企業も学校、自治体に人を派遣して人件費等々をふるさと納税というふうにしてやりたいなど

いうところもあるかなと思うので、ぜひともやっていただければなというふうに思います。

次に、循環型社会を目指してというやつの方なんですけれど、これについてはSDGsへの取組とか循環型社会への取組という、企業のイメージアップとかそういうところにもつながっていくと思いますので、こっちについては、ざっと見た中でも総務省のマッチングのところを見てもちよろちよろ見かけたりする取組なのかなと。同じやつではないですけど、例えばSDGsに対する取組だとかというのは幾つかありましたので、そういうところに登録とかしていただいて財政的にクリアできれば前に進めやすくなりますし、ぜひともやっていただきたいなというふうに思うんですが、ふるさと納税の担当の課としてはどういうふうに思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）企業版ふるさと納税の立場からちょっとお話しさせていただきます。

当然、再生計画に手を挙げて、制度上企業版ふるさと納税を受け入れられるようにした上で、財源確保というものには計画を出すわけですから、これが動いていくことになろうかと思えます。そんな中で、先ほど申し上げた企業とのマッチングというのは非常に、我々はなかなかあまりノウハウもないですし、非常に手間取る部分もこれは想定されますので、そこは大阪府のほうでもいろんな取組もありますし、スマートシティのほうなんかでもパートナーズフォーラムなんかには我々は参画していますし、いろんなところに参画して、いい情報を得ながら、マッチングの機会というものはネットを広げていろんなチャンスを模索していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

熊取町ふるさと応援寄附金については、職員のご尽力があってたくさん寄附を頂いて、貴重な財源として活用していただいているんですけども、企業版のほうには現在まだ取り組んでいないということですので、ぜひともこのチャンスに、今言ったことじゃなくても全然僕はいいと思うんです。とにかく、何か事業を起こすに当たってふるさと納税を活用するということは考えていただきたいと思いますというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）個人版ふるさと納税の担当として一言ご答弁申し上げますと、本当にこの制度が出来上がったときに税額控除が3割でスタートしたものが今9割ということで、関係のある企業にもこの制度についてヒアリング等を行っておりますところ、非常にいわゆる企業のメリットとしては大きくなったと。そして、もともとこの制度といいますのが、大企業にしますと企業イメージの社会貢献度アップというような、そういった趣旨が非常に高いというところで伺っております。

ただ、先行しております団体に伺いますと、なかなか一番核になる事業というのを手挙げしてもらわないと再生計画というのにつくれない仕組みになっているんですが、その核になる企業、賛同していただく企業を探すというのが非常に難しいと。企業回り、相当な、本当にべたな言い方ですけど、靴を減らしもって賛同していただく、核になる企業を探すのだけでも、相当な労力が要るところで、それでかつ、今、現コロナ禍の状況で企業も非常に収益が厳しい中で、たとえ1割という額でもなかなかお金を出しづらいという環境もでございます。

そういった中で、我々としては今、方向性としては個人のふるさと納税、少ない担当スタッフで取り組んでございますので、今は、選択と集中じゃないんですけども、個人版ふるさと納税にしっかりと傾注して、そちらのほうで財源確保してまいりたいというのが基本スタンスなんですけど、ただ、大林議員がおっしゃっている理念、先ほどの熊取町で循環型でできた有機野菜、これなんかを謝礼品なんかにするというのは非常に美しい、すばらしい観点かと思えますので、企業版ふるさと納税と併せまして、今日いただいた意見、我々も企業版ふるさと納税はしっかりと何か取り組めるものがないかというのは考えてございます。またさらに研さんしてまいりたいというふうに思い

ますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

じゃ、次に大きな次の農業問題についてという、すごくざっくりとした書き方なんですけれど、農業従事者の方、熊取町も高齢化もすごく進んできています。地元で農地の維持に必要なため池の堤刈りとか草刈りとか溝掘りとかに参加しているんですが、もうこれは個人的な感覚なんですけど、あと5年もすれば出てくる人は半分ぐらいになるんじゃないかなというような、皆さんの年格好とかを見ていると。跡取りというか、専業でやられている方は少ないですけども、後を兼業でも田んぼを維持していこうという方がおられる家はいいんですけれども、娘しかいないとかそういう方については、若干もう田んぼを処分し始めているぐらいになっています。

そんな中で、昨年つくっていただいた産業振興ビジョンでも半分ぐらいはもう後継者がいないんだというようなデータも出ています。結局、やる人がいなくなると溝とかそんなところがほったらかしになると熊取町でやってあげないといけないというふうになってくるので、ある程度の整備は今やっていただける人がいるうちにしっかりと補助なり支援なりをしながらでもしっかりとしてもらっておかないと、後々また余計なお金もかかってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについて、ため池の整備とか水路の整備とかというのにもう少し補助なり支援なりというのが必要んじゃないかなというふうに思っているんです。その辺はどうお考えですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）ご質問1点目、農業従事者の高齢化に伴うため池の整備、水路の整備への手厚い支援について答弁申し上げます。

現在、町有ため池は永楽ダムを含め81か所ございます。この中で、農業従事者の高齢化等により農地の処分から受益地がなくなるため池も発生している状況です。

ご質問のため池の補修、整備につきましては、全額本町の費用負担により実施しているところで。また、ため池の日常管理は各水利組合で行っていただいておりますが、堤体の草刈りに対しては町から補助金を交付しているところです。

次に、水路の補修、整備につきましては、水利組合が農業用として利用されている水路で補修や整備が必要となった場合は、必要な原材料の支給または必要な整備費用の6割を町が補助する制度となっております。緊急度や現場状況を水利組合と協議し、どちらを利用するかを決定しているところです。

今年度につきましては、七山地区のため池の取水施設の補修を行うとともに、2地区の水路補修費用の補助を行うものです。つきましては、ため池、水路の整備が必要な場合は水とみどり課にご相談いただければと思います。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

なかなか予算あつての話になってくるので、全てが全て1回で全部終わってしまうというような感じでもないんですが、できるだけ今の、人が動ける間に協力していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の農作業の効率化、省力化のための補助金のお願いなんですけど、資料をつけさせてもらったんです。3、4ぐらいの農業について、これは農林水産省が出しているやつ資料の一部をちょっと取らせていただいたんですが、先日、熊取町と貝塚市との間にある農業振興地域のところでドローンで薬剤を散布しようかという話が出まして、熊取側から声をかけたので、ちょうど若葉の裏ぐらいまで、七山の人らがちょっとあれしているぐらいまでしか声はかけられなかったんですけども、ずっとそこをもう全域、田植が終わった後にドローンで薬剤散布を2回しますということ、広さ的には4ヘクタール弱ぐらいになるんですが、その間はもうあぜ道も含めて薬剤の効率が

上がるように、もうあぜも含めて全てまいてしまおうという話で進んでいます。

実際にドローンを持ってきてくださったのは和歌山の方なんです。その方と農機具メーカーとで共同で持っているものみたいなんです。そういう取組というのは、もうやっぱり皆さん高齢になってきて、草を刈ったりとか薬をまいたりというのなかなかしんどくなってきたと。息子が手伝ってくれるところはいいんですけども、なかなかそういうところじゃないところに関しては、できる方がいるところが手伝ったりとか、一つ植えなくなってくるとそこで虫が出るというふうになってくるので、固まっているところはやっぱり可能であれば全部水田になっているほうがいいということで、もうできるだけ全部植えるんやという意気込みで今のところは頑張ってるんですけども、

農業振興地域とって一応長く田んぼをやってくださいよというようなエリアなので、なかなかやんぴというのもできないのでやらざるを得ないというところもあるんですけども、そういうことをしてでもやっていかないといけないというような気持ちで皆さんいてくれています。

そういう取組をやろうと言ってくださった方、ちょっとお金払ってでもドローンで薬をまいてもらってそれで維持していこうよと言ってくれたのは若い方なんです。そういう取組は現場ではもう始まっています。いろんなことをやっている方、水ナスでも自動で開くとか、いろんなことをやってくださっている方がおられるんです。そういう、スマート化と言えばスマート化なんです。スマート農業とかというのに取り組んでいこうと思っている方に対して熊取町からある一定補助金とか支援とかがあれば、もっとみんな取り組んでいきやすいのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、一旦用意させていただいている答弁をまずは読み上げさせていただきます。

ご質問の農業問題についての2点目、農作業の効率化、省力化のための補助金の拡充について答弁申し上げます。

農作業の効率化、省力化につきましては、国におきまして、深刻化する農業の後継者問題に対してICTやロボット技術、AI等の先端技術の実装を加速化し、農業経営の改善を目的とした農業新技術の現場実装推進プログラムを令和元年6月に策定し、また大阪府におきましても、令和2年12月に大阪府スマート農業推進指針を策定し、取組の方向性と目標を定め、その実現のための主な補助メニューとしまして、国庫補助となる強い農業・担い手づくり総合支援交付金や府単独補助となる大阪版認定農業者支援事業におきましてスマート農業実践の優先枠というものを設けてございます。

しかしながら、国庫補助におきましては実質化された人・農地プランの中心経営体に位置づけられていることや、府補助においては大阪版認定農業者、3年以上の共同利用が条件となっているなど、いずれも地域農業を支える担い手もしくはこれから規模拡大をして将来の担い手として期待される農業者に対しての補助メニューとなっておりまして、一般の農業者がこの補助メニューを活用するにはなかなかハードルの高い制度となっているのが現状でございます。

一方、現在、本町の独自の農作業の効率化、省力化に対する補助メニューというのはございませんが、昨年度策定しました第3次熊取町産業振興ビジョンの中で、農林業の振興の推進に向けた施策として、スマート化により、生産性を高め、持続可能な農業を推進するための支援を掲げておりまして、今年度策定予定の産業振興アクションプログラムや産業活性化基金事業補助金の見直しの中で、農作業の効率化、省力化も含めた農業振興に対する施策について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。産業振興ビジョンにも、スマート化により、農業生産性を

高め、持続可能な農業を推進するための支援というふうにもうしっかりと記載していただいていますので、ぜひとも、今年度は間に合わないとしても、来年度から何かしらできるように進んでいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私から質問させていただきます。

まず、SDGsについてです。

参考資料の1枚目の上を見ていただけませんかでしょうか。

SDGsですが、2030年まで持続可能な社会を実現させるための世界共通の目標です。17のゴール、169のターゲットと230以上の指標で構成されています。私もよく分からなかったのですが、ある先生によりますと、貧困をなくし、続かない世界を続く世界に変えるための目標だと知りました。

2016年の段階で、人間は地球が再生可能な資源量の1.69倍の資源を使っています。そして、それでも世界の貧困はなくなっていない。今、将来世代に必要な資源を現代人は消費しています。これでは地球はもたない、この続かない世界を続く世界に変えようというのがSDGsの目標です。

そこで質問いたします。

第4次総合計画第2次実施計画とSDGsとの関係についてです。基本計画に関するSDGsを実施計画の中でどのように位置づけられたのか、どのような効果を目指しているのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、第4次総合計画第2次計画のSDGsとの関連についての1点目、基本計画に関連するSDGsの実施計画の中での位置付けとその効果について答弁申し上げます。

SDGsとは、国連サミットで採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17の目標と169のターゲットから構成されています。政府がその取組の重要性を示しておりますが、国による取組だけでは達成が困難であり、地方公共団体も含めた社会のあらゆる主体が連携してSDGsの取組を進める必要があります。住民に最も身近な行政サービスを提供する本町においても積極的に推進してまいります。

SDGsの実現を通じたまちづくりを進めるに当たり、本町の総合的かつ計画的な行政運営の方向性を定めた第4次総合計画との整合が必要であるとの認識から、総合計画の基本計画及び実施計画とSDGsの17のゴール及び169のターゲットをひもづけることにより、本町の具体的な事務事業がどのゴールにつながるものであるかを位置づけたところです。

また、その効果につきましては、住民の皆様にはSDGsを理解してもらうきっかけにさせていただくとともに、職員に事務事業とSDGsの関連性を意識づけることを意図したものです。加えて、多様な利害関係者が一丸となってSDGsの実現を通じたまちづくりに参画する意識を醸成する効果も見込んでおります。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。私と同じようなことを言うただけで、SDGsというのは大きな問題でありますし、誰もが取り組んでいかなければならない問題であるということ認識していただいているということで安心はしたのですが、次に第2のほうを質問させていただきます。

第4次総合計画の第2次実施計画にターゲットが載っているんですが、1と2などと数字だけで示していらっしゃる。長いものもあるのでそこに載せるのは大変かと思いますが、ターゲットというのを意識するためにも言葉で表せないでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目、ターゲットに関する表記を言葉に変えることについて答弁申し上げます。

ターゲットとは、SDGsにおける達成すべき17の目標をより具体的に示した169の指標であり、ターゲットの中身はそれぞれ文字数が30文字から130文字程度と多く、実施計画作成調書の紙面に限りがあるため、直ちに修正することは困難であると考えておりますが、今後、より明確にターゲットの内容を示すことができるよう検討、工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。ちょっと難しいかもしれませんが、ぱっと見てこれが何なのかというのは本を開いて何番の何番のところまでたどり着かないと意味が分からないというようなので、工夫をまたよろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）調書自体には書き込みという点ではまだですけども、現時点で、ホームページのほうでは合わせて169のターゲットについて見られるように掲示をさせていただいております。その点も併せてご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。私も、あの表だけを見て、まだホームページを見ていませんでしたので、また見させていただきます。

私の参考資料の1の下の方を見ていただきたいと思います。

日本の国の指標で課題が残っている問題とされたもので私が一番問題だと思っているのは、相対的貧困が入っています。菅政権は2000年、市民団体から貧困・格差対策が入っていないと指摘を受けましたが、2000年の課題の中には入れず、SDGsアクションプラン2021、私の資料2を見てください。それが2001年の課題です。「子供の貧困対策」という言葉は入りましたが、コロナ禍の中、格差はどんどん進んでいます。株価バブルが起り、大株主、富裕層は資産をどんどん増やしています。一方、コロナ感染拡大のために仕事を失い、収入激減する人が急増しています。特に非正規の女性は厳しい状況に置かれています。ジェンダー平等の実現に向けた施策が必要です。国は取り組んでいません。

町においても、貧困対策1とされたのがなぜ住環境だけだったのでしょうか。ジェンダー平等も男女共同参画、多文化共生だけなのでしょうか。町でできないことも多いと思いますが、意識として変えるべきことをまた考えてください。

住民協働も貧困が大きく影響しています。協働の担い手探しにしても、年金が少なくなり、年金支給時期が70歳などになると協働の担い手も働きに行き、地域にいなくなる。また、地域コミュニティも役員は男性が多く、もっと女性の役員が欲しい。ジェンダー平等の実現の目標が必要ではないでしょうか。またこの辺はお考えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今回の実施計画の調書の中で、我々、17の目標と169のターゲットについている指標で一応整理した中で、一定貧困に関して、あるいはジェンダーに関しての指標も施策としては位置づけはしております。この点についても、そもそも熊取町は地方自治体として自治法上も住民の福祉の増進を図ることが命題として与えられた自治体として、貧困であったりジェンダーというのはそもそも町としては取り組んでいくべきもともと責務がある中で、今回、指標で当たっている数がありますけれども、これはあくまで分かりやすく当てたものであって、1つの事業が1つの指標に当たっているだけではなくて、いろいろなものがいろんなところに相互に関連している事業を進めております。

数だけでは分からない分がたくさんあって、そういう意味では、熊取町としては当然、やるべき



部分についてSDG sの目標を達成するべく進めていくということに理解いただきたいと思います。  
以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） またよろしく願いしておきます。

新型コロナのパンデミックも地球の限界の危機だと言っている科学者がいらっしやいます。SDG sの15「陸の豊かさを守ろう」、陸域生態系の保全です。コロナはコウモリが持っていたウイルスです。人間の欲望が豊かな森や山を掘削したりして動植物の生活圏を侵していったため、コロナウイルスが人間へと広がりパンデミックを起こしました。今後、自然と人間の関係の在り方や関わり方を変えないと、また新しい感染症を生み出していくかもしれません。地球の限界がコロナを通じて現実のものとなりつつあります。

実際のところ、SDG sは2030年度までの実現が危ういとも言われています。コロナ危機、気候変動等、成果が出るまでに後退が起こることが考えられます。まず、石油発電はやめ、危ない原子力発電もやめるべきではないでしょうか。地球の温暖化を止めていくことがまず必要だと考えます。きれいな水、空気、海、森を取り戻す活動を進めなければなりません。ぜひ様々なところでSDG sを活用していただきたいと思います。

3の質問に移ります。

SDG sは、国民が熊取町、日本、世界を救う目的を持ち、そのためにすべきことを理解し、2030年に向かって取り組まなければいけない問題です。町として、コロナが終息した後、町民に理解を求める活動ができないでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目のコロナ収束後、SDG sを町民に理解を求める活動について答弁申し上げます。

地域を挙げてSDG sの実現を通じたまちづくりを進めるためには、各種行政計画への反映をはじめとする行政主導による取組だけでなく、地域で活動する利害関係者による積極的な連携を図ることが重要であり、一人一人が自分事として捉えやすく取り組みやすいことからスタートし、地域を巻き込みながら進展していけるような観点からSDG sの取組を検討・実施することにより、SDG sを町民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 北九州市や富山市が2018年に独自の取組を発表しております。北海道の下川町は、2017年ジャパンSDG sアワードの内閣総理大臣賞を受賞しています。私たち熊取町議会としても、SDG sを総合的に理解していくことが大切であると考えます。

いろんなところが実行しているSDG sの取組ですが、富山市は、〇〇でも生きやすいこれからの富山の形を考えるということで、SDG sの理念「誰一人取り残さない」、どうすれば誰もが生きやすくなるかを考えるトークカフェを開いたそうです。また参考にしてください。このトークカフェは、ろうでも生きられる、私でも生きられるというふうな、そういうふうな一つの課題、耳が聞こえなくてもこうすれば生きられるというようなそういういろんな、認知症でも生きられる、そういうふうな課題をみんなで話し合ったと聞いております。また参考にしてお聞きいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）一つの事例ということで参考にさせていただきますけれども、SDG sについては17の目標があって、全ての人を取り残さずに持続可能な社会をつくるという意味ではもう全方面の目標でありまして、熊取町はいろんな事業を今でもやっておりますし、それは全てやっぱりどこかでSDG sにつながる部分でありまして、こういったところを地道にしっかりと住民の皆さんに理解して、一部住民によっては環境問題がSDG sというようなところに理解がまだちょ

つと及ばない部分があるやもしれませんので、そうじゃなくて、もう世界をずっとみんなで大事に住み続けていくということが大きな地球的な規模の問題であるということについて、それはそれぞれがそういう意識を持って社会活動であったり勉強であったりやっぴいかなあかんというところの理解をみんなで高めていかなあかんということを踏まえて、しっかりと全てについて何かに絡めてSDGsを理解してもらうように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

次に、「介護保険計画」「地域共生社会」について質問します。

2019年12月の全世代型社会保障検討会議の中間報告では、少しでも多くの方に支える側として活動していただくと強調しました。元気で意欲ある高齢者に就業の機会を確保する、年金の受給開始年齢上限を75歳に引き上げ、70歳まで就業機会確保、フリーランス労働を広げる働き方改革を進めるなどの提案がされました。2020年6月には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法案が自民、公明、維新により可決されました。

しかし、このような70歳以上までも働かなければならない方々は自助だけで手いっぱい、協働として手助けをと言ってもらってもできるような状態でしょうか。

地域づくりの図、参考資料3を見てください。

地域住民の支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築の支援で、関係機関、事業所、住民団体が連携し、どんな支援を要する人にも断らない相談支援体制を構築しようとするものです。地域の様々な関係者が参加するプラットフォームをつくる事業は、重層的支援体制整理事業と名づけられました。コロナ禍の中で地域の多様な関係者によるプラットフォームづくりをどう進めるのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の「介護保険計画」「地域共生社会」につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のコロナ禍でのプラットフォームづくりの進め方につきましては、本町における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業のモデル事業におきまして社会福祉協議会に業務委託し、小地域ネットワークである地区福祉委員会によるいきいきサロン等を活用したプラットフォームづくり等に努めておるところでございます。現状においては、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動が減少、取組が難しい状況となっております。しかし、このような状況下でも人数を制限して活動するなど、様々な対策を講じて地域活動の取組を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） かなりコロナ禍の中では難しいと思いますし、また、先ほどお話ししましたように、働く高齢者が増えています。そのことで自治会の役員の成り手不足、長生会、婦人会が成立しなくなってきています。

2025年には後期高齢者が前期高齢者を上回り、2050年には高齢者割合は最大になるかもと言われています。高齢化率を高めた責任は、高齢者自身にはありません。少子化を招いた責任こそ問われるのではないのでしょうか。働く人々を過労死寸前の長時間労働に追い込み、育児、介護を増え続ける女性労働者に押しつけ、若者を結婚しにくい非正規労働者になっている財界と政権にこそ責任があると考えます。このことで今、家族介護はどんどんできなくなってきています。介護保険料を払いながら、受けられる介護は時間、量共に少なくなり、介護施設は高くなってきています。この現実を曖昧にした地域共生ではなく、社会保障と福祉の公的責任が問われた地域共生でなければならぬと思います。

2016年の法改正では、地域住民の支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築の支援と述べられていますが、町が支援だけではなく、責任を持ってプラットフォームづくりを進めてもらいたいと考えます。いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）このプラットフォームづくりというのは、形式張ってシステムチックにやっていくという、そういうような堅苦しいイメージのものではないのかなというふうに考えております。

地域共生社会というのもこれまたなかなか肩肘張った表現でありまして、我々としてもなかなか取っつきにくい話ではございますけれども、地域の皆様方の助け合い、地域の皆様方の見守りというのは、これはもともと綿々と続けられてきておるものでございます。ただ、社会の構造がどうしてもそれを希薄化してしまっておる現状、これを少しでも皆様方とともに行政ももちろん先頭に立って地域づくりをやっていこうという、そういう話がそもそもの話だというふうに考えております。

ですので、できることをできるように皆様方で力を合わせて、自分のできる範囲で地域で何かできることはないのか。ちょっとお出かけする際にご近所の方と一緒に出かけるとか、本当に自分のできることを少しずつやっていきましょうというのが共生社会の第一歩だというふうに考えております。プラットフォームづくりというのもこれまた非常に肩肘張った話でありますので、そういうふうに捉まえていただかなくても結構なのかなと。

社会福祉協議会のほうには、小地域ネットワークということで、校区福祉委員会を通じまして皆様方で協力して何か一つのことを一緒に行事をやっているとか、そういったことをもともと取り組んでいただいております。それをさらに行政としても後押しできるようなことがあればということを進めておるといふ、そういった理解を我々はしておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すごく今お話ししていただけたことはありがたいことなんですけれども、かなり地域差、温度差が違います。やはり働いている人たちが多いところでは、そういうふうなネットワークというのができにくいです。家でいらっしゃる方が多いところではやはりネットワークはつくっていきやすい。そのときに、構築の支援と国が述べていらっしゃるんですけど、支援だけではなく、構築への力を町としても発揮してほしいという願いを込めて質問させていただきました。

次へ移らせていただいてもいいですか。

2番目としまして、12月議会で坂上巳生男議員が質問しましたが、熊取町の地域共生社会づくりのモデル事業はどのように進められたのでしょうか、また、今年度も続けられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目のモデル事業につきましては、令和2年度におきまして、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業で2つの事業を実施しております。

1つ目は、先ほど1点目の答弁でもございました社会福祉協議会への業務委託で実施しております地域の相談受け止め・地域づくり事業でございます。地域とのパイプ役となる地域づくり支援員を配置し、地域で起こっている情報の収集や地域の課題を地域で解決できる環境を整える業務と、地域の課題や支え合い活動の実情を把握することができる支え合いマップづくり、その業務を通しまして地域の課題発見や参加者の意思疎通を図ることで地域のつながりづくりを強化する、そういった取組を進めております。

また、2つ目は、多機関の協働による包括的支援体制構築事業でございます。こちらは、地域から抽出される様々な課題や問題に関しまして相談支援包括化推進員が解決に向けたネットワークの構築を進め、多機関との調整やコーディネートを行っております。

今年度につきましては、国の現行のモデル事業は法改正により先ほど議員ご紹介のありました重層的支援体制構築事業、これが新設されたことを受け組替えが行われ、当該新事業への移行準備事

業に参画しております。令和2年度と同じ内容で国庫補助事業として採択予定となっております。

今後におきましても、国や大阪府と協力して事業を進めてまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。ご苦労してされていることがよく分かったと思いました。

2021年度のCSWの3名の方は今年も同じ方が採用されたのでしょうか。また、同じところへ配置されているのでしょうか。その辺についてお答えください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）町の生活福祉課に配属になってございますCSW3名、継続雇用ということで今現在も業務に携わっていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）引き続き会計年度任用職員として採用されていることで、分かりました。またよろしく願いしておきます。

いきいきくまとり高齢者計画、ページ53に、不十分な点の取組として第2層、これは多分地域のことだと思うんですけども、生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議が挙げられていますが、なぜ進まなかったのでしょうか。

また、第1層、これは町全体についてだと思うんですけども、十分な配置、会議が進んだのでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3点目のいきいきくまとり高齢者計画について、1つ目の不十分な取組として挙げられた第2層生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議がなぜ進まなかったのか、2つ目の第1層については十分に配置、会議が進んだのかにつきまして、関連する内容となりますので併せてご答弁申し上げます。

生活支援コーディネーター、これは地域支援支え合い推進員というものでございますが、この配置と、それから地域ケア会議、こちらもいわゆる協議体の開催ということになりますが、これらにつきましては、平成27年4月の介護保険制度の改正によりまして生活支援体制整備事業が地域支援事業に位置づけられまして市町村事業となりまして、本町では平成29年度より生活支援コーディネーターの配置や地域ケア会議の開催など、生活支援体制整備事業を開始しております。

本事業におきましては、今後、高齢化の進行に伴い単身世帯及び支援を必要とする軽度の高齢者が増加し、生活支援の必要性が高まってくることから、前期の計画である第7期いきいきくまとり高齢者計画の重点施策の一つとして取り組んでまいりました。

議員ご質問の第2層あるいは第1層の生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の開催につきましては、簡単にまず役割などを説明させていただきます。

まず、第1層の生活支援コーディネーター及び地域ケア会議につきましては、町内全域のニーズと資源の状況の見える化や関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の養成などを行うこととなっております。第2層の生活支援コーディネーター、地域ケア会議につきましては、中学校区ごとの日常生活圏域内において生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行うこととなっております。

本町では現在、生活支援コーディネーターとして町職員1名、それから地域包括支援センターで1名、そして社会福祉協議会で2名、シルバー人材センターで1名、合計5名の配置を行い、活動をいただいておりますが、専任の生活支援コーディネーターはおらず、全員が第1層、第2層を兼務しておるといった状況でございます。その他、多くの訪問業務も兼務して行っているのが実態でございます。

このような現状を踏まえまして、第8期計画では、地域包括支援センターをはじめ社会福祉協議

会及び町内関係部署との連携を密にしながら計画的に地域に出向き、入っていきまして地域のニーズや資源などの把握を行うとともに、関係者とのネットワークづくりなど地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりの支援ができればと考えておりますので、ご理解、またご協力をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） やはり兼務ですするというのはなかなか難しいだろうなというふうな感じで思いました。またその辺につきましてもご努力をよろしくお願いしておきます。

4番目へいきます。

介護施設の食費負担が引き上がります。第3段階を2つに分けて、年収120万円を超える人については月2万円から4.2万円になります。今までもずっと言い続けていますが、ぜひ利用料減免をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 次に、4点目の介護施設の食費負担の引上げに伴う利用料減免につきましてご答弁申し上げます。

施設サービスを利用する方の食費並びに部屋代につきましては、在宅でサービスを受ける方との公平性を図るため利用者負担が原則となっておりますが、低所得の方につきましては、申請に基づき補足給付を行い、負担軽減を行っているところでございます。しかしながら、被保険者の負担の公平性や真に必要な人に給付を重点化する観点から、随時、国の制度改正が行われてきております。本町におきましても、国の改正の趣旨に基づき実施しております。

なお、議員ご質問の利用料の減免につきましては、その減免分は他の被保険者の保険料で賄うこととなり、結果的に保険料の上昇につながることから、いわゆる町独自の利用料減免は考えてございません。しかし、利用者負担の増額は低所得者の方の適正な介護サービス利用を妨げることとならないよう、これまでも利用料負担の軽減等につきましては、大阪府を通じまして国に要望を行っておるところでございます。今後も引き続き要望を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 国のほうへ要求していただけるというのはありがたいと思いますけれども、年収120万円という月10万円です。その方から食費負担として4万2,000円引かれるということ、そのほかに利用料のあれが引かれるということで、私もどれだけ払ってはるのかというのは分からないんですけども、4万2,000円という食料費というのはすごく大きいというふうに思いました。

前に私も相談を受けて施設の利用料減免を申請した方がありますが、その方も、ご主人が施設に入って、1日あときは1,000円の食費を払っているとおっしゃっていたんです。それでも自分の食べる分は1日500円ぐらいになってしまうんだということで、それではとても大変だということで施設減免をお願いしたんですけども、やはり施設減免は人数も少ないですし、なかなか減免していただけませんので、ぜひともまた国へ要望していただいて、利用料減免をよろしくお願いしておきます。

次に、小学校、中学校でのコロナ感染についてお聞きいたします。

PCR検査は十分に行われたでしょうか、また、休日の日数の根拠は何でしょうか、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 鯉谷議員のコロナ感染に関わるご質問にご答弁申し上げます。

町立学校における臨時休業につきましては、個人情報保護及び児童・生徒の人権尊重の観点から、ホームページや保護者へのお知らせ文書等で公表している情報以外のことについてはお答えできませんので、一般的な対応についてご答弁いたします。

1つ目のPCR検査は十分行われたかですが、PCR検査については、保健所による接触者に関

する調査の結果、濃厚接触者に特定された方に対して保健所からの指示により行われるもので、必要十分に行われているものだと考えています。

2つ目の休校3日の根拠ですが、児童・生徒あるいは教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かった場合は、保健所による調査を受け、学校医とも連携しながら臨時休業措置の実施について判断しています。本町においては、臨時休業を行う際は府立学校に準じ基本的に3日間としています。保健所の調査結果等によりその期間を短縮、延期する場合があります。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）PCRの結果が出てくるのにも日数がかかると思うんです。その日数がかかっても無症状の方もいらっしゃるかと思いますので、休校が3日という観点からすると、PCRの検査がもうそのときには出ていたのか、もし出ていなくて、出てきてまた感染していくということもありますので、今のPCRの検査の時間のかかり具合とかもいろいろとあるかと思いますが、3日でよかったのかなという感じがしたんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 議員おっしゃるとおり、濃厚接触者に特定された子どもがおった。その子どもの結果が例えば陽性であったということ、その数が多くあったということであれば、当然3日間の臨時休業を延期するというような判断にもなっていこうかと思えます。そこについては保健所と相談しながら、また健康福祉部、学校医とも連携しながら、やはり感染が拡大しないためにどうすればいいのかということも当然大事な視点でありますので、そのところは連携しながら丁寧に進めているというところですし、今後もそのような形で進めていきたいというふうに思っています。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

無症状の方もあるということもしっかりと踏まえて、日数なり、それからPCR検査のほうもだんだんと早くなってきているみたいですが、昔でしたら1週間ほどかかったという話も聞きましたので、その辺のまたご考慮をよろしくお願いします。

3番目にいかせていただきます。

オリンピックが開催されると人流が増え、感染が拡大していくこともまた考えられます。大阪府は、第4次の非常事態宣言のときに準備のできていない中オンライン授業が行われ、大変だったということを聞いております。

その中で、今、熊取町のオンライン授業の準備は大丈夫でしょうか、その辺についてお聞かせください。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） それでは、3つ目の休校が長引く場合のオンライン授業の準備についてですが、まず、子どもたちがクロームブックを十分に使うことができるよう現在、授業で活用を図っているところです。濃厚接触者等で自宅待機になる児童・生徒に対しましては、学習課題プリントを提供、回収するなど学習支援を行っています。

また、試行的にクロームブックや自宅のパソコン等を活用しオンライン授業を配信したり、ウェブ会議システムを使い子どもからの質問に答えたりしている学校もあります。今後、クロームブックを自宅に持ち帰り、オンラインで授業を受けたり先生や友達とやり取りしたりできるよう、準備を進めているところです。

教育委員会としましては、子どもたちの学習保障並びに全ての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、しっかりと学校支援を行ってまいりたいと考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）1つ聞きたいのは、大変だったと聞いているのが1年生、2年生。年がいかない子どもたちに家に持って帰らせてもそういう操作ができない。それから、親御さんがいらっしゃらない、働いていらっしゃるところが、大阪市の場合もその方々は学校のほうへ1時間目、2時間目に来ていたと聞いておりますが、家でいてもなかなか親御さんが堪能していないというような事例もあったとお聞きしています。ほとんどがプリント学習になってしまっていて、きちっとオンライン学習ができたのが2校か3校であったのではないかなというような話を聞いているんですけども、そういうふうなことはないような状態に今なっているということでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）持ち帰りについては、今後、接続テスト等もしながら丁寧に進めてまいりたいと思っております。学校のほうにも校長を集めまして、4月の末には登校等を不安に思って来られない子どもに対しても学習課題を配付する、あるいはオンライン授業を配信できないかということも準備していただきたいということを校長にも伝えております。

その話を受けて、学校の中で例えば家に持って帰ってきたときにどんなふうにはWi-Fiにつながるのか、あるいはグーグルのClassroomにどんなふうに入っていくのかというのを分かりやすいプリントに示してくださった学校もあります。まだ子どもたちには配付していませんが、なので、家に帰って接続あるいはどう使うのかというのは、マニュアル等もこちらのほうで学校と協力しながら作りながら、スムーズに家でも使えるように丁寧に進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）オンライン授業について、大阪市のことですけれども、松井市長にオンライン授業をするように言われ、子どもたちや先生の大変な状況を見て市長に提言した校長先生があります。松井市長は、現場が分かっていない、違う仕事を見つけたほうが良いと言い、オンライン授業をやめた途端に全国一斉テストを実施しました。その校長先生の文章を最後に読ませていただきます。長いので一部だけですけれども、聞いてください。

「そんな理不尽な社会であっていいのか。誰もが幸せに生きる権利を持っており、社会は自由で公正・公平でなければならないはずだ。『生き抜く』世の中ではなく、『生き合う』世の中なくてはならない。そうでなければ、このコロナ禍にも、地球温暖化にも対応することができないにちがいない。世界の人々が連帯して、この地球規模の危機を乗り越えるために必要な力は、学力経年調査の平均点を1点あげることとは無関係である。全市共通目標が、いかに虚しく、わたしたちの教育への熱情を萎えさせるものか、想像していただきたい。子どもたちと一緒に学んだり、遊んだりする時間を楽しみたい。子どもたちに直接かかわる仕事がしたいのだ。子どもたちに働きかけた結果は、数値による効果検証などではなく、子どもの反応として、直接肌で感じたいのだ。1点・2点を追い求めるのではなく、子どもたちの5年先、10年先を見据えて、今という時間を共に過ごしたいのだ。テストの点数というエビデンスはそれほど正しいものなのか。あらゆるものを数値化して評価することで、人と人との信頼や信用をズタズタにし、温かなつながりを奪っただけではないのか。間違いなく、教職員、学校は疲弊しているし、教育の質は低下している。誰もそんなことを望んではいないはずだ。誰もが一生懸命働き、人の役に立って、幸せな人生を送りたいと願っている。その当たり前を育み、自己実現できるよう支援していくのが学校でなければならない。『競争』でなく『協働』の社会でなければ、持続可能な社会にはならない。コロナ禍の今、本当に子どもたちの安心・安全と学びをどのように保障していくかは、難しい問題である。オンラインなどICT機器を使った教育も教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、それが子どもの『いのち』（人権）に光が当たっていないければ、結局は子どもたちをさらに追い詰め、苦しめることになるのではないだろうか。今回のオンライン授業に関する現場の混乱は、大人の都合による勝手な判断によるものである。根本的な教育の在り方、いや政治や社会の在り方を見直し、子どもたちの未来に明るい光を見いだしたいと切に願うものである。これは、子どもの問題ではなく、ま

さしく大人の問題であり、政治的権力を持つ立場にある人には大きな責任が課せられているのではないだろうか」。

これはその校長先生が書かれた最後のほうの文なんですけれども、もしご感想があれば、教育長、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）報道では一部そういうのが出ておりましたので、私も目にはしておりました。あくまでも一校長先生のお立場でのご見解ということで、今それに対して私がどうこう言うつもりはないですが、ただ、熊取町のほうで今、オンラインを別におろそかにしているわけでもないですし、やっぱり現場に子どもたちのために使えるように順次、今準備を進めているところです。

コロナでどうしても来られないような状況になっている子には、まず何を一番主眼に置いているかという、やっぱり学習の保障であったり安全で保護者の不安を払拭すると、そういったところを第一に置いて、やっぱり学びの保障を第一に進めておりますので、手段として使えるものであれば使っていきますが、まずは学びのこと、現状としてはそこを第一に進めております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

本当にこの校長先生もいろんな思いがあって書かれたんやと思いますし、先生のこと、仕事がある上にオンライン授業のことも考え、様々なことを考え、本当に今大変なことだろうなと想像しております。

私も、もう辞める寸前でしたが、デジタル黒板というふうなので入ってきて、やっぱり年取った先生にとってはすごくハードルが高かったらしくて、とてももう仕事を続けていかれへんというような話もよく聞きました。その辺で、先生にとってはパソコンとかそういうのが得意な先生もあれば、なかなか取り付けない、私もあまり得意じゃないので、何とかこれも使えるようにというふうな感じで頑張っていますけれども、大変だろうなというふうに想像はしております。またその辺もお考えいただいて、オンライン教育もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時42分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

5番（文野慎治君）それでは、午後のトップバッターということでよろしくお願ひいたします。

今回は、大きな項目で2点通告をさせていただきます。

まず、1点目は熊取町公共交通会議についてということで通告をさせていただきます。

令和3年5月24日に第1回熊取町公共交通会議が開催されました。ひまわりバス等についての質問は、私自身でも令和元年9月議会、令和2年12月議会で、またほかの複数の議員からも何度となく質問がされております。そういった状況を受けて第1回熊取町公共交通会議が開かれたわけでございます。

この会議の設置要綱第1条に目的、第2条に協議事項が記載されております。従前設置した同様の会議体との違いというのは何でしょうか、ご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の熊取町公共交通会議についての1点目、従前設置した同様の会議体との違いについて答弁申し上げます。



従前設置の会議体につきましては、熊取町内循環バス検討会議と称し、ひまわりバスの運営の在り方の見直しに特化した会議組織として平成21年11月に設置したものであり、3回の会議開催を経て、町の財政状況や受益者負担の公平性に鑑み、3台5コースで無償運行していたものを平成22年10月から2台2コースで大人1乗車100円の有償運行へと変更し、事業費の軽減を図ったものでございます。以降、2台4コースでの8の字運行や土日祝日運行など、ひまわりバスの利便性向上に努めてきたところでございます。

一方、今回設置の熊取町公共交通会議につきましては、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置したものであり、従前会議の主要議題であったひまわりバスの運営に関することにとどまらず、路線バスを含む他の公共交通に関しても課題を共有し、今後の本町における地域公共交通の在り方をフラットな視点で議論をスタートしたいという狙いがございまして、従前会議以上に大きな視点で検討を深める予定でございまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。従前は、今のひまわりバスのコースの問題であるとか、あるいはバス停の設置の問題だとか、もっと一番大きなあれは無料から有料化したとか、そういったことの中で、先ほど来言いましたように、私も含めて他の議員もひまわりバスの現状についての思いを今まで質問で理事者の皆さん方とやり取りさせていただきました。そういった状況の中で、やはり利便性の向上というようなことの中では一番大きな、私も何度か、駅前への乗り入れはどうなんだとか、そういったことも言わせていただきましたし、最近では、これは今はそちらの今日答弁いただいている部局の問題ですけれども、やはりひまわりバスというのは高齢者の方、一番初めは地域から熊取町の公共施設へ行くためのバスなんだということが振出しであったわけなんですけれども、時代はどんどん高齢化社会になってきて、高齢者の方の閉じ籠もりであるとか、足がなくなってきたとか、そういった意味合いの中で健康年齢を維持するためにも地域へ、あるいは買物へ行くための手段としてもどうなんだろうかというふうなことも、様々な議員のそれぞれの提言が今まであったというふうに思います。

しかし、ひまわりバスという先ほど来言いましたような当初の枠組みの中ではなかなか前へ進まないなということでありましたから、そういった意味で今回開催されました、今、理事のほうからご答弁いただきましたひまわりバスに限らずという状況の中で門戸を広げていただいたなど、こういうことについてはすごく評価をさせていただきたいと思っておりますし、この会議の中で出てくる意見や提言、どういったことになっていくのかということにすごく議員の一人としても興味を持たせていただいております。ぜひ実のある議論をしていただきたいなというふうに思っています。

資料としても頂いております公共交通会議の設置要綱の中で第1条、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する、こういうことを書いていただいておりますし、協議事項の中には、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の対応及び運賃・料金等に関する事項、2つ目として、一般乗合旅客自動車運送事業の対応及び運賃・料金等に関する事項、その他町長が必要と認める事項ということで、今の答弁の中身がここにも集約されているというふうに思っています。

そういう状況の交通会議の形態というのが、熊取町はそういう形で今評価させていただいたように一歩前進して、かなり議論が深まるなというふうなことを思っています。

2番目のところに書かせていただいておりますが、近隣の市町でも法定協議会の性格を持った交通会議が設置をされているように聞き及んでおります。熊取町との違いというのは何なのでしょうか、2点目お願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問2点目の近隣市町の法定協議会の性格を持った交通会

議との違いについて答弁申し上げます。

法令に基づく公共交通会議につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランである地域公共交通計画の作成のために設置する法定協議会と、道路運送法に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の対応及び運賃・料金等に関する事項等、よりよい運送サービスの実現のため、地域の関係者において合意形成を図る場として設置する地域公共交通会議の2つの会議体があります。近隣では、岸和田市、貝塚市、阪南市がこの2つの機能を持った2法協議会を、岬町が道路運送法に基づく会議体を、それぞれの地域の実情に応じた公共交通会議として設置してございます。

本町において設置の公共交通会議につきましては、コロナ禍におけるスタートでもあり、まずはミニマムな組織として設置したもので、現時点では法令に基づく会議体とはなってございませんが、今後、必要に応じ法定協議会への移行についても検討してございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）これも法定協議会のほうへ移行していくんだという目標をお持ちやということで、まずはスタートしているということです。

令和元年に、今ご紹介がありました法定協議会を持っている岸和田市、貝塚市、阪南市ということがございました。阪南市の地域公共交通会議の規約というのを手に入れたんですけども、今ご答弁にもありましたように、基づく法律が設置の第1条に道路運送法と書かれています。道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。その次の文章として、するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、阪南市が主催する阪南市地域公共交通会議を設置する。これが法律に基づくということですよ、今のご答弁の中で。そこへ目指すための協議体ということが今回できたわけなんですけれども、今後ここを目指すための議論というのはどの程度までいって、そしてこの部分を目指していくのかなというふうなことでご答弁があればお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）これは3点目の質問……

（「いいです、それも」の声あり）

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）今年度の到達目標とその後の展開について答弁申し上げます。

今回設置した熊取町公共交通会議では今年度4回程度の開催を予定しており、先日開催の第1回会議では、高齢者の外出支援、買物弱者の移動支援、駅西整備に合わせた熊取駅への乗り入れ、フリー乗降制度の拡充、ラストワンマイル問題、持続可能な公共交通網の検討など現状と課題について意見交換を行ったところであり、今後の会議においては、実施予定の住民アンケート調査の内容についての意見照会、調査結果報告及び検証の上、公共交通全体に係る課題の抽出整理を行ってまいりますと考えてございます。

次年度以降については、新たに整理された課題の解決を含め、将来的な公共交通網の議論をしていく過程において、法令に基づく協議会への意向を視野に入れ、取り組んでまいります。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）3点目まで、到達目標とその後の展開まで言っていました。ありがとうございます。

確かにそのことが前提で今回会議が終わったなということ、ホームページのほうにも議事録がアップされておりましたので、今ご答弁の中にもありました。本当に今回思ったのは、いっぱい意見

が出ています。議員からも2名委員として出させていただいていますからあれなんですけれども、例えば一つを紹介すると、これまで路線バスと役割をすみ分けてきたひまわりバスが駅に乗り入れることにより、路線バスと競合した場合、路線バス事業の運営が成り立つのか、また、成り立つためには何が必要なのか議論が必要。ひまわりバスが駅に乗り入れる場合は路線バスとひまわりバス双方の運行形態のすみ分けや統合などを含め、新たな公共交通網を検討していくことが必要。ひまわりバスが駅に乗り入れる場合は、時間帯別の交通機関のすみ分けによる対応を検討すべき。アンケートは、ひまわりバスだけではなく路線バス利用者の声も聞くべきとか、こういう非常に今まで僕らが議会質問でさせていただきましたのは、駅に乗り入れの利便性とか、あるいは福祉の面においても、外へ出ていくためにも駅へひまわりバスに乗っていけるようにしたらどうかと言ったら、皆さん方の答弁で理事者側からは、そうなれば南海バスが撤退しますよと、こういうのは南海バスの皆さんと話をするとすぐ言われますということで、実はそこで議論が全部止まっておったんですよ。タブーに触れていたわけなんです。

ですから、住民の皆さん方の声を代弁して議会質問させていただいて、駅乗り入れという言葉は言うことは言うけれども、実は理事者側の皆さん方とは、そうなったらバスが撤退しますよと南海からは言われていますということで、実はそこで終わっていたわけなんです。だから、本当に南海がそう言うているのかどうかということを検証する場が実はなかったんです。

今回も、1回目でA4でいっぱいこういう意見が出たということを明らかにしていただいているので、そういう意味では本当に次の段階へ行くための協議体やねんというふうに思っています。

阪南市の地域交通会議のメンバーなんかの表も手に入れているんですが、熊取町は今、そこへ行く段階の初めてできた組織なんで、委員の数というのはまだ少ないですよ、9名。阪南市が現実に行っているのを見ると12名ぐらい出ているんですよ。そこには、これもずっと私も言っていたわけなんです、ひまわりバスを議論するときは、企画だとか持っている事業部だけの問題ではなくて、健康福祉部だとかそういったところも全部入って、トータルで理事者側も議論を調整してくださいということをお願いしていましたが、阪南市の例を見ると総務部、市民部、福祉部、健康部、事業部、全部入っています。大阪のバス協会であるとかウイングバス、あるいは西日本旅客鉄道、南海電気鉄道鉄道部門、大阪府運輸局あるいは学識経験者、これは今も入っています。国土交通省大阪国道事務所、岸和田土木事務所、警察、住民として公募委員であるとか障害者連絡協議会会長、商工会、自治会連合会、大阪府からは大阪府都市整備部交通道路課、都市交通課とか、その他交通会議が必要と認められるものということが欄外であるんですけれども、そこにも南海バスであるとかタクシーであるとか労働組合なんかも代表として入っておるわけです。

ですから、以前も一回そこは質問で触れさせていただいたことがあるんですが、幅広く、ですから今までは駅前と言うたら、いやもうバスが撤退すると南海は言うているという話で終わっていた。それはやはり採算性の問題であるとかそういうことであつたけれども、例えば毎日住民の方が乗っている。あるいはウイングバスを運転している方もそういう組合の方が運転手。住民の声というのはよく分かるし、自分がルートなんか走っていてここよりもこういうほうがええのになと思うようなことがあっても、意見を反映させる場がないわけなんです。そういう意味でも、今、理事のほうからご答弁いただいたように、今年度はそれぐらいやって、来年度に向けてまとめて、近い将来的には法令に基づいた会議へ持っていく意味というのは、熊取町の住民の方の隅々の意見も含めであるし、事業者の経営とかそういうふうなことについてもその協議体の中で話をするという、同じテーブルで話ができるということで、本当に透明化されてくるというふうに思うんです。

ですから、今の法令にまだ法定協議会としての性格は持っていないけれども、早急に実のある議論を進めていくためには、今のご答弁のペースを早めていただいてやっていただけたらということが一つの私としては要望なんですけれども、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）議員おっしゃるとおり、我々も建設的な会議をしていく中で

は、法定への移行というのは必要かというふうに考えております。

第1回会議において委員の皆さんからもご意見を頂戴いたしました。続いて次のステップとしましては、以前から議会においても要望いただいております住民に対して広く意見、課題の抽出をしていけばどうかという提案の中で、住民アンケートを考えてございます。一定、住民の声も集めた中で、今年度については課題の抽出であるとかその辺の整理をした上で、近い将来、これは町長からも、熊取町の将来の交通網の形成の計画というのはまずそこを立てていく必要があるやろうということの中で、法定協議会の移行というのも検討してございます。今年度は一定、課題の整理をさせていただいて、次年度の早い段階には委員のほうについても各部局に広げて、関係部局で形成します法律に基づく地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会等、道路運送法に基づく、これは具体的な公共交通事業者との協議を含める場の地域交通会議、合わせた2法協議会の移行というのも検討してございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。議員のおっしゃること、また理事が申し上げたこと、そのとおりでございます。

1点だけ、スピードアップ、これはもちろんでございます。ただ一方で、議員もおっしゃっていただいたようにいろんな方から意見をしっかり丁寧に聞きながら、そのことで我々の熊取町の将来の公共交通網をもう一度デザインし直そうというところ、ここをしっかりとやっていきたいというところですので、スピードアップを図るということをしなごらも丁寧にやっていきたいなという、これをうまくかじ取りながらやっていきたいなというところでございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ぜひお願いします。

スピードアップというのは、実は環境が随分変わると思うのは、熊取町の玄関口がもう一つできますよね。そこは泉佐野市側なんです。泉佐野市もひまわりバスと同じように田尻町と、これまた地域も関係なく、境界関係なく走っているわけですよ。当然、駅前へ乗り入れてくるというようなことも動きとしては聞いておられるんかどうかわからへんけれども、そこに今、よくいう路線廃止されるよといったときに、泉佐野駅発で熊取駅を経由してニュータウンへ行くバスとか、そういうようなことがあるわけですよ。そしたら、田尻町、泉佐野市の公共のバスが入ったときに南海がどうなるのかというふうなことも、当然僕らが熊取町の場合の話を聞いていたときにはあるわけなんです。そういったときに、泉佐野駅の発着はコミュニティのバスに取られるからやめて、熊取駅発でそれが残れるのかとか、そんなことも当然熊取町としては影響があるわけなんです。だからそういう情報収集だとか、あるいは今まではそれがなくなったら住民の足を確保でけへんねやということで皆さん方は言うていたわけやから、それを守るために、その議論も情報収集を本当にして、そういう意味ではスピード感が要るんですよ。そやから、そのことも踏まえて要望しておきたいと思いますが、ありますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ありがとうございます。

情報収集の場としましては、先ほど議員おっしゃられたように、泉佐野市においては駅西ロータリのほうに、具体的な乗り入れ計画を持たれているかどうかは把握してはおりませんが、将来的にはあそこにコミュニティバスを入れたいというご意向は聞いてございます。ただ、その後、具体的にウイングバスと協議しているというような情報は入ってございません。これについては、議員おっしゃるように情報収集に努める場として、今年の2月にですけれども、初めて泉佐野市の公共交通部局、それと本町の我々道路部局、公共交通担当部局と南海ウイングバスとこういう意見交換会というものを持ちまして、そのような議題についても話し合ったところではありますけれども、具体的に進んでいるというものではございません。ただし、議員おっしゃるように、情報共有の場についてはそういう形で今後も前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひします。期待をしております。

それでは、2番目に移りたいと思います。

自治会問題についてです。

実は、令和元年6月議会と本当にこの前の令和3年3月議会でも同じ設問で出ささせていただいています。特に3月議会、部長ともやり取りさせていただいたんですけども、どうも何か根本のところ考え方が違うなということが何か気持ち悪いくらい残っていて、それであえて6月議会のもう一つの柱として自治会問題についての議論をしたいなという意味合いで、しつこいようですがやらせていただきます。

町内の自治会の現状で町はどんな問題点を把握していますかという、同じ設問やけれど違う答えをしてねと頼んでいるんで、もう少し突っ込んでお願ひしたいと思います。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）前回、3か月しか経過してございませんので、現状は同じ答えじゃないとおかしいところもあるんですが、ちょっと視点を変えてこちらのほうから用意させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ご質問の自治会問題についての1点目、町が把握している問題点につきまして答弁申し上げます。

現在把握している問題点といたしまして、大きく2つ認識してございます。まず一つは自治会の高齢化問題、もう一つが自治会加入率の低下問題、この2点でございます。

まず、高齢化問題につきましては、文野議員の3月定例会での今後の高齢化についてのご質問でもありまして、国全体の社会的課題であり、本町単独であらうことのできない問題であると考えておりまして、今後は高齢化を想定した自治会運営と支援が必要であると認識しております。

次に、加入率の低下問題でございます。その具体的な要因といたしまして、大きく2点把握してございます。

まず、1点目は、転入者、特に多忙な若年世代が自治会に加入していただけないことでございます。これは、現役世代のほうは共働き世帯も多く、大阪市内などに働きに行かれ、自治会活動に参加しづらく、加入の必要性を感じられないことなどが理由として考えられます。

もう一つの要因として、加入している高齢者世帯などが脱会し始めているという問題でございます。これは、高齢などにより役員や班長を務めることが負担であるといった理由や、自治会活動に参加すること自体が難しいといった理由などから脱会しているものと認識しておりまして、このまま脱会が広がっていきますと大きな問題になるものと危惧してございます。

以上、現状把握している問題点につきましての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）3回目でやっと一致点が……。もうそのとおりなんです。2つにまとめていただきましたが、転入者対策、それと今までちゃんと自治会に加入してお付き合いいただいた世帯が高齢化してきて、あるいは独り家庭になってしまつてとか、そういう問題で、今まで入つてはった人が、もう脱会しますよと。参加もできへんし、班長なんか回つてきてもそれができませんというような理由、もうこれは本当に生の声として新興住宅地ではたくさん今ございます。

今までの答弁から比べると、何か今までは、口は悪いですがそれでもさらっと現状を言うていただいていたけれど、そやけど町と自治会という関係からしたら、その把握ができていて対策が何もできないというのは何やろうなということで、もう質問時間1時間では全然足らんと思っていただがいやつたんですよ。しかし、それがもう本当この3か月でも加速しているんですよ、現場は。現場で自治会を運営しておられる区長や自治会長、班長、そういった方が非常にそういうことについて悩んでおられる。その中で3月のことを言いましたけれども、ご答弁いただいた中では、区長会

の中でもそういう意見が言える人は言えるけれど、39自治会区長の中には本当に仕事を休んでそこに出てくる、そやから区長、自治会長をやるだけでも大変やというような人も順番で当たってくるという、昔と違ってね。そういう会議の実態の中で意見がそう出ていないというような形で、年に決まった定例のことだけをやっていて、町からはこれを配ってください、これをお伝えくださいということを定例的にやっているだけでは、何の悩みやそういったことが手を挙げて言える人は言えるけれど、なかなかそうはいかない。あるいは、担当している方が長くそういうポジションにおけるからそういう言いやすい職員もおりますよというようなこともあったけれども、しかし、それはあくまでその個人対個人の話であって、私ども議員がこういう議会の場でやっているわけやから、それはやっぱり熊取町としてそれを解決するためにどんな取組やどんな仕掛けをするんやというお答えが欲しかったんですよ。それで、非常にまたかという形で、3月からしたら次の議会が今ですから、また言わせていただいているわけなんです。

今、部長のほうからございました1回目の答弁としては本当に進んでいると。やっと分かってくれたなという思いであります。そこで、そしたらせつかくこうやってやらせていただいているんやから、どういう対策にしようかというようなことについてもう少し議論を深めていきたいと思うんですが、今まで町の例えば広報に対する加入の呼びかけであったり、転入者が住民課に来て窓口でのぼりを立てていますよとか、転入者への呼びかけの印刷物とかこんな配っていますというような形で、ややもすれば転入者対策という形がね。このコロナ禍の中で熊取町の住宅地域の大阪で仕事をしていた人が、ちょっと離れた熊取町で仕事もリモートができて、週に1回、2回通うだけの中であったら、教育のまちやと言われてるし、まだほかのところよりも便利そうやし、快速も止まるし、熊取町に来ようかというような若い世代は結構増えていますよね。それも、もうそれこそ高度成長期のときに大規模開発で入っていたところ、ニュータウンであるとか山の手やとか青葉台とか、そういったところはもう逆に高齢化が進んでいて、今から言えば駅から遠い、バスにも乗らないかん、そういった意味で歩いていける俗に旧村と言われる団結があって、そういう誰でも入るのが当たり前というようなところに家が何区画か固まって建って、そこに大挙して新しい若い世代が来た。そこで区長は同じように入ってきてくださいと言ったら肘鉄を食わされた。それも何回か前に言ったけれども、テレビで全国で賃貸のコマーシャルを打っているようなところが、ネットを調べると自治会に加入を断る方法とかいうのがネットで流れていますよということもこの場で言わせていただいたけれども、どうしたら断れるかとか、そういった人に役場に来て転入届を受けたときにのぼりを見てください、自治会に加入してくださいというパンフレットを渡していることが転入者対策やと言われてたら、やっぱりそれはもう時代が違うんですよ。

だから、転入者に対する対策をもう少し考えていかなあかんということと、それと今、2点目でおっしゃった高齢化になった人の対策をどうしていくかということが非常に必要だと思うんです。

これについて、高齢化の人についての対策というのは何か今思い当たるようなことがありますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）2点目の質問に解決策の答弁を用意してございますので、そちらのほうで答弁させていただきます。

自治会のほうですが、協働のまちづくりの一翼を担っていただいております重要な組織でありまして、本町では各区・自治会に町政連絡事務嘱託員を委嘱するとともに、議員先ほどおっしゃられましたとおり、年5回の連絡会を通しまして住民と町との橋渡しの役割を担ってございます。さらに、全区・自治会で自主防災組織を結成いただくなど、地域住民の安全・安心なまちづくりの向上に直結する非常に重要で意義深い、コミュニティの中心的組織でございます。

こういったことから、本町としては従前より自治会加入の重要性を粘り強く啓発することが重要との認識の下、これまで答弁申し上げましたとおり、転入時の勧誘活動をはじめ、議員からご提供いただいております加入促進チラシを活用するなど、様々な啓発活動を展開してまいりました。

その活動を通じて、また昨今の高齢化を踏まえた上で、災害時における共助、こちらのほうが最

も重要なポイントであると改めて認識しているところでございます。また、本年5月20日には災害対策基本法が改正されまして、高齢者や障がい者といった避難行動要支援者ごとの避難支援を実施するための計画であります個別避難計画の作成が努力義務化されたところでございます。同計画を策定するに当たりまして、自治会との連携が重要との国からのスキームも示されておりますことからも、自治会加入の重要性が今後ますます高まっていくものと考えておりまして、自治会加入は法的強制力がなく任意加入が前提ではございますが、災害時における共助の重要性、こちらのほうをしっかりと周知し、脱会に歯止めをかけるとともに、加入促進につなげてまいりたいと考えております。

一方、若年世代につきましても、南海トラフなど大災害に備えて、もしご自身が大阪市内などに働きに出かけているタイミングで災害が発生した際に、自宅に残された家族の避難など、自治会による共助が重要になることから、若年世代に対しましても、防災面での必要性を強調して粘り強く周知し、加入促進につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）今、答弁の中でもありました。今日質問資料ということで頂いた「区・自治会ってなにをしているの？」という紙があるんですが、最後のやつは、これは配ったやつですね、会議で。以前のよりはいいかなと思うんやけれど、何か表紙を見てチェックを入れへんかったらもうそのまま次へいってしまうなというふうな、何を言いたいかなという意味ではちょっと、何か言いたい本音を隠しているみたいな、遠慮して。そう思えて仕方ないですよ。せっかく作るんやったらもう少しインパクトのあるやつを作ってほしいなと思うのと、今のご答弁であった仕掛けというのは、災害時のことやとか、あるいは若年世代には自分の子どもや家庭が熊取町にあって、そこをやっぱり守るのが地域やでという、そういう説得力というのはあると思います。

先ほども言ったように、転入・転居者対策、未加入、途中退会、だから未加入と途中退会の対策をどうしていくかということが非常に僕は大事やと思っています。今、部長がおっしゃった、地域で本当に各部局またがる事業があるわけですよ。熊取町の健康を維持するために憩の家を使ってタピオ体操をやるとか、あるいは防犯の問題、それとか地域防災計画をつくりましたよね。そのときはその当時の自治会長が各1軒1軒回られて、家族構成であるとか、あるいは災害、昼間はお年寄りしかおれへんとか、そんな言えば個人情報的なことも全部足を棒にして歩かれて、そういうのをつくっているわけですよ。でも、それもつくったときからして大分たっているから、その後の今の状況、いつ災害が起こるや分かれへんから、そういったことも地域で大事なこれは個人情報として管理されていますよね。それを活用するときに、次、新たに今の現状を聞きに行ったときに自治会へ入っていませんとか言うたときに、それでいけるのかどうか。

そやけど、今の地域は加入していなくても隣近所やっぱり助け合いなんやから、おたくはどうなっているのと、今役をしてくれている人はそういう接点を持ちありますよ。でも加入はしないというところで、またやっている人はがっかりくるんですよ、分かってくれへんかなということで。だから、それをやっぱり悩みを町側としては共有してあげてフォローしていくというね。

だから、先ほどちょっと言ったように、転入者に対する配付物とかいうのは大分改良もされてきたから、今どことも共通しているのは、高齢者がそういうふうな形で脱退していくようなときにどうしたらええやろうか。一生懸命自分で手を上げて自治会の会長や三役をやっておられるので、ぐっと固めて、数年来にわたってそのメンバーでやっている自治会と、もう会長も順番で当たってというところとは、物すごく差があるんです。39自治会で物すごく温度差があるんです。この1年だけ嫌々やけれどやっておいたら、もう次へいったらええというところもあるやろうしね。だから、入るのが当たり前の自治会のときにはそれでもいけたけれども、今の状況の中でやはり非常に難しい。

39自治会でいろんな問題はあろうと思うんだけど、今、組織の脱退者が増えているとか、これが

ら先の自治会運営をどうしようかということで対策委員会をつくっているところもあるんです。それは把握してはりますか、何か所か。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）確認させていただきましたところ、文野議員お住まいの若葉地区、それ以外につきましては具体的には把握してございませんが、ただ、対策委員会というような正式名称ではなくて、そのことについて脱会についてのお話をされているという、主に新興地区ですけれども、自治会があられるというのは把握してございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）五月ヶ丘とか南山の手とか、そういったところも具体的に僕も相談を受けたりしています。だから、ぜひそういうところ、町がやっぱり行ったら相談に乗ってくれるんやと。例えば、ここの地区はこういうルールやったけれど、班長は毎年回ってくると。そやけど、そこの世帯がもう高齢者で70歳か75歳かどこかで切るにしたって、そういう世帯はもう飛ばそうねとか、そういうふうなルールを例えば町が一つのコンセンサスを得て、そういうことの悩みやったらもうそういう文面はこうして、それを図って皆さんで合意したらどうですか。やめようというような人のときには、もうこれがあるからちゃんと、役とかそんなのはいいですよ。クリーン熊取なんかでも、やっぱり高齢者のところはもういいですよどちらでも言うていますよ。だから班長もそれでもう免除ですよとか、そういうふうな形を具体的に用意しておいて合意形成が図れるような、一歩ちょっと中へ踏み込んだような相談ができる体制を町側で持っておいていただけたら、区長会に入っている人たちの人脈で相談とか、今言うように1年ごとで替わる場所があるからそういう人間関係もでけへんし、そういうふうなこともちょっと考えていってあげてくれたらいいかなと思います。そういう点はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ただいまご提案いただきました点につきましては、本当に我々担当のほうも39自治会は様々な環境がございます。まず、だんじりのある11区、また旧区と言われる13区とそれ以外の地区との環境の違い。ただ、その中でもそれぞれ新興地区は新興地区での悩み、旧村につきましては、旧村の悩みというところで、我々のほうもその相談を受け付けている中で、本当に39、その地区によって大きく様々な環境があるなということを感じております。その中でやはり第一大切にしないといけないのは、やはり自治会に寄り添った行政の姿勢というのが非常に重要だなというの改めて感じております。

その中で、文野議員からただいまご提案のありました一定の町のルール、共通の一定の基準というんでしょうか、それを設けることにつきましては、一定ちょっと即答は避けさせていただきたいんですけれども、ただ、どれぐらいの基準なら行政として39様々な環境のある自治会の区のほうに示せるものになるのかどうか、そのあたりも全体的に本当に示すことによっての影響であったりとか、逆に示すことによって区自治会のほうからいいものをつくってもらったという評価をいただけるのかということも総合的に勘案いたしまして、研究をさせていただきたいと思います。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）39あるから、どこを切っても同じ顔は出てきませんから、だからそこはトータルで情報をやって、ここはこうやな、ここはこうやなという形で柔軟に顔を合わせる関係でいったら、向こうも率直な悩みを相談すると思います。会長もね。

ちょっと話を変えると、実は昨日、浦川議員の質問で教育委員会の林理事と町長も発言されて、実は僕は感激したんですよ。E S D教育ですか、これは自治会とは関係ないかも分からへんけれど、僕、これやなと思ったのは、進んで参加する力、互いを認め合う力、それが持続可能な社会を目指すんやと、子どもにそういう教育をするわけですよ。これから育っていく子どもにはそういう教育をせなあかんなどいうのを、町長も力強くそれやと言いはりましたね。だから本当にすばらしい場面を見られたなど僕は議会質問を聞いて感激しました。



実は地域社会もそれなんです。学校はもう本当、子どもたちにこれから成人になるための教育を熊取町は一生懸命頑張っていく。そやけど社会はいろんな、3世代で住んでいるところもあるし独居になっているところもあるし、みんなそれぞれ環境が違うわけなんですけれど、先ほどもちょっと言葉を言うたけれど、お互いさまの精神で一つのモラルを共有してやっていくのが地域社会の人間らしい、そしてそこで子どもを育て、自分も老いて、そういう隣近所や地域の人との交わりの中で人生をやっていくという価値観やと思うんです。その価値あるところに住んでいるところがみんなそういう状況であれば、本当に幸せなんです。

熊取町は、今、人口は阪南市が多いけれども、人口総研のあれからすると、熊取町は4万人は切るけれども阪南市は3万人も切る。もうそこは今、例えば南海団地とかあの辺では、今、熊取町が当たり前のようにやっている広報紙なんか自治会で配れません。業者が配ってはります。もうコミュニティが崩壊しているんですよ。阪南市がいろんな施策を打って、こうしようというふうなことをやったって届かないんですよ、情報も。僕は、そうなれば地域に対する関心も薄れてくる。よく選挙の後で僕ら何人か議員はよく言うんですけど、投票率を上げないかんと言うんやけれど、もう熊取町もやはり低水準のままなんです。自治会に対する関心もなければ町に対する関心もない。選挙に対する関心もない。こういったことは非常に悲しいことです。

ですから、やっぱり地域への関心が薄れていくということは、町が本当に予算を使って知恵を絞って、皆さん方が組織を上げていろんな政策をやってもらって、他市に比べてちょっとでも熊取町民のためにと頑張って努力していることが報われない。分かってもらえない。それはもったいないと思うんです。我々議員だってそうです。やはりこうやったよと言って喜んでもらえる。もうそんなのどうでもええわと言われたら萎えてしまいます。そやから、やはりその根底が僕は自治会問題にあるのではないかなというふうに思っています。

今、コロナ禍の中で、我々も議会報告会というのはもう2年止まってしまいましたし、町長もタウンミーティングという機会がなくなっています。これが明けたときにまたそれを復活させてやるにしても、またこの2年で地域がそういう人を集める力なんか弱っていると思うんですよ。ですから、やはりコロナ禍の後の世界、こんなはずじゃなかったと、あるいはそれを復活する余力を残して手を打っていくのが今やというふうに思っています。

町長、5分あります。しゃべってください。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）文野議員の自治会問題についての議論、本当にありがとうございます。

少子高齢化で、本当に言われている阪南市の予想図が目の前に浮かんで来て、熊取町とどういふふうな違いが出てくるんやろうというふうなことを考えてしまいます。本当に、問題提起していただく中で深い議論ができたのではないかなというふうに思います。これは、もう議員の皆さん方も当然そのような感じを受け取ってくれているものだと思います。

私も、身近な自治会、私が所属している自治会にあっても、今問題提起されたような問題が静かに進行しているというのが現状です。これを探っていきますと、やはり地域の皆さんの関係の希薄化が進んでいるというのも一つ事実としてあると思います。問題は分かっているんですけども自分事として捉まえない、そこからの発想転換がなかなか行えていただけないというのが一つの大きな要因ではないかなと思います。

先ほど来ESD教育のことについてもお話いただきましたけれども、何事につけても自分事として感じ取ってもらう、自分事として考えてもらう、そこから自分は何ができるのか、そういったことを考えられる大人でもあってほしいなというふうに思います。

本当に文野議員言われたように、楽しい人生を送りにはそれぞれの役割分担もあってしかるべきやというふうに思うんです。自分ができないことを、これはほかの人にとっても同じようなことがあると思います。それを補完し合うことでその地域の皆さんが、ああこの地域は本当に相互扶助の関係ができていくな、本当に楽しい地域付き合いができるなど、そういった関係を熊取町役場とし

てどのような支援ができるか、これを改めて関係部局、またこれは関係部局だけじゃなくて、当面対峙しています各自治会の会長なりのそういった思いも情報共有というんですか、話し合いも含めてそういった解決策がどこにあるのか、もうこれこそスピードアップして求めていく必要があるかなと思います。

熊取町は人口が減っています。そういったことでありますけれども、人口は減るけれど長く楽しい人生を送ってもらえるような、そういった方向で考えていきたいと思っています。それにつけてもいろいろな課題がございます。行政だけではできませんし、これは議会の皆さん方とのそういう相互扶助の関係も当然必要ですし、住民との相互扶助も必要でありますので、そういった三角関係、悪い意味ではないですよ。いい意味の三角関係でこのまちを楽しいまちに進めていきたいなというふうに思いますので、これはもう大人もそうですけれど、まずは、昨日も議論がありました。そういった問題の解決に向けて進んでいきますけれども、子どもたちにもそういった教育を進めていければというふうに思います。

何につけてもこれは自分事として、自分がそういう当事者になったときにどうすればいいかというふうな考え方を持っていくのも解決策につながるのではないかなというふうに思いますので、皆さんと一緒に共有しながら、連携しながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）力強いお考えを聞かせていただきまして、共に頑張っていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、1項目めは災害対策についてです。

先ほどのお話にもありましたが、改正災害対策基本法が5月20日から施行されました。

まず、1点目ですが、改正法では、市町村が発令する避難情報について避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。

資料を見てください。

内閣府、消防庁から出ている新たな避難情報に関するポスターチラシです。勧告と指示の違いが分かりにくいとのことなので、避難指示へ一本化されることで避難を始めるタイミングが明確になりますが、実効性を高めるためには住民への周知徹底が欠かせません。住民への周知はどのように取り組まれるのか、お伺いたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、1点目、避難情報についての避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されたことへの住民への周知について答弁させていただきます。

避難情報の一本化につきましては、令和元年東日本台風による甚大な被害の発生を踏まえた災害対策基本法等の一部を改正する法律が5月10日に公布、同月20日に施行され、警戒レベル4にあった避難勧告と避難指示が避難指示として一本化されたものです。

この法改正により、今後は避難勧告がなくなり、これまで避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令することになるもので、国は法改正に合わせ避難情報に関するガイドラインを改正しており、本町も従前のマニュアルを熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルとして改正しており、既に運用を行っているところです。

ご質問の住民への周知につきましては、5月20日の法施行の当日に町ホームページに避難勧告と避難指示の一本化や高齢者等避難での避難行動に関する記事を内閣府の新たな避難情報に関するチラシとともに掲載しており、広報くまのりの7月号にも啓発記事の掲載を行うこととしております。また、各地域の自主防災組織訓練時をはじめ、様々な機会を捉えてしっかりと周知を行う考えで

ございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。今、資料の中につけているチラシ、これについてこういった形でホームページに掲載していただいたんですか。ちょっと私、確認できなかったもので。

広報については掲載していただけるということで、7月号ですね。この形のもの載せていただけるということですね。分かりました。またしっかりとこれ、もう少し分かりやすくホームページにもこのとおり載せていただくのが、最初のトップページにありますよね。今はコロナ中心ですけども、これをもう少し何日間か、1日だけやったんですか、ホームページで上がっていたのは。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） ホームページのほうには、トップページということになりますと、確かに最初上がったときにトップに上がり、新たな記事が出ると併せて後ろに下りている可能性はあります。

広報の記事なんですけれども、7月号広報に載せるんです。このポスターそのままというよりは、もう少し紙面のことも勘案しながら、避難勧告が避難指示に変わったということに焦点を当てながら掲載することになるかと思えます。ここらはちょっとまだ編集作業中でございますので、見やすいように考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。分かりやすいように掲載していただきたいと思います。トップページでもずっとこれが目につく形で出していた方がいいかなと思うんです。

それとあわせて、令和元年に作成した防災マップにつきましては、今これも変わったし、今警報レベルも1段階から5段階になっていますが、これ、以前のやつはまだその段階になっていない分なんです。だから、それも更新しなければならぬ。もっと分かりやすい、だからこういった今消防庁が出しているような、こういう形で分かるような改訂版を出す予定はあるのかどうか、教えてください。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 防災マップにつきましては、今、総合ハザードマップとして今年度作成する予定で予算措置等も既になされておまして、当然、これが出来上がればそれをホームページに掲載することになります。ただ、現時点ではまだ作成に至っておりません。

確かにご指摘のとおりでございますので、ここの避難情報についての改正部分については何らかの工夫を持って、今多分PDFのような状態で、マップそのものを読み込んだようなデータでの掲示になっておったかと思えます。その辺は対応策について考えてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 全部、気象庁の警戒レベルも違いますし、今言う避難情報も変わってきていますので、全て改正した形のこの面だけでもまた別につづりで、防災マップ全体をまた作るのは大変なので、ここの部分だけでも作っていただけたらな、全戸配布していただけたらと思います。

それとあわせて、この分につきましては、まず自分が逃げる、逃げ遅れない。そういった自助の姿勢になっているんです。避難情報を出すというのは、まず自分が避難指示が出たら逃げなさいよというところで、その自分のマイタイムライン、自分はいつどういう情報が来たときに自分のところの地域がどういう地域なのかというところを自分たちでしっかりと確認して、どういうタイミングで避難所はどこへ逃げたらいいのかというところの、防災マップの中にはマイタイムラインというものも一応、これも二見議員が質問して、載せていただくことになって掲載していただいているんですが、これもしっかりとまた自助という姿勢で、この情報と一緒に掲載していただきた

いと思うんです。

掲載するだけではなくて、そのタイミングというのは自分でしっかりと逃げ遅れないように事前の準備として捉まえておくことが必要です。マイタイムラインの作成の仕方というのを、愛知県の幸田町はマイタイムライン作成研修会というのをやっているんです。そういうところの中で、今さっきも自治会の問題等ありましたが、各自治会の自主防災組織というか、自治会主催で自治会ごとにマイタイムラインの作成の研修会というものを行って、そして自分で、これだけを提示しても自分で書いたりとかいうことはなかなか皆さんできません。いざというときどうしたらええかというところのもの、やっぱりこういう研修会があって初めてこういうときに自分は避難しなければならないんだということを自分でマスターできると思いますので、こういったマイタイムラインの作成の研修会というものも、コロナ禍であるんですが愛知県幸田町はちゃんと感染対策を取ってやっているんです。そういうことも進めていくことが自助につながるかと思うんですが、その辺も併せて検討していただくことはできるでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ありがとうございます。

マイタイムラインにつきましては、前回、これまでのいろんな議会でのやり取り、答弁の中でもさせていただいたんですけども、活動マニュアルをこれから全自主防災組織ごとで作っていきたいということで取り組んでいく中で、我々マニュアルを作ったわけなんです。そこにはタイムライン的なものを想定して入れ込んでおりますので、そこに各自主防災、各地域ごとの実情、例えば土砂災害区域があるところ、ないところと条件がいろいろ変わります。そういうことを踏まえた作り込みというものを当然していくつもりでございます。

ご指摘の研究会というような立ち上げにつきましては、ご存じのとおり自主防災組織の連絡協議会がありますので、そういったところを活用しながら情報共有の場、それから研究していく場ということでの運用を図ってまいりたいということで考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）よろしく申し上げます。せっかく町が要請した防災士もいらっしゃいますので、防災士も入った中でそういったマイタイムラインの作成に関わってもらう、そうやって自助をしっかりと意識づけていくという、そういうことも必要かと思えます。お願いしたいと思えます。

災害はいつ起こるか分かりません。コロナだからといって待つてはくれませんので、その辺の準備もしっかりとお願いしたいと思えます。

次、2点目ですが、改正の中で、自力で避難が難しい高齢者や障がい者の方のための個別避難計画の作成が、先ほどもお話がありましたが、市町村の努力義務となりました。そこでまず、本町の個別避難計画の作成状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の災害対策の個別避難計画作成につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の個別避難計画の作成状況につきましては、本町の避難行動要支援者数は現在1,032名で、このうち名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された方は475名で、46.0%の方が同意者の名簿に登録されております。この同意いただいた方のうちで個別避難計画を作成されている件数は320件で、同意者名簿の67.4%の作成率となっております。

なお、この作成状況は、岸和田市以南において本町と田尻町が60%を超える作成率となっており、他の市町は10%に満たない作成率となっておるとというのが現状でございます。

しかしながら、同意された方のうち個別避難計画の作成率が7割弱であることは課題であるというふうに認識しておりまして、現在、個別避難計画作成の国のモデル事業に手を挙げておりまして、

国・府の専門職からの手助けを受け、作成率の向上に努めてまいり、その作業中となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

今、実際の数、個別計画作成できている数は67.4%ということで、近隣よりか作成は進んでいるということでしたが、これは同意を得られた人に対する作成率なので、要支援者全ての方にやっぱり同意も進めていかないといけないし、全ての方の作成もしていかないといけないかなというふうに思っております。そういったことも踏まえて、しっかりと作成に向けて、今、国のほうのモデル事業にも手を挙げていただいたということで、これも二見議長が言われていた分やと思うんですが、そういうふうに取り組んでいただいていることに感謝するものです。

また、今回いきいきくまとり高齢者計画2021の中では作成率を令和3年度は70%、令和4年度は75%、令和5年度は80%にするというふうに盛り込んでいただいていますので、その計画の目標達成に向けてしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。大変ですがお願いします。

その次の具体的な国のモデル事業を参考にしているところかと思うんですが、大分県の別府市は、高齢者や障がい者等の災害弱者の逃げ遅れを防ぐために、誰一人取り残さないインクルーシブ防災に取り組んでおります。まずは、個別避難計画については災害時ケアプランとして担当のケアマネジャーや相談支援員に参画してもらい、1人分の計画について7,000円支払っているそうです。具体的な支援の内容、例えば避難先で必要なケアや薬、また車椅子の有無、かかりつけ医の連絡先等を計画に盛り込んでいるそうです。事情を知っているケアマネとか相談支援員、そういう人たちが、専門家が関わってくださっていることで災害弱者の方も安心してその中で同意も得られるかと思うんですけれども、安心できます。そして、計画作成だけではなくて、自治会や自主防災組織の人たちと地域調整会議を開いて、避難訓練や支援につなげているそうです。

国は、改正法と並行して今年度予算に個別計画作成経費として福祉専門職に対する報酬なども、今言う7,000円とかいった分も地方交付税で措置するようであります。本町も、福祉専門職の方に計画作成に協力、手を挙げてやっていただくようにしているということでしたが、早期作成に参画していただき、個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そういったことも含めまして、災害弱者の支援の強化にどのように取り組んでいくのかも伺いたします。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） ありがとうございます。もう全てお答えを言っていたというような状況でございます。

それでは、次に2点目の大分県別府市で実施されているインクルーシブ防災につきましては、高齢者や障がい者などいわゆる災害弱者の優先度を基に、災害時において一人も取り残さない個別避難計画の作成を進める取組となっております。具体的には、平時からの関係する部局や外部団体の枠組みを超えた連携や、ハザードマップ等による居住地のリスクの高い要支援者、障がい者、独居・社会的孤立などにより優先度の高い要支援者の抽出、福祉専門職の災害ケアプランの作成、また、作成された個別避難計画を活用した避難訓練の実施など、計画の実効性を確保する取組までを継続的に行うこととされております。

本町における今後の災害弱者の支援強化の取組の参考として、防災総括部門と連携を図りまして調査・研究を進め、より実効性のある支援の強化に努めてまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。

それで、実際のところ、今ケアマネジャーや相談支援員にそういった計画、災害ケアプランですか、そういうのに取り組んでいただくように声かけをされているのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほどちょっとご紹介させていただきました国の個別避難計画のモデル事業、こちらに今手を挙げておりまして、実際にその作業を今進めておるところでございます。健康福祉部内では介護保険課、障がい福祉課、そして生活福祉課が中心となりまして、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの方であったり、それをフォローしていただくような福祉の専門職、そういった方を中心に、こういった計画づくりに参画してもらうべく、現在計画をつくっておるところでございます。

まず、こういったことがありますということでのケアマネジャーを中心とした研修会を実施し、その中で、そしたら私はこれに携わってあげるよという方を募った上で、その方を先ほど言っていたとおりでありましたそれこそ1件7,000円というような単価でもって、町内全域に一度にすることはできませんので、モデル事業の範囲内でそれぞれのところで先進的に進めているところをさらに進める。それから、まだちょっと温度差があるところには、こういうことをやっていくということ是非常に重要なことやということの啓発も込めて声かけをしていきたいというふう考えておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。今は計画を練っているというところですね。しっかりとまた、進んでいる自治会にモデル事業的にそこの中の災害弱者の方の計画づくりというものに実際専門職の方に関わってもらって、進める計画段階というところですね。しっかりとまた国の補助も頂けますので、取り組んでいっていただきたいと思います。

今ありましたように、計画だけではなくて、その計画を基に調整会議を持って、自治会の方も入っていただいて、この方はどういうふうに支援して、どの避難所にどういうふうに関わって支援していくのかというのを、自治会の支援者になる方を含めて調整会議というものを持っていただくというところについても、モデル事業的に取り組んでいっていただけるというところなんですね。またその経過等も教えていただけたらというふうに思います。

その中で、足の不自由な方に関してはその方も一緒に防災避難訓練、今は自治会がやっているのは本当に自治会の役員だけの避難訓練になっているかと思うんですが、そうではなくて、そういった災害弱者の方も一緒に関わってもらって避難訓練を行っていくという、そういったこともしっかりと取り組んでいっていただくようお願いしたいと思います。

そこには、先ほどもありましたが、町が要請した防災士も関わってもらって、しっかりと災害弱者の要支援者の方の支援に関わっていただくことも大切かと思うんですが、その辺のところの連携につきましても防災担当の方としっかりとよろしくお願いしたいと思います。結果をまた教えていただきますようお願いいたします。

じゃ、次へ行きます。

2項目めはペット防災についてです。

先日、防災士の大阪府支部主催の防災時スキルアップ研修がZ o o mで行われ、参加させていただきました。講師は獣医師の先生だったんですが、開口一番おっしゃられたことは、動物を救うことは人命や環境を守ることだということでした。東日本大震災のときにペットを置き去りにし、逃亡、放浪した動物が餓死、かんで傷を負わず咬傷事故、感染症などの社会問題や、飼い主がペットを迎えに行つて二次災害にあつたり、車中避難によるエコノミー症候群になる等の問題があつたと説明がありました。そういったことも踏まえまして、環境省は災害時におけるペットの救護対策ガイドラインで、災害が起こったときに飼い主がペットと同行することが基本というふうにしており

ます。

本町は、地域防災計画において、災害時におけるペット、家庭動物について指定避難所でのスペースの確保について計画に盛り込まれておりますが、避難所での受入れ体制はどうですか。検討されておられますでしょうか。ただスペースの確保だけではなくて、避難所の受入れ体制、そういったものもしっかりと検討されておられるでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、ペットの同行避難についての3点のご質問につきまして順次答弁申し上げます。

まず、1点目、避難所での受け入れ体制について答弁いたします。

災害時におけるペット・家庭動物については、地域防災計画において、災害の備えとしての指定避難所での準備、災害応急対策でのスペースの確保及び周辺への配慮の徹底を定めており、避難行動・避難所運営マニュアルにおいても、施設のレイアウトづくりにおけるペット飼育場所の確保やペットに関するルール決めについて定めているところでございます。

昨年9月議会で二見議員より避難所におけるペット対応マニュアルの作成についてご質問いただき、校区別の避難所運営マニュアルを策定に係る作業の中で、ペットに関しましても避難所開設時における飼育場所など受入れに係る対応等に関し協議を行ってまいり、答弁申し上げたところでございます。

現在のところ、コロナ禍が一段落すれば、速やかにペットの収容を含めた校区別の避難所運営マニュアルの策定につなげていけるよう、小学校区単位の福祉委員会開催時にはお時間を頂戴し、同マニュアル策定の関係者に町の取組をご説明し、協力をお願いをしているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）実際のところ、指定避難所8か所8校全てペット受入れ可能ということですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）申し上げたとおり、避難所開設時に、これは基本的に外に決めておりますけれども、ペットの収容場所といいますか場所を決めるということは前提としておりますので、避難所開設に当たってはそういうところはマニュアル上定めることとしております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）じゃ、屋外にペットを避難していただくというところで、それは全部、8校全て可能ということですね。

そして次に、避難所として、屋外なんですが場所、今それをどこにするかというのはもう決まっているんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）現時点では、全ての各小・中学校の避難所においてどこという形で定めてはいないです。これは、今答弁申し上げたんですけれども、避難所運営に当たっては校区に所属する自治会がある意味同居するといえますか、同じように避難生活を送ることになりますので、そういう関係の皆さんで運営マニュアルというものは調整していただくことを想定しております、その中で、じゃ自分たちが避難所で生活するに当たってどこにペットを置いてもらうのかというのは取決めいただくという、我々としては考えでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）それは遅くないですか。いつ災害があるか分かりません。ですので、マニュアルがまだできていないというんじゃないかと、場所の指定はすぐにできるかと思えます。学校関係者、またその避難所の関係者、自治会の方に来ていただいて、避難所である学校を見てここにペットを避難していただくんだという場所をまずは確保すべきです。いつ災害があったときにペットを連れて来たときに、今どこにすると決めてられへんでしょう、そのときに。もう先に決めておかなあき

ません。まずそれは、確保場所は決めておくべきだというふうに思います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）現時点で決めていないというのは、置いているというんじゃなくて、外部ということ、外ということで定めるに当たってはさほど大きな支障ではないので、皆さんの避難のルートから若干例えば一応考えればすぐ決められることなので、そういう意味でのあらかじめきっちり配置図に落とし込んであるというんじゃなくて、そのときでも対応は可能だろうという判断でございます。そこは、実際ペットを同行されてくる方にとってすごく不安なことということが我々の認識不足ということであれば、今ある配置図にここを想定するということが可能であるかなというふうに思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ぜひとも、それは早く設定していただけたらというふうに思います。その場所というのは屋外であってでも、避難してこられる方の中には動物アレルギーの方もいらっしゃいます。そういった方たちの動線も考えてここにしなければいけないと避難する。体育館のここで避難していただくんやったら、その人がトイレを利用するときとか何か移動するときにペットと接しない、そういった各場所というものは想定できるかと思っておりますので、そういったところをしっかりと場所を設定することがまず一番大事やというふうに思います。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）本当に野津理事が申しましたのは、今現状、コロナ禍の中で各地域の自主防災組織と連絡が取れないという中で、我々は即こういった内容についても協議していきたいという気持ちは議員と一緒にございます。ただ、今、議員のほうからそうやってこの分については至急にとのお話もございましたので、この件につきましては、場所を決めるだけと言ったら失礼なんですけれども、だけのことで、これは至急、我々のほうで責任を持って決めてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そうです。別にそこにゲージを置いてどうこう準備しなさいと言っているわけではないので、場所の指定だけなので。

獣医師や愛護団体としっかりと連携もしておられますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）愛護団体との連絡、連携というものは、はっきりとそういう形で何かやっているというわけではございません。ただ、今議論の中でも出てまいりましたが、自主防災組織というのが今なかなかできていない部分があります。通常であれば年に何十回も訓練、大体1地区1回ずつぐらいはやっていただいている中で、我々のほうから必ずその訓練については届け出いただいて事前の計画の説明もいただきますので、そういった際にペットに関する今いろいろとるご提案いただいたようなことについてをテーマにするというのは十分可能なことですし、また、防災士も今後、自主防災組織の訓練のときにはそのエリアの防災士にお声かけしたいなということも考えていまして、そういった方の知見なんかもいただくようなことは今後考えてまいりたいということで考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）また獣医師会の方もしっかり連携を取っていただきたいと思っております。

今何点か述べたことは、この分につきましては環境省がペット同行避難の受入れを円滑にするために、災害がある前の事前の備えとして自治体の実施すべき事項、確認すべき事項ということでチェックリストを公表しているんです。その中の項目について確認を今させていただきます。だから、事前にこれだけはちゃんとしておきなさいという、そういった項目ですので、コロナやからという理由ではなくてしっかりと事前に、そんなにたくさん寄ってもらうことじゃないので、取り組



めることかと思えます。獣医師会との連携とか、また動線を考えてのペットの避難場所の設定とか、そういったところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、8か所ペットの受入れが可能であるならば、8避難所全てペット受入れ大丈夫ですよということも広報すべきです。周知すべきです。中にはやっぱり駄目な、よその自治体では、ここの避難所は駄目というところがあったとしたら、その駄目というところに避難者がペットを連れてきたときにどうするのか、そういうことも対応して考えておかないといけないということもチェックリストの中にはありました。熊取町は全ての8校がいけるんでしたらそういうことまで考えなくていいんですけども、そういった対応について、しっかりと情報周知も必要かと思えますので、お願いしたいと思います。

次に、ペットを同行した避難訓練については、今ちょっと答弁もあったかと思えますが、検討されておられますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）次に、2点目のペットを同行した避難訓練につきましてです。

本年度に予定しておりました総合防災訓練で一部その取組を進めることとしておりましたが、当該訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びワクチン接種の進捗状況を勘案し、来年度に延期することといたしました。来年度の訓練に向けて、引き続き実施内容を検討してまいります。

あわせて、今後、各自主防災組織が実施する訓練において、ペットを同行した避難訓練の提案を図るとともに、先ほどもお答えしました校区別の避難所運営マニュアルの策定作業等に併せて、ペットの同行避難訓練の先進事例を参考に実施を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。コロナなので来年度というところですが、ペット台帳とかそういったものの準備できることはやっておられますでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）私ども防災対策としては、ペット台帳というものは今の現時点ではご用意は、いわゆる避難所グッズみたいなものの中に今のところ多分想定していなかったというふうに理解していますが、ただ、次の答弁のほうにも、また後ほど答弁させていただきますが、恐らく台帳自体を作ることがそんなにすごくハードルが高いことではないのかなというふうに理解しております。その点は改めて検討させていただきたいなと思っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）できることからなので、まず避難所、いつ災害があるか分からん。今訓練はできていないけれども、いざ何かあって避難せなあかんことが起こったときに、やっぱり台帳というもの、その方のお名前、またペットのお名前、種類とか書ける、そういった台帳も避難のグッズの中に入れておかないと、やっぱりペットも人の命と同じ大切なので、その辺のところも準備をお願いしたいと思えます。

次に、3つ目の質問ですが、災害が起こったときに飼い主はペットと同行避難をすることが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策について意識を持ち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難者への迷惑にならないように飼い主は努めなければなりません。避難所におけるペットの存在が人々にとってストレスやトラブルの原因になるかどうかは、飼い主自身の意識と平常時からの備えに左右にされます。また、ペットにとっても大きなストレスになります。そういった意味で、ペット同行避難についての住民への周知、特に飼い主への周知はどのように行っていますか。

災害時の持ち出し品リストや、日頃からの基本的なしつけや備え等を記載したペット防災手帳を作成し、周知を行ってはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）3点目のペット同行避難の住民への周知について答弁いたします。

1点目及び2点目の答弁で申し上げましたように、今後、ペット同行避難に係る手順や注意事項、平常時からの備えなどを校区别避難所運営マニュアルに盛り込み、それに基づいた避難訓練も実施していく予定でございますが、同時に、訓練に参加されない住民に対する周知も十分に図っていかねなければ、いざ災害が発生したときに円滑なペット同行避難は実現しないものと考えております。

住民への周知を分かりやすく効率的に実施するに当たり、議員ご提案のしつけや備えを記載したペット防災手帳は有用と考えられ、また、事前周知のためだけでなく、そのまま災害時におけるマニュアルとして、またペットの管理票としての機能も勘案し、その作成について関係機関・関係部局に確認しながら調査・研究してまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 調査・研究ではなく積極的に取り組んでいていただきたいなと思います。費用はかかりません。別に作ったら費用はかかりますけれども、今、資料の中につけさせていただいた尾張旭市と西尾市の分ですが、これはホームページからダウンロードできます。両面を個人がコピーとして、真ん中をはさみで切つてのりでひっつけたらこんな冊子になります。もう簡単に自分で作れます。ここにペットの写真を貼ったらペットが災害時に迷子になっていても探すことに使えるし、日頃の備え、また基本的なしつけ、そういったものもここに書いてあるとおり、日頃の準備としてできますし、災害のときに持っていけないといけないものもこの中に書いてある。こういったもの、これが本当にペットの飼い主にとっては便利になるかと思えます。

これはもう即ホームページに掲載、ダウンロードできるものですので、調査・研究というよりか前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

実際のところ、でもホームページに掲載してもネットを使わないペットの飼い主もいらっしゃいますので、そういった方への対応として、やっぱり何冊かは作って動物病院とかに置いていただく、また公共施設に置いていただく、そういったことも検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

時間があるので次へいきます。

次、3項目め、切れ目のない子育て支援についてです。

内閣府のコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が、実証データを基に報告書を去る4月28日に公表しました。例年と明らかに異なるのは女性の自殺者数で、昨年1年間の女性自殺者数は7,026人、前年比で935人増加、特に主婦や女子高生の増加が目立っているとのこと。背景には、経済や生活上での問題、DV被害、家事や育児の悩み、介護疲れなど様々な問題があり、コロナ禍の女性への支援もより一層強化することが重要とされております。

そこでお尋ねします。産後鬱などへの女性の育児支援の一環として、本年3月定例会で今年度の施政方針の中で産後ケア事業の対象期間を拡充するとありました。産後ケア事業の拡充についての取組状況をお聞かせください。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、1点目の産後ケア事業の拡充についての取組状況につきましてご答弁申し上げます。

産後ケア事業につきましては、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的といたしまして、平成30年度より実施しているところでございます。

先ほど議員のほうからご指摘がございました当該事業の拡充についてでございますが、対象者を産後4か月未満であったものを産後1年未満までに拡充する内容の母子保健法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたところでございます。これに対応すべく、産科医療機関や助産院との協議を進め、本年4月より対象者を産後1年未満までに拡充してございます。

利用施設につきましては、貝塚市以南の医療機関5か所と助産所1か所の計6か所となっております。

いますが、このうち、産後4か月以上の親子の受入れが可能な施設につきましては2か所となっているところでございます。

利用実績についてでございますけれども、現在のところ、産後4か月を超えての利用実績は1件のみではございますが、引き続き、支援が必要と認められる場合には積極的に事業の利用を勧奨するなど、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。拡充していただき、1歳未満、母子保健法の一部改正に合わせて拡充していただいたこと、感謝させていただきます。

その中で、1歳まで受け入れてくれる病院が2か所だけ、参考資料をつけさせていただきましたが、阪南市民病院ときた助産所だけで、あとの4か所は4か月未満というところなんです。この状況はどうなんですか。ちょっと改善というか、協力病院はこの4か所だけの理由と、今後の見通し、もう少し受入れを協力してくれる病院が増えるという見通しとかはないのでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 3市3町広域で取り組んでいる事業でございますけれども、議員おっしゃるとおり、住む地域によって差が出ないように、やはりなるべく近いところの産科医で受けられる、そのケアを利用できるというのが当然我々行政としても思いは同じでございます。ただ、どうしても医師会、特に医療機関の人員の体制でありますとかベッドの確保、そういった事情が多々ある中で現在の2か所のみとなつてございますけれども、議員のほうからもいち早く国のほうの情報を入れている関係もございまして、今、議員ご指摘の分も含めまして、また3市3町のほうで今後どういった……。課題としては、共通認識は3市3町で持つてございますので、引き続き、その辺についてはまた粘り強く、どういうところが課題なのか、議員におかれましても国のほうに力強くまたいろいろお力添えをいただければと思うんですけれども、答弁なつてなくて申し訳ございません。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。できるならばやっぱり自分が出産した病院で診ていただきたいなと多分お母さんは思われるかと思しますので、そういったところ、病院も協力していただけるようにまたお願いしたいなと思います。

その中で、今、この病院はショートステイにしてもデイサービスにしても行くわけなんです、アウトリーチで訪問型の産後ケア事業というのも実施している自治体があるんです。そういったところにつきましても展開できるのでしょうか、拡充。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 助産師会のほうとも、産後ケアという形ではないんですけれども、訪問型、アウトリーチ型で、後ほど議員からのご質問でもございます産後ヘルパーとか、そういった事業の絡みでもちょっと話をさせていただいたことはあるんですけれども、やはり今のコロナ禍という状況も非常に大きく影響してございます。それに加えて通常の4か月児の本町でいうこんには赤ちゃん訪問事業であるとか、そういった事業をまずは最優先に行っていくということで、なかなかアウトリーチにつきましても前向きなご回答が得られていないということもあります。

ただ、コロナ禍が収束してまた落ち着いてくれば、本町といたしましても3市3町で助産師会等には働きかけをしていければなと思っておるところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

次の資料で、これ担当課のほうに来ていますでしょうか。厚生労働省子ども家庭局母子保健課から「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」という通達は来ていますでしょうか。流産や死産をされた方につきましても同じように産後ケア事業を活用できるんだという文

書なんです、その辺のところはどういう状況を検討されておられますか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）こちらのほうも議員のほうからいち早く資料があって、本町に府を經由して届いたのが6月3日でございます、そんな状況でございます。内容を確認させていただきました。

この産後ケア事業についてでございますけれども、資料にもつけていただいているチラシにも書いておりますように、基本、現在、産後ケア事業については親子の利用というところになってございます。その点につきましては、近々にできるだけ早く、これまた3市3町ばかりのことを言って申し訳ないんですけれども、早急に当然、医師会でありますとか医療機関の調整が必要になってきます。

ただ、方向性としては、国からこういう形での発出がされている以上、我々としても前向きに取り組んでいく必要があるという認識は3市3町とも持っておりますので、早急に医師会並びに医療機関のほうと協議は進めていきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）また医師会のほうと、すみません、しっかり協議していただきまして、国のほうからこういう指針が出ているというところで前向きに取り組んでいただきますよう、話を進めていただきたいと思います。

次に、2点目ですが、昨年12月議会で一般質問させていただきました産後ヘルパー事業について、事業実施に向けて検討していただいているというふうに思っているんですけれども、検討状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の産後ヘルパー事業につきましての検討状況につきましてご答弁申し上げます。

産後ヘルパー事業につきましては、議員おっしゃるとおり、昨年12月議会でもご質問をいただいたところでございます。その中でご答弁させていただいた繰り返しになるんですけれども、本町における切れ目のない子育て支援体制の充実の必要性を認識しつつ、実施可能となる事業形態や手法等についての検討を進めているところでございます。

現在、府内市町村では21団体が実施してございますけれども、サービスの内容や実施形態は様々でございます。本町といたしましては、他の産後の支援サービスとして実施している事業を考えた中で、産後ヘルパー事業についてどのようなサービスをどのような形態で実施すべきかの見定め、また、その事業に対する財源の確保について鋭意検討を進めてまいっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）全然検討中の状態が変わらないということですか、昨年12月からと。少しは進展しているのでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）12月議会のときでも議員のほうからご提案がございました多胎児家庭への育児サポーター事業等の活用であるとか、そういったものを組み合わせまして、先ほども助産師会のご協力と出たんですけれども、12月議会でご答弁させていただいたときでも助産師会もなかなか前向きな回答が得られなかったということもございます。

今我々が考えているのは、詳細、具体的な中身までは現時点ではなかなか申し上げられないんですけれども、やはりいろんな手法、形態がある中で、現実的には介護サービス事業者、そういった事業者の協力を得るのが一番現実的なのかなというところで、我々としましても、どこの事業所とは言えないんですけれども、個別に感触というんですか、どんな感じなんだろうかとこのところはアポを取ったりしております。

ですので、そんなに悪い状況ではないので、我々としては来年度からの実施に向けて、ここはその意味も含めまして鋭意検討という形を表現させていただいてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。コロナ禍でもあるので、なかなか検討を進めていっている中で、ずっと進みにくかった分もあったかということかと思うんですが、コロナ禍だからこそ必要な施策でもあります。府内21団体も実施しておりますので、熊取町ができないわけないと思います。やっぱり産後のお母さんの手助けとなるそういった事業ですので、子育て支援のまちとしてしっかりと、また前向きに来年度実施を目指して取り組んでいただきますよう期待しております。よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員のほうからも、5年ほど前からネウボラということを使い始められて、今、切れ目のない支援ということで、熊取町といたしましては子育て世代包括支援センター、愛称すくすくステーション、それを中心に切れ目のない支援に努めているところでございます。

我々といたしましては、様々議員からのほうもご提案をいただきまして、その中でかなり充実した支援は行われているのかなというふうに感じてございますので、その点は議員もご理解いただいていると思うんですけれども、改めてちょっと案内をさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） よろしく願いしておきます。期待しております。

次、4項目めへいきます。

ウイズコロナの図書館運営についてです。

現在、緊急事態宣言が6月20日まで再延長され、図書館も臨時休館となっておりますが、コロナ禍での町立図書館の利用状況はどうですか。

議長（二見裕子君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） ご質問の1点目、コロナ過での図書館利用状況について答弁申し上げます。

図書館につきましては、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、これまで令和2年3月4日から5月19日まで、そして現在、令和3年4月25日から6月20日まで休館となっておりますが、コロナウイルス感染症の影響が少なかった令和元年度と大きく影響が出始めました令和2年度の図書館利用状況を比較してみますと、年間貸出人数は令和元年度が8万6,212人に対し令和2年度は7万4,198人で、前年度比約86%でございました。

なお、閉館していました4月を比較してみますと前年度比は約31%、そして5月20日の開館後は徐々に増加し、年度末の2月には約92%まで回復してきた状況でございます。また貸出冊数を見ますと、令和元年度は33万4,279冊に対し令和2年度は30万384冊で、前年度比約90%でございました。さらに、新規の登録者につきましても、令和元年度は1,423人に対し令和2年度には902人で、前年度比約63%にとどまったところでございます。

コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度における特徴といたしましては、閉館や外出自粛により電話やインターネットでの予約受付件数が大きく増加し、令和元年度は2万7,564件でございましたが令和2年度は3万8,647件で、前年度比約140%で4割増になったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。コロナ禍の中でもインターネットで予約等をしていただき、図書館の利用は8割程度で、そんなに影響はなかったということと理解させていただきます。

その中で、昨年9月の決算特別委員会でも質問させていただいたんですけれども、図書館協議会

の委員の中でも意見が出ていた本の消毒についてですが、現在、コロナ禍において書籍消毒機を設置している公立図書館が増えてきております。コロナウイルスの除菌効果についてはまだ分からないようではありますが、本の中に挟まれた食べかす、髪の毛、ごみやダニ、ほこり等の異物を除去し、たばこの異臭を消臭し、本に付着した大腸菌、黄色ブドウ球菌、クロコウジカビ菌などの雑菌を消毒・除菌するという、そういった機能があるようです。近隣では岸和田市、また泉佐野市が導入されております。また本年、泉南市が導入予定です。

需要が増えてきていて製造が追いつかない、そういったことになっておりまして、泉南市も予算は計上したんですが、搬入が半年ぐらいかかるということで業者から言われているそうです。本町も、本の消毒や脱臭ができる書籍消毒機を導入し、利用者への安全・安心なサービスを推進してはいかがかと思いますが、いかがかお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の2点目、書籍消毒機の導入について答弁申し上げます。

書籍消毒機の導入につきましては、これまで何度か議員からご提言いただいているところでございます。

書籍消毒機につきましては、紫外線を使って書籍を殺菌消毒し、本に風を当ててごみや臭いを取る機械でございますが、コロナ禍の状況が続く中、導入、また導入を検討している図書館も多くなってきてございます。

現在では、社会全体においても予防・衛生意識が高まっており、書籍消毒機の設置により、安心して図書館を利用していただくことができると思います。

しかしながら、日本図書館協会における資料保存委員会では、書籍消毒機の紫外線照射による消毒については、コロナウイルスに対し一定の波長と照射量での効果が確認される報告が出てきているとしながらも、紫外線の照射は本の劣化等悪影響があること、また、本の全ページの内側に紫外線を照射することは困難であることなどから、新型コロナウイルス感染を防ぐ最も効果的な対策は、書籍の利用前後の手洗い、手指の消毒と、利用された書籍の一定時間の隔離ということが示されてございます。また、書籍消毒機につきましては、ランニングコストも含め高額なものでございますので、効果も併せ十分に検討しなければならないと考えているところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）参考ですが、泉南市は今年導入するんですけれども、1台97万9,000円ということで、子ども・子育て支援交付金を活用するそうです。また、地方創生臨時交付金を活用しているところもあるそうです、全国的にはね。

今言われたランニングコストにつきましてはですが、年間約10万円です。紫外線ランプが6冊用で10本で年2、3回交換、消臭抗菌剤を年4回交換、フィルターを2、3年に1回交換ということで年間10万円ということで、泉南市のほうから情報提供をしていただきました。

紫外線が本に影響を与える、コロナの殺菌にはならないということですが、そのほかの大腸菌やブドウ球菌、またクロコウジカビ等、そういった菌については殺菌できる効果もあり、実際に住民の方が図書を借りたときに自分で消毒して本を持って帰るところで、すごく安全・安心なことで、それを導入した図書館で本を借りた住民は大変喜ばれているというふうに聞いております。

利用者が大変喜ばれるということですので、読書の安全・安心のサービスを拡充することによって利用者も増えるかなというふうに思っております。本町は30万冊も導入している泉南市や泉佐野市や岸和田市よりも大きな図書館ですので、そういった中で利用者を増やすためにも、また再度検討をお願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、午後3時20分まで休憩いたします。

(「15時00分」から「15時20分」まで休憩)

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

1番（田中豊一君）議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は今回、3月末に大阪府と熊取町の財政課でまとめた熊取町の中長期財政シミュレーションについての質問をさせていただきます。

これは、大阪府と市町村が共同で取り組んだ事業で、基礎自治体としては比較的小さい町村の維持、充実を図るために研究会などによってまとめたものという前書きがございます。熊取町でも、人口のビジョンとか総合計画とかいろいろ基本になる人口や財政、いろいろな動向に基づいての計画があるわけですが、比較的これは新しい計画で今取り組むべき内容が含まれていると思いますので、質問させていただきたいと思います。

先ほど文野議員の質問でもありましたように、阪南市の話が出ました。今年の2月18日、阪南市は財政非常事態宣言を発出し、宣言は、コロナ禍だからこそ住民を支え、住民と共にこの難局を解決に向け全身全霊で働くことが行政の使命であり、迅速かつ的確に対応していくためには健全な財政運営が不可欠だというふうに市長が述べておられます。

他市の状況を申すまでもなく、熊取町では平成29年度に行財政改革プラン及びアクションプログラムがスタートしまして、その成果が上がっているところでもありますけれども、平成29年度のふるさと納税の大成功によりまして行財政改革を進めようとしている意識が私の感じでは薄まって、今後の行財政運営が危惧されるような点にあるように感じております。

そこで、熊取町に行財政改革プラン及びアクションプログラム89項目を検証し、この骨格である行財政の改革、広域連携、新たな収入財源の確保、住民協働、大学や企業との連携及び協賛、人口減少や少子高齢化に伴う熊取町の公共施設の在り方、公共施設等総合管理計画についてお尋ねするところでもあります。

まず、資料で提供させていただいております熊取町の中長期財政シミュレーション、これはつくられた当初でもあると思うんですけども、これの評価をお聞かせいただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、熊取町中長期財政シミュレーションに関する評価と対応についてのご質問の1点目、大阪府市町村課と熊取町でまとめ上げ、本年3月に発表になった熊取町中長期財政シミュレーションに対する評価について答弁いたします。

今般議員からご質問のありました熊取町中長期財政シミュレーションにつきましては、今後、町村の年少人口や生産年齢人口の減少により行財政運営がさらに厳しくなることが見込まれていることから、大阪府が各町村の実情に即した解決策の検討をサポートするため、町村の在り方に関する勉強会において大阪府が町村と共同で作成したものであります。このシミュレーションでは、各年度に財政不足が生じた場合に財政調整基金を除いて原則繰入金を計上しないことを共通ルールとして算定していることから、令和10年度には財政調整基金が枯渇する見込みとなっております。

なお、参考ではございますが、今回のシミュレーションでは財政調整基金が枯渇する見込みの団体が熊取町を含む7団体となっており、本町はそのうち枯渇する年度が一番遅い結果となっております。

また、実際の財政運営においては、財源不足が生じた場合には共通ルールに拘束されることなく、公共施設整備基金やふるさと応援基金をはじめその他の基金を繰り入れてまいりますので、シミュレーションと異なる結果になろうかと存じます。

とはいえ、このシミュレーションは、人口減少社会の到来による歳入の右肩下がりの状況は避け

難い、基金の多寡や人口減少のスピードに応じて、時期は異なるものの、基金が枯渇すれば財源不足を補うことができず、総じて赤字決算となるという動向や傾向を他の町村と比較可能な形で示したものであります。言い換えますと、人口減少社会においては現行の行政サービス水準は将来に向かって当然のごとく続くことは難しい、維持させるためには不断の行政改革の取組が必要との認識を持っています。

今まで、行財政構造改革プランにおいて5年間の収支見通しを作成したことはありましたが、大阪府と共同で15年間という中長期のシミュレーションを作成できたことは非常に意義深いものであり、今後の行政運営や行財政改革を進める上で参考となる資料であると評価しているところでございます。

以上、シミュレーションの評価についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。中長期を大阪府と共同でやったことは意味があったと。

ほかの市町村も見せていただいたんですけども、閑空で潤っている田尻町以外は、熊取町まだ少しましといったら言い方があれなんですけれども、まだ財政についてはふるさと応援基金もありますし、余裕はあるんです。ほかの市町村はもう令和4、5年ぐらいから赤字に転落するというふうなことで、なかなか厳しい見通しとなっております。

この中で、人口減少と連動して町税収入が減少、地方交付税の増加は望めない中、社会保障関係経費や物件費が増加する厳しい見通しだというのが私のこの中長期シミュレーションを見た感じなんです。先ほど、いろいろほかの基金もあるので現実的にはこことは若干違うんだよと、それは承知の上なんですけれども、そうなれば中長期のものをやっぱり短期に置き換えてやっていく必要があるのかなというふうに思うんです。そのあたりはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）今、議員おっしゃられたとおりで、財政の面でも着目すべき点は足元と遠くと両方見る必要があります。今現状、あと5年を一つのスパンとした行革を回していておりますので、それが一つ、短期的な部分での行革の取組になろうかと思えます。

ただ、今回これを中長期で見たときに、特に今回はほかの市町村と同様の一応ルールでつくっているんですけど、大きい投資的経費はあまり積んでいない中で、今回ですと公民館と町民会館と、あと令和12年を目途として進めているごみの広域化を一つ熊取町独自の大きな事業として捉まえて入れているというところが一つみそなのかなと思っています。実際、そこでの財政への影響というのがここで見えてくるという点では、非常にこういうものも見ていただきながら、向こう3年とか5年の間の計画づくりとか予算の中でまた取組が加えられていくというのが一番いい形になるのかなというふうに考えております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今、理事が述べてくれたことは私も聞こうと思っておったんですけども、この評価の中では公民館、町民会館整備事業が入っていなかったんです。新ごみ処理施設、これの建設事業費や公債費の増加が懸念されるような内容の評価はされておりましたので、それは了解済みというか、ちょっと2番目に移りますけれども、将来に向けての財政対策として今取れる対策はという中で、まず今現在のアクションプログラム、令和3年度、4年度で仕上げの年になってくるわけです。これの進捗状況についての評価はされておりますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）次に、2点目の令和3年度、4年度で仕上げにかかる行財政改革アクションプログラムの進捗状況は、また、どのように仕上げるのかについてのご答弁をさせていただきます。

現行の第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムの進捗状況につきましては、各計画年度終了後に実績報告として取りまとめ、9月定例町議会の会期前議員全員協議会において毎



年ご報告しているところでございます。令和2年度の取組につきましては現在取りまとめ作業を進めているところであり、予定では例年どおり9月定例町議会会期前の議員全員協議会での報告を予定しておりますので、いましばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

今回のシミュレーションにより、残された令和3、4年度の取組をしっかりと進めるようにとのご意見と存じますが、現在、令和2年度の実績報告の取りまとめ作業を行う中で、計画どおり進んでいない取組のフォローアップ作業も併せて行っているところでございます。

しかし、このコロナ禍においては、人流を抑え込む対策を講じることにより、経済状況が悪化していることが現状でございます。さらに、新型コロナウイルス対策としまして各種経済・生活支援策を実施していることから、住民生活に直接影響が生じる取組項目については臨機な対応が求められるところであり、現時点では今回のシミュレーションを踏まえた追加の対応を講じることにも慎重にならざるを得ない状況でございます。

今後の行革の対応につきましては、このシミュレーション作成で得たノウハウを活用するとともに、社会・経済状況等に留意しつつ、また、ふるさと応援基金があることで油断することなく、令和5年度から始まる新たな行革プランにしっかりと反映の上、取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、引き続き行財政改革の取組に対しまして各段のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今取りまとめ中ということで、2年度の決算で会期前の議員全員協議会で説明があるということなんです。今後、3年度がまだスタートして今6月なんですけれども、あと1年と10か月ですか、このまとめが目標としたアクションプログラムを確実に実施していく必要があるかなというふうに考えていますので、そのあたり、先ほどこちょっと話をさせていただきましたけれども、ふるさと応援基金があるから大丈夫だというのは、それは安心な部分なんですけど、新たな収入が増えたわけですから。ただ、それがなくなるといったプランについて、できるところはやっぱり確実にやっていくということが大事だと思いますので、5年の短期じゃなしに10年、20年を見て、目標としてたしか出ていたのは、令和4年度で人口減少とか高齢化の中でほかの基金から繰り入れない、単年度の黒字をつくっていくという目標とか、3基金の合計の現金ベースで6億円用意しておくとか、これは達成されると思うんです。そういう目標をやはり確実にできるように、2年度の部分をまとめた後、全庁的に取り組んでいただきたいなと思いますが、そのあたり、どうですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）令和2年度の決算、一旦は5月末で出納閉鎖ということで、入出そこで切れているんですけれども、現状、特に今現在でお伝えできることでいうと、やはり繰越額というのが今回かなり多かったということで、令和2年度から持っていつている財源がかなり大きくなっていると。そんな影響も実は決算に現れていまして、場合によってはそれが一時的には財源不足で基金を入れてしまっているというのは、その状況とかイレギュラーな状況が実はここ数年続いているような状況があります。

そういうところも踏まえてのことなんですけれども、議員おっしゃられるように、基本としてはやっぱり財政が今後右肩上がりどころかまで頑張れば、その後また戻っていくんやというところがなかなか希望できない中でいうと、その状況に応じた一番ベストなやり方をきちっと選んでいくという必要が当然あるかと思うので、それはこのタイミングで出来上がりましたというんじゃないで、今日もそうですし、あしたもずっと考え続けていかなあかん課題というふうに認識しております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今、理事がおっしゃっていたようなことをやっぱり全職員が持っていただくという

ことが大きなと思うんで、そのあたり、また最後にまとめをさせていただきます。

今のコロナ禍の中での材料としては、これはもう皆さんも各議員も懸念されていると思うんですけども、景気動向や税収の減少の影響があるだろうということが、緊急事態宣言が延長されて私の周りでも食べ物屋とか飲み屋が潰れるとか、もう潰れて廃業するとかやめちゃうとか、ちょっとめどが立たないという人も結構聞いています。大手はちょっと分かりませんが、そういうところもあるというのは新聞報道で出ています。

それから、このシミュレーションの中で人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が顕著になってくるといふのと、高齢者の人口増大に歳出の影響が大きいんだと。これは、もう見たらそのとおりでいいんです。それと、公共施設の更新時期が重なり歳出への影響力は大きいということで、これはこの後質問させていただきますけれども、公共施設の維持管理計画、個別の計画も各担当部署から出ております。これも影響があるかなと。

それから、これはちょっと個人的な感想なんですけれども、大量採用した職員の退職時期が今後、財政に影響があるんじゃないかというふうに懸念しております。平成4年以降、たしか20人ぐらい採用した年があったと思うんです。現実には退職されたり他市町村に変わられたりとか、結婚されて退職されたりとかそういう方もあるように聞いておりますけれども、やはり1人2,000万円で15人おったら3億円用意せなあきません。そのあたりもシミュレーションの中には入っているのかと思いますけれども、ここに出てこない要素だと思いますので、そういうこともやっぱり考えておかなあかんのではないかなというふうに思います。そのあたりも含めて、先ほど理事が答弁していただいた内容をプラスして今後検討をお願いしたいと思います。

今、②なんですけれども、さらなる広域連携の取組はどうするのか。要するに、廃棄物処理施設が中心なんですけれども、福祉でも若干、それと消防も大きかったかも分かりません。財源的には何か去年の議論でメリットは少なかったような気がするんですけども、今後メリットが出てくるかも分かりません。広域連携ではいろいろ私も党のほうで連携についてのことを模索しておりますけれども、熊取町で可能なのはやっぱり田尻町、泉佐野市、熊取町の枠組みか熊取町以南の枠組みかというところかなと思うんで、そこら、何か情報がありましたら教えていただけますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、将来に向けての財源対策として今後取れる対策についての2点目ということで、さらなる広域連携の取組につきまして答弁申し上げます。

議員ご提案のとおり、さらなる広域連携の取組につきましては、人口減少社会・少子高齢化が進行する中、行財政改革を推進する上で重要な手法であると認識しておりまして、次期行財政構造改革プランの策定に向け、廃棄物処理施設の広域連携に続く取組の洗い出しに努めてまいります。具体的には、ご質問の中長期財政シミュレーションをまとめ上げた大阪府主催の町村の将来のあり方に関する勉強会に引き続き参画し、知見を深めてまいります。

また、広域化する行政課題について調査・研究を行い、あらゆる分野で広域連携を推進し、地方分権の進展と行政の効率化を図ることを目的として、平成25年から泉佐野市以南の3市3町と大阪府で取り組んでおります泉州南広域連携勉強会に引き続き参画するほか、急速に進展する人口減少や少子高齢化社会に的確に対応し、住民サービスの維持・向上を図れるよう、泉州地域の有志団体7市2町が連携し、持続可能で自立性の高い自治体経営の構築に向けた研究を行う組織として、令和2年度に新たに立ち上げた泉州地域都市制度勉強会にも参画し、行財政改革につながる、より具体的な取組の議論を進めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。そういう勉強会があるということと、この7市2町、たしか田尻町と岬町が入っていなかったのかなと思うんですけども、その勉強会も首長レベルと、あと担当者レベルで、コロナ禍なんで会議はあまりできていないようなことは聞いているんです。今後、

よろしく申し上げます。

③番目、熊取町公共施設等総合管理計画の見直し予定はありませんかと。これは、先ほどお話しさせていただいた、たしか29年2月に5年計画できていまして、我々のタブレットの中にも入っているんですけども、あと2年あるんです。これの基に個別計画というのはできているんですけども、情報が少しやっぱり古い。要するに、人口減少の幅がちょっとずれがあるんじゃないかというふうに思っていますのと、それから最近私が手に入れた資料で、ここが非常に厳しい内容になっているんですけど、阪南市の公共施設等総合管理計画では、うちの町の計画では確かに施設数も考えて、今後、適切な広さというんですか、そういうことも考えていくんだということを書いているんですけども、阪南市の場合は何%の施設を統合し、延べ床面積も今の30年後には61%にすると。今、財政非常事態宣言が出ましたのでこれの見直しをやっていると。この6月議会に上程されると聞いているんです。うちは緊急事態宣言が出ていませんけれども、熊取町の今後の計画についてちょっと教えてください。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問いただいております将来に向けての財源対策として今取れる対策についての3点目、熊取町公共施設等総合管理計画の見直し予定について答弁申し上げます。

熊取町公共施設等総合管理計画は、本町の公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な管理運営の方向性を示すべく、各関係部局との連携の下、平成29年2月に策定したものでございます。この計画は基本的な方向性を示すものでありまして、本計画策定後、各施設管理部局において順次策定している個別施設計画により、各施設の実態に応じた計画を定めているものでございます。

ご質問の公共施設等総合管理計画の見直し予定でございますが、総務省からの通知により、令和3年度中に公共施設等総合管理計画に個別施設計画等の内容を反映するよう求められているところであり、本町においても、より一層実効性のある計画とすべく、本年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行う予定でございます。

今後におきましても、同計画につきましては行財政改革プラン「アクションプログラム」の状況等も含め、公共施設を取り巻く様々な情勢の変化に適切に対応するため、その計画期間内においても必要に応じて見直しを行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。最近の動向が分かりました。

3月議会でたしか坂上昌史議員から、施設をもう増やさんとセーブせなあかんの違うかという質問があったと思うんですけども、まさにそういう時期が来ているんじゃないかと。やはり将来人口だとか少子高齢化だとか、それから財源の問題だとか、使えへんに置いておいてもあれなんで。

もう一つの柱としては、行財政改革プランとアクションプログラムで確実にプランに挙げたものについてはやっていくと。

例えば、令和3年度の予算を見ていると、公共施設で処分するんだと方針が出ているものについては予算が上がっているところもあるんですよ。例えば南保育所の用地の立会の測量だとかそれからため池で幾つか、2つ3つ出ていましたですね、去年から今年度にかけて。平池、源太池、高塚池ですか、これはもう将来処分をする予定で用地の立会いして、境界の図面の明示の結了をさせるんだということでそういう予算が上がっているんですけども、その予算までいっていない、何か全然動いていないところもあると思うんで、そのあたり、やっぱりちゃんと精査せなあかんのじゃないかと。

公共施設の計画は少し古いんで見直しされるということなんですけれども、現状の中でそこはもう使っていない施設も当然ありますよね、もう廃止した施設も。そういうやつはやっぱりちゃんと確実に、ほかに使うんだったらほかに使うなり、どこか処分するんやったら処分するなりはつきり方向を出して、新たに公民館や町民会館のような施設も造っていくんやから、これは町長の公約で

もあるし、ふるさと納税でこれを生かしてやるんだというようなことで、今、補助金の申請のための動きも都市整備部のほうでされていると聞いていますので、それはそれであれなんですけれども、これからの方向としては、今、公共施設の個別の管理計画なんかも現状維持で修繕維持というか、そんな感じなんで、そのあたり、やっぱり見直していく必要があるんじゃないかと。

個々には若干聞いている分もあるんですけども、これは、今、林部長から報告のあったものが上がってきたときにまた議論をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、2つ目の教職員の働き方改革についての質問に移らせていただきます。

昨日から今日の一般質問でも、この話が幾つか出てきました。将来、休日のクラブは民間とかそういうところに、地域にお願いせなあかんような方向も出てきていると聞いております。そういう中で、私は2つの視点からこの件について質問させていただきます。

まず、熊取町の教職員の働き方改革について、教育委員会が今取り組んでいる内容とその効果を報告いただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）田中豊一議員の教職員の働き方改革についての熊取町の教職員の働き方改革について今取り組んでいる内容とその効果についてご答弁申し上げます。

働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うこととされています。近年、教職員の業務増加が問題視されていることから、本町でも教職員の勤務時間を客観的に把握するために出退勤管理システムを導入しました。また、教職員の休暇取得を促すために、夏季休業期間に学校閉庁日を3日間設定するとともに、前後10日間をゆとり旬間としました。さらに、音声メッセージを搭載した電話機を設置し、夜間の電話対応の時間縮減にも取り組んでいます。

それらの対応の効果ですが、出退勤管理システム導入により管理職が勤務時間を客観的に把握できることで、例えば時間外勤務が多い月の原因を追求し行事等の在り方を見直したり、これまで以上に管理職が個別に教職員へ声かけを行ったりするなど学校の組織運営体制の在り方を見直すことができたほか、学校閉庁日設定により計画的な休暇取得が図れたなど、教職員の生活の質の向上にもつながっていると考えています。このほかにも、夜間の電話対応が減少したことで、時間外勤務の削減だけでなく、保護者や教職員の勤務時間に対する意識が大きく進んだという効果もありました。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。いろいろ工夫されてやっていただいているということがよく分かったんです。

出退勤のシステムなんですけれども、教職員のICカードか何かでタッチされて出退勤が分かるようなタイムレコーダー的なものなんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）そのとおりです。ICカードをかざしてやるというシステムになっております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）私、堺市以南の状況を調べました。出退勤については、いろんな形があるんですけども、ICカードを使ってやっているところというのは結構あります。泉佐野市はもちろんですけれども、高石市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉南市、阪南市、岬町、それで熊取町ということで、若干違うところもあるようなんですけども、似たようなことなんです。

実は、この質問の中で、文部科学省が公表している平成28年度の教員勤務実態調査の結果、教諭の平日1日当たりの勤務時間は小学校で11時間13分、それから中学校で11時間32分という結果が出ています。熊取町では、アンケートか何かでこのシステムを入れる前にでもそんなデータがありま

すか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）出退勤管理システムを導入しまして、もう教員の勤務時間であったりとか時間外勤務が自動的に集計できるようになっております。そのデータは教育委員会にも各学校から送っていただいておりますので、各教員あるいは学校の勤務実態というのはこちらのほうでは把握している状況です。

当然、把握する中で以前より勤務時間、時間外勤務がどうなったかというのも確認しておるところなんですが、去年からコロナの対応等があって、なかなか学校自体が同じ状況でないということで、比較が難しいなど。特に、学校の校長に聞いたところ、やはり留守番電話サービス、音声メッセージになってからは、先生方も当然勤務時間の間に例えば保護者に連絡を入れようという工夫をしたり、あるいは保護者の方も先生方の勤務時間をとても意識してくださって、家庭訪問とか懇談の時間もできるだけ先生方の勤務時間に入れていただくというようなご配慮もいただいているということ聞いております。

ですので、管理職の実感としては、先生方あるいは保護者の協力により時間外の勤務は減っているなどという実感はあるんだけどもという話は伺っておりますが、なかなか状況が年度年度で違う、コロナのこともありまして。ですので、単純に比較するのは難しいなどというふうに思っているところです。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）分かりました。比較できないのは理解します。

それと、①なんですけれども、学校 I C T 化を教職員の働き方改革にどう生かそうとしているか、報告いただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）1 つ目の学校 I C T 化を教職員の働き方改革にどう生かそうとしているのかについてですが、1 人 1 台のクロームブック配備により、教職員が授業で活用する資料をクロームブックで作成し、印刷等を行うことなく提示できることに加え、今年度より一部の教科で導入した指導者用デジタル教科書に収録されているグラフや地図、さらに児童・生徒の興味、関心を高めたり深めたりするのに効果的な映像資料や実験資料も活用が可能となったことで、結果として教職員が教材研究に費やす時間の縮減につながっていると考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。G I G A スクールの目的はこういうところに大きくあるのかなということ。今の子どもたちは、やはりテレビ映像とかゲームだとか、それから家のパソコンだとかそういうことでこういうことに慣れていて、そういうのを引き出しやすいのかなというのが感想なんです。今後は、ちょっと議論がありましたけれども、家でもしもの場合は使えるような形を構築していくというふうに多分なってくると思うんです。そのためにルーターの貸出しだとかいろんな施策を昨年構築して、予算化もして貸出しのものを用意していると聞いていますので、これはまた決算のときに聞かせてもらいます。現時点で通告もしていませんので細かくお話しできませんけれども、なかなか苦労しているというのは聞いています、現場のほうからは。

次なんですけれども、中学校での残業で多数を占めるのはクラブ活動の指導だと。土曜日、日曜日、対外試合も含めての対策ということで、これは坂上昌史議員から質問があった中で同じような内容になるのかも分かりませんが、そういう内容でも結構ですし、今後の方向性なのか、近い将来ともう少し先の話とを教えてください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）田中議員の教職員の働き方改革についてのご質問のうち、中学校で残業の多くを占めるクラブ活動の指導の土曜日、日曜日の対外試合を含めての対策についてお

答えします。

熊取町では、国のガイドライン及び大阪府の方針を受けて、平成31年3月、熊取町部活動の在り方に関する方針を策定し、指導内容の充実、生徒の安全の確保とともに、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施するよう努めています。

方針の中で、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上の休養日を設定しています。対外試合等により週末に休養日を取ることができない際には月曜日を休養日に設定するなどし、週に2日以上の休養日を確保しています。

活動時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしています。

また、中学校の部活動支援事業における地域人材による外部指導者派遣並びに大阪体育大学とのDASHプロジェクトにおける大学生スポーツ指導者派遣を実施し、教員の負担軽減になるよう努めています。

今後も、DASHプロジェクトを中心に外部指導者の拡充を図りながら教職員の働き方についての研究を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。部活動の在り方研究なり方針なりというのも各市町村で取り組まれているようで、泉南市では府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定なんかもされているようです。それと、部活動の関係は今までは出てきませんでしたけれども外部指導者の導入、部活動の在り方の方針の取組というのは忠岡町、和泉市、岬町もされていると。その中で貝塚市や泉南市や阪南市は部活動の休業日の設定、これもされているというふうに聞いております。

外部人材の登用というか、今でも大学や、それから民間の方、DASHプロジェクトもあるんですけども、これの見通しというのはどうなんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）DASHプロジェクトについては2年前からスタートさせております。2年前は1回の派遣でしたが、昨年は45回の派遣ということで、これはできるだけ拡充させていきたいと。特に、クラブの経験のない先生方の負担軽減といった意味でも、子どもにとっても先生にとっても必要な施策であるかなというふうに思っております。

そのためにも、まず今やっているクラブのほうで学生が来てくれて、子どもも先生も、ああやっぱり来てもらうてよかったわという実感を持っていただいて、それを校内に広めていただいて、それだったらうちのクラブにもやっぱり来てもらおうというふうに先生方に思っただけするようにしていきたいなというふうに思っておりますので、学校のニーズに合わせた派遣にはなりますが、こちらとしてはそのニーズに合うよう拡充できたらいいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私のところへ入っている情報によると、大阪市を含めて堺市から岬町まで、熊取町にある大阪体育大学をやっぱり狙っていると言ったら何ですけれども、協定を結んだり派遣を依頼したり、窓口になる先生がおるんです。その先生も今年、文部科学省のモデル事業になったということで、各教育委員会のほうを回っているというふうに聞いていますので、地元やからというよりも出遅れのないようお願いしたいなと。

それと、3年度の予算を見ましたら、DASHプロジェクトの委託料ですか、そう多くないんで、今後は、現場のほうの状況もあると思うんですけども、中学校だけでなしに小学校のほうの、これは週に1回かも分かりませんが、そういうところに熊取町にある大学ということでそのメリットをやっぱり生かしてもらいたいなと思っております。

今後、学生の数と、それから現場のニーズということもあると思うんですけども、そのあたり、  
どうでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）その調整をするのが教育委員会でもあるのかなというふうに  
思っております。学校のニーズを丁寧に吸い上げながら、体大の派遣してくださるクラブと情報を  
丁寧にやり取りしながらマッチングさせながら、学校が困っている状況についてはサポートできる  
ように体大とも今も連携をしっかりとさせていただいているつもりではおりますけれども、連絡を何  
度も取りながらしていきたいなというふうに思っております。

また、体大の情報についてもできるだけ早く学校に伝えながら、そして学校からも困っているク  
ラブがないのかというのを聞き取りながら、上手に橋渡しできるようにやっていきたいなというふ  
うに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）努力していくということで理解させていただきましたですけども、教育長にちょ  
っとお願いしたいんです。

やはり体育大学、観光大も医療大あるんですけども、特にクラブということだったら体育大学、  
あるクラブ、サッカー部なんかだったら4部ぐらいまでありますので、個人的な関係もつくられて、  
何かすぐレスポンスの利く、そういうふうな対応をお願いしたいなと思うんです。せっかく熊取町  
にありますので、今コロナ禍の中なんで、これがある程度落ち着いたらになると思うんですけども、  
電話で連絡したり、またセッティングしたりとかということは今後可能だと思いますので、そ  
の点、教育長の行動にかかってくると思うんです。そのあたりはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）今、議員のほうからお示しのありました、特に町内大学に当たりましてはフット  
ワークよく自らもお伺いしてしっかり関係を築きながら、今までの土俵がしっかりありますので、  
そこを発射台にしましてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。また個人的に紹介させていただきますので、よろしく願  
いします。

それと、外部人材といいますと、あと町内にある総合型スポーツクラブ、例えば代表的なものだ  
とサッカーで日本代表を2人出したゼッセル等があるんですけども、コロナ禍でいろいろ運営に  
も困っているようなことも聞いていますので、今後はやっぱりそういう民間のほうも使ってもら  
う。大学はもちろんなんですけれども、そういう付き合いがありますので、民間のそういう総合型のス  
ポーツクラブなりNPOなり、そういうところの活用というのは考えたことはありますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）昨日もご答弁させていただきましたが、令和4年度から学校の  
部活動が休日、地域に移行していくところの今後も見通しもありますので、当然、地域の人  
材あるいはスポーツクラブの方にもご協力いただくということも、令和5年度以降そういう形も考  
えております。どんな形で連携できるのか、あるいはどんなふうに情報収集するのかというのは、  
先行事例を見ながら研究を進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

最後に、3年度の予算で校務支援システムを構築していくんだということで小学校費も中学校費  
も予算を取っていて、その中には支援員の人件費とか器具の借入れとかそういうことがあるん  
ですけども、この校務支援システム、聞くところによると、今準備を進められていて来年の1月ぐら

いから試験運用をしたいんだというふうに聞いておるんです。進捗状況等を教えてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、校務支援システムの導入についての進捗状況と取組項目等についてご報告させていただきます。

統合型校務支援システム自体については、町内学校に適した商品パッケージの選定を行うため、各学校より商品評価する評価者の先生を選出していただいて、各学校の意見を十分に取り入れながら選定作業を現在行っているところでございます。また、統合型校務支援システムの導入に当たっては、現在の校務情報を管理する上で既存の校務ネットワークのセキュリティ強靱化が必要となることから、ネットワーク構築業務と統合型校務支援システム自体を一体的に契約を行うこととしてございます。

現在の進捗状況でございますが、現在、先ほども申し上げましたように、先生方と事務局による商品決定を含めた構築の仕様を固めている段階でございます。

導入する統合型校務支援システムの業務範囲といたしましては、指導要録等を管理する学籍系、成績処理・出欠・授業時間数を管理する教務系、健康診断・保健室来室記録等を管理する保健系の業務等校務の主軸となる部分についてシステム化を行うことで、学校校務の業務効率を高め、ひいては真に必要な児童・生徒への指導時間を継続的に作り出すことにつなげてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

現在、現場の先生方と相談して、内容であるとか仕様について協議をしているということで、業者が決まったらそこら辺の仕様等について実際段取りしてもらって、年内に動いたらいいかなと、準備を進めて。ということは4月1日ぐらいから運用開始ということで理解してよろしいんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員もご存じかと思いますが、統合型校務支援システムというところある程度メーカーが既存のパッケージをお持ちですので、仕様を一から決めるんじゃないで、ご提案いただいている各メーカーのパッケージの中でどのシステムが一番使いやすいかな、現在の町立小・中学校の業務にどれが一番合わせやすいかなというところを視点に、パッケージのメーカーを選定するというふうな作業を行ってございます。

導入時期につきましては、議員おっしゃられるように来年の4月、新年度から本格運用ができるようにということで、年内にシステムを導入して3学期に試行運用、それから先生方に操作に慣れていただくということで考えてございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）隣の泉佐野市では令和2年4月1日からこのシステムが動いて、目的は教職員の時間外勤務の縮減も一部あると。それと、システムを導入することによって一度入力したデータを基に様々な機能に活用して、転記作業や手書きによる書き直しや重複作業、転記ミスのチェック、出席日数の検索作業等の校務に係る時間が短縮されたと。そこで生まれる時間をできる限り子どもたちと向き合う時間に充ててもらいたいことを期待しているというふうに泉佐野市の教育委員会では報告があったと聞いておりますので、これについて決めていただいて、学校の先生方が使いやすいシステムで実のある校務支援システムになるよう期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、矢野議員。

12番（矢野正憲君）それでは、議長からお許しが出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。



昨今何かと注目をされておりますヤングケアラーの支援についてでございます。

病気や障がいを抱える親や高齢の祖父母、幼い兄弟の世話や家事などに追われる18歳未満の子どもをヤングケアラーと呼びます。昨年の12月から今年の1月にかけて政府による初の全国調査が行われております。4月に結果報告がなされておまして、中学校2年生の5.7%、約17人に1人、高校2年生の4.1%、約24人に1人がヤングケアラーに該当するというふうなことが判明してございます。また、お世話にかけている時間は、平日の1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間、中には7時間以上をお世話を費やしている生徒が1割を超えているというような現状のようであります。

今年度の子どもの最善の利益を尊重するための指針となる子ども基本条例制定を視野に入れている熊取町として、町内のヤングケアラーを早期に発見、把握するための実態調査や支援策をどのように考えていくのか、質問したいと思っております。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、町内のヤングケアラーの早期発見・把握するための実態調査や支援策につきましてご答弁申し上げます。

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はございませんが、家族の介護や兄弟の世話などを担い、子ども自身が年齢や成長に見合わない責任や負担を負うことにより、育ちや教育に影響が生じ、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもとされております。

子どもには、健康を守る権利、教育を受ける権利、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの育つ権利など、様々な権利がございます。そして、これらの権利を侵害されている子どもにつきましては、子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復や権利保障に努めなくてはなりません。

さて、本町におきましては、児童虐待をはじめ支援が必要とされる児童や家庭を把握し、支援に至るまでの仕組みといたしまして、学校や保育所、福祉事業所など多様な関係機関で構成され、所管を越えた連携を行うため、子育て支援課が事務局となっております要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、ヤングケアラーの対応に努めているところでございます。具体的に申し上げますと、関係機関等から支援が必要とされる児童や家庭の情報が子育て支援課に入りますと、調査等を行い、支援方針の検討を行った上で支援を行っております。

ヤングケアラーをはじめとした支援においては、家庭に関わる介護・医療・福祉等のあらゆる分野の関係機関と適宜ケースカンファレンスを行い、子どもにとって適切なケアや支援を行うなど、現状におきましても子どもの置かれている環境の改善に取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、本年5月にヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告書が取りまとめられており、今後の取り組むべき施策として、早期発見・早期把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の3本柱を進めるべきであると提言されております。

このような状況の下、今後におきましては、ヤングケアラーという視点をより一層強化して取り組んでいくとともに、議員ご質問のヤングケアラー単独での実態調査や支援策の実施について、国や府の動向を注視しながら、学校をはじめとする関係機関と連携しつつ検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が尊重されるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）ちょっと確認させてください。

この質問をつくるに当たって、実態調査をしたらどうですか、支援策は何ですかというふうな形で質問させていただいておるんですが、個人的な感覚でおったら、福祉部局は大人の皆さんとの接

触が多くて、保育園児との接触がありますよね。中学生ですよね、熊取町の場合は。になると、教育委員会のほうが断然中学生との接触は多いものだから、僕自身は実態調査の答弁というのは教育委員会からいただいて、支援策というのは福祉支援みたいな側面がありますからそういうふうな福祉部局のほうから答弁いただけるのかなというふうに思っておったんですが、そうではなかったですね。

確認させてもらうのは、ヤングケアラーの問題についてイニシアチブを取るのは福祉部局、会議で事務局を担うというふうなことをおっしゃっていましたが、何とか会議があつてと。というふうなこともあるので福祉部局が責任の所在を持って担当していくというふうな、そういう答弁であったのかなというふうに認識しているんですが、そういった形でよろしいんですか、確認させてください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、ヤングケアラーへの対応についてということでの国からの経過、議員もご存じかと思うんですけども、令和元年にまず厚生労働省のほうから文書が発文されております。内容につきましては、先ほどご答弁申し上げました要保護児童対策地域協議会、いわゆる児童虐待を担当する我々健康福祉部局におけるヤングケアラーへの対応についてということでの発文がされてございまして、それに基づきまして、その中には教育委員会、学校が当然入ってございまして、そういった視点からまず、略して要対協と呼んでおるんですけども、そこからスタートしていると。

議員ご指摘のように、確かにそういった相談を受け付けたり支援をする、実態把握する、そういう一元的な部署というのは当然本町の場合はないというのが実情ではございますけれども、そこは福祉部局と、議員ご提案のやっぱり実態調査というのは中学ですから、議員もご存じのように大阪府においては府立学校、大阪市においては市内の全中学校、そういう形での実態調査が行われるという予定であるということも聞き及んでおりますので、その実際の実態調査となれば、やはり教育委員会部局のほうにお願いするような形になるのではないかなと。

具体的な個々個別の支援については、当然我々健康福祉部局が主になって、いろんな関係機関と連携しながら取り組んでいくと、そういった構図で今のところは考えているような次第でございます。ただ、一元的にこの部署が把握というのはないのが基本的な実態でございます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）分かりました。

調べていると、要対協というような名前も出ておりました。今回の年末にかけての国の実態調査、厚生労働省とそれから文部科学省、この2省が協力しながらやっておるというふうなことになるんですが、実態は厚生労働省が主になってというふうなことも書かれておりましたので、そういった意味では福祉部局がイニシアチブを取るというのは自然なことかなというふうに思ったわけですが、ただ、日頃から皆さんよりも教育委員会のほうが接触しておるというふうなことでありまして、その辺の確認をさせていただいたというふうなことでございます。別に教育委員会がイニシアチブを取ってやらなあかんやないかというようなことではありませんので、ちょっと確認をさせていただいたというふうなところでございます。

今回の質問をするに当たっていろいろ調べておりますと、ヤングケアラーというのが世帯の構造の変化、文野議員が自治会の質問等もされておりましたが、やはり1950年代の1世帯当たりの人数、これが5人だったのが2017年は2.47人と、ほぼ半分以上減っておるというふうなことで世帯規模が縮小していると。そういった中で、かつてはおじいちゃん、おばあちゃんがあり、そこにお父さん、お母さん、さらにはおじさんとかおばさんとかというふうな形で負担が分散をされておったのが、今日は担い手がなくなっておるんで子どもにお願いするというふうな選択肢が出てきているというふうな形かなというふうに思っております。

お手伝いのはずが、負担が集中していると。お手伝いの範囲であれば問題はないんであろうな、

それは我々も通ってきた道で、いろいろなお手伝いをさせられたというふうなことがありますので、そういったことも社会に出るためには、育っていくためには必要なだろうというふうに理解はするわけですが、しかし、今回これが取り上げられているというのは、お手伝いの範囲ではなくて、負担があまりにも大きくて学校に行けなくなったりとか、学校に行けなくなったゆえに友人関係が行き詰まったりとかというふうな形になってきていると。高校生にとったら、今度は就職する機会が喪失していると、そういったものにも発展しているというふうな形が指摘をされております。

その中で、私自身の質問の節にあった実態調査です。実態調査の一番最初の答弁では、なかなか具体的な答弁ではなかったな。大阪府、それから国の動向を見据えてというような答弁であったなと、そういうふうな答弁でしたね。この辺はどういうふうに考えておられるんですか。今年度中にするとかしないとかというふうなことは考えておられるんですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほど答弁申しましたように、府・大阪市のほうも実態把握に努めて、今年度実施予定だということもございます。府教委のほうからも、教育委員会部局のほうにもということでいろいろ情報の連携は今行っておるんですけども、具体的な教委に対する依頼とか通知は現時点では何も来ていない状況であるんです。その内容等も含め、やはり先ほど議員のほうからご紹介がありました国のほうにおいても、厚生労働省と文部科学省のプロジェクトチームの結果報告書も5月26日に取りまとめられておりまして、我々としてはもう少し時間をいただいて、その辺の動きをもう少し注視していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

先送りすることもできない問題だというふうな形も我々は認識してございます。ただ、これも何度か過去にも申し上げたんですけども、やはりこういうコンパクトな町でございまして、要対協、いわゆる児童虐待の視点からの実態把握というところは、常に教育委員会部局、特に学校現場のほうとは連携は取れておるといふふうに認識してございます。ですので、一番問題となるのが、今、議員からご紹介でありましたように、ほんまに子ども自身がヤングケアラーであることを認識しているのかなと。なかなかその概念が難しいと思います。やっぱり単に子ども自身が家族のケアのために自分が頑張ればやりがいがあるとか、その辺の認識の問題も啓発も周知もしていく必要がございまして、ちょっと答弁になっていないんですけども、教育委員会とその辺は実施時期、内容については今後協議を進めていきたいということでご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）3月に令和3年度の町政運営方針があつて、それを基に会派代表質問があり、予算委員会がありというふうな中で、町政運営方針にも、私、ここにも書いておりますけれども、熊取町は今年度子ども基本条例を制定するのを視野に入れているわけですよ。権利条例ですよ、これ。であれば、ヤングケアラーの支援なんていうのはまさに権利、要するに学ぶ権利、先ほどおっしゃったような育つ権利というふうな権利条例の子ども基本条例にまさに合致するんじゃないんですか。

私は、これを出したときに、これはもう5分で終わるわと思っていました。やりますというふうな答弁が来るとかと思っていましたから、本当に5分、10分で終わるのかなというふうに思っておったんですけど、どうもそうではなさそうなんです。その辺は何でなんですか。子どもの基本条例をつくるというふうなことは昨日今日決まったわけじゃないわけですよ。今年の3月議会の町政運営方針に出されるということは、遅くとも半年ぐらい前からその話はされているわけでしょう。

今回はたまたま4月、5月に結果報告がされたものですけども、考え方によつたらそこは合致するわけですよ。それをなかなか歯切れのいい答弁ではないというのは、その辺はどうなんですか。権利条例、子どもの基本条例をつくらうかと言っているような行政にとつたらちょっとぬるいん違いますか。その辺はどのように考えていますか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）もう議員ご指摘のとおりでございます。今年度中には、仮称でござい

すけれども、子ども基本条例、いわゆる子どもの権利を守るための条例、理念条例的なものを想定してございます。当然、子どものヤングケアラーについては子どもの権利の侵害であるという視点で見るというところはご指摘のとおりでございますので、この実態調査、条例を制定するに当たっても、まず町内中学生、学年は2年生のところ、3年生のところはあるんですけれども、条例を策定するに当たっての子どもからのアンケート調査は実施してございます。

小学生につきましては、昨年、コロナの関係もありまして休校が続いていたもので実施ができておらないんですけれども、早急にアンケート調査を条例の関係では実施したいなど、今そのあたりも調整をしているところでございます。

まさしく子どもの権利を守るという、そういう理念の下では全く同じ方向を向いているものでございますので、ただ、実態調査を全くしないというあれはないんですけれども、ただ実施時期、具体的な内容については現時点では今後教育委員会部局のほうといろいろちょっと詰めていきたいなということで、ご理解いただければと思っています。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） ある程度分かりましたよというふうなこともありますし、やっぱりもう少し急がなあかんの違うかなというのは正直思います。

いろいろ調べておりますと、先ほどから出ていた大阪府とか大阪市、大阪府は高校全校、全児童ですか、学生全てを対象にするような形を取るみたいです。それで、今年度中に結果報告されるというようなスケジュールで進むみたいです。

大阪市にあっても、最初は国が抽出したような中学校2年生だけを実態調査するというふうな形だったそうですけれども、PTでこれをもんだみたいで、その中でも中学生全て、5万1,000人ぐらいを対象にするというふうなことになっていますよね。これも、今年の秋ぐらいに実態調査、アンケートを取るんでしょうね。年度末までに結果報告をされるというような、大阪市もそういったスケジュール感でされるようであります。

早いところで言うたら、さいたま市なんかはもうこの6月の第3週ぐらいから実態調査すると、秋ぐらいにはもう結果報告を出すというような形になっているんですが、せめて熊取町も、今やって秋ぐらいに出せではないけれども、やはり秋ぐらいには実態調査をして、年度末ぐらいまでには結果発表ができるぐらいの、それぐらいのスケジュールは組んでいただきたいです。実態調査をしてどういった支援が必要なのかというのを調べないことには、支援策なんか立てられることなんかありませんやん。というふうなことを考えると、やはり実態調査というのは急がないといけないかなというふうに個人的には思っておるんですが、この辺について木村理事はなかなか苦しい答弁をされているので、町長とか副町長とかはどういうふうにご考えておられるんですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 理事のほうからるる答弁させていただいたとおりでございます。大阪府なりあるいは政令指定都市規模で実施されるというのは我々も承知してございます。ただ、これをより具体的にどのような調査の中身になるのか、その辺もまだ少し見えていないところもあるところで、我々としても一定、いつのタイミングをめどに、そしてどのぐらいの中身でどれぐらいの規模でという詳細を詰めていきたいというところはちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

また、こういったことを理由にはできませんけれども、コロナの対応ということもでございます。また、コロナのこの時期になかなか突っ込んだ調査というのもしんどいところもあろうかと思えます。そういったことも踏まえまして、少々検討するというよりも、当然実施しなければならないというのは十分認識してございます。やる方向で中身のほうを進めてまいりたいというふうに考えますので、少々のお時間を頂戴したいというところでございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 国のほうは支援策をいろいろと出されているというか、結果報告まで載ってしまし

たけれども、国は来年度、だから令和4年度から3か年を3年間かけていろいろと集中的にこのヤングケアラーのことにについてやっていくというふう聞いておるんですね。だから、遅くとも来年度の令和4年度には、要するに国からやってくださいよというようなお達は回ってくると思います。

僕が言うているのは、子ども基本条例等を今年度にせえへんのであれば、国が言うているような令和4年度でもいいのかなと思ったりせんでもないですよ。だけど熊取町は町政運営方針の中にもうたっているわけやから、子ども基本条例。基本条例は理念条例だ、僕はもう権利条例だと思っ  
ていますけれども、それやったらヤングケアラーの支援なんかいうたら、もうまさしくそれに合致しているものですからね。

だから、もう早いことやったほうがええん違いますか。せつかく基本条例をつくっても理念倒れになるのと違いますか。少しきついこと言うているような気がしますけれども、この辺については町長、副町長にお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）子ども基本条例を標榜し今年度に策定する本町といたしましては、やはりヤングケアラーの実態調査、それに伴う結果を見ての支援策ということで、非常に重要な施策の一つだということに考えております。

先ほど健康福祉部長が申し上げたとおり、教育委員会としっかりと連携して実態調査を行いながら、どういった支援ができるかということができる限りスピード感を持って進めていきたいということに考えております。

それについては私と教育長で責任を持って進めていくということです。教育長、よろしいですよ  
ね。

（「大丈夫です」の声あり）

副町長（南 和仁君）はい。以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）まあそういうことらしいですわ。

それはそれでいいとして、やはり令和3年度の運営方針に載っていますから、それを必ずするん  
であればこれもやはり急いでやってほしいというふうなことです。その願いはさせていただいて  
おきます。

その中で、国は中2と高2というふうな形で実態調査をされていました。1万4,000人規模の  
調査でした。熊取町がするんであれば、やはり中1も中2も中3も全てするべきだと思います。余  
力があれば、僕はもう小学校の高学年、5年生や6年生もするべきと違うかなというようなことは、  
個人的には考えております。

今ここに出ていますけれども、中学2年生が17人に1人ですよ。高校生が24人に1人、1日平  
均でお世話している時間帯も中学生が4時間で高校生が3.8時間。ひよっとしたら、小学生の高  
学年の実態調査をしたら中学生よりもさらに悪い結果になっているかもしれないというふうなことも  
加味すれば、今からいろんな、いつどんな形で、規模はというふうなことを考えるのであれば、小  
学校の高学年もぜひとも入れていただきたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員からご指摘のとおり、小学生もあるのではないかという点なん  
ですけれども、これは健康福祉部局の要対協での把握、これは令和元年度の事例をベースに改めて  
ヤングケアラーと思われる人数を見てみているんです。確かに、多分高学年だと思うんですけれど、  
小学生の児童もおります。当然中学生が一番多い状況になってございます。それで高校生もおりま  
すということで、基本的には児童虐待のネグレクト的要素でございます。そういった視点で拾った  
人数となってございます。

事例としましては、やっぱり帰宅の遅い親に代わって家事全般をやっているとかそういう事例も  
ございます。ですので、議員がおっしゃっているように、やはり小学生高学年ぐらいは健康福祉部

局としてはアンケート調査の対象として一応検討してもいいのかなというふうに思っているところでございます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ヤングケアラーにつきましては、私自身がこの言葉を聞いたときに、自分が関わった中学生でバイトしている子ども、もしかしてこの子やったのかな、あの子やったのかなと思いながら新聞記事等を読ませていただきました。そのときも、自分が十分その子の支援をできていたんやろうかなんて思いながら、反省の気持ちも込めながら、今その子はどうしているかなんて思いながら考えていたところです。

この報告書の中でも、今後取り組むべき施策として早期発見・早期把握、また社会的認知度ということも言われています。先生方は、恐らく新聞記事等ではヤングケアラーとは自分のクラスの子ども、関わっている子どもに該当する子はいないかなというふうな、そんなアンテナを高く持っていていただいていることだと思うんですけども、再度、近々生徒指導部会、生徒指導の先生を集めた研修を行う予定です。その中でも、ヤングケアラーについてということで先生方には資料を提供して、知っておいていただくというところをまずするというのと、あと学校においては、子どもたちが困ったことはないかということで、いじめも含めて学期に1回程度アンケートをしております。それが実態調査ということになるかなと思うんですが、その中にうまくアンケート項目を入れられへんかなと。家族等のことで何か悩んでいることはないかなというようなアンケートを入れることができないかなということも検討していきたいということと、あと、中学校においては教育相談ということで、学期に1回程度、担任の先生と子どもが5分から10分程度お話しすることがあります。私自身も、中学校の教員でしたのでそれをやっていました。そのときに家族のことで相談を受けるといったこともございました。

やはりその中で先生と子どものふだんの信頼関係を築きながら、子どもが自分が困っていることを大人に言えた、そこで解決できたということが、自分も家族のことで困っていたけど、自分も勉強する権利であったりとかいろんなことを、進路について諦めないでいいんだというようなことのエネルギーを与えられるような、教員との関係も築きながら、アンケート等あるいは子どもとお話の中で実態を把握することができたらいいなというふうに考えているところです。

そこについては、また各学校と調整しながら、できるだけ困っている子どもたちを早く把握して何らか支援していきたいというところはありますので、学校と相談しながら進めていきたいなというふうに考えています。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）林理事の話聞いて、少しほっとしました。

だけど、やはりPTとかつくって、事務局も僕はもう教育委員会にさせたほうがいいのかなというのをちょっと今答弁を聞きながら思いましたよ。

コロナの対応で大変忙しい目をされているということもよく分かっています。要対協という形で全国的にはこれで動いているというのもよく分かっていますけれども、その辺も考えながら、副町長と教育長が責任を持ってやっていくと、スピード上げてやるというふうなことでありますから、それはそれでよしとして、さっきも言うたような形でやはり加速的に進めるためには、プロジェクトチームをつくるとか何かその辺のアイデアを出してもいいのかなと思うんです。その辺はどうお考えですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）どんな形で進めるかというのは、プロジェクトチームという形もありましょうし、要保護児童対策地域協議会を中心にして、そこを起点に進めるということもありましょうから、それについてはいろんな形を模索しながら進めていきたいというふうに考えております。

今すぐPTをつくってということは、ちょっと控えさせていただきたいということです。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）分かりました。

なかなか、これ以上しても多分新たな答えも出てこないんだろうなと思いますので、少し期待をします。いろいろな形でやはりコミュニケーションを取りながらやってほしいと思います。その中で、子ども基本条例を標榜するまちになっていくわけですから、ヤングケアラーというふうな問題も避けて通ることはできないと思いますので、しっかり対応してください。

このことをお願いしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時51分」延会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）



## 令和3年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和3年6月14日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 豊一	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 文野 慎治	6 番 鱧谷 陽子
7 番 二見 裕子	8 番 渡辺 豊子	10 番 田中 圭介
11 番 河合 弘樹	12 番 矢野 正憲	13 番 江川 慶子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事		都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之
兼 道 路 課 長	白川 文昭	教 育 次 長	阪上 敦司
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について  
議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））  
議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））  
議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））  
議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）  
議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）  
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言する方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますよう

お願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

第2日目に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、河合議員。

11番（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、本議会6月定例会一般質問のトリを取らせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、1番目の新型コロナウイルスのワクチン接種についての質問の通告をさせていただきましたが、その後よく考えた結果、連日ワクチン接種のための業務に対応している多忙な職員が、この質問を私がすることにより、さらに負担をかけることに非常に申し訳なく思い、誠に勝手ではございますが、新型コロナウイルスワクチン接種についての質問を取下げさせていただきます。また、聞きたいことに関しては直接聞きに行き、少しでも職員の負担をなくしたく思いますので、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それで、今回の質問は町制70周年記念について1点のみとさせていただきます。

それでは、町制70周年記念についての1つ目で、これまでの経緯と今後の取組などにはについて答弁願えますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）おはようございます。

それでは、町制70周年記念についての1点目、これまでの経緯と今後の取り組みにつきまして答弁申し上げます。

まず、これまでの経緯でございますが、昨年度から記念事業の検討及び準備を進めており、令和2年6月に記念事業の目的や実施期間を定めた基本方針を策定いたしました。この方針に基づき、記念事業の概要を検討するための組織として庁内各部局の課長級職員及び若手職員で構成されたプロジェクトチームを令和2年8月に立ち上げ、記念事業を検討してまいりました。

加えて、記念事業は行政だけでなく、住民の皆様や事業者をはじめ町全体で記念日をお祝いすることを目的として掲げていることから、区・自治会長や議会議員、各種団体、事業者、大学関係者など多方面にわたる委員で構成された懇話会を令和2年8月に組織し、プロジェクトチームの記念事業に対し各委員の様々なお立場からご意見を賜りながら、記念事業を企画したところでございます。

具体的に申し上げますと、記念式典をはじめとして、後世に思いをつなぐJR熊取駅前夢広場への記念植樹（シンボルツリー）事業、またデザインマンホールの作製、著名な歌手などによる記念コンサート及びだんじりや健康をテーマとしたフェスティバルのほか、町内飲食店を盛り上げる連携事業となっております。

さらに、皆様と一体感を持って記念日をお祝いするための取組といたしましては、全国から一般公募の上決定したキャッチフレーズとロゴマークを様々な媒体に活用しながら、町制施行70周年をPRしているところでございます。

また、今後の取組としましては、JR熊取駅前夢広場への記念植樹（シンボルツリー）事業の一環として、去る4月15日に先行実施しましたタイサンボクの植樹を皮切りに、先ほど申し上げた記念事業を懇話会を中心に各庁内部局と連携し、より多くの皆様にご参加いただき、心から楽しんでいただける事業となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、改めて申し上げるまでもなく、記念事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びワクチン接種の進捗状況を見極めながら適切に判断してまいりたいと考えており、11月3日に開催を予定しておりました70周年記念コンサートにつきましては来年3月頃まで延期するなど、事業規模の縮小や延期も含め適時適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、これまでの経緯と今後の取組についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

70周年をするに当たって懇話会を結成して何回か会議をしているみたいなんですけれども、その細かいことに対して今回質問させていただきますが、その前に、次の質問の答弁も願いたいと思います。協力業者について詳しく説明を願えますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）次に、2点目、協力事業者についての答弁を申し上げます。

ご質問は、協力事業に関するものとの認識で答弁申し上げます。

こちらにつきましては、基本方針において事業種別の一つとして設定しております。内容としましては、区・自治会、NPO団体、関係団体及び飲食店や町内事業所等が実施するイベントなどで記念事業の趣旨に沿うと認められる事業を募集するもので、イベントに70周年の冠をつけて発信することなどにより、町全体で記念日を盛り上げるものでございます。

協力事業として承認させていただいた事業につきましては、協力事業の名義使用許可に加え、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用許可、のぼり旗の貸与、町ホームページでの周知をさせていただいているところでございます。現時点での応募状況は1件となっております、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止の措置として秋頃まで延期となったところでございます。

協力事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり応募が少ない状況ではございますが、記念事業全体を盛り上げるための一助となるよう引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ちょっと分かりにくいんですけど、まず、協力していただける業者というのは、店ののぼりを立ててとか店の紹介をするとか、周知するのを協力してもらうということでしょうか。何かをしていただくんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）協力事業者のほう、今募集をさせていただいているんですが、具体的に言いますと、くまとりワンF e s t aという愛犬家による事業を登録いただいたんですけど、この事業に対しまして、まず町の70周年の冠事業でやるということを経許いたします。併せてキャッチフレーズ、ロゴマークというもの、これを要はその事業の中で使っていただいてもいいという許可もさせていただきます。併せてのぼり旗、その事業、例えばワンF e s t aですとワンF e s t aに70周年ののぼり旗というのを使っていただくことができるということでございます。

併せてそのイベントを、秋頃開催予定なんですけれども、町のホームページで周知、こういったイベントがあるということで、つまり70周年の冠をつけることによってその事業自体も非常に公共性があるというんでしょうか、行政も認めている事業ということで、お互いご協力、ウィン・ウィンの関係がなされるといった、こういった立てつけでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。そうやって協力していただけるというのはいいことなんで、でもあまりにも1件という寂しいんで、もうちょっと、さすがに何件か、これからも募集すると思うんですけど、その辺の周知をまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本題の70周年事業の懇話会が先日、5月12日、オンラインで会議が開催されたんですが、その中の内容で質問させていただきます。

まず初めに、先ほどの答弁では、70周年記念コンサートを11月3日予定でしたが、来年3月ぐらいに延期になるということで、これは決定ですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）こちらにつきましては、先日内部決定いたしまして、正式に次の懇話会で理由と併せて合意を得て正式決定というところをございまして、内部のほうではもうほぼ決定しているというところでご認識いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

あと、その記念コンサートの中で著名な歌手等を予定しているとありますが、これもまだ未定なんでしょうか。誰が来てもらえるとかいう。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）私どもでコンサートのほうはやらせていただいているんですが、現時点、著名なアーティストとの契約に向けた最終段階で調整しているところをございます。今、総合政策部長から答弁申し上げましたように、11月の開催日が延期となりまして、別日での対応であったり詳細に調整することが多くございますので、契約まで少し時間を要しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。懇話会の事業概要の中では、案として著名な歌手の方を調整中というのと、第2の案として、名前を出していいんかどうかは分かりませんが、徳永ゆうきさんのコンサート、その他物まね、著名なお笑いの芸人等も招待を考えているとありました。徳永ゆうきさんは前回の60周年の「NHKのど自慢」大会で優勝した方で、熊取町の。全国大会でもグランドチャンピオンになった方というのは僕も存じているんですけども、なぜ知っているかという、僕も60周年ののど自慢に参加したんで、残念ながら予選落ちでした。だから、そういう関連があってということでこの人というのはあると思うんですけども、まだ今現在では決まっていないと。

その中で、予算書の明細を見せていただくと、全部コンサートに係る費用は1,000万円と。これは書かれていないですけど、70周年記念事業委託料で880万円とあるんです。これに著名な歌手等を呼ぶのに費用がかかるということによろしいですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）こちらの総額で1,000万円と出しているんですけども、そのうちメインになってきますのが議員ご指摘の委託料というところになります。この委託料の中に、ご指摘のとおりいわゆる出演料も含んでいるという、そういった内容になります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）簡単に言うたら、1名の歌手を呼ぶのにこれぐらいかかると。それぐらいの超大物が来るということなんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）こちらにつきましても、当初予算で計上するためにあくまでも枠として取らせていただいた予算でございまして、これは本当にコロナの状況とかが全てクリアしたときの状況も含めてというところで、最大マックスで取らせていただいております。ただ、我々としましては、当然この880万円もの1名の方のタレントでというのは、これは非常に大きな額だということは認識しておりまして、当然最大ということで、予算の範囲内で絞れるものは絞っていくという考えで今、総務部と一緒に事業構築しているところをございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。十分に余裕を見ているということで理解したらいいですね。

初めに戻りますけれども、11月3日の記念式典自体は開催されるんですか、コンサートは延期で

すけど。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）現時点、記念式典、これにつきましては、やはりこの10年間町にご貢献いただいた方への感謝を伝える、町長のほうから伝達していただくというのが一番最も大切な意義深いものでございますので、こちらのほうは、コロナ禍の状況、それからワクチン接種の進捗状況等々を踏まえながらにはなるんですけれども、現時点、11月3日、会場の広いひまわりドームメインアリーナで密にならないような対策を講じながら実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。コロナ禍の状態を見ながら予定では行うというということによろしいですね。分かりました。

それでは、コンサートに引き続き、2つ目のCOBIRI-1グランプリについてですが、これについてちょっと詳しくお聞かせ願えますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、住民部所管のCOBIRI-1グランプリについてご説明させていただきます。

熊取町のSANPO! COBIRIということで、例年11月末に町内のスイーツ店といいますか、そういうところとコラボして実施している事業を、70周年記念事業ということで今回拡大して実施したいと考えてございました。当然、コロナ禍の中で疲弊しております飲食店等への支援ということも考えて実施する予定でございました。

しかしながら、COBIRI-1グランプリということで、もともと当初考えておりましたのは、COBIRIでの売上げ等々のときに投票とかもやっていただいて、最終的に町内の売上げと人気、そういったところで順位を決めさせていただいて、最終、農業祭のところで順位発表する等々、そういったことを考えておったんですけれども、まず、グランプリを決めるというところで、町内の協力いただく飲食店、こちらのほうが疲弊しておるところで、そういったところに必要以上のご負担をかけるのはいかなものかというところ、あわせまして、11月に予定しておる環境フェスティバル、12月第1日曜日の農業祭、こちら自身も要はコロナ禍の中でのイベント開催が実施の可否というところも見通せないというところを併せて考えまして、そういったコラボ、グランプリというところをまず今回もうやめるという決定を下したところでございます。

そちらにかかっておりました費用につきまして、純粋にCOBIRIのプレミアム分であったりとかそういったところを手厚くやっていきたい、支援のところを手厚くやっていきたいというふうに見直してございまして、今現在考えておりますのは、町内といいますかチケット販売に関しまして額面2,000円のチケット、こちらを50%のプレミアムということで、1冊1,000円でご利用いただくというふうに考えてございます。

まず、通常のCOBIRIとしての期間というのが11月3日から7日の5日間、これは例年やっている期間と似たような期間でございます。その期間で使えなかったチケットを、例年でしたら後COBIRIということで後、4日ないし5日間ですべて使っていただくというところなんですけれども、今回は飲食店等への支援ということで、できるだけ長く使っていただけるようにということで、11月8日から12月20日まで、この間にそのチケットを使っていただくようにというふうに考えてございます。あわせまして、町内飲食店の方へのインセンティブということで、参加協賛金、協力金としまして、町内での店舗でのポップ作成とかレイアウト変更等々に使っていただくのに1万円の協賛金をお渡しするということと、チケットの換金に関しましての10%のインセンティブ、1枚500円のチケットを550円で換金するといったようなことも考えてございます。

あともう一つ、例年のCOBIRIにないものとして、70周年記念ということで何か記念に残るものという形で、町内の飲食店等々を対象にしましたグルメガイドマップ的なちょっとした小

冊子、そういったものも発行させていただけたらというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

COBIRI-1 グランプリ自体はもう予定していましたがやめるということで、それで、1冊1,000円で50%分のプレミアをつけるとありますが、これは1人当たりの上限金額とかはあるんですか、購入に際しての。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）上限等は今のところ考えてございません。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

懇話会の委員会の中でちょっと質問があったと思うんですが、総額、前の予定では4,000万円分のチケットを作るとあるんです。それに変更はないですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）もともと、先ほど申し上げましたようにグランプリということで、いろんな投票をできるだけやっていただくのに、にぎやかしということでできるだけ多くのチケットをさばきたいということで、当初2万冊を予定してございました。ですが、その辺のイベント性を今回排除するというので、半分の1万冊にさせていただいてございます。

そういったところと、あとグランプリに係るような費用、そちらのほうをプレミアム分に回させていただいたというふうにご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。予定したより半分ぐらいに減らしたと。それは妥当かなと思うんです。

これ、分かるかどうか分からないんですけど、以前に2015年でしたか、プレミアム商品券1万3,000円分を1万円で販売したと思うんですが、そのときの売上金額というのはわかりますか、どれぐらい販売できたか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。申し訳ございません。あいにく今ちょっと手元に資料がございません。また後ほど答弁させていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）よろしく申し上げます。分かりました。

COBIRIのほうはそれであれとして、次の質問のほうに移りたいと思います。

次は、大がかりな事業として健康福祉フェスティバルがあるんですが、これについての細かい内容を教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらにつきましては、毎年度実施しておりますふれあいセンターのほうで各種事業とコラボするような形で実施している部分があるんですけども、それを今、11月23日に全て集めて実施するという予定をしております。ただ、先ほど来より中止あるいは延期というような動きの中で、これにつきましても今現在鋭意検討中というようなところでございます。

主な中身につきましては、福祉関係でこれもかなり著名な方になります。NHKの「仕事の流儀」という番組があったかと思います。そちらのほうで取り上げられた方、そちらと長いこと交渉を重ねまして、ようやく時間の調整が取れたということで、その方をお招き、あるいはコロナの関係の分もありましてリモートというような状況になる可能性も高いんですけども、その方を招聘し講演会をしていただくということで、いわゆる福祉関係者の方は非常に楽しみにさせていただいているというようなものを用意しております。

あとは、子どもたちが入り口のところでボールを入れたところで、ふわふわのところでというようなこともちょっと検討はしておったんですけども、そのあたりは、今時点の状況によって中身については詳細は今後変更もあるということで、今現在鋭意検討しておるといような、そんなような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

私もこの事業内容等を資料で見させていただいたんですが、非常にいい事業だなと思って、健康や福祉に関する講演会、体験、相談、展示コーナーなど様々な取組がなされるということで、予算的にも低予算で、すばらしい取組かなと思うんで、実施に向けて今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次のJR熊取駅前夢広場への記念植樹（シンボルツリー）事業に関してなんですけれども、現在、ロータリーの片隅に、まず4月に約7メートルのタイサンボクですか、これが町内の住民から無償提供していただいて、植栽をもう現在されているということなんですけれども、これについてお聞かせできますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）JR熊取駅前夢広場への記念植樹事業につきまして、概要ですけれども、町制施行70周年記念事業の後世に形を残す取組としてシンボルツリーを夢広場に植樹するというので、駅利用者に緑ある安らぎを感じていただくとともに、駅周辺のにぎわいの創出、70周年の記念お祝いムードの機運を図るとい事業でございます。

まず、4月に植樹を既いたしましたタイサンボクにつきましては、昨年、令和2年度に猛暑対策事業としまして、大阪府の補助金を活用いたしましてバス停シェルターの屋根の更新、それから緑陰形成、日陰をつくるという中で、タイサンボクという花につきましては葉っぱが大きくて分厚く、緑陰、陰をつくるには適しているという中で、タイサンボクの整備を既に昨年度、補助金を活用して実施したところなんです。そんな中、住民の方よりタイサンボクの整備について賛同を得まして、個人所有の樹高が7メートルのタイサンボクについて寄附の申出を受け、ロータリー部分の既存の北側の植樹帯、町道熊取駅前線からロータリーに進入する際、正面に見える位置に配置し、緑陰形成、それから景観の整備を図ったところでございます。

タイサンボクについては以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。今の答弁の中では、住民から無償提供していただいて、それを植えるに当たっての工事については補助金からしたということでもいいんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）木の費用についてはかかっていないんですけども、植栽につきましては、運搬費等、懇話会補助金を活用しまして設置したといところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）その懇話会補助金の費用というのは今回の分からのということでもいいですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）今回の費用の中から、もともとその後、秋頃にシマトネリコの配置も検討してございます。その費用の落札減等生じる見込みをもって対応させていただいたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

今、シマトネリコの話が出ましたので、そっちのほうにいかせていただきます。

これは11月までには植えるとなっていますから、先月、5月11日に、この木を植えるに当たって下の水道工事や電気工事、その他の工事などの入札が行われましたが、この木を植えるに当たってかかる費用が1,700万円ですか、予算が。先ほど答弁の中でおっしゃったちょっと減額がある分、実際、指名競争入札で1,330万円ぐらいで契約されているんですが、その残りの分をタイサンボクの植栽工に充てたということによろしいですね。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）その辺を充てたということです。

実際、タイサンボクの植栽についても契約調書を公開しておりますが、実際に山に植わっている木でしたので、根切り、それから運搬等、設置について79万2,000円で契約させていただいて植付けを行ったもので、そちらの落札減等で対応できるというふうに考えたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

シマトネリコですが、非常に高い。樹高11メートルと書いていますね。これは実際、僕、このものの写真を見せていただいたんですけども、これを植えると。鹿児島県にあるというのを聞いています。この木を植えて今後の維持管理等、また落ち葉とかなったときにどういった考えがありますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）駅周辺の植栽等の維持管理につきましては、現在も熊取駅周辺で活動いただいております地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会の中で、駅周辺に特化した緑化プロジェクトを団体のほうに今も委託して、水やり、それから剪定管理をお願いしておりますので、引き続き、そのあたりで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。それで、シンボルツリー設置委託料ですけど、610万円とありますが、植木植栽工、植栽ます設置等で610万円と。1本の木を植えるわけであって、この1本のシマトネリコの値段というのは分かるんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）約180万円の値段と聞いてございます。見積書上はそういう形で予算を計上させていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。それであつたら輸送等設置するのに400万円以上かかるというふうになりますよね、610万円です。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）輸送、それから植付けにはクレーン等そういう重機も必要となってくるぐらいの規模の植木ですので、そういう職人の造園工、それからライトアップも検討しております、そのあたりの電気照明工等々の費用、それから水道の自動散水関係の工事についても費用がかさんでおまして、600万円、全体として工費としてかかってくるというものでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）今の水道、電気に関しては、先月行われた指名競争入札の1,330万円に入っているんじゃないんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。



都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）配管の整備については今回の発注の土工事のほうで計上しておりますが、実際にライトアップをする点灯につきましてはこちらのほうで対応するというものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。それがちょっと金額的にはどうかなと思うところもあるんですが、次のことも踏まえて最後で言いたいと思います。

70周年記念植樹式典関係委託料の式典に関わる委託料、式典費が129万円とあるんですけども、これはどういったあれでこの金額になっているんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）駅前で点灯に係る式典等を考えてございます。ただし、コロナ禍でもございますので、規模については多くの人を集めるというのではなく、町長でありますとか関係の懇話会の委員でありますとかにご出席をいただいて、通行の方々には見ていただくような形で点灯式典を考えてございます。

それから、今回こういう大規模な植栽から含めたイベントを実施しますので、九州から運んでくる大きいシマトネリコについても、各日本全国の駅前で配置されているようななかなか立派な木です。一般的には11メートルの樹種というのはあまり出回るものではなく、九州のほうから運んできます。これの兄弟木については東京駅八重洲口にも配置されているというふう聞いてございます。そのような木を熊取町の駅前に配置するに当たり映像を残していきたいというふうにも考えてございまして、こういう映像を撮りながら、九州から運んできて熊取町へ植栽するという一連の流れを映像にも残しながら、式典で活用できたらというふう考えておる部分の費用でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それ、今の答弁の中の映像というのは、ユーチューブ映像制作費82万5,000円の中に入っているということですね。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）申し訳ございません。そちらのほうです。ユーチューブ制作費と式典については129万1,000円取らせていただいておりますが、すみません、129万円の費用についてはミニマムの形で実施する形で今はいきますので、ここまで費用がかかるかどうかについては現時点では不明でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）余裕を見ているということであれですね、全ての。

ユーチューブというのは今現在のくまT u b e で流すということなんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）くまT u b e はまた別の、状況によってはもう立ち上がっているユーチューブの動画チャンネルですので、そちらのほうにも張り付けるということは展開していてもいいかと思うんですけども、現時点は式典用として制作するユーチューブということでご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

この金額ですけれども、これは3月議会で議決していることなんであまりどうこう言うのもあれかなと思うんですけども、でも実際細かいことが分かってきて思うのは、シンボルツリーを設置するに当たって木を植えるために1,700万円、その木を植えて式典するのに820万円、合わせて2,500万円ぐらいかかっているというわけで、そこまでしてシンボルツリーを植えるという、この

時代にね。それはどうかと思うんですけども、これについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）この点につきましても、我々の内部におきましても非常に時間をかけて議論してまいりました。その中で、やはり町制施行40周年ですと駅前のように相当な額を投じてモニュメントを造ってきたという経過もございます。そんな中で、今現在、駅前を一新したいという町長のお考えもございます。それは何かといたら、大阪市内へ勤めに行かれた方が帰ってきたときにほっと和んでいただけるような、そんな緑の多い駅前にしたいという、そういった町長の願いもございしますが、我々のほうも住民各種団体にもご意見を伺ったところ、やはり熊取駅前はそのような緑豊かで自然のあるといったところ、これのご希望も非常に多くございましたことから、懇話会の意見も十分に参考にしながら、先ほど白川理事からもございましたとおり、東京の八重洲口で兄弟木である、そんな木を熊取町のシンボルとして植えるのはということで、一定、金額のほうは合計2,500万円、落札減は当然出てきますので金額はもう少々抑えられると見込んでおります。40周年のモニュメント等々も参考にしながら、決して額というのが高いものでは、こんな時代ということはあるんですけども、十分に値打ちのある、住民に喜ばれる樹種であるということで、自信を持って実施したいというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）総合政策部長とかぶる部分があるんですけども、町なかの緑化という視点で申し上げますと、熊取の駅前には緑化を図っていく拠点として位置づけている部分がございます。その中で今回、白川理事が申しあげました猛暑対策である部分をもう既にやっている。タイサンボク、この後シマトネリコという形で、もう一点、黒田緑化事業団からの寄附等を受けまして一定の高木も含めた緑化を図っていくということで、あのエリア、夢広場全体がかなりな緑化が図れる予定でございます。そういう意味では拠点としても整備したいというところもございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）両部長が答弁した後、ちょっと申し訳ないですけども、うちの田中部長が説明させていただいたように、拠点の整備について、今度の70周年では費用は町のほうでかかるんですけども、費用的な面で、先ほど部長が説明したように、黒田緑化事業団といえますのは寄附事業となっております。それにエントリーしております。まだ今年度事業として町のほうがエントリーしていて内示の段階ですけども、町の持ち出しなく寄附事業として費用、約15本ぐらいの高木を植えていただくような形で今協議を進めてございます。今年の段階で、そこは費用はかからずに緑化を図る。

それから、先ほど説明させていただいた猛暑対策事業につきましても、1,500万円もの費用を大阪府の補助金を活用しまして昨年度タイサンボクを植樹したと。そういうところでは、道路課としましても都市整備部としましても費用をかけずに何とか緑化を図る、大きい目玉は費用を頂戴して予算を確保させていただいて緑化を展開していくというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）駅前を緑でいいようにしたいというのは分かるんですけども、私、これは個人的な意見になりますけれども、シンボルツリーを植えるに当たって熊取町は、確かに大きな立派な木です。と思います、まだ現物を見ていませんが。それが、町民の皆さんがこの木を1本植えるのに2,500万円かかったんやというて、おおすごいな、熊取町は立派やなと言うてくれる方がどれだけおるんとなったら、そんなお金があったら違うところに回せるん違うんかという意見も出るのかなと思うんです。もうやると決まっているんで別に覆すとかそんなのはないんですけども、そういった、こういう意見として聞いていただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）河合議員おっしゃるとおり、大木であっても植栽するのに一応予算としては2,500万円。2,500万円かけてそういう植栽をする必要があるのかというふうな考えを持たれる方も確かにおられると思います。その中で、熊取町のコンパクトなまちの風景、人情、気質、産業、いろいろなことを考えますと、緑豊かな熊取町の玄関口でもあります熊取駅です。来年以降、熊取駅の西側ロータリーができていくというふうな、1年、2年後にはそういう状況になってまいります。その中で熊取駅の今の東側、ロータリーを含めて駅前延伸線、この風景をどういうふうに保ちながら、東側を利用していただける住民の皆さん方の、熊取町に住んで和むなあ、これはもう気分的なものでありますけれども、そういった感情というんですか、熊取町のあるそういったところの豊かさを感じてもらえる、そういった植栽というふうな意味合いが懇話会の皆さん方のご理解を得られたのではないかなというふうに思います。

確かに2,500万円は高いです。だけど、その金額以上のそういった住民の皆さん方の心の安らぎ、熊取町の品格というようなものが生まれるのであれば、これは説明も当然必要でしょうけれども、理解をしていただけないかなというふうに思います。

駅前ロータリー、いろんな駅がありますけれども、ほとんど同じような構図で、学習塾が駅前に乱立しているというような状況で、もう本当に殺風景な駅前が、JRでもそうですけれども、南海沿線でもそういうふうな状況です。ここは熊取、植木屋が多い。植木産業が今も活発に努力されております。営業されております。そういったことに関連づけもこれはあるというふうなことも含めて、より一層この熊取町の緑を高めていくというふうな方針の中での事業でありますので、その辺ご理解をしていただけたら、一段と地元で駅前の環境美化に協力していただいている皆さん方にとっても励みになるのではないかなというふうに思います。

私の個人的な思いですけれども、これが皆さん方に共有していただければありがたいなというふうに思います。懇話会の皆さん方におかれましては、そういう形で同じような考えを持たれておる方が多かったということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。目玉商品というか、そういった意味合いもあると思うんですが、それはそれでまた最後にまとめて話をさせていただきたいと思います。

7月3日、4日に図書館で行われるふれあい映画会ですか、これも70周年の記念事業として行われると思います。それについては分かりますか。

議長（二見裕子君）答弁を求めます。明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今、河合議員からございましたのは、周年事業というのは全てで6事業というところなんですけれども、恐らく協賛事業、冠事業というところの人権とか何かのコンサートのことをおっしゃっているんでしょうか。

それは、すみません、冠事業といひまして周年事業とは別の枠組みになってございまして、例年実施している事業に70周年は冠をつけてやるということございまして、特に70周年だから事業費を取ってやるという事業ではございませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。これだけ載っていなかったのですね、よく考えたら。

それでは、最後の質問であります。

だんじりフェスティバルなんです、だんじりを集めてやるとあったんです。前回の会議では、11台集結するというのもう中止が決定したと聞いているんですが、その点、詳しくどうでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）だんじりフェスティバルにつきましては、教育委員会と議会事務局のほうで所管させていただいて、議員おっしゃるように11台集まっていたというので、現在懇話会の

ほうに示している内容につきましては、10月3日、試験引きの日の午前中に公民館前の駐車場か煉瓦館のほうで11台集結して、熊取町の伝統行事であるだんじり祭りをだんじりのない地区の住民も含めてPRをしていきたいなということで、計画のほうは今懇話会のほうには上がってございます。

ただ、今後町民総合体育大会であったりとか町民文化祭、こちらのほうも今年度開催が難しいかなというふうな検討を今している中で、11台だんじりが集まりますとだんじり関係者だけでも1,000人を超えてくるというふうな人が集まることになるので、かなり厳しいなということで、今、事業の中身の見直しをしてございます。主な内容としましては、関係資料の展示であったりとか鳴り物体験とか、そういうような部分であまり密にならないような形でできないかなというふうに考えてございます。

もともと祭りのPR用のユーチューブビデオ作成というのは予定しておったんですけども、この部分については密は関係ないので、このあたりをちょっとブラッシュアップ、ボリュームアップして、今後、来年度以降も熊取町のお祭りはこんなのですよというのをいろんなところでPRできるようなものを作れたらなというふうな形で現在考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

今ユーチューブとありましたが、それはユーチューバーにお願いしてということなんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）そこも、もともと去年のお祭りがなかったということで、去年のものが無いという中で、これまでいろいろと各地区の青年団等でお祭りのビデオというのは撮られていると思うんですけども、そのあたり、青年団なり地区のほうとご協力いただいて、その辺をつなぎ合わせて何かできないかなというふうなことを考えてございます。

今年の祭り以降のイベントじゃなくて、今年のお祭りがあればお祭りの部分をまた撮らせていただいて再編集をかけるというふうなことで、熊取町のだんじり祭りがPRできるようにというふうに思っています。ユーチューブというふうな形で当初は考えておったんですけども、もうちょっと具体的な、制作会社等も入っていただいて、もうちょっとかちつとしたようなものができればなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それでは、ユーチューバーは呼ばないということですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今のところ、そこも含めて検討中ということでご理解いただけたらと。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

そのほかに、記念版だんじり用の献灯の制作設置とありますが、これについて詳しくお聞かせ願えますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これも、もともとイベントに合わせて、駅を出たところにちょうちんをつたりとか、あるいは会場のほうにちょうちんをというふうなことを考えておったんですけども、11台集めるのが非常に難しいということで、このあたりについても今、別の形、ちょうちん作製については一旦やめようかなというふうなことで、内部のほうではそういうふうな検討をしています。

そこは、また各だんじりをお持ちの地区はそれぞれのこまちょうちんとかというて、いろいろと地区名が入ったちょうちんとかがありますので、その辺をお借りできる部分があればそういうふうなちょうちんの展示であったりとか、それから、各地区の間、はっぴもいろいろと変わってきたりとかしているんで、そういうふうなものも一斉に展示できたらなというふうなことで今、内部の

ほうでは考えてございます。

もうちょっと具体的にまとまった時点でまた懇話会のほうにもお諮りするとともに、各11町の青年団、それから自治会のほうにもご協力いただく部分がありますので、その辺のご意見もいただいてまとめていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。献灯はもう行わない。代わりに垂れ幕等、そんなのに替わる可能性もあるということですね。駅前自由通路等にかける予定していたと言うていたんで、どうなったのかなと思って、分かりました。ありがとうございます。

祭り自体もコロナ禍でどうなるかもまだ決まっていない状態なんで、実際できるようになれば、日にち等もまだ未定ですよ、だから祭礼の。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今、議員のほうからもありましたけれども、お祭りの前にできたらしたいなど。もともと集まっていたとすると、別にだんじりを動かしてもらおうと非常に手間もお金もかかりますので試験引きの日という予定をしていたんですけれども、コロナの影響を受けない形での展示とかというふうな形であれば、ある程度期間を取って、9月中、お祭りの前にちょっとそういうふうな、お祭りを盛り上げるようなイベントというふうな形で、展示であったりとか体験会というふうなのができればなというふうに考えています。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ぜひ実施できるよう、またよろしく願いいたします。

それでは、まとめになります。また同じことの繰り返しですが、今年の3月議会で可決していて、覆すんじゃないですけれども、総額で8,400万円もの高額な費用を用いて盛大に行う70周年事業については、今のコロナ禍の中であまり派手にするのはどうかなと個人的に思うところがありますが、やると決まった熊取町町制70周年記念事業を成功させてコロナ禍の不況から少しでも脱却できるきっかけになれば幸いですので、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を行っていただき、実施に向けてよろしく願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今、河合議員から応援のメッセージをいただきましたので、職員一丸となってしっかりと住民に喜んでいただけるよう努めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

すみません。1点だけ、今日6つの事業について1点ずつご確認いただきまして、その中で例えばCOBIRI-1グランプリのグランプリがなくなったであったりとか、あるいはコンサートが3月末に延期になったりだとか、あるいはだんじりフェスティバルの11台集まるのはちょっと見送るであったりとかといった内容なんですけれども、実は町総体、町民文化祭、また総合防災訓練も1年延期にするといった、こういったことが実は先週あたりに決定されている状況でございまして、懇話会で、それを受けて今言いました3つ、4つの事業をちょっと変更していくということをしております。

ただ、ご質問いただいたタイミングがちょうど懇話会で報告するちょうど中間で、河合議員から。ですから、懇話会に先行してご報告しているような形になっておりますので、すみません、その方向で町としては懇話会にご報告してご承認をいただくという、そういった段階であるということだけ、この点だけご認識いただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まとめの後で申し訳ございません。

先ほど議員からご質問いただきましたこれまでのプレミアム付の実績ということで、まず、先ほ

ど議員がおっしゃられていました1万円で1万3,000円分のということで、これは平成27年度に実施した分ですけれども、一般世帯、子育て世帯を合わせまして1万4,000冊の販売となっております。また、令和元年度にもプレミアム商品券を発行しておりまして、こちらのほうの実績が1万5,448冊となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ごめんなさい。1冊は幾らになる計算ですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）元年の分ですよろしいですかね。

（「はい」の声あり）

住民部長（巖根晃哉君）元年の分は5,000円分の商品券、こちらを4,000円で販売、25%のプレミアムとなっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございました。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第4 議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年5月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策として、低所得子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,153万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億8,313万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正によるとしております。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきますので、8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金728万3,000円の増額につきましては、今回の給付事務に対する補助金でございます。その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金4,425万円の増額につきましては、給付金の財源となる国庫補助金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業

でございますが、上から会計年度任用職員報酬170万5,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の超過勤務手当73万3,000円の増額につきましては、職員の超過勤務手当でございます。その下の期末手当25万5,000円の増額及びその下の費用弁償8万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の期末手当及び通勤分の費用弁償でございます。その下の消耗品費3万6,000円の増額につきましてはコピー用紙などの経費、その下の印刷製本費3万5,000円の増額につきましては、通知用窓空き封筒などの印刷経費でございます。その下の通信運搬費26万1,000円の増額につきましては給付金のお知らせなどの郵送料、その下の公金取扱手数料等11万2,000円の増額につきましては、給付金の振込手数料でございます。その下の電子計算システム開発委託料393万8,000円の増額につきましては、給付金システムの改修に係る経費でございます。その下の機械器具借上料12万4,000円の増額につきましては、コピー機の賃借料でございます。その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金4,425万円の増額につきましては、対象見込み児童885名に対し1人当たり5万円の給付金でございます。

次に、12ページ、13ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

12ページは一般職の表になりますが、(1)総括におきまして、今回の補正予算に計上しました会計年度任用職員の報酬及び手当と、職員の手当の補正内容を整理し、比較の行でお示ししております。

次に、13ページは、上段、ア、会計年度任用職員以外と下段、イ、会計年度任用職員の区分によりまして、それぞれ比較の行のところで今回の補正の内容を整理し、お示ししております。

最後に、14ページをご覧ください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細ですが、ここでは職員手当の補正内容につきまして、増減の内訳等についてお示ししております。

以上で、議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) 今回の低所得子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、1人5万円というところで、コロナ禍で大変な中で子育て世帯に対して1人5万円給付するというのは、本当に子育て世代にとっては助かる事業かと思っております。100%国が支援していただけるということで、ちょっとお尋ねしたいんですが、この分を専決で、まずはずっと従来児童扶養手当を頂いている方は、そのまま申請せずに頂けるかということです。そういった対象者は何人いらっしゃいますか。

議長(二見裕子君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 今回、支給の対象として一定、国のほうからも目安が示されておまして、それに対して町のほうは安全サイドで予算を確保させていただいております。その対象者として885名を予算計上させていただいております。

以上です。

議長(二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) その885名は、新たに申請しなければならない人も入っている人数かと思うんです。今私、聞かせていただいたのは、申請しなくてもそのまま給付していただける、4月分の児童扶養手当を頂いている方はそのまま何の申請もしなくてもその分は給付されるかと思うんですが、その方の人数と、新たに申請、いろいろな公的年金も受給していたけれども、今回収入が減った分その分新たに申請しなければ5万円を頂けない方とか、また、コロナで家計が急変したから申請しな

ければならない方等あると思うんです。だから、新たに申請しなければならない方に対しては申請せないけないということも周知しなければならないと思いますので、885人を想定していらっしゃるんですが、まずは今現在支給した方は何人いらっしゃいますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）支給日が6月20何日というぐらいを想定しております。そこでの人数については、すみません、また後ほど報告させていただきますが、大部分が885人の人数になっております。申請を受け付けた上で、さらにその方に対しての申請を受け付けて支給をしていくというような対応になっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）申請しなくても給付される方はそれでいいんですけども、申請しなければならない、所得が減って今回は申請しなければ5万円を頂けないという方もいらっしゃるの、そここのところの救済というものをちゃんとやっていただきたいなと思っておりまして、今回の支援金につきましての情報についてどのような周知を検討しておられるのかを教えてくださいましたか。

ちょっとその分を飛んで、今回この分につきまして、今まではひとり親家庭だけが対象でしたが今回はひとり親以外の2人親のところにおきましても対象になるかと思っておりますので、その分についてはどんなふうに情報周知するのかということも教えてくださいましたか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃられるように、今回は自動的にこちらのほうから申請不要で給付するのが一つ、それから、議員ご指摘のように対象者を申請ありということで、令和3年度分の住民税が非課税になるであろうと想定される、いわゆる家計が急変することによる事情等が認められる方、そういった方を申請の対象といたしております。こちらにつきましては、ホームページあるいは広報等を通じて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほど、何かお知らせ通知とか、費用の中に入っていましたよね、役務費の中に。そういった周知するお知らせ的なものは、そういった対象の方に送るということは考えていないのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほどから申し上げておりますとおり、今回の分につきましては、いわゆる4月分の児童手当あるいは特別児童手当の対象者である方、こちらについてはもう自動的になります。それ以外の方については、家計の急変でそういった状況になる可能性がある場合、この3か月の平均の所得で1か月分を出して、それを12か月分、12倍して1年間と想定して、それが住民税非課税になるという方については対象となるというものでございますので、そちらについては申請を上げていただくということになります。こういった方が対象になりますよということは丁寧に周知し、申請を1人でも漏れないように、多くの方にご利用いただけるように周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ホームページや広報等ではそういった情報が漏れる場合もありますので、本当に困っておられる方にちゃんとそういった情報、また申請漏れないように丁寧にそういった通知等を送っていただくということも必要かと思っております。そういった対象者の方に申請していただけるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これにつきまして、期限がありますよね、いつまでという。そういった期限につきましても期限内にちゃんと申請できるように、その辺のところもお願いしたいと思っております。



議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これ、せっかくの国の制度で、こういう形で対象になる方、しっかりと漏れのないように受けていただけるように、広報、ホームページはもちろんのこと、機会あるごとにこういった情報はしっかりと提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第7 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上3件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第34号から議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括してご説明申し上げます。

現人権擁護委員の任期が令和3年12月31日で満了となりますことから、引き続き再任候補者として法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

江見和典氏におかれましては、人権擁護委員として豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

西本美加保氏におかれましては、人権擁護委員として豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

阪上忠弘氏におかれましては、人権擁護委員として豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本3件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第34号から議案第36号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までについて1議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第34号を採決いたします。

議案第34号は、江見和典氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第34号は江見和典氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君)次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号は、西本美加保氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号は西本美加保氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君)次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号は、阪上忠弘氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は阪上忠弘氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君)次に、日程第8 議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林 利秀君) それでは、議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、住民の利便性向上並びに業務の改善及び効率化を図ることを目的として、行政手続における押印を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらは、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例改め文となります。

押印の見直しといった同じ理由による2つの条例の改正となりますので、服務宣誓条例と固定資産評価審査委員会条例の2つの条例を1つの整備条例として提案しているものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明しますので、資料3ページをご覧ください。

まず、条例第1条による服務宣誓条例の改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

宣誓書の様式の改正となります。この様式は、職員として採用されたときに署名押印する様式となっております。

様式中の「㊟」の表記を削除し、押印不要とするものでございます。

次に、資料4ページをご覧ください。

条例第2条による固定資産評価審査委員会条例の改正でございます。

第4条第4項では審査申出人が提出する審査申出書について、第8条第5項では口頭審理に係る口述書について、それぞれ押印を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願

いたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第38号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取駅西交通広場整備工事（3-1）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。まず、契約の目的ですが、熊取駅西交通広場整備工事（3-1）です。

次に、契約の方法は制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は、4億6,799万6,100円です。

契約の相手方は、大阪市中央区南本町3丁目6番6号、株式会社旭工建、代表取締役社長重里一文です。

次に、入札の経過についてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づき、令和3年4月9日に公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札を実施しました。

令和3年5月25日執行の応札業者8者による開札において同価の最低価格を提示した7者により、地方自治法施行例第167条の9の規定に基づき、くじ引で第1位から第8位までの落札候補者を決定しました。また、開札終了後、落札候補者順位が1位の株式会社旭工建について入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、落札候補者として決定し、同社から事後審査資料の提出を求め、熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところです。

次に、工事概要についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

建設工事として、熊取駅西交通広場整備に伴う東西自由通路施設整備工事、鉄骨造2階建、延床面積339.718平方メートル、エレベーター2基、階段施設1式、道路工事として熊取駅西交通広場整備工事、面積4,520平方メートル、土工1式、敷地造成工1式、植栽工296平方メートル、給水設備工1式、雨水排水設備工1式、電気設備工1式、共同溝工1式、施設設備工1式、舗装工3,786平方メートル、縁石・区画線工1式です。

次に、工期は議決日から令和4年3月25日までです。

工事施工箇所の位置図及び平面図を併せてお示ししております。

また、今回の工事では、工事施工現場が同一であり、同一の業者の施工により工期の短縮及び経費の削減を図れることから、公共下水道布設工事（R3-5）を熊取駅西交通広場整備工事（3-1）と合併工事として入札執行しました。

合併工事とは、それぞれの直接工事費を合算して諸経費を算定することにより、それぞれの工事において経費の削減を図るものです。軽減効果額として、それぞれ単独発注した場合と比較して、設計額ベースで広場工事として117万2,600円、下水道工事として404万5,800円の軽減が図られたものです。

以上で、議案第38号 工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第10 議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1）です。

契約の方法は、制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は、2億2,570万200円です。

契約の相手方は、東大阪市小若江3丁目2番17号、株式会社タナカコンストラクション、代表取締役田中秀忠です。

次に、入札結果についてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づき、令和3年4月9日付で公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札を実施しました。

令和3年5月5日執行の応札業者16者による開札において同価の最低価格を提示した15者により、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引で第1位から第16位までの落札候補者を決定しました。

また、開札終了後、落札候補者順位が第1位の株式会社タナカコンストラクションについて、入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、落札候補者として決定し、同社から事後審査資料の提出を求め、熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところ です。

次に、工事概要についてご説明します。

2ページをお開きください。

施工延長ですが371メートル、土工1式、擁壁工1式、排水構造物工1式、法面工461平方メートル、縁石工594メートル、防護柵工681メートル、舗装工3,277平方メートル、附帯工1式です。

次に、工期は議決日から令和4年3月25日までです。

工事の施工箇所的位置図、標準断面図及び施工断面図をお示ししております。

以上で、議案第39号 工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立東小学校大規模改造工事（1期）について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立東小学校大規模改造工事（1期）です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、1億2,855万2,600円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植園清美です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和3年4月20日付で指名連絡を5者に行い、令和3年5月25日執行の応札業者4者による開札において、最低価格を提示した4者において落札者をくじ引で決定しました。

次に、工事概要です。

2ページをお開きください。

工事概要として、屋根改修工事669平方メートル、外壁改修工事1,203平方メートル、内装改修工事1,437平方メートル、電気設備工事1式、機械設備工事1式、その他工事1式です。

工期は、議決日より令和3年11月26日までです。

3ページに配置図、4ページに平面図、5ページに立面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第40号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第12 議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第41号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

西保育所修繕工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、西保育所修繕工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、1億2,219万1,300円です。

契約の相手方は、大阪市平野区喜連西5丁目2番1号、株式会社大伸クリエイト、代表取締役小林大輔です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和3年4月20日付で指名連絡を5者に行い、令和3年5月25日執行の応札業者4者による開札において、最低価格を提示した3者より落札をくじ引により決定しました。

次に、工事概要です。

2ページをお開きください。

防水改修工事1,626平方メートル、外壁改修工事427平方メートル、内装改修工事1式、電気設備改修工事1式、機械設備改修工事1式、その他改修工事1式です。

工期は議決日より令和4年3月23日までで、3ページに配置図、4ページに平面図、5ページに立面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第41号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第13 議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、PCR検査熊取モデルに係る経費などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,493万9,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものとしておりますので、順次説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、認定こども園施設整備事業につきましては、民間保育所施設整備費等補助金に充当するもので、限度額を1,100万円から1,110万円に変更するものがございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきますので、8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 固定資産、目 固定資産税の滞納繰越分1,718万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に徴収猶予を行い、令和3年度に納付予定であった固定資産税の一部が令和2年度に納入されましたので、令和3年度の滞納繰越分を減額するものがございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の保育所等整備交付金134万6,000円の増額につきましては、さくらこども園の建て替え補助金について、国庫補助金交付基準額の増額に伴うものがございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,403万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の認定こども園施設整備交付金3万4,000円の減額につきましては、さくらこども園の建て替え補助金について、工事対象経費の減額によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金6,920万2,000円の増額につきましては、今回の補正による財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入のコミュニティセンター助成金330万円の増額につきましては、一般財団法人自治総合センターの助成金で、自治会の一般コミュニティ助成事業補助金及び消防団のヘッドライト付ヘルメット購入経費に充当するものでございます。その下、検査受診料104万円の増額につきましては、PCR検査受診料の個人負担金でございます。

次に、款 町債、項 町債、目 民生債につきましては、第2表のところでご説明申し上げた内容となります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 自治振興費の町政連絡事務事業、一般コミュニティ助成事業補助金250万円の増額につきましては、各自治会における備品等の購入に係る補助金でございます。その下、地区助成事業の地区集会所等施設整備事業補助金103万7,000円の増額につきましては、大久保地区公民館改修工事に係る補助金でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 ひとり親家庭医療助成費のひとり親家庭医療費助成事業、会計年度任用職員報酬52万2,000円の増額及びその下の期末手当22万1,000円の増額及びその下の費用弁償1万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の業務支援に伴う会計年度任用職員の任用経費でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所施設整備費等補助金146万6,000円の増額につきましては、さくらこども園建て替えに係る補助金について、国交付金の交付基準額が変更になったことなどによるものでございます。その下、児童手当事務経費、期末手当12万3,000円の増額につきましては、児童手当業務に従事する会計年度任用職員の期末手当分でございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金78万円の増額につきましては、育休代替会計年度任用職員の任用に伴う繰出金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の感染症対策事業、検査委託料239万3,000円の増額及びその下の検査機器等設備整備事業補助金174万円の増額につきましては、PCR検査熊取モデルの検査数の見込みの増によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

上から新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、会計年度任用職員報酬219万1,000円の増額及びその下、期末手当33万1,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う経費でございます。その下、個別接種協力金950万円の増額につきましては、町内医療機関に対するワクチン接種に係る協力金でございます。その下の費用弁償11万円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤分の費用弁償でございます。その下、通信運搬費82万5,000円の増額につきましては、接種協力医療機関へのワクチン配送経費でございます。その下、集団接種委託料1,575万1,000円の増額につきましては、集団接種実施回数を増やしたことなどによるものでございます。その下、予防接種クーポン券作成等業務委託料476万6,000円の増額につきましては、64歳以下の方の接種券作成等の経費でございます。その下、コールセンター業務委託料1,500万円の増額につきましては、コールセンターの体制を強化したことによるものでございます。

次に、項 清掃費、目 清掃総務費の清掃業務一般事務経費、会計年度任用職員報酬102万1,000円の増額及びその下の期末手当7万8,000円の増額につきましては、大原衛生公苑施設閉鎖の事務応援に伴い会計年度任用職員を任用する経費でございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、報償金16万3,000円の増額及びその下の消耗品費4,000円の増額及びその下の食糧費2,000円の増額につきましては、産業振興ビジョンアクションプログラムの策定に係る会議等の経費でございます。

次に、款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費の消防団運営事業、消耗品費88万7,000円の増額につきましては、消防団に配置するヘッドライト付ヘルメットの購入に係る経費でございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の外国青年英語指導助手招致事業でございますが、こちらは、本来であれば令和2年度中に新たに英語指導助手ALT2名を招致する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で来日が延期になったため、令和3年度に予算を再計上するものでございます。

まず、費用弁償25万3,000円の増額につきましては、研修会参加の旅費及び日当のほか、現在既に任用中の英語指導助手の居住変更に伴う通勤分の費用弁償の増額も含めて計上するものでございます。その下、住宅契約仲介手数料5万5,000円の増額及びその下の住宅保証金9万9,000円の増額につきましては、新たな英語指導助手の住宅に係る仲介手数料及び保証金でございます。その下、一般財団法人自治体国際化協会負担金30万円の増額につきましては、渡航費用の負担金でございます。その下、英語指導助手新規招致研修会負担金58万円の増額につきましては、研修会への参加等に係る負担金でございますが、本年度は新型コロナウイルスの防疫措置により、14日間の待機期間に係る費用なども含まれた形となっております。次に、教育情報化推進事業、通信運搬費41万8,000円の増額につきましては、GIGA端末の移動用モバイル無線ルーター回線に係る経費でございます。

次に、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、修繕料261万4,000円の増額につきましては、遊具点検の結果、危険と判断された遊具の撤去費用でございます。

その下、目 学校給食費の学校給食事業、消耗品費29万9,000円の増額及びその下の給食備品費68万2,000円の増額につきましては、給食の牛乳容器を瓶から紙パックに変更することに伴い、リサイクルのための経費として水切りかご及び水切りかご用の棚を購入する経費でございます。

次の項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、消耗品費14万3,000円の増額及びその下、給食備品費40万9,000円の増額につきましても、同じく牛乳の紙パックのリサイクルに伴う経費でございます。

続いて、項 社会教育費、目 公民館費の公民館維持管理事業、廃棄物処理委託料372万7,000円増額及びその下の廃棄物運搬委託料80万2,000円の増額につきましては、PCB含有安定器の処分に係る経費でございます。

最後に、16ページ、17ページの補正予算給与費明細書及び18ページ、地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）11ページのコミュニティ助成事業の補助金なんですけれども、各自治会で使ういろんな備品を購入するというので、たしかこれ昨年度、令和2年度、何か採択されなかったということ聞いてたんです。今年は自治振興センターから多分内示が出て今回補正予算ということなんですけれども、今までこれ、何年も続けて各39の自治会が順番に備品を買っているように思うんです。



今は39のうちどのぐらいまで回ったというか、行き届いているか教えてください。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）こちらのほうなんですけれども、3年計画で13自治会を3年かけまして、議員ご指摘のとおり令和2年度に一回りしたというところでごさいます、ご指摘のとおり、昨年度につきましては採択されなかったというよりか、どちらかといえば順番で優先順位が熊取町はちょっと低かったということで、今まで当然のように当たるように思っていたんですけれども、実はそういった大阪府内の優先順位というのがありまして、去年はたまたま当たらなかったと。また今年当たりましたので、1周終わっていますので、今度は全体的な備品購入ということで買っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

10番（田中圭介君）13ページの消防団運営事業の中でヘッドライトを購入していただいたと書いてありましたが、人数分購入していただいたんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今回は62名分の購入になっておりまして、あと残りの16は昨年度に購入、配備済みということでして、今年度でこれで全員分の配備ができるということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

10番（田中圭介君）すみません、もう一点、15ページの小学校給食事業と中学校の給食事業で牛乳が瓶牛乳から紙パックに替わる理由を教えてくださいませんか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校の牛乳につきましては、一般社団法人大阪府牛乳協会というところから納入をされているんですけれども、牛乳の製造している業者のほうの製造ラインが結構もう老朽化してきているということで、これまで段階的に瓶から紙に全部変わってきているということで、今年度1学期末をもってもう学校用の瓶の牛乳がなくなるということで、紙パックに替わるものでございます。

一定、紙パックについては家庭でもリサイクルいただいているので、学校でもいろいろアレルギーの問題とかあるんですけれども、できる学校からリサイクルにも取り組んでいただこうということで予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（二見裕子君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第14 議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の育児休業に伴い臨時的に補充するための会計年度任用職員の任用に関する人件費を補正するものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,864万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金78万円の増額につきましては、歳出における会計年度任用職員の任用に伴う人件費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の款 諸収入、項 雑入、目 雑入3,000円の増額につきましては、会計年度任用職員個人負担分の雇用保険料の増額補正でございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事務事業78万3,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う報酬65万9,000円、共済費10万5,000円、旅費、これは交通費でございます。1万9,000円の増額でございます。

10ページ以降の補正予算給与費明細書につきましては、後ほどお目通しくさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

---

（「12時00分」散会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 令和3年6月定例会会議録（第4号）

月 日 令和3年6月22日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 豊一	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 文野 慎治	6 番 鱧谷 陽子
7 番 二見 裕子	8 番 渡辺 豊子	10 番 田中 圭介
11 番 河合 弘樹	12 番 矢野 正憲	13 番 江川 慶子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 務 部 長	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 章	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
兼 道 路 課 長		兼 道 路 課 長	
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事3-1）  
議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））  
議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））  
議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）  
議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）  
議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第1号 「こども庁」設置を求める意見書

議員提出議案第2号 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年6月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

(「10時00分」開会)

---

議長(二見裕子君) なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 6月17日開催の総務文教常任委員会における議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の審議におきまして、江川委員からのさくらこども園の建て替え総事業費5億7,340万円に係る町負担額についてのご質問への答弁におきまして誤りがございましたので、この場をお借りいたしまして訂正させていただきますたく存じます。

答弁の中で町負担額につきましては約7,000万円とご答弁申し上げましたが、令和2年度分の町負担額を二重に算入してしまっており、正しくは4,203万8,000円、約4,200万円の誤りでございました。おわびの上、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

議長(二見裕子君) 本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月16日午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件、委員会提出議案として、議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の件、議会委員会条例の一部を改正する条例の件、議員提出議案として、「こども庁」設置を求める意見書の件、小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書の件、以上5件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件、委員会提出の2件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、委員会提出議案2件、議員提出議案2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第2 議案第38号 工事請負契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))の件、日程第3 議案第39号 工事請負契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事(3-1))の件、日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校大規模改造工事(1期))の件、日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について(西保育所修繕工事)の件、日程第6 議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件、以上6件を一括して議題といた

します。

本6件は、6月14日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君） それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、6月17日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（3-1））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（1期））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君） 次に、議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 工事請負契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第39号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道  
拡幅工事（3-1））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第40号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大  
規模改造工事（1期））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第41号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 工事請負契約の締結について（西保育所修繕工事）  
の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第42号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件  
を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第7 議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件は、6月14日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（渡辺豊子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託されました議案1件の審査を行うため、6月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第43号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いまして、関係条例における所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

本案件は議場審議ということでございますので、少し細かく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページは改め文となりますので、3ページ以降の新旧対照表で説明申し上げます。

当該整備条例は、3条立てにより2本の条例を改正しております。

まず、3ページの第1条、5ページの第2条で手数料条例の改正を、7ページの第3条で行政手



続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、いわゆるマイナンバー条例を改正するものでございます。

初めに、3ページの整備条例第1条による手数料条例の一部改正でございます。

こちらは、令和2年9月定例会におきまして手数料条例の一部を改正する条例を提案させていただき、手数料条例第2条の手数料の表中の10の項、マイナンバーの通知カードの再交付手数料500円を削除する改正を行い、ご可決いただいたところでございます。

しかしながら、それに伴う第3条、第4条、第5条の条文中の項ずれにつきまして、改正すべきところを失念しておりましたので、今般改めまして、右の現行を左の改正案のとおり、第3条、第4条、第5条の項ずれをそれぞれ改めるものでございます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

こちらは、整備条例第2条による手数料条例の一部改正ということで、今般の法改正の趣旨に伴いまして手数料条例を改正するものでございます。

改正内容ですが、右側、現行第2条の表10の項、個人番号カードの再交付1件800円を削除する必要が生じたことによりまして、左側の改正案のとおり同項を削除の上、1項ずつ繰り上げ、それに伴い第3条、第4条、第5条の条文中の下線部につきまして、右の現行を左の改正案のとおり、それぞれ項ずれを改めるものでございます。

参考といたしまして、条例改正の原因となります個人番号カードの再交付手数料の項を削除する理由でございますが、マイナンバー法におきまして、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、通称J-LISであることが9月1日以降明確化されることになりました。あわせて、J-LISが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ、かつ、その徴収事務を市町村長に委託することが新たに規定されました。このことから、市町村において9月1日以降は今までどおり再交付手数料を徴収いたしますが、実態といたしましてはJ-LISからの受託による徴収に変わることから、本町の手数料条例から個人番号カードの再交付手数料の項を削除する必要が生じたものでございます。

それでは、続きまして7ページのほうをお願いいたします。

こちらは、整備条例第3条による一部改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、いわゆるマイナンバー条例を改正するものでございます。

改正内容ですが、法第19条に新たに第4号が追加されたことによりまして、法を引用しております第1条及び第4条の下線部につきまして、右の現行を左の改正案のとおり、それぞれの号ずれを改めるものでございます。

参考といたしまして、号ずれの原因となります新たに追加されました法第19条第4号の概要について補足させていただきますと、転職時などにおいて従業員本人の同意を得れば、新たな使用者と転職元の使用者との間で当該従業員の個人番号を含む特定個人情報の連携提供を可能とする条文が新たに法律に追加されたものでございます。この追加により、本町条例に号ずれのみが発生するもので、条例の内容自体に影響を及ぼすものではございません。

恐れ入ります。2ページにお戻り願います。

この条例は、法施行日と同日の令和3年9月1日から施行するものでございます。ただし、先ほど説明申し上げました改正漏れを対応するための第1条につきましては、第2条が施行される9月1日までに改めておく必要がございますことから、本日ご可決いただけましたら速やかに公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）5ページのところの再交付の件なんですけれども、個人番号カードの再交付、今ざくっと説明していただいたんですが、結局J-L I Sが再発行を行うということでしたよね。でしたら、直接J-L I Sのほうに再発行する場合は請求するということなんです。もう少し説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）先ほど総合政策部長から説明がございましたように、実際の運用のところというのは、我々事務を行う職員のほう、また住民さんの手続、こちらのほうも何も変わりはありません。

これまでマイナンバーカードの発行、手数料の徴収、こういったものが法的に明確になっておらなかった中で、手数料を徴収する根拠としまして本町の手数料条例、再発行について明確に位置づけをして徴収させていただいておりましたが、今回の法改正で、先ほど説明させていただきましたようにマイナンバーカードの発行主体、また手数料の徴収の事務、こちらについてJ-L I Sのほうが行うものと明確に法で位置づけされましたので、まず本町の条例からその部分を省略させていただくという形になります。

その上で、実際J-L I Sが住民さん相手にカードを発行したりとかお金を徴収する、窓口でということは現実的には困難でございますので、事務としましてはこれまでどおり本町の住民課で行う。これを法的に法定受託事務という形で委託という形で、根拠としましては本町が受託をした上でこれまでどおりの事務処理を行うというものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。事務的には変わらないというところかと思うんですけれども、こういう形で手数料というものが条例の中で削除されることに伴いまして、その辺の住民さんへの手数料はそしたら要らなくなったのかとかいうところ、制度上の違いと実際実務上の違いというところの説明というのはどんなふうにされるんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）手続的にはこれまではこういうような手数料条例の中で明記した上でということなんですけれども、現実的には窓口ございましてとか町のホームページ、こちらのほうで各手続について書かせていただいております。ですから、今回条例からなくなって法のほうに移るんですけれども、ホームページ上に書かせていただいている内容としましては、再発行の場合の手数料云々、800円かかりますとかそういったところの周知は結局は変わりませんので、その辺で認識していただけるかと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありますか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今のJ-L I Sというところなんですけれども、ここで発行して、J-L I Sというところでどういう仕事をしはってどういう関係になるんですか、役場との関係につきまして。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）J-L I Sというのは地方公共団体のシステム機構法という、この法律に基づいて設立されている団体になってございます。要は地方公共団体が共同で運営する組織となつてございまして、マイナンバーカードに係るこういった事務を一律で地方公共団体に代わって請け負う

組織というふうになってございます。

ですから、まず一般の住民の方がマイナンバーカードの発行、申請という形になりますと、J-L I Sのほうに申請をまずやっていただきます。J-L I Sのほうでマイナンバーカードを作成しまして、実際お渡しするのは各住民さんが住まれている自治体の住民課になりますんで、本町でしたら本町の住民課のほうで発行させていただいて、先ほど言いましたように、新規でつくる場合は当然手数料というのは必要ないんですけども、再交付の場合とかでございましたら発行手数料、今回でしたら800円徴収させていただいてお預かりして、それをJ-L I Sのほうに年度末にまとめてお渡しさせていただくと、そういった流れになります。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） もう一つお聞きしたいんですけども、7ページのほうで転職時に個人番号をお互いに交換できるみたいなそういう話が、個人情報絶対にはしないというようなことは確立できているんでしょうか。

議長（二見裕子君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） こちらの7条につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、いわゆる会社を転職されたときに当然転職先と転職元で個人情報のやり取りというのができればスムーズにいけるということなんですけれども、今までは法ではそれは許されていなかったものが、今般、法の第19条第4号、ただ、これには本人の同意を得ればという大前提がございます。本人の同意を得れば、要は転職がスムーズに行くように利便性の向上という面です。それを図るために新たに19条の第4号が追加されたという、そういった法律の趣旨でございますが、ただ、この内容というのは本町のマイナンバー条例に直接影響を及ぼすのではございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君） 次に、追加議事日程第2 委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） それでは、委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、行政手続における押印廃止の動きを受け、政務活動費の手続を見直し、様式への押印を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例、改め文でございます。

内容につきましては、議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

別記様式、政務活動費収支報告書の中で、宛先の記載を「熊取町長 熊取町議会議長殿」から「報告先 熊取町長 熊取町議会議長」に改め、会派代表者の「印」の記載を削るものでございます。

前のページ、改め文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第3 委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議会委員会条例の一部を改正する条例。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、常任委員会の活動について、総務文教常任委員会の所管を改正することで、より柔軟な対応を可能とするため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会委員会条例の一部を改正する条例、改め文でございます。

内容につきましては、議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

第2条第1号、総務文教常任委員会の所管について、「総合政策部、総務部、会計課及び教育委員会に関すること」の次に、「並びに他の常任委員会の所管に属さないこと」を加え、所管事務について柔軟に対応できるように改正するものです。

前のページにお戻りください。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の議会委員会条例の規定により選任された総務文教常任委員会の常任委員は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の議会委員会条例の規定により総務文教常任委員会の常任委員として選任されたものとみなすこと及びその選任された者とみなされる者の任期は、改正前の条例の規定により選任された日からそれぞれ起算することを規定するものです。

第3項は、この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により互選された総務文教常任委員会の委員長または副委員長である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例の規定により総務文教常任委員会の委員長または副委員長として互選されたものとみなす旨、規定するものでございます。

この経過措置は、この条例改正に伴い委員会の同一性を持たせるために規定しているものでございます。

以上で、委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）休憩を求める理由を言っていていいですか。

議長（二見裕子君）はい。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま江川議会運営委員会委員長から報告があったんですが、その報告の発言の中身と実際の条例改正文と何か食い違っているところを感じましたので、ちょっと確認のために休憩を求めたいと思います。

議長（二見裕子君）ほかに賛成する方。

（「はい」の声あり）

はい、分かりました。

そうしましたら、しばらく休憩いたします。

---

（「10時42分」から「10時44分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）先ほどの議会委員会条例の一部を改正する条例の説明の一部に誤りがありました。新旧対照表の部分をもう一度説明いたします。

第2条第1号、総務文教常任委員会の所管について、「総合政策部、総務部、会計課及び教育委員会に関すること」の次に、「並びに他の常任委員会に属さないこと」を加え、所管事務について柔軟に対応できるように改正するものです。

訂正しまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（二見裕子君）本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第4号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第1号 「こども庁」設置を求める意見書の件、追加議事日程第5 議員提出議案第2号 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書の件、以上2件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第1号 「こども庁」設置を求める意見書、議員提出議案第2号 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書、以上2件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号をお開きください。

議員提出議案第1号 「こども庁」設置を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

「こども庁」設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻なわが国において、子ども達の健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国・都道府県・市区町村が協力を連携して取り組むべき課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠・出産・保育・教育・医療・福祉・児童虐待・非行いじめ・事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」の設置は、まさにこれらの諸問題の解決に資するものとする。

よって、熊取町議会は、国に対し、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1 専任の大臣のもとで強い権限を持って、子ども子育てに関する施策を一元的に所管する「こ

ども庁」を設置すること

2 自治体間での格差が生じないよう、国が主導して国・都道府県・市区町村の連携体制を構築すること

3 自治体の子ども政策を充実させるため、財政支援を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第2号をお開きください。

議員提出議案第2号 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書。

令和元年12月18日に公表された文部科学省の「平成30年度子供の学習調査」によると、学年別で小学校、中学校及び高等学校のそれぞれ第1学年において学習費総額が大きく跳ね上がり、その要因として入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る費用負担が考えられる。

国において、幼児教育の段階的無償化、義務教育段階における就学援助、高等学校等就学支援の充実などの教育費負担軽減に加え、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から私立高等学校授業料の実質無償化がそれぞれ開始されたことに伴い、大阪府が実施する「私立高等学校等授業料支援補助金制度」に係る予算200億円のうち約65億円が毎年度軽減されることとなったところであり、当該軽減された財源を活用し、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、さらなる子育て世帯の負担軽減策を拡充させていくことが極めて重要である。

そこで、大阪府が広域自治体の役割として実施している、市町村の「乳幼児医療費助成制度」に対する補助制度のように、小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を助成する市町村に対し、財政負担が大幅に軽減できるよう支援制度を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第1号「こども庁」設置を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第2号 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を創設するよう求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和3年6月定例会閉会から令和3年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和3年6月定例会閉会から令和3年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(二見裕子君)以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

とりわけ、現在新型コロナウイルス感染症により影響を受けている住民生活及び地域経済支援のため、7月1日より使用いただける熊取町地域振興券を順次郵送するとともに、円滑なワクチン接種に取り組んでいるところでございます。

今後、住民皆様の生活が健康で健やかに過ごせますようしっかりと努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康に十分にご留意の上、町政の運営並びに事務事業の



執行に際しまして引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。  
議長（二見裕子君）これをもちまして、令和3年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時01分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月22日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

坂 上 昌 史

議 員

文 野 慎 治